

筑前町給水装置工事設計施工指針

- 2025 年 -

筑前町上下水道課

略 記

「法」	= 水道法(昭和 32 年法律第 177 号)
「施行令」	= 水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)
「基準省令」	= 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令 (平成 9 年厚生省令第 14 号)
「給水条例」	= 筑前町水道事業給水条例(平成 17 年条例第 142 号)
「条例施行規則」	= 筑前町水道事業給水条例施行規則 (平成 17 年規則第 106 号)
「基準規程」	= 筑前町水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する 規程(平成 17 年公営企業管理規程第 11 号)
「主任技術者」	= 給水装置工事主任技術者
「指定工事業者」	= 筑前町指定給水装置工事事業者

— 目 次 —

1	総則	1
1.1	趣旨	1
1.2	給水装置の定義	1
1.3	給水装置の種類	1
1.4	給水工事の種類	1
1.5	給水方式	2
1.5.1	直結式	2
1.5.2	受水槽式	2
1.6	給水装置工事の給水義務と施行	2
1.7	給水装置指定工事業者及び給水装置主技術者の職務	3
1.7.1	指定工事業者の義務	3
1.7.2	主任技術者の役割	3
1.7.3	主任技術者に求められる知識と技能	3
1.7.4	基準適合品の使用等	7
1.7.5	指定工事業者による主任技術者の支援	7
1.7.6	給水装置工事記録の保存	8
1.7.7	給水装置工事の基準適合制度	9
1.7.8	給水装置工事における遵守事項	9
1.7.9	給水装置工事の概要	11
1.7.10	給水装置の管理	11
2	構造及び材質	13
2.1	法令基準等	13
2.2	基準適合品の使用と組み合わせ	18
2.3	給水装置使用材料	18
3	給水装置の設計・作図	19
3.1	準備	19

3.1.1	利害関係人の承諾	19
3.1.2	基本計画	19
3.2	計画使用水量の決定	22
3.2.1	直結直圧式給水の計画使用水量	22
3.2.2	受水槽方式給水の計画使用水量	27
3.2.3	給水管管の決定	29
3.3	給水管口径の決定	30
3.3.1	口径の決定	30
3.3.2	水理計算書の提出	32
3.3.3	メーターの性能	40
3.4	直結の禁止	41
3.5	図面の作成	42
3.5.1	基本事項	42
3.5.2	表示記号	43
3.5.3	平面図及び立体図の例	46
3.6	口径決定の計算例	47
4	給水装置の施工	59
4.1	一般事項	59
4.2	給水管の分岐	61
4.2.1	分岐の工事	61
4.2.2	分岐の制限	61
4.2.3	給水管取出し位置の確認	63
4.2.4	分岐の方法	64
4.3	管の布設	64
4.3.1	管布設工	64
4.3.2	給水管の埋設深さ	65
4.3.3	管名称等の表示	67
4.3.4	配管	68
4.3.5	鋳鉄管の配管	69

4.3.6	ビニルライニング鋼管の配管	71
4.3.7	塩化ビニル管の配管	72
4.3.8	ポリエチレン管の配管	73
4.3.9	異なる給水管の接合	74
4.4	弁類等の設置	76
4.4.1	バルブ類の設置位置	76
4.4.2	弁栓室	80
4.5	給水装置の保護	82
4.5.1	給水管と器具の保護	82
4.5.2	防食	82
4.6	水道メーターの設置	87
4.6.1	水道メーターの設置基準	87
4.6.2	メーターの設置場所及び位置	87
4.6.3	地上式メーターボックスの構造	88
4.6.4	地下式メーターボックス	89
4.6.5	メーター廻り配管	90
4.7	土工	91
4.7.1	道路掘削工事心得	91
4.7.2	床掘工	91
4.7.3	土留工	91
4.7.4	埋戻し	91
4.7.5	転圧	91
4.7.6	残土処理	91
4.7.7	仮復旧	91
4.7.8	本復旧	92
4.8	撤去工事	92
4.9	工事記録写真	92
4.9.1	撮影要領	92
4.9.2	撮影項目	93

5	受水槽設備	95
5.1	受水槽の採用条件	95
5.2	設置位置	95
5.3	構造	95
5.3.1	建築物の内部に設ける場合	95
5.3.2	建築物の外部に設ける場合	96
5.4	受水槽の容量	96
5.5	補給水量	96
5.6	付属設備	96
5.6.1	ボールタップ	96
5.6.2	越流管(オーバーフロー管)	96
5.6.3	警報装置	96
5.6.4	どろ吐き管(水抜き管)	97
5.6.5	波立ち防止	97
5.6.6	逆流防止	98
5.6.7	ポンプの位置	99
5.6.8	エアークャンバー及び立上り	99
5.6.9	空気抜き	100
5.6.10	定水位弁	100
5.6.11	その他	100
5.7	受水槽容量・給水管口径の決定	101
6	工事申込み・手続き	103
6.1	申込みにおける遵守事項	104
6.1.1	工事申込者及び指定工事業者の遵守事項	104
6.1.2	工事申込者の遵守事項	104
6.1.3	指定工事業者の遵守事項	104
6.2	給水装置工事申込み	104
6.2.1	工事の申込み	104
6.2.2	受付け	105

6.2.3	申請	106
6.2.4	給水装置の工事費の算出	106
6.2.5	散水栓の設置の制限	107
6.3	給水装置工事申込書の取扱い	107
6.3.1	申込みの成立	107
6.3.2	工事施工の承認	107
6.3.3	設計変更	107
6.3.4	申込みの取消し	107
6.4	完了	110
6.4.1	給水装置工事完了届と各種提出書類	110
6.4.2	工事写真の提出	110
6.5	提出書類一覧表	111
7	検査	115
7.1	主任技術者が行う検査	115
7.1.1	検査チェックリスト	115
7.1.2	耐圧検査	117
7.1.3	水質の確認	117
7.2	管理者が行う検査	117
8	水の安全・衛生対策	119
8.1	水の汚染防止	119
8.1.1	停滞水防止	119
8.1.2	有害薬品等の汚染防止	119
8.2	破壊防止	119
8.2.1	水撃作用防止	119
8.2.2	地盤沈下等	120
8.2.3	水路横断等	120
8.3	浸食防止	120
8.4	逆流防止	120

8.4.1	吐水口空間	-----	120
8.4.2	逆流防止装置	-----	123
8.5	凍結防止	-----	124
8.6	クロスコネクションの防止	-----	125

— 参 考 資 料 I —

1	給水管及び継手	-----	127
1.1	鋼管	-----	127
1.1.1	硬質塩化ビニルライニング鋼管	-----	127
1.1.2	耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	-----	127
1.1.3	ポリエチレン粉黛ライニング鋼管	-----	127
1.2	ステンレス鋼鋼管	-----	127
1.3	硬質塩化ビニル管	-----	128
1.3.1	硬質塩化ビニル管	-----	128
1.3.2	耐衝撃性硬質塩化ビニル管	-----	128
1.3.3	耐熱性硬質塩化ビニル管	-----	128
1.4	ポリエチレン管	-----	128
1.5	銅管	-----	128
1.6	ダクタイル鋳鉄管	-----	129
1.7	その他の管	-----	129
1.7.1	架橋ポリエチレン管	-----	129
1.7.2	ポリブデン管	-----	129
2	給水用具	-----	129
2.1	分水栓	-----	129
2.2	止水栓	-----	129
2.3	給水栓	-----	130
2.4	ミキシングバルブ	-----	130
2.5	減圧弁及び定流量弁	-----	131
2.6	逃し弁	-----	131
2.7	空気弁及び吸排気弁	-----	131

2.8	ウォータークーラー	131
2.9	湯沸器	131
2.10	浄水器	132
2.11	節水型給水器具	132
2.12	水道メーター	133
3	維持管理	134
3.1	維持管理と点検	134
3.2	漏水の点検	134
3.3	給水用具の故障と修理	134
4	異常現象と対策	135
4.1	水質の異常	135
4.1.1	異常な臭味	135
4.1.2	異常な色	135
4.1.3	異物の流出	136
4.2	出水不良	136
4.3	水撃	136
4.4	異常音	136
5	事故原因と対策	137
5.1	汚染事故の原因	137
5.1.1	クロスコネクション	137
5.1.2	逆流	137
5.1.3	埋設管の汚水吸引	137
5.2	凍結事故	137
6	基準適合品の確認	138
6.1	自己認証品の確認方法	138
6.2	第三者認証品の確認方法	139
7	水道用ポリエチレン1種二層管による施工について	141
7.1	適用範囲	141
7.2	施工範囲	141
7.3	構造及び材質	141

7.4	配管方式	141
7.4.1	道路の配管	141
7.4.2	宅地内の配管	142
7.5	メーター廻りの配管と地上式メーターボックス	143
8	その他	143
8.1	道路掘削、占用及び埋戻し	143
8.1.1	道路掘削、占用について	143
8.1.2	施工上の注意	144
8.1.3	仮復旧及び本復旧工法	145
8.1.4	路面復旧面積	146
8.2	現場管理	147
8.3	舗装復旧タイプ別構造図	148

— 参 考 資 料 Ⅱ —

筑前町水道事業給水条例	151
筑前町水道事業給水条例施行規則	160
筑前町水道指定工事業者に関する要綱	176
筑前町水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程	193
筑前町水道事業配水管の私道への設置規程	195
筑前町水道事業配水管布設工事の負担金に関する規程	203
筑前町水道事業受水槽以下の装置を使用する共同住宅等の各戸検針・料金徴収に関する規則	206
受水槽以下共同住宅の各戸検針・料金徴収に関する取扱基準	209
受水槽以下装置の設置基準	211
小規模貯水槽水道給水施設の衛生管理指導要領	217
筑前町水道事業給水装置内線部の既設管使用基準	218
漏水に係る水道料金減免基準	220
筑前町水道指定工事業者の違反に係る取扱い要領	224
様式：給水装置工事設計書	230
様式：計画・竣工図	231

様式：給水装置工事完了届	233
様式：竣工調書	234
水道法(抄)	235
水道法施行令(抄)	244
水道法施行規則(抄)	246
給水装置の構造及び材質の基準に関する省令	253
建築基準法施行令(抄)	262
建築物における衛生的環境の確保に関する法律(抄)	264
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(抄)	265
建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(抄)	267

1 総 則

1 総則

1 総則

1.1 趣旨

この基準は、法、施行令、施行規則及び給水条例、施行規程、基準規程に基づき、給水装置工事の適正な施行を図るために必要な事項を定めるものとする。

1.2 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水器具をいう。(法第3条第9号)

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、管理者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管、又は他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ゴムホース等、容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。ビル等でいったん水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下はこれに当たらない。しかし、構造上や衛生面から見ても、給水装置と同様に重要な施設であるので受水槽以下の装置についても給水装置に準じて取扱うものとする。

なお、給水装置を公道内に埋設する場合や、受水槽以下装置等については、道路関係法や建築基準法等の適用を受けるので、関係法令や条例に定められた事項を守らなければならない。

1.3 給水装置の種類

給水装置は、次の3種とする。(給水条例第4条)

① 専用給水装置

1世帯又は1事業所で専用するもの

② 共用給水装置

町長が特に認めた2世帯以上が共同で使用するもの

③ 私設消火栓

消防用に使用するもの

1.4 給水工事の種類

① 新設工事

新たに給水装置を設置する工事。

② 改造工事

給水管の増径、管種変更、給水栓の増設など、給水装置の原型を変える工事。

③ 修繕工事

法第16条の2第3項の国交省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので、原則として、給水装置の原型を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事。

給水装置の軽微な変更(施行規則第13条)

法第16条の2第3項の国交省令で定める給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこ

1 総則

ま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配管を伴わないものに限る。)をいう。

④ 撤去工事

給水装置を配水管、又は他の給水装置の分岐から取り外す工事。

1.5. 給水方式

1.5.1 直結式

① 給水装置の末端給水栓まで配水管の直圧により給水する方式である。

② 直結式の採用条件

配水管の水圧及び水量が十分で常時円滑な給水が可能な場合で受水槽方式以外の場合。

1.5.2 受水槽式

① 受水槽を設け、水をいったんこれに貯めてから給水する方式である。

② 受水槽式の採用条件

ア 常時一定の水圧を必要とする箇所

イ 給水の制限又は停止がなされた場合でも一定の保安用水又は業務用水等を必要とする箇所

ウ 化学薬品工場又はメッキ工場その他事業活動に伴い水を汚染するおそれのある箇所

エ 一時に多量の水を必要とする場合

オ 3階以上の高さの建物に給水する場合

カ 断、減水時でも、一定量の保安用水、業務用水を必要とする場合

キ その他管理者が必要と認める場合

※地上の階数が3以上の部分に給水栓を設置する建築物及び一時に多量の水を使用する箇所その他管理者が必要と認める箇所には、受水槽を設置しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

1.6 給水装置工事の給水義務と施行

① 給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の2第1項の指定をした者が施行する。(給水条例第9条)

② 管理者は、事業計画に定める給水区域内の需要者からの給水契約の申し込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。(法第15条第1項)

③ 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。(給水条例第6条第1項)

④ 町長は、前項の申込みについて必要があると認めたときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。(給水条例第6条第2項)

⑤ 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)第 5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。(給水条例第34条第1項)

1.7 給水装置指定工事業者及び給水装置主任技術者の職務

1.7.1 指定工事業者の義務

指定工事業者は、法及び施行規則に定められた事業の運営の基準を遵守しなければならない。これに、違反した場合は、指定の取り消し又は効力の停止の処分を受けることがある。（法第25条の11）

- ① 事業所から選任した主任技術者のうちから、給水装置工事ごとに主任技術者を指名し、その者に施行した工事の

ア 工事申込者の氏名又は名称

イ 工事場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ 完成配管図面

カ 使用した給水管及び給水器具の名称、適合確認書等の記録

を作成し、3年間保存することが義務付けられている。（法第25条の4第1項、施行規則第36条第6項）

- ② 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取出口から町メーターまでの工事を施行しようとする場合は、配水管及び他の埋設物に変形、破損等を生じさせないように適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させなければならない。（施行規則第36条第2項）

指定工事業者は、給水装置工事（軽微な変更は除く。）を施行することができる唯一の施工者であり、その工事が公衆衛生上の向上と生活環境の改善に寄与していることを自覚し、施行される給水工事に対して責任を持って対処することが必要である。

1.7.2 主任技術者の役割

- ① 主任技術者は、調査段階から検査段階に至るそれぞれの段階に応じて、給水装置工事の適性を確保するための技術の要としての役割を十分に果たさなければならない。
- ② 主任技術者は、構造・材質基準に適合し、かつ、発注者が望む給水装置工事を完成させるために、工事現場の状況、工事内容、工事内容に応じて必要となる工種及びその技術的な難易度、関係行政機関等との間の調整と手続きなどを熟知していなければならない。
- ③ 主任技術者は、適切な技能を有する者等、給水装置工事に従事する従業員等に対し施行する給水装置工事に関する技術的な指導監督を十分に行うとともに、それらの関係者間のチームワークと相互信頼関係の要とならなければならない。

1.7.3 主任技術者に求められる知識と技能

- ① 給水装置工事は、工事の内容が人の健康や安全に直結した給水装置の装置又は変更の工事であることから、給水装置の選択や工事の施工が不良であれば、その給水装置によって水道水の供給を受ける利用者のみならず、管理者の配水管への汚水の逆流の発生などにより公衆衛生上大きな被害を生じさせるおそれもあるので、衛生上十分な注意を要する工事である。
- ② 給水装置工事は、布設される給水管や弁類などが地中や壁中に隠れてしまうので、施工の不良を発見することも、それが発見された場合の修繕も容易ではないという特殊性がある工事である。
- ③ 主任技術者は、常に、水道が町民の健康・安全の確保に欠くことができないものであるという基本認識を忘れ

1 総則

ずに業務に携わることが必要であり、給水装置の構造・材質基準や給水装置工事技術などについての専門的な知識と経験を有していることが求められる。

- ④ 給水装置工事は、現場ごとに発注者から目標品質が定められる「受注生産」であり、また「現場施工」であることなどの建設工事としての特殊性があり、個々の現場や必要となる工種に応じた工事計画の立案や品質管理などを適切に行わなければならない。
- ⑤ 主任技術者には、調査段階から検査段階に至るまでのそれぞれの段階に応じて、次のような職務を確実に実施できるような、様々な専門的な知識及び技能が求められる。

ア 調査段階

a 事前調査

- i 給水装置工事の現場について十分な事前調査を行い、現場の状況に応じて適正な施行計画等を策定し、工事の難易度にあわせて熟練した配管技能者等を配置・指導し、工程管理・品質管理・安全管理などを確実に行わなければならない。
- ii 地形、地質はもとより既存の地下埋設物の状況等について事前調査を十分に行い、それによって得られた情報を給水装置工事の施行に確実に反映させなければならない。
- iii 事前調査においては、必要となる官公署等の手続きを漏れなく確実に行うことができるように、管理者の供給規程の他、関係法令等を調べたり、法に基づく給水装置の構造・材質基準に定められた油類の浸透防止、酸・アルカリに対する防食、凍結防止などの工事の必要性の有無を調べることも必要となる。

b 管理者等との調整

- i 管理者は、法第14条に基づき、給水条例等の供給規程を定めている。
- ii 供給規程には給水区域内の需要者が行う給水契約の申込みの手続きなどを定めている。
- iii 給水装置工事を施行しようとするときは、管理者との間で、供給規程及びそれに基づいて定められている細則などにより、給水装置工事の施行の内容、計画等について、あらかじめ打合せることが必要である。
- iv 道路の下の配水管工事については、工事の時期、時間帯、工事方法などについて、あらかじめ管理者や道路管理者などの承認や指示を受けることが必要である。

イ 計画段階

a 給水装置、機材の選定

- i 給水装置工事の適性を確保するためには、構造・材質基準に定められた性能基準に適合した給水管や給水用具を使用することが必須である。
- ii 主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、基準に適合していることが確認できる給水管や給水用具の中から、現場の状況にあったものを選択しなければならない。
- iii 現場によっては、施主等から、工事に使用する給水管や給水用具を指示される場合があるが、それらが基準に適合していないものであれば使用せず、使用できない理由を明確にして施主等と協議調整しなければならない。
- iv 管理者の施設である配水管に給水管を接続する工事について管理者による使用機材・工法等の指示がある場合は、それに従わなければならない。
- v 管理者は、地震により被災した場合の応急復旧を迅速に行うことなどを目的として、供給規程等にお

1 総則

いて道路下の部分の給水管や給水用具の構造・材質を制約しているので、その規制に適合した製品を用いなければならない。

b. 工事方法の決定

- i 給水装置工事は、給水管や給水用具からの汚水の吸引や逆流、外部からの圧力による破壊、酸・アルカリによる浸食や電食、凍結などが生ずることがないように、構造・材質基準に定められた給水システムに係る基準を必ず満足するように行わなければならない。
- ii 弁類や継手、給水管の末端に設ける給水用具の中には、現場の条件によっては使用に適さないものもあるので、それぞれの仕様や性能、施工上の留意事項を熟知したうえで給水装置工事に用いなければならない。

c 必要な機械器具の手配

- i 給水装置工事には、配水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。
- ii 使用する材料にも金属製品や樹脂製品などの様々なものがあり、さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は一様ではない。
- iii 工種や使用材料に応じた適性な機械器具を判断し、施工計画の立案に反映し、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

d 施工計画、施工図の作成

- i 給水装置工事は、建築物の建築の工程と調整しつつ行うことになるため、事前調査の際に得られた情報などに基づき、給水装置工事を無駄や無理のない段取りによって施工しなければならない。また、工事の品質を確保するうえで必要な給水装置工事の工程に制約が生じるようであれば、それを建築工程に反映するように協議調整しなければならない。
- ii 給水装置工事を予定の期間内で迅速かつ確実に行うため、現場作業にかかる前にあらかじめ詳細な施工計画、施工図を作成しておき、工事従事者に周知徹底しておくことなどの措置を講じなければならない。

ウ 施工段階

a 工事従事者に対する技術上の指導監督

- i 給水装置工事は、様々な単位工程の組み合わせであり、それらの単位工程のなかには難度の高い熟練した技術力を必要とするものも多い。
- ii 主任技術者は、行おうとする工種と現場の状況に応じて、工種品質を確保するために必要な能力を有する配管者などの配置計画をたてるとともに、それぞれの工事従事者の役割分担と責任範囲を明確にしておき、品質目標に適合した工事が行われるよう、随時工事従事者に対する適切な技術的指導を行わなければならない。
- iii 配水管と給水管の接続工事や道路の下の配水管工事については、適切な工事が行われなかった場合には水道施設を損傷したり、汚水の流入による広範囲にわたる水質汚染事故を生じたり、公道部分における漏水で道路の陥没などの事故を生じさせたりすることがあるので、十分な知識と熟練した技能を有する者に工事を行わせるか、又は実地に監督させるようにしなければならない。

1 総則

b 工程管理、品質管理、安全管理

- i 施工段階における工程管理、品質管理は主任技術者が職務として行う給水装置工事の技術上の管理のうち、根幹的なものである。
- ii 主任技術者は、調査段階、計画段階に得られた情報に基づき、また、計画段階で関係者と調整して作成した施工計画に基づき、最適な工事工程を定めそれを管理しなければならない。
- iii 給水装置工事の品質管理は、工事の発注者に対して、あらかじめ契約書などで約束している給水装置を提供するために必要不可欠なものである。
- iv 主任技術者は、職務として、給水装置の構造及び材質が基準に適合していることの確認を行わなければならない。そのためには、竣工時の検査の実施のみならず、自ら、又は信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、工程ごとの工事品質の確認を励行しなければならない。
- v 工事の実施にあたっては、例えば配水管の穿孔を慎重に行って破損しないようにすること、給水管の管端から土砂が入らないようにすること、樹脂管接続箇所の節水部分に接着剤が付着しないようにすることなど、水の汚染や漏水が生じることがないように工事の品質管理を行わなければならない。
- vi 工事を実施する上での安全管理も重要な職務である。安全管理は、工事従事者の安全の確保がある。後者のうち、特に道路の下に配管工事については、道路工事を伴うことから通行者の安全の確保及びガス管や電線、電話線などの保安について万全を期する必要がある。

c 工事従事者の健康の管理

- i 水道は、人の飲用に適する水を供給するものであり、管理者は浄水施設における消毒や職員の健康診断の実施など、水道水の衛生の確保には十分に注意を払いつつ配水している。
- ii 給水装置は、管理者の配水管に直結して設けられるものであり、給水装置を流れる水は配水管の中の水と一体のものである。また、例えば主配管から分岐して便所に給水する部分の給水装置であっても、その中を流れる水は台所から供給される水と一体のものである。
- iii 給水装置工事の実施にあたっては、どのような給水装置の工事であっても、水道水を汚染しないように十分に注意しなければならない。
- iv 主任技術者は、工事従事者の健康状況にも注意し、病原体がし尿に排泄される赤痢等の保菌者が給水装置工事に従事することにより水道水が汚染されるといった事態が生じないように管理しなければならない。

エ 検査段階

a 工事の竣工検査

- i 主任技術者は自ら、又はその責任のもと信頼できる現場の工事従事者に指示することにより、適正な竣工検査を確実に実施しなければならない。
- ii 竣工検査は、新設、改造、修繕、撤去等の工事を行った後の給水装置が、給水装置の構造・材質基準に適合しているものになっていることを確認し、水道の利用者に提供するための最終的な工事品質確認である。
- iii 指定工事業者は、発注者の信頼を確保できてこそ業務を発展させられるものであり、適正な竣工検査の実施は、そのためにも重要な工程である。

b 管理者が行う検査の際の立会い

- i 管理者は、法に基づき、日の出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受

1 総則

ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。

- ii 管理者は、検査を行う給水装置について給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、その工事を施行した事業所の主任技術者を検査に立ち合わせることを求めることができる。
- iii 立ち会いの際には、主任技術者は、施行した給水装置工事の内容について管理者に説明し、給水装置が構造・材質基準に適合していることについて管理者の納得を得ることになる。

1.7.4 基準適合品の使用等

平成9年3月の施行令改正等により、法第16条に基づく給水装置の構造・材質基準が明確化、性能基準化された。この改正に伴い、給水装置の用いる給水管や給水用具の製造者は、自ら製造過程の品質管理や製品検査を適性に行い、構造・材質基準に適合する製品であることを自ら認証する(自己認証)ことが基本となった。

- ① 指定工事業者は、給水装置工事に使用しようとする製品について、その製品の製造者に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を使用しなければならない。
- ② 給水装置に用いる製品が構造・材質基準に適合していることを認証することを業務とする第三者認証機関によって、その認証済マークが表示されている製品もある。
- ③ 主任技術者は、指定工事業者が行う給水装置工事の技術力の要であり、工事した給水装置が構造・材質基準に適合するようにするために、工事の技術上の管理や基準適合性の確認などの職務を誠実に行わなければならないことが法に定められている。
- ④ 主任技術者は、給水装置の構造・材質基準を熟知し、工事に用いようとする給水管や給水用具が基準に適合しているものであること、工事の実施方法が基準に適合した給水装置とするうえで適正なものであることについて技術的な判断を行わなければならない。
- ⑤ 仮に施主が使用を希望する給水用具であっても基準に適合していないものであれば、それを使用しないことについて自ら又は営業担当者等を通じて施主に説明して理解を得なければならない。基準適合性が不明である場合には、国交省告示に定められている試験方法による試験を行うことができる試験所や第三者認証機関などに製品試験を依頼することなどにより、科学的な判断を行わなければならない。
- ⑥ 給水装置工事には、配水管と給水管の接合、管の切断・接合、給水用具の給水管への取り付けなどの様々な工種がある。また、使用する材料にも金属製品や樹脂製品など様々なものがある。さらに金属や樹脂も、その種類によって施工方法は様々ではない。主任技術者は、工種や使用材料に応じた適正な機械器具の種類を判断し、施工計画に反映するとともに、現場の施工に用いることができるように手配等を行わなければならない。

1.7.5 指定工事業者による主任技術者の支援

- ① 給水装置工事を適性に行い、法に基づく構造・材質基準に適合した給水装置を施主に提供するためには、指定工事業者は給水装置工事の現場ごとに指名した主任技術者がその職務を十分に遂行できるようにしなければならない。
- ② 主任技術者が資料に基づいて構造・材質基準に適合していないことを指摘している給水用具について、指定工事業者が経営上の観点からその使用を強制するというようなことにでもなれば、主任技術者はその現場の給水装置を構造・材質基準に適合させるようにすることが不可能となる。
- ③ 給水装置工事に従事する職員や、使用する機械器具についても、指定工事業者は主任技術者の職務が円

1 総則

滑に遂行できるように支援しなければならない。一方、主任技術者は常に技術の研鑽に努めることなどによって、現場の実情等の技術的情報を指定工事業者に十分伝わるように努める必要がある。

1.7.6 給水装置工事記録の保存(施行規則第36条第1項第6号)

- ① 指定工事業者は、施行した給水装置工事の施主の氏名又は名称、施工場所、施工年月日、その工事の技術上の管理を行った主任技術者の氏名、竣工図(給水設計書写し等)、使用した材料のリストと数量、工程ごとの構造・材質基準への適合性確認の証明及び成績表等、竣工検査の結果についての記録を整理し、3年間保存しなければならない。
- ② 記録については特に様式が定められているものではない。従って、管理者に給水装置工事の施行を申請したときに用いた申請書に記録として残すべき事項が記載されていれば、その写しを記録として保存することもできる。また、電子記録を活用することもできるので、事務の遂行に最も都合がよい方法で記録を作成して保存すればよい。
- ③ 記録の作成は、施行した給水装置工事について指名された主任技術者に行わせることになるが、主任技術者の指導・監督のもとで他の従業員が行ってもよい。
- ④ 主任技術者は、上記の事項以外に、個別の給水装置工事ごとに、その調査段階で得られた技術的情報、施工計画の作成にあたって特に留意した点、配管上特に工夫したこと、工事を実施した配管技能者等の氏名、工程ごとの構造・材質基準への適合に関して講じた確認・改善作業の概要などを記録に止めておくことが望ましい。そのような日常的な努力が技術力の向上につながる事となる。
- ⑤ 主任技術者は、給水装置工事を施行する際に生じた技術的な疑問点などについては、それが構造・材質基準に適合させるために解決することが必要な事項ではないとしても、できるだけ早く確認したうえで、工事の技術力の向上に活用していくことが望ましい。

1 総則

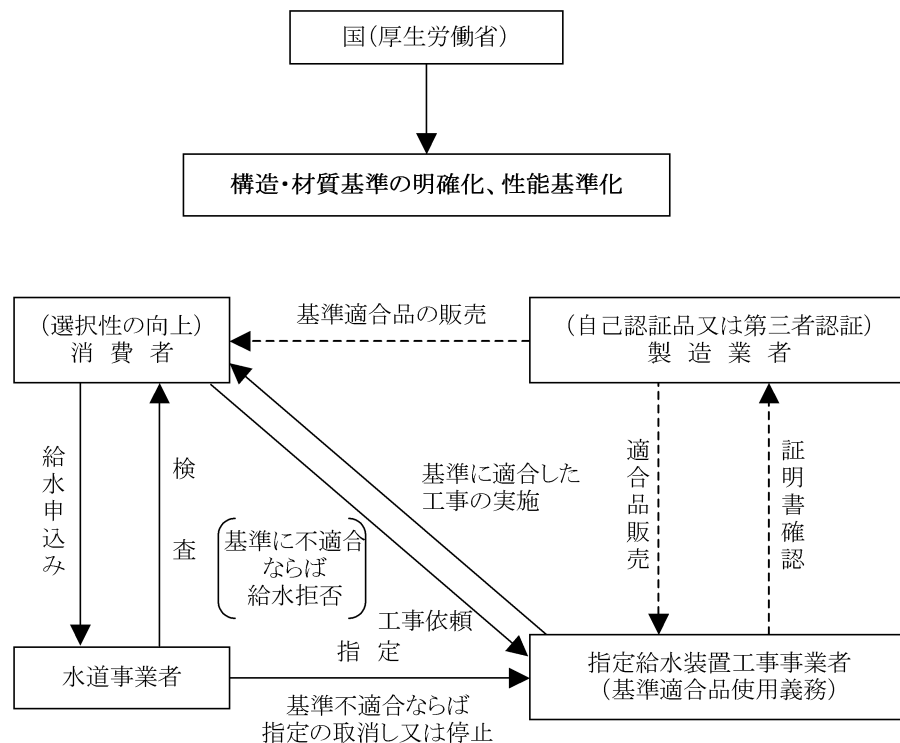
1.7.7 給水装置工事の基準適合制度

水道事業者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定のさだめるところにより、その者の給水契約の申し込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。（水道法第16条）

この制度は、製造・販売業者が自己認証又は第三者認証により基準適合を証明し、さらに、基準適合品を使用して施行する義務がある指定事業者又は主任技術者は、この基準適合を確認する必要がある。

～基準適合性の証明方法～

給水管及び給水用具の基準適合性の証明方法は、日本工業規格（JIS 規格）、日本水道協会規格（JWWA）等に基づき構成される。検査合格品証等については、製造業者、販売業者自ら基準の適合性を証明する「自己認証」と、製造業者等が中立的な第三者の認証機関が基準適合を証明し、認証マークを製品等に表示することを認める「第三者認証」がある。



1.7.8 給水装置工事における遵守事項

給水装置工事における遵守事項は、次のとおりである。

① 給水装置工事の申込み

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。（給水条例第6条第1項）

② 工事費の負担

給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。（給水条例第7条第1項）

1 総則

町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。工事に要する費用は、町の負担とし、当該工事により不用となった資材は、町の所有とする。(給水条例第 12 条)

③ 施行者

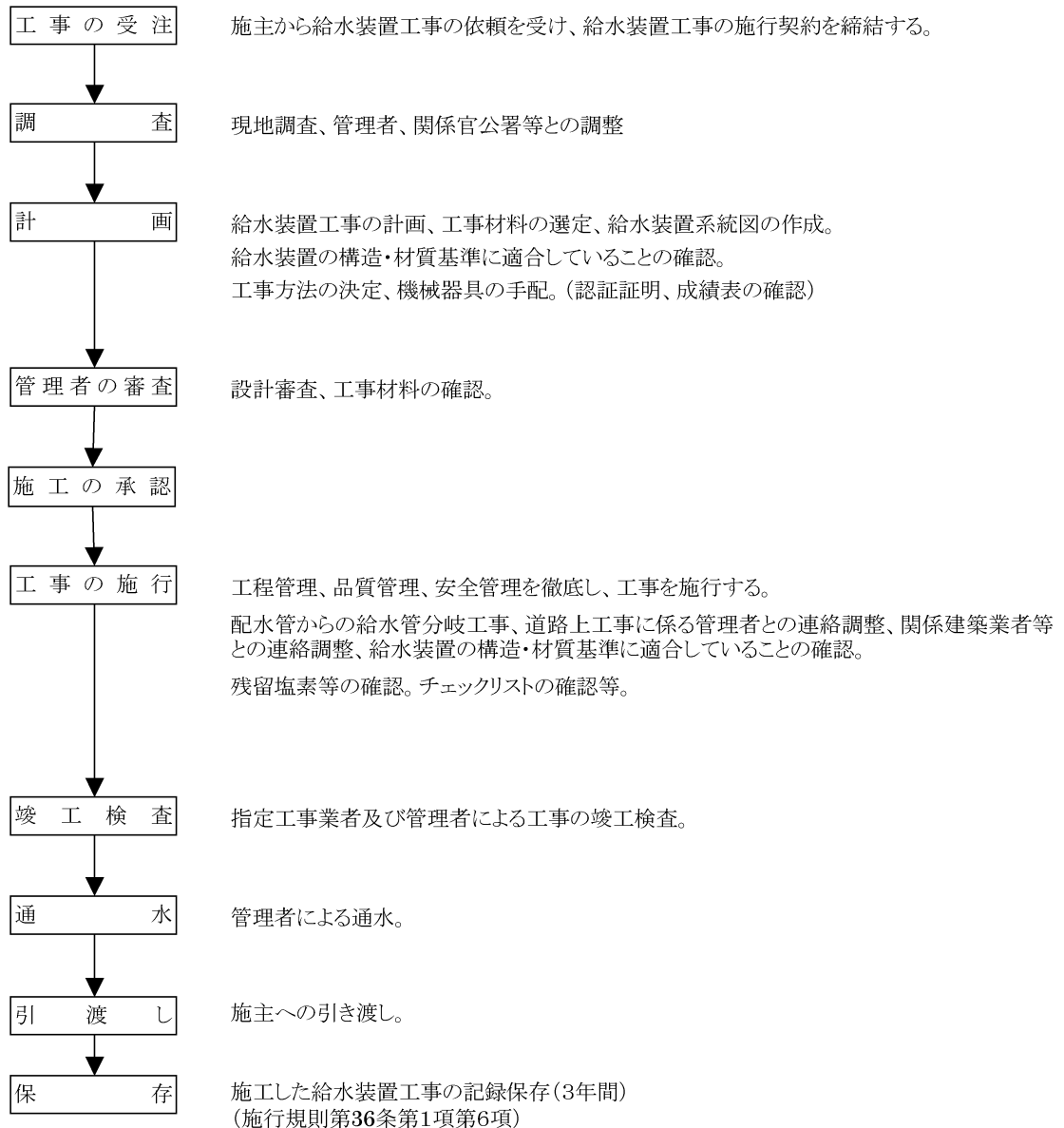
給水装置工事は、町長又は町長が法第 16 条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。(給水条例第9条第1項)

④ 構造及び材質

給水装置の構造及び材質は、施行令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していなければならない。ただし、配水管の取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水装置の構造及び材質については、町長が別に定める基準に適合していなければならない。(給水条例第 10 条)

1.7.9 給水装置工事の概要

指定工事業者が施行する給水装置工事の全体的な流れは、次のとおりである。



1.7.10 給水装置の管理

水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、町長に届け出なければならない。（給水条例第 21 条第1項）

2 構造及び材質

2 構造及び材質

2.1 法令基準等

給水装置は、配水管と機構的に一体をなしているので、水撃作用や水の逆流による汚染等は、他の多くの給水装置にまで悪影響を及ぼすおそれがある。従って、給水装置の構造及び材質は、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、法及び施行令に定める基準に適合しているものでなければならない。

給水装置の構造及び材質について法令等の規定は次のとおりである。

① 法第16条(給水装置の構造及び材質)

水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規定の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間そのものに対する給水を停止することができる。

② 施行令第5条(給水装置の構造及び材質の基準)

法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は次のとおりとする。

一 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から**30cm**以上離れていること。

※分岐位置の間隔は、給水管の取り出し穿孔による管体強度の減少を防止すること及び給水装置相互間の水の流量に及ぼす影響を防止するためである。

二 配水管の取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。

※水の使用量に比して著しく過大な口径は、給水管内の水の停滞による水質の悪化を招くおそれがあるもので、これを防止するためである。

三 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。

※配水管の水を吸引するようなポンプとの連結を禁止して、吸引による水道水の汚染、他の需要者の水使用の障害等を防止するためである。

四 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。

※水圧、土圧等の諸荷重に対して十分な耐力を有し、使用する材料に起因して水が汚染されるものではなく、また、不透物質の材料によりつくられたものであり、継目等水が漏れ、又は汚水が吸引されるおそれがないものでなければならない。

五 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

※地下に一定以上の深さに埋設し、埋設しない場合は管巻立等の防護工事を施し、また、特殊な土壤等による侵食のおそれがあるときは、特別の対応を施す等、給水装置の破損によって水が汚染され、又は漏れるおそれがないように防護措置を講じなければならない。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。

※専用水道、工業用水道等の水管その他の設備と直接連結してはならないとするものであり、直接連結する給水管及び給水用具は全て給水装置の一部となって本条の構造、材質の基準が適用されることとなるのであり、この規定は、給水装置以外の水管及び「給水用具」でない設備と直接に連結することを禁止した規定である。

七 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

2 構造及び材質

※水槽、プール、流し等に給水する給水装置にあつては、装置内が負圧になった場合に貯留水等が逆流するおそれがあるので、それらと十分な吐水口空間の保持、又は有効な逆流防止装置を具備する等水の逆流防止の措置を講じなければならない。

前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国交省令で定める。

③ 基準省令の概要

基準省令において定めている技術的細目は、施行令第5条の各号列記の基準項目すべてについて定めたものではなく、当該基準項目のうち技術的細目を必要とするものについて定めたものである。

ア 耐圧に対する基準(第1条)

施行令第5条第1項第4号の「水圧に対し充分な耐力を有するものであること」及び「水が漏れるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。

- a 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。次のイにおいて同じ。)に一定の静水圧(1.75Mpa)を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
- b 給水装置の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。
- c 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができること。

ア 浸出等に関する基準(第2条)

施行令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」についての技術的細目を次のように定めている。

- a 飲用に供する水を供給する給水装置は、供試品からの金属等の浸出が基準値以下であること。
- b 給水装置は、末端部に排水機構が設置されているものを除き、水が停滞する構造でないこと。
- c シアン等の水の汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して給水装置を設置しないこと。
- d 油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が浸透するおそれがない材質のもの又は適切な防護措置が講じられていること。

イ 水撃限界に関する基準(第3条)

施行令第5条第1項第5号の「破壊を防止するための適当な措置が講じられていること」についての技術的細目として、水栓その他水撃作用を生じるおそれのある給水用具は、一定の流速又は動水圧条件において止水機構を急閉止した際に生じる水撃作用による上昇圧力が一定以下となるものであるか、又は、水撃防止器具を設置すること等の水撃防止措置が講じられているものでなければならないことを定めている。

ウ 防食に関する基準(第4条)

施行令第5条第1項第5号の「侵食を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。

- a 酸又はアルカリによる侵食のおそれのある場所に設置されている給水装置は、それらに対する耐食性材質のものであるか。又は適切な侵食防止措置が講じられていること。
- b 漏えい電流による侵食のおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製のものであるか、又は適切な電気防食措置が講じられていること。

エ 逆流防止に関する基準(第5条)

施行令第5条第1項第4号の「水が汚染されるおそれがないものであること」及び同条第1項第7号の「水の

2 構造及び材質

逆流を防止するための適切な措置が講ぜられていること」についての技術的細目を次のように定めている。

- a 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、一定の逆流防止性能を有する減圧式逆流防止器、逆止弁等の給水用具が水の逆流を防止することができる位置に設けられ、又は一定以上の吐水口空間が確保されていること。
- b 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、一定以上の吐水口空間が確保され、当該場所の水管等と分離すること等により、適切な逆流防止措置が講じられていること。

オ 耐寒に関する基準(第6条)

施行令第5条第1項第5号の「凍結を防止するための適当な措置が講ぜられていること」についての技術的細目として、屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置であって、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止措置が講ぜられていないものについては、次のように定めている。

- a 減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部の弁を除く。以下「弁類」という。)は一定回数の開閉操作後、一定の低温条件下で保持した後通水したとき、基準省令に規定する耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有すること。

カ 耐久に関する基準(第7条)

頻繁な開閉作動を繰り返すうちに弁類の耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能に支障が生じること防止するための基準であり、弁類は一定回数の開閉操作後、基準省令に規定する耐圧性能、水撃限界性能及び逆流防止性能を有すること。

④ 給水条例第10条(給水管及び給水用具の指定)

町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

⑤ 基準規定

ア 給水装置の構造(第2条)

給水装置の構造は、次に定める基準に適合したものでなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター給水栓及びこれらに附属する用具を備えること。
- (2) 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用を考慮し、かつ、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとする。
- (3) 給水管は、口径 250 ミリメートル以下の配水管から分岐するものとする。
- (4) 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口又は配水管の接合箇所から30センチメートル以上の間隔をとり、配水管中の異形管には、取付口を設けないこと。
- (5) 道路部分の給水管口径は、20ミリメートル以上とすること。

2 構造及び材質

イ メーターまでの給水管の埋設の深さ(第3条)

給水管の埋設の深さは次のとおりとする。

道路種別 \ 口径	口径 40 ミリメートル以上の 管の場合	口径 40 ミリメートル未満の 管の場合
宅地内	60 センチメートル以上	30 センチメートル以上
私道	町長の指示する深さ	
国・県・町道	当該道路管理者の指示する深さ	

ウ メーターの設置(第4条)

メーターは、次により設置しなければならない。

- (1) メーターは、原則として給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。
ただし、町長が特に認めた場合には、給水管より小口径のものを使用することができる。
- (2) メーターの設置位置は、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、破損のおそれがない箇所とする。

エ 給水装置の保護(第5条)

給水装置は、次による保護措置を講じなければならない。

- (1) 給水管が側溝、暗きょ等を横断するときは、その施設の下に埋設すること。ただし、やむを得ず横架するときは、給水管が損傷しないような措置を講じ、かつ、高水位以上の高さに布設すること。
- (2) 便槽又は素堀側溝等汚染のおそれのある場所に給水管を接近して布設するときは、管理者が指示する保護工を施すこと。
- (3) 給水管が軌道下を横断する場合は、コンクリート管等の被覆管を用いて布設すること。
- (4) 給水管が電食、酸、アルカリ等により侵食のおそれがある箇所には、適当な防護装置を施すこと。
- (5) 給水装置の露出部で凍結のおそれがある箇所には、必要な防寒装置を施すこと。

オ 給水装置の材料(第6条)

給水装置に使用する材料、器具等は、使用前に町長の承認を受けなければならない。

なお、メーターまでの給水装置の材料は表 2-1-1 のとおりである。

2 構造及び材質

表 2-1-1 管理者が指定する給水装置の材料

	種 類	口 径 (mm)					規 格
管 類	ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 管	75	100	150			JWWA G113
	配 水 用 ポ リ エ チ レ ン 管	75	100	150			JWWA K144
	硬 質 塩 化 ビ ニ ル ラ イ ニ ン グ 鋼 管	13	20	25	40	50	JWWA K116
	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	13	20	25	40	50	JIS K6742
	耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	13	20	25	40	50	JIS K6742
	ゴ ム 輪 型 耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管	(40)	50				JWWA K129
	ポ リ エ チ レ ン 管 1 種 2 層 管	13	20	25	40	50	JIS K6762
	ス テ ン レ ス 鋼 管	13	20	25	40	50	JWWA G115
異 形 管	ダ ク タ イ ル 鋳 鉄 異 形 管	75	100	150			JWWA G114
	配 水 用 ポ リ エ チ レ ン 管 継 手	75	100	150			JWWA G145
	ラ イ ニ ン グ 鋼 管 用 管 端 防 食 継 手	13	20	25	40	50	JIS K150
	硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 継 手	13	20	25	40	50	JIS K6743
	耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 継 手	13	20	25	40	50	JIS K6743
	ゴ ム 輪 型 耐 衝 撃 性 硬 質 塩 化 ビ ニ ル 管 継 手	(40)	50				JWWA K130
	ポ リ エ チ レ ン 管 金 属 継 手	13	20	25	40	50	JWWA B116
	ス テ ン レ ス 鋼 管 継 手	13	20	25	40	50	JWWA G117
水 栓	仕 切 弁 (ソ フ ト シ ー ル)	75	100	150			JWWA B120
	青 銅 製 仕 切 弁	40	50				管理者が指定したもの
	ソ フ ト シ ー ル 式 止 水 栓	20	25	40	50		同 上
	ボ ー ル 式 止 水 栓	13	20	25			同 上
	サ ド ル 分 水 栓	20	25				同 上
	不 断 水 用 割 丁 字 管	40 以上					同 上
	メ ー タ ー 直 結 伸 縮 バ ル ブ	13	20	25			同 上
そ の 他	ボックス(メーター用、止水栓 用、仕切弁用、及び下枳類)						同 上

2 構造及び材質

2.2 基準適合品の使用と組み合わせ

- ① 法第 16 条に基づく給水装置の構造・材質の基準は、試験方法まで含めて明確化されている。そのため、給水装置に用いる給水管や給水用具の「基準認証」すなわち基準に適合していることを確認するシステムは、製造者自らが製造過程の品質管理や製品検査を適正に行う「自己認証」が基本とされている。
- ② 指定事業者は、給水装置工事に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造者に対して構造・材質基準に適合していることが判断できる資料の提出を求めることなどにより、基準に適合している製品を確実に使用しなければならない。
- ③ 基準に適合している製品であれば、給水装置として使用することができるが、それを使ってさえいけば、自動的に給水装置が構造・材質基準に適合することになるというものではない。すなわち、個々の給水装置などが性能基準適合品であることは「必要条件」であって「十分条件」ではない。
- ④ 給水装置は、個々の給水用具などについての性能とともに、システム全体としての逆流防止、凍結防止、防食などの機能整備を必要とするものであり、また、給水装置システムの設計上必要となる減圧弁の減圧性能などは個々の現場ごとに判断しなければならないので、「給水装置に用いる個々の給水用具などが基準適合品であればそれで足りる」ことにはならない。
- ⑤ 給水装置に用いる製品が構造・材質基準に適合していることを認証することを業務とする「第三者認証機関」によって、その認証済マークが表示されている製品もある。

2.3 給水装置用材料

給水装置に使用する材料は、施行令第5条で規定する給水装置の構造及び材質の基準、基準省令に適合した製品で、使用場所に適したものを使用すること。

その使用にあたっては、自己認証品、第三者認証品、日本工業規格品（JIS）、日本水道協会規格品（JWWA）又は日本水道協会検査品等であることを、主任技術者が必ず確認し、3年間保存すること。

3 給水装置の設計・作図

3 給水装置の設計・作図

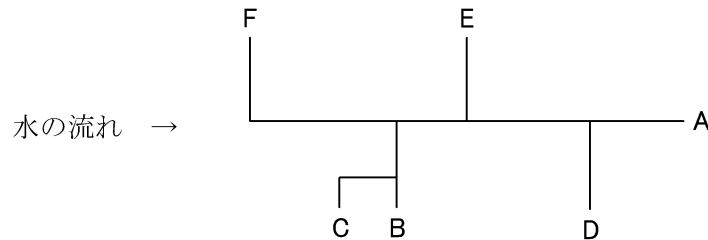
3.1 準備

3.1.1 利害関係の承諾

※ 他人の給水装置の一部を使用して自己の給水装置を設置する場合、共同外線使用承諾書は所有者の承諾印を必要とするが、本水栓の水量、分岐できる許容限度等を併せて検討する。

※ 共同外線使用承諾の範囲については、例えば最初Aが給水装置を設置し、Bが承諾を得て使用した。更にCがBから使用する場合A及びB、2戸の承諾を必要とする。

また下図においてEが分岐する場合A～Dの承諾を必要とする。



※ A、B、C、D、Eの共有からFが分岐する場合、A～E各戸の承諾を得ることが必要であるが、代表者が定まっている場合は、代表者1戸の承諾だけでよい。

※ 私有地内土地所有者承諾書については、給水管が通る土地の所有者の承諾書をとる。同一地主(借地権者)の承諾は必要なし。

3.1.2 基本計画

給水装置の設計基本計画は、基本調査、給水方式の決定、設計水量の決定、給水管口径の決定、メーター口径の決定等からなっており、給水装置にとって最も基本的な事項を決定するものである。

① 設計の条件

給水装置工事の設計は、次に掲げる諸条件を整えなければならない。

- ア. 給水装置全体が需要者の必要とする水量を十分に供給でき、かつ口径は配水管に影響を与えないものであること。
- イ. 給水管内に汚水が逆流するような恐れがある装置や構造は絶対に避けること。
- ウ. 水及び空気が停滞するような箇所は、排水・排気の措置がとられていること。
- エ. 給水装置以外の配水管(井戸水配管など)との直結は避けること。
- オ. 配水管又は水槽などで凍結の恐れのある箇所は、防寒装置を施すこと。
- カ. 電食、酸食、アルカリ食、或いは外傷などを受ける恐れのある箇所は、防食、防護方法を講ずること。
- キ. 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直結されていないこと。
- ク. 水撃作用(ウォーターハンマー)によって、管に直接影響を与えるような給水用具、機械等を直結してはならない。
- ケ. 維持管理が容易なものであること。

② 調査

調査は設計の基礎となる重要な事項であり、将来の給水装置の使用に重大な影響を及ぼすため、慎重かつ入念に行わなければならない。また調査は、事前調査と現場調査に区分され、その内容によって「工事申込者

3 給水装置の設計・作図

に確認するもの」、「水道事業者を確認するもの」、「現地調査により確認するもの」がある。標準的な調査項目、調査内容等を次表に示す。

ア. 事前調査

- a. 工事場所の目標を定め、調査立会の日時や建築の進行状況等を打ち合わせる。
- b. 工事場所付近の配水管の布設状況、管種、管径を配管図により調査する。
- c. 工事に適応した器具材料の在庫数量を調査する。

イ. 現場調査工事申込者が希望する給水器具の設置位置及び必要とする水量、水圧。

- a. 配水管又は分岐しようとする既設の給水管の利用できる水圧と、その給水能力(受水槽以下の装置と必要のある場合は、受水槽の設置位置とその容量)。
- b. 設置場所に適応した器具、材料の選定と経済的配管の位置。
- c. 止水栓、水道メーター等の設置位置(維持管理上支障がなく、かつ点検・検針・開閉栓作業に便利な箇所)。
- d. 道路の国県道、市町村道、私道の種別及び路線名、幅員、道路の構造等。
- e. 浄化槽、下水、排水、暖房、ガス、電気等設備状況、機械器具の配置状況等。
- f. 家の構造、必要に応じ面積(宅地の境界)、室数、家屋の高層の別、新築、増築、改造、既設の区別。

※給水装置の一部が他人の土地を通る場合、又は他人の所有する給水装置から分岐する場合等、利害関係人がある場合は同意書を取っておくこと。

調査項目と内容(1)

調査項目	調査内容	調査先			
		工事申込者	水道事業者	現地	その他
1. 工事場所	町名、丁目、番地等住居表示番号	○		○	
2. 使用水量	使用目的(事業・住居)、使用人員、延床面積、取付栓数	○		○	
3. 既設給水装置の有無	所有者、布設年月、形態(単独・連帯)、口径、管種、布設位置、使用水量、栓番	○	○	○	所有者
4. 屋外配管	水道メーター、止水栓(仕切弁)の位置、布設位置	○		○	
5. 屋内配管	給水栓の位置(種類と個数)、給水用具	○		○	
6. 配水管の布設状況	口径、管種、布設位置、仕切弁、配水管の水圧、消火栓の位置		○	○	
7. 道路の状況	種別(公道・私道等)、幅員、舗装別、舗装年次			○	道路管理者
8. 各種埋設物の有無	種別(導水管・下水道・ガス・電気・電話・用水管等)、口径、布設位置			○	埋設物管理者
9. 現地の施工環境	施工時間(昼・夜)、関連工事			○	埋設物管理者
10. 既設給水管から分岐する場合	所有者、給水戸数、布設年月、口径、布設位置、既設建物との関連	○	○	○	所有者
11. 受水槽方式の場合	受水槽の構造、位置、点検口の位置、配管ルート			○	

3 給水装置の設計・作図

12. 工事に関する同意 承諾の取得確認	分岐の同意、私有地給水管の埋設同意、 その他利害関係者の承諾	○			利 害 関係者
13. 建築確認	建築確認通知(写し)	○			
14. 私道、私有地の 権利確認	字図、登記簿謄本	○			法務局

③ 事前協議

各種調査に基づき、概算設計を整えた後、給水方式、メーター口径等給水装置の重要な事項について、水道事業者と事前協議を行う必要がある。

このことは、設計者と水道事業者が装置工事について見解の統一を図ることにより、作業の手戻りをなくすと共に、円滑な施工が図れ、結果として需要者からの信頼を得ることとなる。

3.2 計画使用水量の決定

計画使用水量は、給水管の口径、受水槽容量といった給水装置系統の主要諸元を計画する際の基礎となるものであり、建物の用途及び水の使用用途、使用人数、給水栓の数等を考慮した上で決定すること。同時使用水量の算定にあたっては、各種算定方法の特徴を踏まえ、使用実態に応じた方法を選択すること。

一般に、直結式給水の場合は、同時使用水量から求め、受水槽式の場合は、1日の使用水量から求められる。

3.2.1 直結直圧式給水の計画使用水量

直結式給水における計画使用水量は、給水用具の同時使用の割合を十分考慮して実態に合った水量を設定することが必要である。この場合は、計画使用水量は同時使用水量から求める。以下に、一般的な同時使用水量の求め方を示す。

① 一戸建て等における同時使用水量の算定方法

ア. 同時に使用する給水用具を設定して計算する方法

同時使用率を考慮した給水用具数を表 3・2・1 から求め任意に同時に使用する給水用具を設定し、設定された給水用具の吐水量を一般的な給水用具の種類別吐水量を表した表 3・2・2 から求め、それらを足し合わせ同時使用水量を決定する方法で、使用形態に合わせた設定が可能である。

しかし、使用形態は種々変動するので、それら全てに対応するためには、同時に使用する用具の組合わせを数通り変えて計算しなければならない。このため、同時に使用する給水用具の設定にあたっては、使用頻度の高いもの(台所、洗面所等)を含めるとともに、表 3・2・1 にかかわらず同時使用率を決定するなど、需要者の意見なども参考に決める必要がある。

また、給水用具の種類別にかかわらず吐水量を口径によって一律の水量として扱う方法もある。(表 3・2・3)

イ. 標準化した同時使用水量により計算する方法

給水用具の数と同時使用水量の関係についての標準値から求める方法である。給水装置内全ての給水用具個々の使用水量を足し合わせた全使用水量を、給水用具の総数で除したものに、使用水量比(表 3・2・4)を乗じて求める。

$$\text{同時使用水量} = \text{給水用具の全使用水量} \div \text{総給水用具数} \times \text{使用水量比}$$

表 3・2・1 同時使用率を考慮した給水用具数

水栓数	同時使用率を考慮した給水用具数	水栓数	同時使用率を考慮した給水用具数
1	1	11～15	4
2～4	2	16～20	5
5～10	3	21～30	6
31 以上は総給水用具数 10 きざみで給水用具 1 ずつ増			

3 給水装置の設計・作図

表 3-2-2 種類別吐水量と対応する給水用具の口径

用 途	使用水量(ℓ/分)	対応する給水器具の口径(mm)	備 考
台所流し	12 ～ 40	13 ～ 20	
洗たく流し	12 ～ 40	13 ～ 20	
洗面器	8 ～ 15	13	
浴槽(和式)	20 ～ 40	13 ～ 20	
〃 (洋式)	30 ～ 60	20 ～ 25	
シャワー	8 ～ 15	13	
小便器(洗浄水槽)	12 ～ 20	13	{ 1 回(4～6 秒)の吐水量 2 ～ 3 ℓ
〃 (洗浄弁)	15 ～ 30	13	
大便器(洗浄水槽)	12 ～ 20	13	{ 1 回(8～12 秒)の吐水量 13.5 ～ 16.5 ℓ
〃 (洗浄弁)	70 ～ 130	25	
手洗器	5 ～ 10	13	
消火栓(小型)	130 ～ 260	40 ～ 50	
散水	15 ～ 40	13 ～ 20	
洗車	35 ～ 65	20 ～ 25	業務用

表 3-2-3 給水用具の標準使用水量

給 水 器 具 の 口 径 (mm)	13	20	25
標 準 使 用 水 量 (ℓ/分)	17	40	65

表 3-2-4 給水用具数と同時使用水量比

給水器具数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	15	20	30
使用水量比	1.0	1.4	1.7	2.0	2.2	2.4	2.6	2.8	2.9	3.0	3.5	4.0	5.0

3 給水装置の設計・作図

ウ. 水栓単位数による方法(一般家庭用)

水栓換算表(表 3・2・5)により水栓単位数(表 3・2・6)を求め口径を決定する。

表 3・2・5 水栓換算表

水栓口径(mm)	13	20	25
口径別流量を考慮した水栓単位数	1	3	5

表 3・2・6 水栓単位数

水栓単位数	口 径
7 以下	13
8～15	20
16～25	25

(注)水栓単位数には給湯器、食洗器等も含めること。また、給湯器(ガス給湯器・電気温水器)の接続口口径がφ20mmであつても接続口手前のバルブがφ13mmであれば、水栓数の計算はφ13mm1個分とする。

※本基準は、一般の標準的な住宅を対象としているので、それ以外のものは、取付器具等を考慮して措置すること。(散水栓、衛生水栓がある場合には、メーター口径13mmに限り水栓総数8個までの取り付けを認める。また、一般家庭の直圧は誓約書により11個まで可能。ただし、2階で浴槽等多量に水を使用する場合を除く。)

① 共同住宅

ア. 各戸の使用水量と給水戸数の同時使用率による方法

1戸の使用水量については、表 3・2・1、表 3・2・4 を使用した方法で求め、全体の同時使用戸数については、使用戸数の同時使用率(表 3・2・7)により同時使用戸数を定め、同時使用水量を決定する方法である。

表 3・2・7 給水戸数と同時使用率

総戸数	1～3	4～10	11～20	21～30	31～40	41～60	61～80	81～100
同時使用戸数率(%)	100	90	80	70	65	60	55	50

3 給水装置の設計・作図

イ. 戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$10\text{戸未満} \quad Q = 42N^{0.33}$$

$$10\text{戸以上}600\text{戸未満} \quad Q = 19N^{0.67}$$

ただし、Q:同時使用水量(ℓ/min)

N:戸数

ウ. 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

$$1 \sim 30\text{人} \quad Q = 26P^{0.36}$$

$$31 \sim 200\text{人} \quad Q = 13P^{0.56}$$

ただし、Q:同時使用水量(ℓ/min)

P:人数(人)

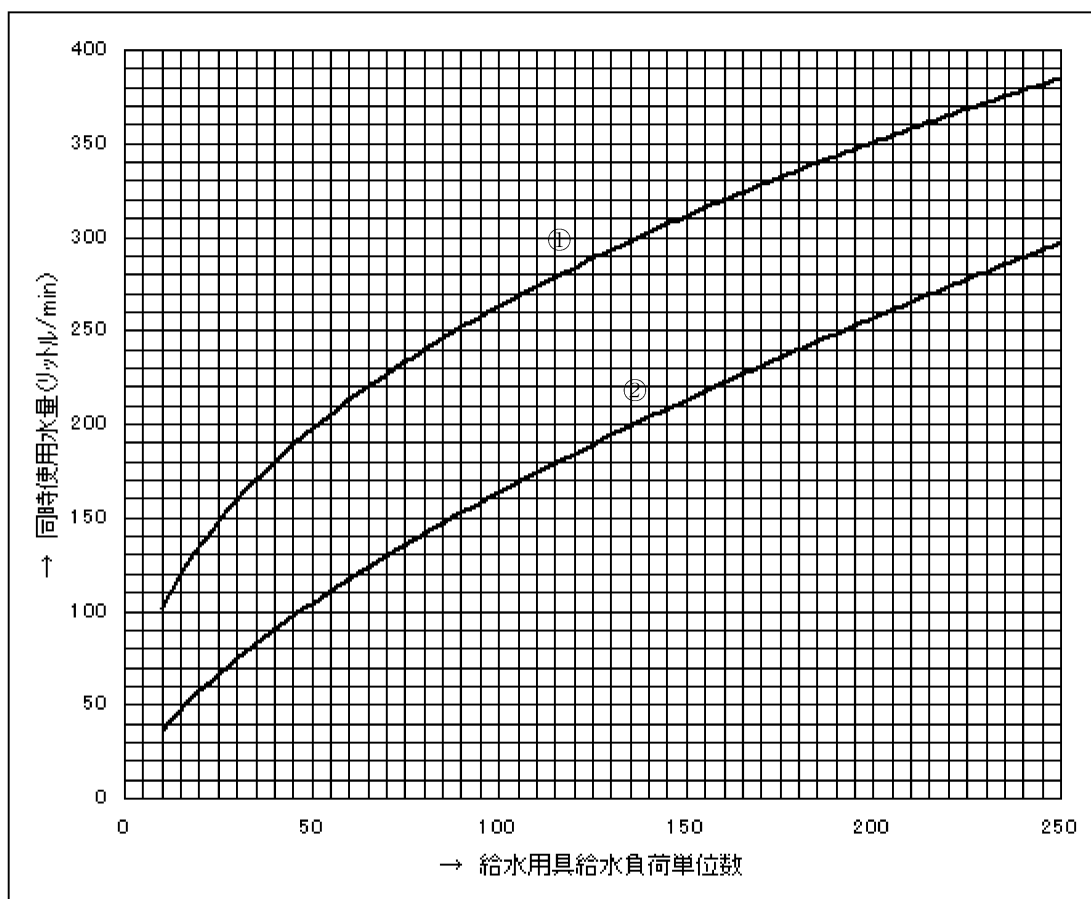
② 一定規模以上の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法

給水用具給水負荷単位により算出する方法があり、同時使用水量の算出は、表 3-2-8 の給水用具給水負荷単位に給水用具数を乗じたものを累計し、図 3-2-1 より同時使用水量を決定する。

表 3-2-8 給水用具給水負荷単位表

給水用具		給水用具給水負荷単位		備 考
		個 人 用	公共用及び事業用	
大便器	F・V	6	10	F・V=洗浄弁 F・T=洗浄水槽
〃	F・T	3	5	
小便器	F・V	—	5	
〃	F・T	—	3	
洗面器	水栓	1	2	
手洗器	〃	0.5	1	
浴槽	〃	2	4	
シャワー	混合弁	2	4	
台所流し	水栓	3	—	
料理場流し	〃	2	4	
食器洗流し	〃	—	5	
掃除用流し	〃	3	4	

図 3・2・1 給水用具給水負荷単位による同時使用水量図



この図の曲線①は大便器洗浄弁の多い場合、曲線②は大便器洗浄水槽の多い場合に用いる。

給水用具給水負荷単位数 10 未満の場合、曲線②は 30 ℓ/min、曲線①は 100 ℓ/min として計算する。

図 3・2・1 の早見表(曲線②)

給水用具 給水負荷単位数	同時使用水量 (ℓ/min)
10	30
20	60
30	80
40	90
50	110
60	120
70	140
80	150
90	160
100	170
110	180
120	190
130	200
140	205
150	210
160	220
170	230
180	235
190	245
200	250

図 3・2・1 の早見表(曲線①)

給水用具 給水負荷単位数	同時使用水量 (ℓ/min)
10	100
20	140
30	160
40	180
50	200
60	210
70	230
80	240
90	250
100	260
110	270
120	280
130	290
140	300
150	305
160	315
170	325
180	330
190	340
200	350

3.2.2 受水槽方式給水の計画使用水量

受水槽方式給水における貯水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的変化を考慮して定める。
一般に受水槽への単位時間当りの給水量は、1日当りの計画使用水量を使用時間で除した水量とする。

計画一日使用水量は、建物種類別単位給水量・使用時間・人員(表 3・2・9)を参考にするとともに、当該施設の規模と内容、給水区域内における他の使用実態等を十分考慮して設定する。

計画一日使用水量の算定には、次の方法がある。

① 使用人員から算出する場合

1人一日当りの使用水量(表 3・2・9) × 使用人員

② 使用人員が把握できない場合

単位面積当たり使用水量(表 3・2・9) × 延床面積

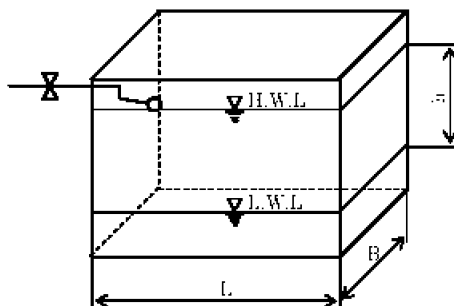
③ その他

使用実績等による積算

表 3・2・9 は、参考資料として記載したもので、この表の建物種類にない業務等については、使用実績及び類した業務等の使用水量実績等を調査して算出する必要がある。

また、実績試料等がない場合でも、例えば用途別及び使用給水用具ごとに使用水量を積み上げて算出する方法もある。

なお、受水槽容量は、計画一日使用水量の 4/10～6/10 程度が標準である。



$$\text{有効容量} = L \times B \times h$$

最高水位 (H. W. L.)

・オーバーフロー管の下端

最低水位 (L. W. L.)

・流出管の下端

3 給水装置の設計・作図

表 3-2-9 建物種類別単位給水量・使用時間・人員

(空気調和・衛生工学便覧 第13版)

建 物 種 類	単位給水量 (1日当たり)	使用 時間 [h/日]	注 記	有効面積当たり の人員など	備 考
戸 建 て 住 宅 集 合 住 宅	200～400 ℓ/人 200～350 ℓ/人	12	居住者1人当たり	0.16人/㎡	
官 公 庁 ・ 事 務 所	60～100 ℓ/人	9	在勤者1人当たり	0.2 ℓ/㎡	男子50 ℓ/人。女子100 ℓ/人 社員食堂・テナントなどは 別途加算
工 場	60～100 ℓ/人	操業 時間 +1	在勤者1人当たり	座作業0.3人/㎡ 立作業0.1人/㎡	男子50 ℓ/人。女子100 ℓ/人 社員食堂・シャワーなどは 別途加算
総 合 病 院	1500～3500 ℓ/床 30～60 ℓ/㎡	16	延べ面積1㎡当たり		設備内容などにより詳細に検討する
ホ テ ル 全 体	500～6000 ℓ/人	12			設備内容などにより詳細に検討する
ホ テ ル 客 室 部	350～450 ℓ/人	12			客室部のみ
保 養 所	500～800 ℓ/人	10			
喫 茶 店	25～35 ℓ/客 55～130 ℓ/店舗㎡	10		店舗面積には厨房 面積を含む	厨房で使用される水量のみ 便所洗浄水などは別途加算
飲 食 店	55～130 ℓ/客 100～530 ℓ/店舗㎡	10		同上	同上 定性的には、軽食・そば・和食・洋 食・中華の順に多い
社 員 食 堂	25～50 ℓ/客 80～140 ℓ/食堂㎡	10		同上	同上
給 食 セ ン タ ー	20～30 ℓ/食	10			同上
デ パ ー ト ・ ス ー パ ー マ ー ケ ッ ト	15～30 ℓ/㎡	10	延べ面積1㎡当たり		従業員分・空調用水を含む
小・中・普通高等学校	70～100 ℓ/人	9	(生徒+職員)1人当たり		教師・従業員分を含む。プール用水 (40～100 ℓ/人)は別途加算
大 学 講 義 棟	2～4 ℓ/人	9	延べ面積1㎡当たり		実験・研究用水を含む
劇 場 ・ 映 画 館	0.2～0.3 ℓ/人 25～40 ℓ/㎡	14	延べ面積1㎡当たり 入場者1人当たり		従業員分・空調用水を含む
タ ー ミ ナ ル 駅	10 ℓ/1000人	16	乗降客1000人当たり		列車給水・洗車用水は別途加算
普 通 駅	3 ℓ/1000人	16	乗降客1000人当たり		従業員分・多少のテナント分を含む
寺 院 ・ 教 会	10 ℓ/人	2	参会者1人当たり		常駐者・常勤者分は別途加算
図 書 館	25 ℓ/人	6	閲覧者1人当たり	0.4 ℓ/㎡	常勤者分は別途加算

1) 単位給水量は設計対象給水量であり、年間1日平均水量ではない。

2) 備考欄に特記のない限り、空調用水、冷凍機冷却水、実験、研究用水、プロセス用水、プール・サウナ用水等は別途加算する。

3 給水装置の設計・作図

3.2.3 給水主管の決定

給水主管と分岐する小管の数との関係は次式及び表 3・2・10 のとおりとする。

ただし、水圧に影響のある地形などの場合は別途考慮すること。

$$N = (D/d)^{2.5}$$

$$D = (N \cdot d^{2.5})^{1/2.5}$$

N:小管の数

D:大管の直径

d:小管の直径

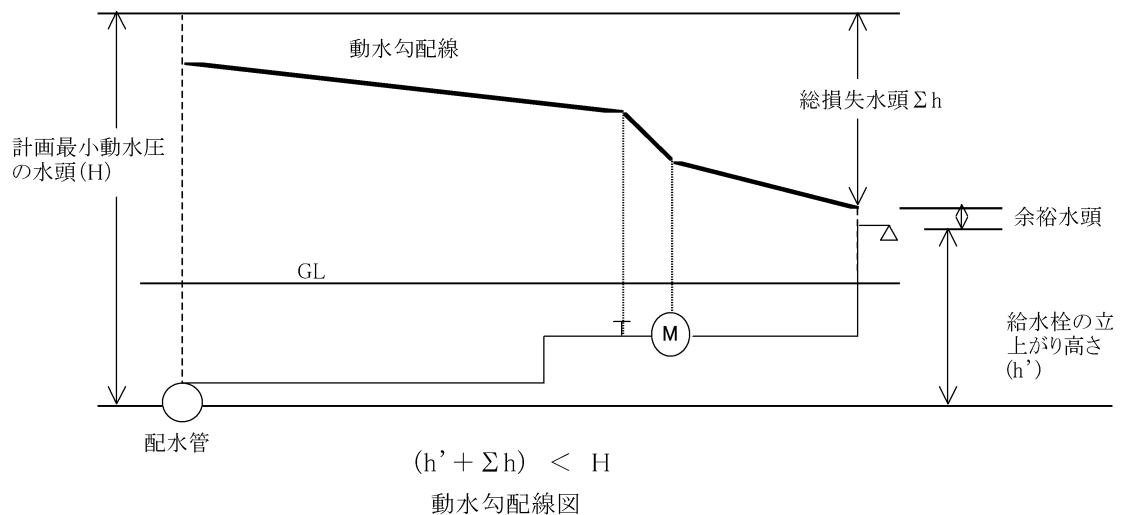
表 3・2・10 給水主管に対する分岐数

枝管 主管(mm)	13	20	25	40	50	75	100	150	200	250
13mm	1									
20mm	3	1								
25mm	5	2	1							
40mm	17	6	3	1						
50mm	29	10	6	2	1					
75mm	80	27	16	5	3	1				
100mm	164	56	32	10	6	2	1			
150mm	452	154	88	27	16	6	3	1		
200mm	928	316	181	56	32	12	6	2	1	
250mm	1,622	552	316	98	56	20	10	4	2	1

3.3 給水管口径の決定

3.3.1 口径決定

- ① 給水管の口径は、分岐する配・給水管の最小動水圧のときにおいても、計画使用水量を十分に供給できる大きさとし、かつ、使用量に比し著しく過大でないことが必要であり、計画使用水量、水圧、水道メーターの性能、損失水頭及び給水器具の同時使用率等を調査して定めなければならない。
- ② 給水区域内における設計水圧は、配水管最小動水圧を 0.147Mpa (1.5kgf/cm^2) とする。
ただし、管理者がとくに認める場合はこの限りでない。
- ③ 水理計算にあたっては、給水栓の立上り高さと計画使用水量に対する各種損失水頭(管の流入及び流出口、管継手類、水道メーター、水栓類による損失水頭並びに摩擦による損失水頭等)を加えたものが、取り出し配水支管の最小動水圧水頭以下になるように定めること。



ただし、将来の使用水量の増加、配水支管の水圧変動等を考慮してある程度の余裕水頭を確保しておく必要がある。

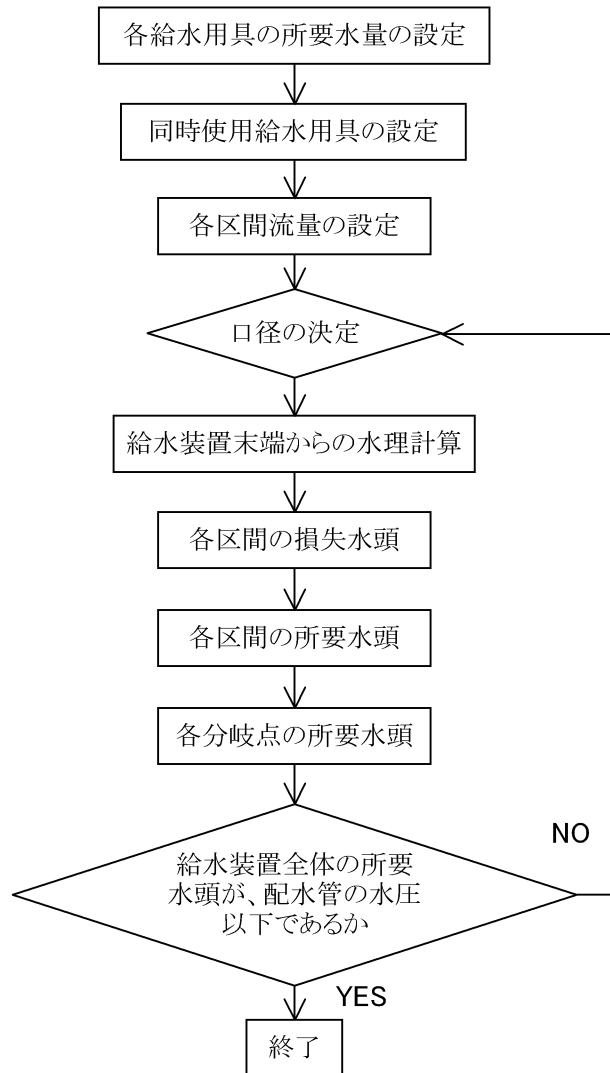
なお、最低作動水圧を必要とする給水用具がある場合は、給水用具の取付部において、**5m** 程度の水頭を確保し、また先止め式瞬間湯沸器で給湯管路が長い場合は、混合水栓やシャワーなどにおいて所要水量を確保できるようにすることが必要である。

さらに、給水管内の流速は過大にならないよう配慮することが必要である。(空気調和・衛生工学では **2.0m/sec** 以下としている。)

口径決定の手順は、まず給水用具の所要水量を設定し、管路の各区間に流れる流量を求める。次に口径を決定し、その口径で給水装置全体の所要水頭が、配水管の水圧以下であるかどうかを確かめ、満たされている場合はそれを求める口径とする。

※口径決定の手順

給水管の口径は次ぎの手順で決定する。



3.3.2 水理計算書の提出

ア. 次のような場合は、水理計算書を提出しなければならない。

- a. 一般家庭を除く直結式の場合
- b. 受水槽式の場合
- c. その他管理者が必要と認めた場合

イ. 損失水頭

損失水頭には、管の流入、流出口における損失水頭、管の磨擦による損失水頭、水道メーター給水用具による損失水頭、管の曲がり、分岐、断面変化による損失水頭がある。

これらのうち主なものは、管の摩擦損失水頭、水道メーター及び給水用具による損失水頭であって、他のものは計算上省略しても影響は少ない。

a. 給水管の摩擦損失水頭

給水管の摩擦損失水頭の計算は、口径 50mm 以下の場合はウエストン(Weston) 公式により、口径 75mm 以上の管についてはヘーゼン・ウィリアムス(Hazen・Williams) 公式による。

i. ウエストン公式(口径 50mm 以下の場合)

$$h = \left(0.0126 + \frac{0.01739 - 0.1087D}{\sqrt{V}} \right) \cdot \frac{L}{D} \cdot \frac{V^2}{2g}$$

$$Q = \frac{\pi D^2}{4} \cdot V$$

ここに、h: 管の摩擦損失水頭(m)

V: 管の平均流速(m/sec)

L: 管の長さ(m)

g: 重力の加速度(9.8m/sec²)

Q: 流量(m³/sec)

ウエストン公式による給水管の流量及び流量表は、図 3-3-1 及び表 3-3-1 のとおりである。

3 給水装置の設計・作図

ii. ヘーゼン・ウィリアムス公式(口径 75mm 以上の場合)

$$h = 10.666 \cdot C^{-1.85} \cdot D^{-4.87} \cdot Q^{1.85} \cdot L$$

$$V = 0.35464 \cdot C \cdot D^{0.63} \cdot I^{0.54}$$

$$Q = 0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54}$$

$$\text{ここに、I:動水勾配} = \frac{h}{L} \times 1000$$

C:流速係数

C 値 表(新設管)

管 種	C の値
塩化ビニル管	140
鋳 鉄 管	120
鋼 管	100

ヘーゼン・ウィリアムス公式による給水管の流量図及び流量表は、図 3-3-2 及び表 3-3-2 のとおりである。

イ. 各種給水用具による損失

水栓類、水道メーター、管継手部等による水量と損失の関係は、図 3-3-3 のとおりである。

なお、図に示していない給水用具類の損失水頭は、製造会社の資料などを参考にして決めること。

ウ. 各種給水用具類などによる損失水頭の直管換算長

給水管の摩擦以外の損失水頭で給水装置に取り付ける分水器具、止水栓、水道メーター、水栓及び継手等によって生ずる損失水頭は、直管延長に換算する。

直管換算長とは、水栓類、水道メーター、管継手部等による損失水頭がこれと同口径の直管の何メートル分の損失水頭に相当するかを直管の長さで表したものをいう。(表 3-3-3)

直管換算長の求め方の手順は次のとおりである。

- i. 各種給水用具の標準使用流量に対応する損失水頭(h)を図 3-3-3 などから求める。
- ii. 図のウェストン公式流量図から、標準使用流量に対する動水勾配(I)を求める。
- iii. 直管換算長(L)は、 $L = (h/I) \times 1,000$ である。

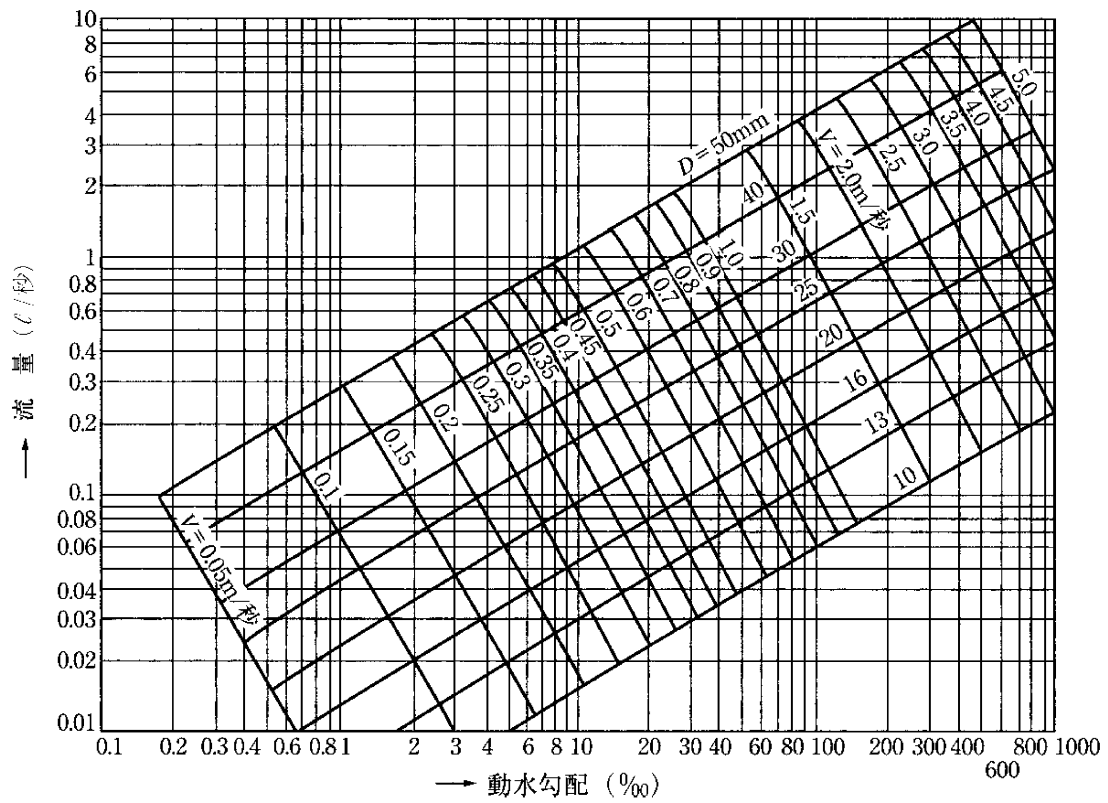


図 3-3-1 ウェストン公式による給水管の流量図

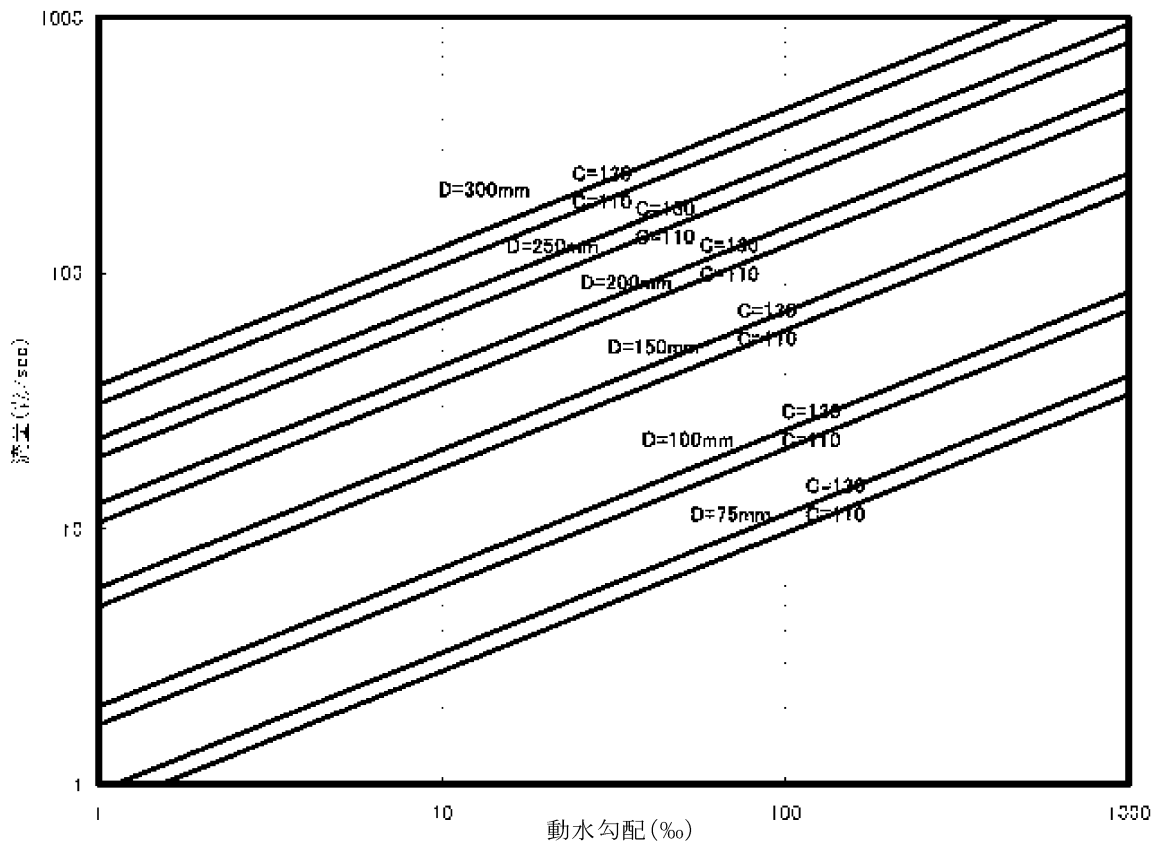


図 3-3-2 ハーゼン・ウィリアムス公式による給水管の流量図

3 給水装置の設計・作図

動水 勾配(‰)	流量 口径(mm)	流 量 Q (ℓ / s)				
		13	20	25	40	50
10		0.031	0.098	0.178	0.633	1.156
20		0.047	0.148	0.269	0.949	1.720
30		0.060	0.189	0.342	1.198	2.168
40		0.072	0.224	0.404	1.415	2.555
50		0.082	0.256	0.460	1.604	2.896
55		0.087	0.270	0.486	1.694	3.056
60		0.092	0.284	0.511	1.779	3.208
65		0.096	0.298	0.535	1.862	3.355
70		0.100	0.311	0.559	1.941	3.496
75		0.104	0.324	0.581	2.019	3.634
80		0.108	0.336	0.603	2.093	3.767
85		0.112	0.348	0.624	2.165	3.896
90		0.116	0.360	0.645	2.236	4.022
95		0.120	0.371	0.666	2.306	4.144
100		0.124	0.382	0.685	2.372	4.264
150		0.157	0.482	0.863	2.975	5.334
200		0.185	0.568	1.016	3.490	6.246
250		0.210	0.645	1.151	3.947	7.056
300		0.233	0.714	1.275	4.363	7.793
350		0.255	0.779	1.389	4.748	8.474
400		0.275	0.840	1.497	5.108	9.109
450		0.294	0.897	1.598	5.447	9.709
500		0.312	0.951	1.688	5.769	10.277
550		0.329	1.002	1.785	6.076	10.819
600		0.345	1.050	1.872	6.370	11.338
700		0.377	1.146	2.039	6.926	12.317
800		0.406	1.234	2.193	7.444	13.232
900		0.434	1.317	2.340	7.932	14.093

表 3-3-1 ウェストン公式による流量表

3 給水装置の設計・作図

$$Q=0.27853 \cdot C \cdot D^{2.63} \cdot I^{0.54} (\text{m-s 単位})$$

口径(mm) 動水 勾配(‰) C係数	流 量 Q (ℓ / s)								
	75			100			150		
	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120	C=140
0.5	0.51	0.61	0.71	1.08	1.29	1.51	3.13	3.76	4.38
1.0	0.74	0.88	1.03	1.57	1.88	2.19	4.55	5.46	6.37
1.5	0.91	1.10	1.28	1.95	2.34	2.73	5.66	6.80	7.93
2.0	1.07	1.28	1.50	2.28	2.73	3.19	6.62	7.94	9.26
2.5	1.21	1.45	1.69	2.57	3.08	3.60	7.46	8.95	10.45
3.0	1.33	1.60	1.86	2.83	3.40	3.97	8.23	9.88	11.53
3.5	1.45	1.73	2.02	3.08	3.70	4.31	8.95	10.74	12.53
4.0	1.55	1.86	2.18	3.31	3.97	4.64	9.62	11.54	13.47
4.5	1.66	1.99	2.32	3.53	4.23	4.94	10.25	12.30	14.35
5.0	1.75	2.10	2.45	3.74	4.48	5.23	10.85	13.02	15.19
6.0	1.93	2.32	2.71	4.12	4.95	5.77	11.97	14.37	16.76
7.0	2.10	2.52	2.94	4.48	5.38	6.27	13.01	15.61	18.22
8.0	2.26	2.71	3.16	4.81	5.78	6.74	13.98	16.78	19.58
9.0	2.41	2.89	3.37	5.13	6.16	7.18	14.90	17.88	20.86
10.0	2.55	3.06	3.57	5.43	6.52	7.60	15.78	18.93	22.09
15.0	3.17	3.81	4.44	6.76	8.11	9.46	19.64	23.56	27.49
20.0	3.71	4.45	5.19	7.90	9.48	11.05	22.94	27.53	32.11
25.0	4.18	5.02	5.85	8.91	10.69	12.47	25.88	31.05	36.22
30.0	4.61	5.53	6.46	9.83	11.80	13.76	28.55	34.26	39.97
40.0	5.39	6.47	7.54	11.48	13.78	16.07	33.35	40.02	46.69
50.0	6.08	7.29	8.51	12.95	15.54	18.13	37.62	45.15	52.67
60.0	6.71	8.05	9.39	14.29	17.15	20.01	41.51	49.82	58.12
70.0	7.29	8.75	10.20	15.53	18.64	21.74	45.12	54.14	63.16
80.0	7.83	9.40	10.97	16.69	20.03	23.37	48.49	58.19	67.89
90.0	8.35	10.02	11.69	17.79	21.35	24.91	51.68	62.01	72.35
100.0	8.84	10.60	12.37	18.83	22.60	26.36	54.70	65.64	76.58
150.0	11.00	13.20	15.40	23.44	28.13	32.82	68.09	81.71	95.33
200.0	12.85	15.42	17.99	27.38	32.86	38.33	79.53	95.44	111.35
250.0	14.49	17.39	20.29	30.89	37.06	43.24	89.72	107.66	125.61
300.0	15.99	19.19	22.39	34.08	40.90	47.71	99.00	118.80	138.60
400.0	18.68	22.42	26.15	39.81	47.77	55.73	115.64	138.77	161.89
500.0	21.07	25.29	29.50	44.91	53.89	62.87	130.45	156.54	182.63

表 3-3-2 ヘーゼン・ウィリアムス公式による流量表①

3 給水装置の設計・作図

口径(mm) 動水 勾配(‰) C係数	流 量 Q (ℓ / s)								
	200			250			300		
	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120	C=140	C=100	C=120	C=140
0.5	6.67	8.00	9.34	11.99	14.39	16.79	19.37	23.24	27.12
1.0	9.70	11.63	13.57	17.44	20.92	24.41	28.16	33.80	39.43
1.5	12.07	14.48	16.90	21.70	26.05	30.39	35.06	42.07	49.08
2.0	14.10	16.92	19.74	25.35	30.42	35.49	40.95	49.14	57.33
2.5	15.90	19.08	22.26	28.60	34.32	40.04	46.19	55.43	64.67
3.0	17.55	21.06	24.57	31.56	37.87	44.18	50.97	61.17	71.36
3.5	19.07	22.89	26.70	34.30	41.16	48.02	55.40	66.48	77.56
4.0	20.50	24.60	28.70	36.86	44.23	51.61	59.54	71.45	83.36
4.5	21.84	26.21	30.58	39.28	47.14	54.99	63.45	76.14	88.83
5.0	23.12	27.75	32.37	41.58	49.90	58.21	67.17	80.60	94.03
6.0	25.51	30.62	35.72	45.88	55.06	64.24	74.11	88.94	103.76
7.0	27.73	33.27	38.82	49.87	59.84	69.81	80.55	96.66	112.77
8.0	29.80	35.76	41.72	53.59	64.31	75.03	86.57	103.88	121.20
9.0	31.76	38.11	44.46	57.11	68.54	79.96	92.26	110.71	129.16
10.0	33.62	40.34	47.07	60.46	72.55	84.64	97.66	117.19	136.72
15.0	41.85	50.22	58.59	75.26	90.31	105.36	121.56	145.87	170.18
20.0	48.88	58.66	68.43	87.90	105.49	123.07	141.99	170.39	198.79
25.0	55.14	66.17	77.20	99.16	118.99	138.83	160.17	192.21	224.24
30.0	60.85	73.01	85.18	109.42	131.30	153.19	176.74	212.09	247.44
40.0	71.07	85.29	99.50	127.81	153.37	178.93	206.45	247.74	289.03
50.0	80.17	96.21	112.24	144.18	173.01	201.85	232.89	279.46	326.04
60.0	88.47	106.16	123.85	159.09	190.91	222.73	256.98	308.38	359.77
70.0	96.15	115.38	134.61	172.90	207.49	242.07	279.29	335.15	391.00
80.0	103.34	124.00	144.67	185.83	223.00	260.17	300.17	360.21	420.24
90.0	110.12	132.15	154.17	198.04	237.64	277.25	319.88	383.86	447.84
100.0	116.57	139.88	163.20	209.63	251.56	293.48	338.61	406.33	474.06
150.0	145.10	174.12	203.14	260.94	313.13	365.32	421.49	505.79	590.09
200.0	169.49	203.38	237.28	304.80	365.76	426.72	492.33	590.80	689.26
250.0	191.19	229.43	267.67	343.83	412.59	481.36	555.38	666.45	777.53
300.0	210.97	253.17	295.36	379.40	455.28	531.16	612.84	735.41	857.97
400.0	246.43	295.72	345.00	443.17	531.80	620.43	715.84	859.00	1002.17
500.0	277.99	333.58	389.18	499.92	599.90	699.88	807.50	969.00	1130.51

表 3-3-2 ヘーゼン・ウィリアムス公式による流量表②

3 給水装置の設計・作図

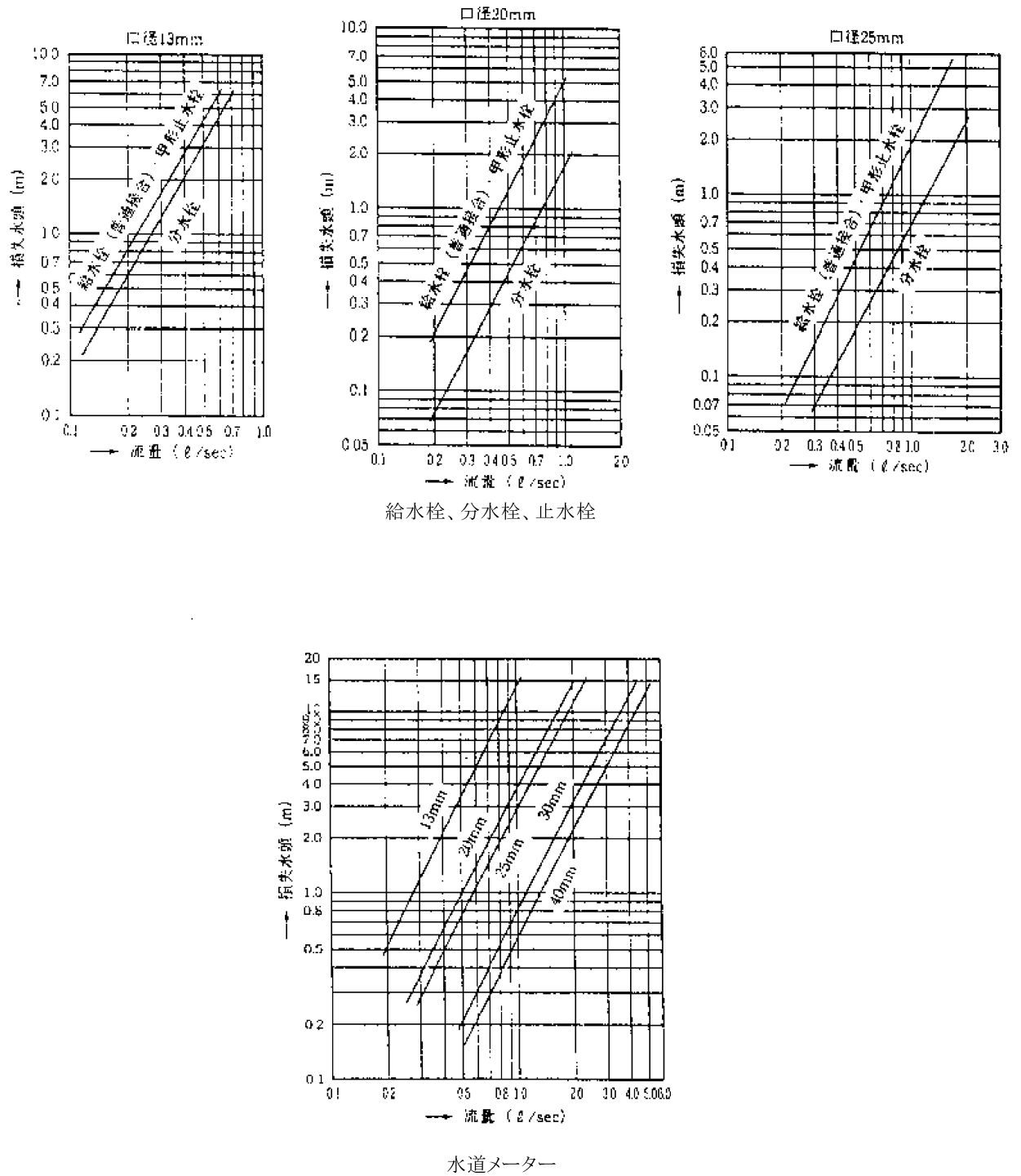


図 3-3-3 水栓類、水道メーター等の損失水頭

表 3-3-3 取付器具類損失水頭の直管換算表

(単位:m)

種別 口径 (mm)	分	止	副	伸及 縮び 付ス 甲ト 形ヲ 止ツ 水ヅ 栓弁	青 銅 仕 切 弁	メータ		90° エ ル ボ	45° エ ル ボ	チーヅ		給 水 栓	曲半径小 なる場合		曲半径大 なる場合		ボールタップ	
						翼 車 型	ラ オ ル ト ソ 型			分	直		90° 曲 管	45° 曲 管	90° 曲 管	45° 曲 管	— 般 形	— 般 形
13	1.0 ～1.5	1.5	1.5	4.5	0.12	3 ～4		0.6	0.36	0.9	0.18	3					38	
20	3.0 ～4.0	2	2	6	0.15	8 ～11		0.75	0.45	1.2	0.24	3					23	
25	4.0 ～5.5	3	3	7.5	0.18	12 ～15		0.9	0.54	1.5	0.27	8					27	
40				13.5	0.30	20 ～26		1.5	0.9	2.1	0.45		1.0					25
50				16.5	0.39	25 ～35	20 ～30	2.1	1.2	3.0	0.60		1.5					22
75				24	0.60	40 ～55	10 ～20	3.0	1.8	4.5	0.90		3.0	1.5	1.5			83
100				37.5	0.81	90 ～120	30 ～40	4.2	2.4	6.3	1.2		4.0	2.0	2.0	1.0		77
150				49.5	1.20	180 ～250	90 ～130	6.0	3.6	9.0	1.8		6.0	3.0	3.0	1.5		64
200				70	1.40			6.5	3.7	14.0	4.0		8.0	4.0	4.0	2.0		100
250				90	1.70			8.0	4.2	20.0	5.0		12.0	6.0	6.0	3.0		

3 給水装置の設計・作図

3.3.3 メーターの性能

メーターの最大流量は表 3・3・4 の通りである。給水管の最大水量は、メーターの性能を超過してはならない。したがって、給水管口径決定に際しては、メーターの性能範囲に留意して計算を行うこと。

表 3・3・4 メーター最大流量

口 径 (mm)	型 式	最大流量 (m ³ /h)
13	翼 車 型	1.5
20	〃	2.5
25	〃	3.0
40	〃	8.0
50	ウオルトマン型	30.0
75	〃	70.0
100	〃	80.0
150	〃	190.0
200	〃	310.0
250	〃	350.0

参考 適正使用流量範囲

適正使用流量範囲 (m ³ /h)	1 日 24 時間使用の時 (m ³ /日)
0.1 ～ 0.8	10
0.2 ～ 1.6	20
0.23 ～ 1.8	22
0.6 ～ 4.8	58
2.0 ～ 20	180
4.0 ～ 40	360
6.0 ～ 60	576
7.5 ～ 90	1,080
13.0 ～ 156	1,872
17.5 ～ 210	2,520

3.4 直結の禁止

- ① 12.5m 以上の直結禁止→別途「直結式給水設計施工基準」参照のこと

12.5m まで直結することは、配水管の最小動水圧は時季的、時間的等で変動しているため常時水圧を一定に保持することが難しい。また直結給水の本旨である所要水量を十分に満たし得ることが困難である。よって 12.5m 以上の直結は禁止する。また、2階建住宅で屋上に水槽を設置したり、その他 12.5m と同じ高さともとめられるものについても同様である。ただし、管理者が認めた場合は、この限りではない。

- ② 当該給水装置以外の水管、その他の設備に直接連結されていないこと。

(施行令第5条第6号)

井水、雑用水等他の給水源との直結、その他、機械装置など給水用具といえない設備(承認されていない用具を含む)との直結は禁止する。なお、水槽以下において井水と上水を混用することは水質上好ましくない。

- ③ 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直接連結されていないこと。

(施行令第5条第3号)

給水管にポンプを直結すると、吸引により配水管内の流速が乱れて水が汚染されたり、水圧を低下させる等附近の給水に支障をきたす恐れがある。また、ポンプが急激に停止すると管内に水撃作用を生じ、管が破裂したり継手はずれ、また、メーターの破損など事故を起こす恐れがあるので厳に避けなければならない。

- ④ 過大な水撃作用を与える器具類は使用しないこと。

- ⑤ 大便器用フラッシュ弁は一時的に多量の水量を要するため、原則として設置してはならない。

- ⑥ 防火水槽等地下に埋設(全部又は一部)された水槽に給水する場合の直結は禁止する。

必ず落とし込みを方式とし給水の状態が外部から確認されるようにすること。また、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。

3.5 図面の作成

3.5.1 基本事項

図面は給水装置計画の技術的表現であり、工事施行の際の基礎であるとともに、給水装置の適切な維持管理のための必須の資料であるので、明確かつ容易に理解できるものであること。

図面に使用する表示記号は、分岐からメーターまでを除き、「解説・給水装置の構造及び材質の基準」(給水工事技術振興財団発行)に示すものを標準とすること。

- ① 図面は、給水する家屋などへの給水管の布設状況などを図示するものであり、維持管理の技術的な基礎資料として使用するものである。従って、製図に際しては、誰にも容易に理解し得るよう表現することが必要であり、以下の項目を熟知して作成すること。

ア. 図面の作成要領

- a. 一見して工事の全貌を知ることができること。
- b. 正確、かつ、簡単明瞭であること。
- c. 設計図面の用紙は、「給水装置工事申込書」を用いること。
- d. 直・曲線は、製図機器等を用い、フリーハンドでは記入しないこと。

イ. 図面の種類と作図

給水装置工事の計画、施工に際しては、ア. 方位、イ. 案内図、ウ. 平面図、オ. 立体図を、また必要に応じて以下のエ. 詳細図、カ. 立面図、キ. その他の図面を作成すること。

a. 方位

作図に当たっては必ず方位を記入し、北を上にすることを原則とする。

b. 案内図

給水(申込)家屋、施工路線、付近の状況、道路状況及び公設物等の主要な目標物を記入すること。

c. 平面図

平面図には、次の内容を記入する。

- ii. 給水栓等給水用具の取付位置
- iii. 配水支管からの分岐位置、止水栓位置等のオフセット(3点から測定)
- iv. 布設する管の種類、口径及び位置
- v. 道路の種別(舗装種別、幅員、歩車道区分、公道及び私道の区分)
- vi. 公私有地、隣接敷地の境界線及び隣接関連水栓番号
- vii. 分岐する配水支管及び既設給水管等の管種、口径、共用止水栓の位置、占用位置、公私の別
- viii. その他、工事施工上必要とする事項(障害物の表示等)

d. 詳細図

平面図で表すことのできない部分に関して、縮尺の変更による拡大図等により図示すること。

e. 立体図

立体図は平面で表現することができない配管状況を立体的に表現するもので、布設する管の種類、口径及び延長等を記入すること。また立体図は平面図に対して斜め45° 上方から見たときを基本とし、配管状態をわかりやすく書くこと。ただし立面図は、町が求めた場合のみ提出すること。

f. 立面図

立面図は平面で表現することのできない建物や配管等を表示すること。

3 給水装置の設計・作図

g. その他

受水槽式給水の場合の図面は、給水装置部分と受水槽以下に別けること。

② 文字

ア 文字は明確に書き、漢字は楷書とすること。

イ 文章は左横書きとすること。

③ 縮尺

ア 平面図は、縮尺1/100～1/500 の範囲で適宜作成すること。

イ 縮尺は図面ごとに記入すること。

④ 単位

ア 給水管及び配水管の口径の単位はmmとし、単位記号はつけないこと。

イ 給水管の延長の単位はmとし、単位記号はつけないこと。なお、延長は小数点第1位(小数点第2位を四捨五入)までとする。

3.5.2 表示記号

図面に使用する表示記号は、次のものを標準とするが、それにより難しい場合には引出し線(寸法補助線等)により説明等を明記すること。

[記入例]

(管種) (口径) (延長)

SGP-VB φ25 - 1.5

給水管の管種記号

管 種	記 号	管 種	記 号	管 種	記 号
ダクタイル鋳鉄管	DIP	鋳鉄管	CIP	ステンレス鋼鋼管	SSP
対衝撃性硬質塩化ビニル管	HIVP	硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-VA SGP-VB SGP-VD	硬質塩化ビニル管	VP
ポリエチレン管	PP	ポリ粉体ライニング鋼管	SGP-PA SGP-PB SGP-PD	亜鉛めっき鋼管	GP
架橋ポリエチレン管	XPEP	ポリブテン管	PBP	塗覆装鋼管	STWP
対衝撃性硬質塩化ビニルライニング鋼管	SGP-HV	鋼管	CP-P CP-V		

給水栓類の符号(平面図)

種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具		その他	

※その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

3 給水装置の設計・作図

弁栓類その他の図示記号

名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号	名 称	図 示 記 号
仕切弁		私設消火栓		管の交差	
止水栓		防護管 (さや管)		メータ	
逆止弁		口径変更		活水器等	

給水栓類の符号(立体図)

種 別	符 号	種 別	符 号	種 別	符 号
一般用具 (給水栓類)		一般用具 (シャワーヘッド)		一般用具 (フラッシュバルブ)	
一般用具 (ホールタップ)		その他			

※その他とは、特別な目的に使用されるもので、例えば、湯沸器、ウォータークーラ、電子式自動給水栓などをいう。

受水槽その他の記号及び符号

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	増圧ポンプ
記号 及び符号				

工事別の表示方法

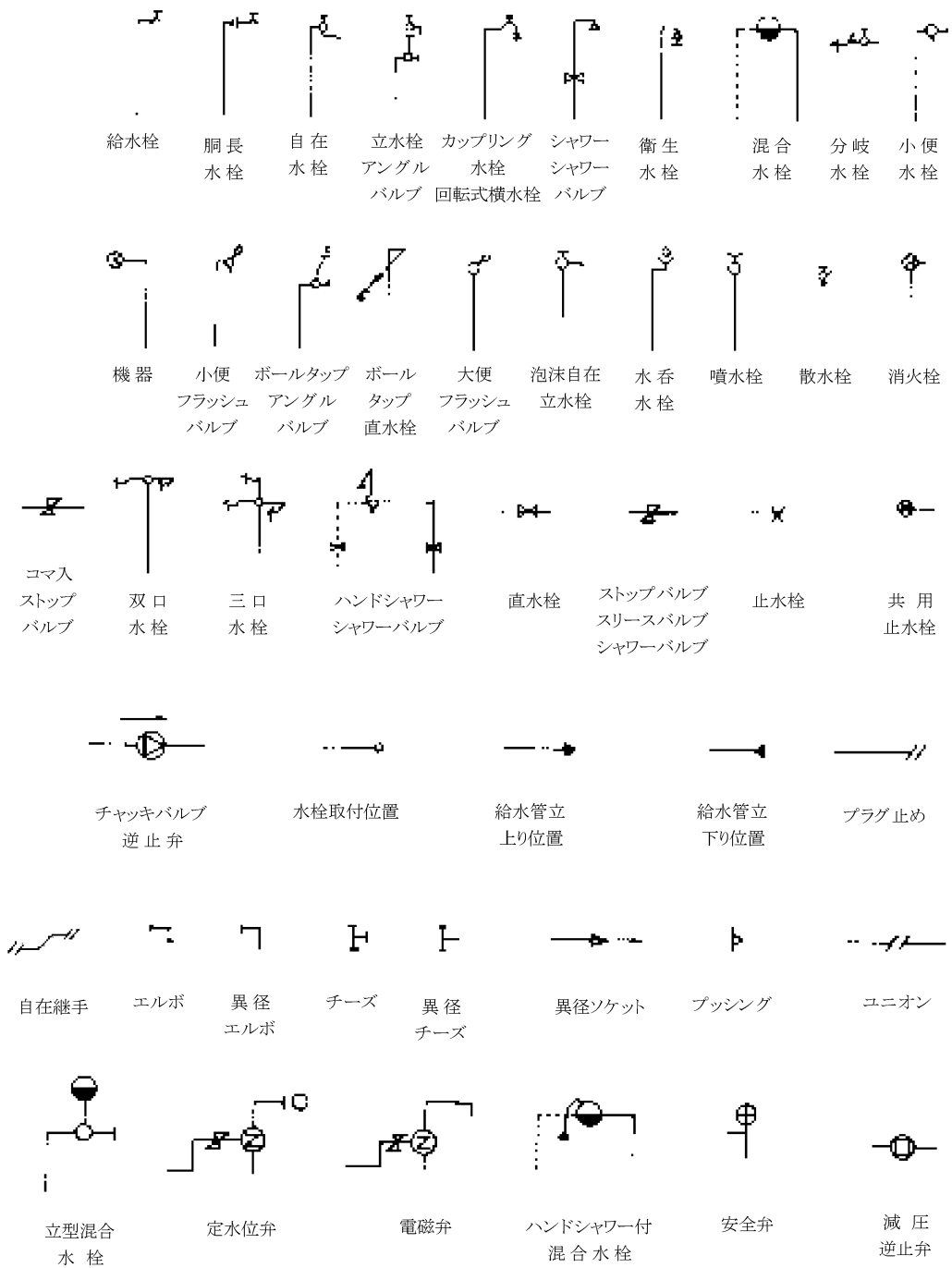
名 称	新設	既設	撤去	廃止
線 別	黒色実線	黒色破線	黒色実線を斜線で消す	
記入例				

この頁に記載する表示方法により、図示しがたいものについては、次頁参考資料を用いること。

3 給水装置の設計・作図

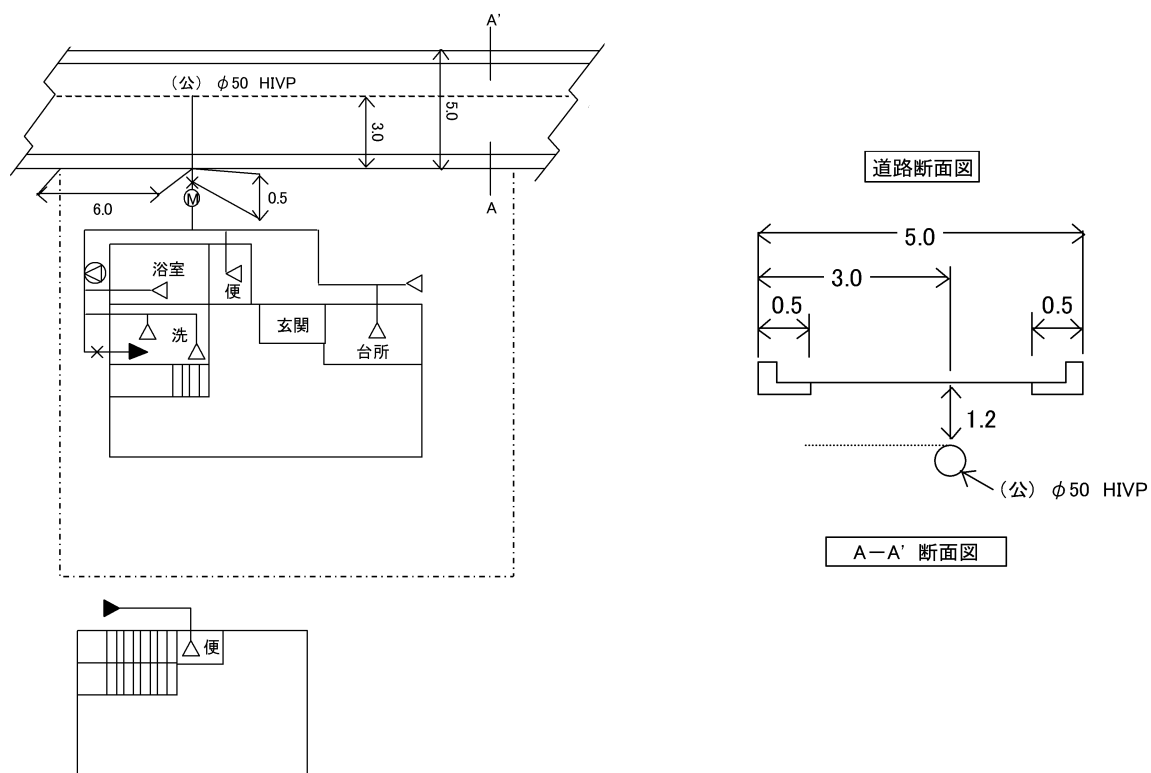
[参考資料]

立体図及び平面図

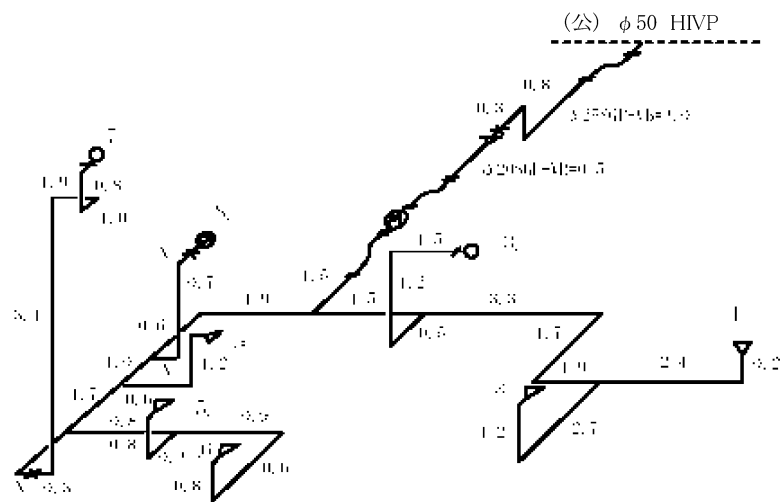


3.5.3 平面図及び立体図の例

平面図



立体図



3 給水装置の設計・作図

3.6 口径決定の計算例

設計条件:配水管設計水圧 0.147MPa (1.5kgf/cm^2) = 15m

例1 直結式(一般住宅平屋建て)の場合

計算条件

給水栓数 4 栓

給水する高さ 2.5m

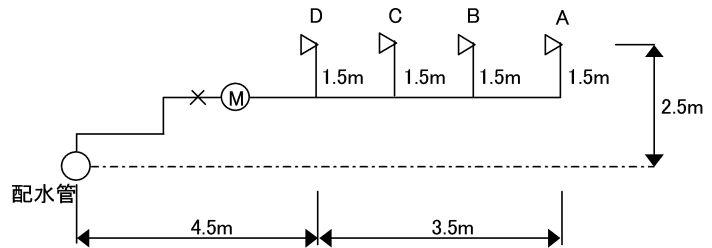
給水用具

A 台所流し

B 洗面器

C 大便器(洗浄水槽)

D 浴槽(和式)

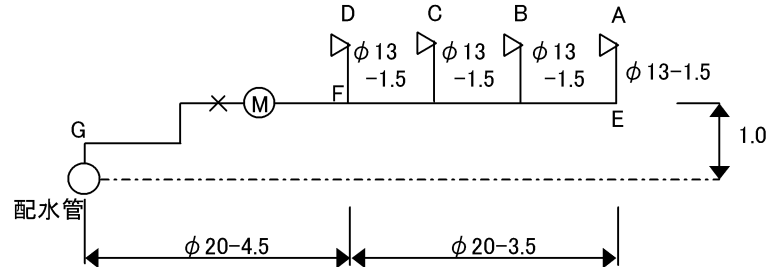


① 計画使用水量の算出 (表 3.2.1 表 3.2.2 より)

給水用具名	給水栓口径	同時使用の有無	計画使用水量
A 台所流し	13mm	使用	12 ℓ/min
B 洗面器	13mm	—	—
C 大便器(洗浄水槽)	13mm	—	—
D 浴槽(和式)	13mm	使用	20 ℓ/min
計			32 ℓ/min

② 口径の決定

各区間の口径を次図のように仮定する。



3 給水装置の設計・作図

③ 口径決定計算（図 3.3.1 図 3.3.3 より）

区 間	流量 /min	仮定 口径	動水勾配‰ a	延長m b	損失水頭m $c=a \times b$ /1000	立上げ 高さm d	所要水頭 m $e=c+d$
給水栓 A	12	13	給水用具の損失水頭		0.80	—	0.80
給水管 A～E 間	12	13	230	1.5	0.35	1.5	1.85
給水管 E～F 間	12	20	34	3.5	0.12	—	0.12
						計	2.77

給水栓 D	20	13	給水用具の損失水頭		2.10	—	2.10
給水管 D～F 間	20	13	600	1.5	0.90	1.5	2.40
						計	4.50

A～F 間の所要水頭 2.77m < D～F 間の所要水頭 4.50m。よって、F 点での所要水頭は 4.50m となる。

区 間	流量 /min	仮定 口径	動水勾配‰ a	延長m b	損失水頭m c=a×b /1000	立上げ 高さm d	所要水頭 m e=c+d
給水間 F～G 間	32	20	180	4.5	0.81	1.0	1.81
	32	20	水道メーター		1.20	－	1.20
	32	20	止水栓		1.38	－	1.38
	32	20	分水栓		0.50	－	0.50
						計	4.89

全所要水頭は、 $4.50 + 4.89 = 9.39\text{m}$ となる。

よって、 $9.39\text{m} = 0.94\text{kgf/cm}^2$ 、 $0.94 \times 0.098\text{Mpa} = 0.0921\text{Mpa} < 0.147\text{Mpa}$ であるので、仮定口径とおりの口径でよい。

3 給水装置の設計・作図

③ 損失水頭

$h =$

区間	口径	$Q \text{ } \ell/\text{min}$	$I \text{ } \%$	換算長 L	$h = \frac{L \times I}{1000} =$	m
----	----	------------------------------	-----------------	------------	---------------------------------	------------

AB	$\phi 40$	65	25	63.05	$h = \frac{63.05 \times 25}{1000} =$	1.57 m
----	-----------	----	----	-------	--------------------------------------	-----------------

配水管圧

$$1.57 + 3.0\text{m (立上り)} = 4.57 < 15.0$$

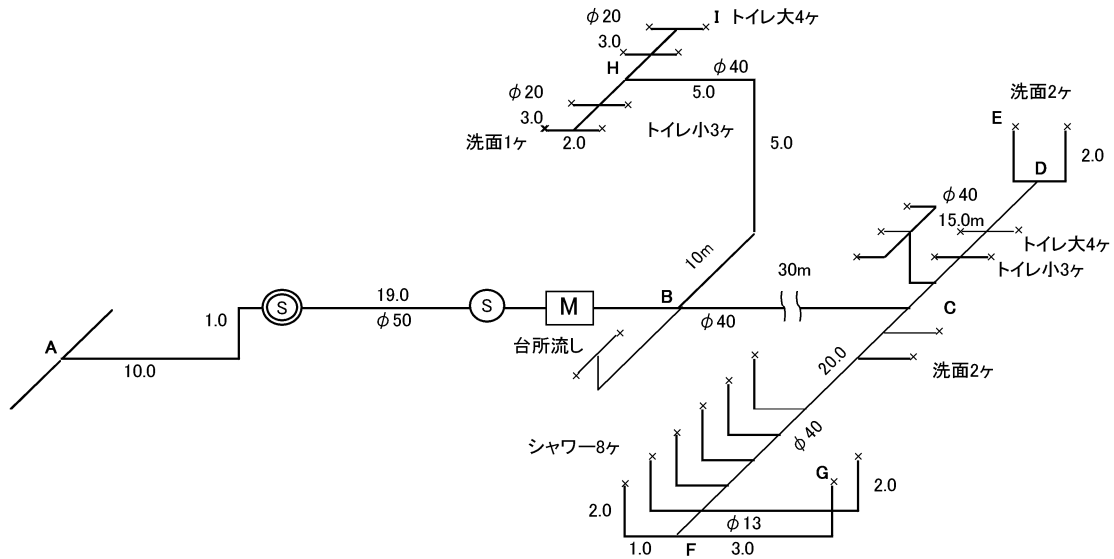
損失水頭が15m 未満であるので仮定どおりの口径でよい。

④ 使用水量とメーターの性能範囲(表 3.3.4 より)

同時使用による(AB 区間流量) $65 \text{ } \ell/\text{min}$ ($3.9 \text{ m}^3/\text{h}$) に対して、 $\phi 40\text{mm}$ メーターの最大流量 ($8 \text{ m}^3/\text{h}$) 以下であるので仮定口径でよい。

3 給水装置の設計・作図

例3 比較的水栓数が多い場合



① 給水用具給水負荷単位数及び同時使用水量

区 間	給水用具	給水負荷単位数	水量(ℓ/min)
表 3.2.8 より			
AB	トイレ大 φ 13	8 × 5 =	40
	トイレ小 "	6 × 5 =	30
	洗面器 "	5 × 2 =	10
	台所流し "	2 × 4 =	8
	シャワー "	8 × 4 =	32
計			120
BC	トイレ大 φ 13	4 × 5 =	20
	トイレ小 "	3 × 5 =	15
	洗面器 "	4 × 2 =	8
	シャワー "	8 × 4 =	32
計			75
CD	トイレ大 φ 13	4 × 5 =	20
	トイレ小 "	3 × 5 =	15
	洗面器 "	2 × 2 =	4
計			39
DE	洗面器 φ 13		1 ケ
			8
			表 3.2.2 より
CF	洗面器 φ 13	2 × 2 =	4
	シャワー "	8 × 4 =	32
計			36

190
図 3.2.1 より

142
図 3.2.1 より

91
図 3.2.1 より

8
表 3.2.2 より

85
図 3.2.1 より

3 給水装置の設計・作図

区 間	給水用具	給水負荷単位数 表 3.3.3 より					水量 (ℓ/min)
FG	シャワー φ 13					1 ケ	12 表 3.2.2 より
BH	トイレ大 φ 13	4	×	5	=	20	87 図 3.2.1 より
	トイレ小 "	3	×	5	=	15	
	洗面器 "	1	×	2	=	2	
						37	
HI	トイレ大 φ 13	4	×	5	=	20	53 図 3.2.1 より

② 給水管の延長と給水用具の直管換算

区 間	管または給水用具	延長または換算長 表 3.3.3 より					
AB	給水管 φ 50						30.0
	エルボ "	8	×	2.1	=		16.8
	青銅仕切弁 "	2	×	0.39	=		0.8
	メーター	1 ケ			=		25.0
	チーズ(直)	1 ケ			=		0.6
	計						73.2
BC	給水管 φ 40						30.0
	エルボ "	4	×	1.5	=		6.0
	チーズ(直)	2	×	0.45	=		0.9
	計						36.9
CD	給水管 φ 40						15.0
	チーズ(直)	5	×	0.45	=		2.25
	チーズ(分)	1	×	2.1	=		2.1
	計						19.35
DE	給水管 φ 13						2.0
	チーズ(分)	1	×	0.9	=		0.9
	給水栓	1	×	3	=		3.0
	エルボ	1	×	0.6	=		0.6
	計						6.5
CF	給水管 φ 40						20.0
	チーズ(直)	8	×	0.45	=		3.6
	チーズ(分)	1	×	2.1	=		2.1
							25.7

3 給水装置の設計・作図

区 間	管または給水用具		延長または換算長 (表 3.3.3 より)				
FG	給水管	φ 13					5.0
	チーズ(分)		1	×	0.9	=	0.9
	給水栓		1	×	3	=	3.0
	エルボ		1	×	0.6	=	0.6
	計						9.5
BH	給水管	φ 40					20.0
	チーズ(分)	〃	1	×	2.1	=	2.1
	エルボ		2	×	1.5	=	3.0
	計						25.1
HI	給水管	φ 20					3.0
	チーズ(直)		2	×	0.24	=	0.5
	チーズ(分)		1	×	1.2	=	1.2
	給水栓		1	×	3	=	3.0
	計						7.7

③ 損失水頭

区間	口径	Q ℓ/min	I‰ 表 3.3.1 より	換算長 L	$h = \frac{I \times L}{1,000} =$	m
AB	φ 50	190	58	73.2	$h = \frac{58 \times 73.2}{1,000} =$	4.25m
BC	φ 40	142	95	36.9	$h = \frac{95 \times 36.9}{1,000} =$	3.51m
CD	φ 40	91	44	19.35	$h = \frac{44 \times 19.35}{1,000} =$	0.85m
DE	φ 13	8.0	115	6.5	$h = \frac{115 \times 6.5}{1,000} =$	0.75m
CF	φ 40	85	40	25.7	$h = \frac{40 \times 25.7}{1,000} =$	1.03m
FG	φ 13	12	230	9.5	$h = \frac{230 \times 9.5}{1,000} =$	2.19m
BH	φ 40	87	42	25.1	$h = \frac{42 \times 25.1}{1,000} =$	1.05m
HI	φ 20	53	440	7.7	$h = \frac{440 \times 7.7}{1,000} =$	3.39m

3 給水装置の設計・作図

④ 損失水頭の合計

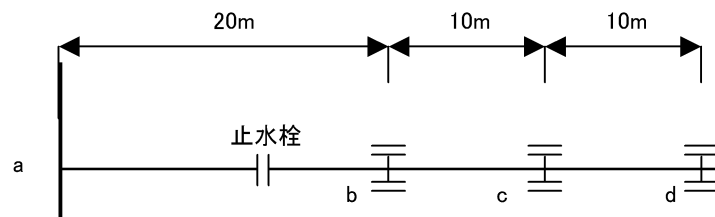
区間	AB		BC		CD		DE		立上り		合計	配水管水圧	判定
A～E	4.25	+	3.51	+	0.85	+	0.75	+	3.0	=	12.36	< 15.0	OK
区間	AB		BC		CF		FG		立上り		合計	配水管水圧	判定
A～G	4.25	+	3.51	+	1.03	+	2.19	+	3.0	=	13.98	< 15.0	OK
区間	AB		BH		HI				立上り		合計	配水管水圧	判定
A～I	4.25	+	1.05	+	3.39			+	6.0	=	14.69	< 15.0	OK

いずれの区間においても損失水頭が 15m未満であるので仮定どおりの口径でよい。

⑤ 使用水量とメーターの性能範囲(表 3.3.4 より)

同時使用による(AB 区間流量) 190 ℓ/min(11.4 m³/h)に対して φ50mm メーターの最大流量(30 m³/h)であるので仮定口径でよい。

例4 直結方式(給水主管の口径決定の計算例)メーター口径 φ20mm×6 戸の給水主管の口径を求める。



- ・仮定の口径を設定する。ここでは仮定口径を φ40mm とする。
- ・a点～d点までの損失水頭が5m以内となること。
- ・ただし、2階に風呂、シャワー等がある場合は損失水頭を小さくする必要がある。
- ・1戸当り給水栓数・・・4栓→同時使用率を考慮した給水栓数は2栓
⇒1戸当り同時使用水量は 24 ℓ/分 と仮定する。
24 ℓ/分戸当り ÷ 60 = 0.4 ℓ/秒/戸当り
- ・各区間の流量Qは、給水戸数と同時使用率の関係表から算出する。
a～b間の流量 2.16 ℓ/秒/戸当り=0.4 ℓ/秒/戸当り×6 戸×90%
- ・止水栓(40mm)の直管換算長は 15m とする。

$$\text{損失水頭(m)} H = I / L \quad I: \text{動水勾配}(\%) \quad L: \text{管の延長(m)}$$

計算表

区 間	仮定口径 D(mm)	流 量 Q(ℓ/秒)	動水勾配 I(‰)	直管換算表 L(m)	損失水頭 H(m)	流速 S(m/秒)
a～b	40	2.16	86	20+15	3.01	1.72
b～c	40	1.44	44	10	0.44	1.15
c～d	40	0.80	15	10	0.15	0.64
					3.60	

a点～d間の損失水頭H=3.60m<5mとなり、仮定どおりの口径 φ40 で適当である。

3 給水装置の設計・作図

例5 受水槽式の場合

建築物の概要

- ・階層 5階
- ・戸数 130 戸
- ・1戸当り有効面積 25 m²
- ・受水槽設置場所 5m×6m 以内で地上式

① 受水槽容量の決定

ア. 居住人員の算出

- ・有効面積当り人員 0.16 人/m² (表 3.2.9 より)
- ・1 戸当り有効面積 25 m²
- ・1 戸あたり人員 25 m² × 0.16 / m² ⇒ 4 人 / 戸
- ・居住人員 130 戸 × 4 人 / 戸 ⇒ 520 人

イ. 1日当り使用水量

- ・1 日当り使用水量 = 200ℓ / 人 とする。(表 3.2.9 より)
- ・1 日当り計画使用水量 = 200ℓ / 人 × 520 人 ⇒ 104.0 m³

ウ. 受水槽の有効容量

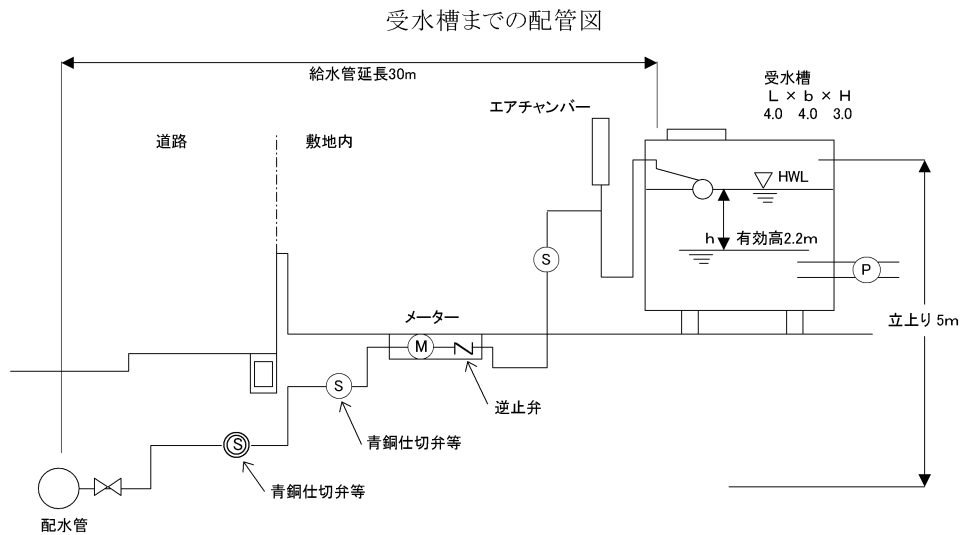
- ・有効容量 = 1 日当り計画使用水量 / 1 日当り使用時間 × 4～6 時間
- ⇒ 104 / 12 × 4 = 34.7 m³

よって受水槽寸法は たてL よこb 有効高さh

$$4.0\text{m} \times 4.0\text{m} \times 2.2\text{m} = 35.2\text{m}^3 > 34.7\text{m}^3$$

とする。

② 給水管口径の決定



3 給水装置の設計・作図

ア. 口径の仮定

使 用 水 量	メーターの最大流量	
1 日当りの計画使用水量 104 m ³ /日	φ 40mm メーター	φ 50mm メーター
1 時間当り計画使用水量 Q=104/12 より 8.67 m ³ /h	8.0 m ³ /h	30 m ³ /h

φ 40mm メーターの最大許容量(8.0 m³/h)を超えるので、給水管口径 φ 50mm を仮定口径とする。(表 3.3.4 より)

イ. 水理計算

仮定口径での直管換算表(単位:m)

口径 50mm の場合				1 サイズ小さい口径 40mm			
管延長			= 30.0	〃			= 30.0
青銅仕切弁	4	×	0.39 = 1.56	〃	4	×	0.3 = 1.2
メーター	1	×	25 = 25.0	〃	1	×	23 = 23.0
逆止弁	1	×	11.5 = 11.5	〃	1	×	9.5 = 9.5
エルボ	14	×	2.1 = 29.4	〃	14	×	1.5 = 21.0
チーズ(分)	1	×	3.0 = 3.0	〃	1	×	2.1 = 2.1
チーズ(直)	1	×	0.6 = 0.6	〃	1	×	0.45 = 0.45
ボールタップ	1	×	22 = 22.0	〃	1	×	22 = 22.0
計		123.06		計		109.25	

a. 口径 50mm の場合

動水勾配 I=有効水頭/直管換算延長=(15-5.0)/123.06=81.3‰

仮定口径 50mm での流量 3.80 ℓ/sec(表 3.3.1 より)

1時間当りの給水量 13.68 m³/h>1 時間当り使用水量 8.67 m³/hで OK である。

b. 1サイズ小さい 40mm の場合

動水勾配 I=有効水頭/直管換算延長=(15-5.0)/109.25=91.5‰

仮定口径 50mm での流量 2.26 ℓ/sec(表 3.3.1 より)

1時間当りの給水量 8.13 m³/h<1 時間当り使用水量 8.67 m³/hで不足する。

ウ. 口径の決定

口径 40mm では、1 時間当りの給水量が使用量に対して不足する。

口径 50mm では、使用量に対する給水量も十分であり、また、その水量はメーターの最大流量(表 3.3.4)を越えないので、口径 50mm を決定口径とする。

3 給水装置の設計・作図

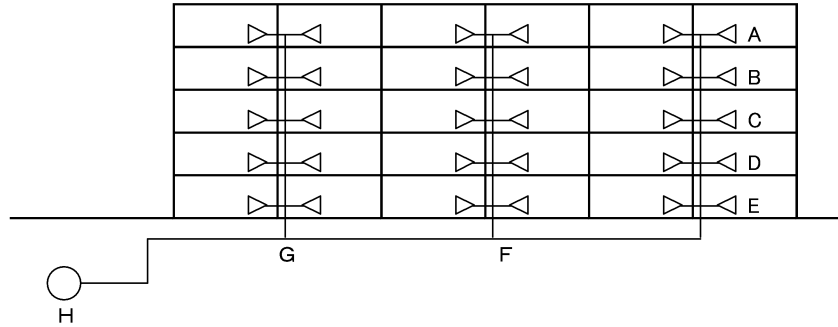
参考: 共同住宅における同時使用水量の計算例

条件

5 階建て 30 戸

各戸給水用具・・・5栓(台所流し、洗面器、浴槽、シャワー、大便器洗浄水槽)

計画人口、1戸当り4人



算出方法及び算出諸元

番号	算定方法	算出諸元	
1	各戸の使用水量と給水戸数の同時使用率により求める方法のうち、標準化した同時使用水量により求める方法	・台所流し ・洗面器 ・浴槽 ・シャワー ・大便器洗浄水槽	計 60ℓ/min : 12ℓ/min : 8ℓ/min : 20ℓ/min : 8ℓ/min : 12ℓ/min
2	戸数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法	10 戸未満: 10 戸以上:	42 × (戸数) ^{0.33} (ℓ/min) 19 × (戸数) ^{0.67} (ℓ/min)
3	居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法	30 人以下: 30 人以上:	26 × (人数) ^{0.36} (ℓ/min) 13 × (人数) ^{0.56} (ℓ/min)
4	給水用具給水負荷単位表により求める方法	・台所流し ・洗面器 ・浴槽 ・シャワー ・大便器洗浄水槽	計 11 単位 : 3 : 1 : 2 : 2 : 3

3 給水装置の設計・作図

同時使用水量の算出結果

区 間	算 定 方 法			
	1	2	3	4
A－B	$60 \div 5 \times 2.2 \times 2 \times 1.0$	$42 \times 2^{0.33}$	$26 \times (4 \times 2)^{0.36}$	$11 \times 2 = 22$
	53	53	55	58
B－C	$60 \div 5 \times 2.2 \times 4 \times 0.9$	$42 \times 4^{0.33}$	$26 \times (4 \times 4)^{0.36}$	$11 \times 4 = 44$
	95	66	71	98
C－D	$60 \div 5 \times 2.2 \times 6 \times 0.9$	$42 \times 6^{0.33}$	$26 \times (4 \times 6)^{0.36}$	$11 \times 6 = 66$
	143	76	82	128
D－E	$60 \div 5 \times 2.2 \times 8 \times 0.9$	$42 \times 8^{0.33}$	$13 \times (4 \times 8)^{0.56}$	$11 \times 8 = 88$
	190	83	91	154
E－F	$60 \div 5 \times 2.2 \times 10 \times 0.9$	$19 \times 10^{0.67}$	$13 \times (4 \times 10)^{0.56}$	$11 \times 10 = 110$
	238	89	103	175
F－G	$60 \div 5 \times 2.2 \times 20 \times 0.8$	$19 \times 20^{0.67}$	$13 \times (4 \times 20)^{0.56}$	$11 \times 20 = 220$
	422	141	151	263
G－H	$60 \div 5 \times 2.2 \times 30 \times 0.7$	$19 \times 30^{0.67}$	$13 \times (4 \times 30)^{0.56}$	$11 \times 30 = 330$
	554	186	190	350

備考: 表上段は計算式(4を除く)を、下段は同時使用水量(ℓ/min)

4の上段は、給水用具単位数

4 給水装置の施工

4 給水装置の施工

4 給水装置の施工

4.1 一般事項

① 主任技術者の配置

施工現場には、必ず主任技術者を配置すること。

② 使用管種及び用具

給水装置の新設、改造、及び修理等においては、町が指定した給水管を使用すること。

ア 給水管

給水管(配水管の取付口からメーターまでの間)は町が指定した管種及び口径(表 4-1-1)を使用し、管種は地質並びに資材の特性等を考慮して決定すること。(表 4-1-2)

表 4-1-1

区分	管種規格 施工箇所	水道用ポリエチレン管 1種(軟質管) (JIS K6762)PP	水道用硬質塩化ビニル ライニング鋼管 (JWWA K116) VB・VD	水道用硬質塩化ビニル管 (JIS K6762)VP 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (JIS K6762)HIVP
埋設	道路内	20,25,40,50	VDのみ使用可	使用できない
	宅地内	13,20,25,40,50	13,20,25,40,50, 75,100,150	13,20,25 (水道用硬質塩化ビニル管) 13,20,25,40,50 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管使用)
露出配管	道路内	使用できない	河川・側溝等の横断時 20,25,40,50 (VB)(VD)	使用できない
	宅地内及び 屋内	13,20,25,40,50	13,20,25,40,50, 75,100,150	13,20,25 (水道用硬質塩化ビニル管:被覆) 13,20,25,40,50 (水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管使用:被覆)
継手 (規格)		水道用ポリエチレン管金属 継手(JWWA B116) 日本水道協会型式登録品	水道用ライニング鋼管管端 防食継手(JIS K150) 日本水道協会型式承認品	水道用硬質塩化ビニル管継手(JIS K6743) 水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管継手(JIS K6743) 日本水道協会型式登録品

区分	管種規格 施工箇所	水道用ゴム輪型耐衝撃性 硬質塩化ビニル管 (JWWA K129) HIVP・RR	水道用ダクタイル鋳鉄管 (JWWA G113) DCIP	水道用ポリブデン管 PBP (JIS K6792)	水道用架橋ポリエチレン管 XPEP(JIS K6787)	配水用ポリエチレン管 PE(JWWA K144)
埋設	道路内	使用できない	75,100,150 200,250,300	使用できない	使用できない	75,100,150 200
	宅地内	40,50		10～20	10～20	75,100,150 200
露出配管	道路内	使用できない		使用できない	使用できない	75,100,150 200(被覆)
	宅地内及び 屋内	40,50 (被覆)		10～20	10～20	75,100,150 200(被覆)
継手 (規格)		水道用ゴム輪型耐衝撃性硬質塩化ビニル管のダクタイル鋳鉄異形管(JWWA K131) 日本水道協会型式登録品		水道用ポリブデン管継手 JIS K6779,6793	水道用架橋ポリエチレン管 継手JIS K6770,6778	配水用ポリエチレン管 PE(JWWA K145)

※ 仮設配管については、この表を適用しない。

4 給水装置の施工

表 4-1-2

管 種		水道用 ポリエチレン管	水道用硬質 塩化ビニル ライニング鋼管	水道用硬質 塩化ビニル管	水道用 耐衝撃性 硬質塩化 ビニル管	水道用ゴム輪 耐衝撃性硬質 塩化ビニル管	水道用 ダクタイル鋳鉄管	水道用 ポリブデン管	水道用架橋 ポリエチレン管	配水用 ポリエチレン管
記号		PP	VD・VB	VP・TS	HIVP・TS	HIVP・RR	DCIP	PBP	XPEP	PE
使用 場所	道路埋設	○	○	×	○	○	○	×	×	○
	水路等 の横断	×	○	×	×	×	○	×	×	×
	埋設	○	○ (VDのみ可)	○	○	○	○	○	○	○
	屋外	凍結防止処理が 必要である △	凍結防止処理が 必要である ○	凍結防止処理が必要である △			○	凍結防止処理が必要である △		
摘 用	長 所	1. 合成管で耐食性に 優れ、酸、アルカ リ、電流等に侵され ない。 2. 柔軟性に富み、耐 衝撃性が強い。 3. 伸び率が大きく、た わみや耐寒性がある。 4. 管内にスケールの 付着がない。	1. 抗張力、硬度が大き く外傷に強い。 2. 管内はライニングの ため耐食性があり錆 の発生が少ない。	1. 合成管で耐食性に優れ、酸、アルカリ、電流等に 侵されない。 2. 管内にスケールの付着がない。 3. HIVPはVPより耐衝撃性が大きい。 4. ゴム輪形は伸縮自在性があり地盤の沈下等が伴 う場所等に適する。			1. 管内は樹脂、又 はモルタルライ ニングのため 錆、スケールの 付着が少ない。 張力、硬度が大 2. きい。 管厚が大きい 3. ので、穿孔分岐が おこえる。	1. 耐食性に優れ、可とう性に 富み施工が簡単。 2. さや管ヘッダー方式を用い ていることにより維持管理が 容易にできる。	1.耐震性・柔軟 性・耐食性・軽 さ	
	短 所	1. 金属管に比べると、 引張強さ、高度が 低い。 2. 可燃性で高温に弱 い。 3. 油類に弱い。	1. 亜鉛の溶出に伴い 外面の錆の発生防 止処理が必要。 2. 継手部分の錆の発 生がある。 3. 電食及び酸による腐 食が生じる。 4. ビニルライニング部 が熱に弱い。	1. 紫外線によって、変質劣化が生じる。 2. 金属管に比べると、引張強さ、硬度が低い。 3. 熱に対して弱い。 4. ゴム輪形は、抜出阻止力が小さい。 油類に弱い。			1. 継手、付属器具 のボルト、ナット 等に電食等が生 じやすいので防 止処理が必要。	1. 有機溶剤が浸透する。 2. 管肌に傷につきやすい。 3. 直射日光に弱い。	1.有機溶剤が 浸透する。 2. 直射日光に 弱い。 3.雨天時の作 業が制限され る。	

③ 布設位置、試掘等

道路部分の埋設は、試掘等によりガス管等他の地下埋設物を確認して工事を実施すること。

④ 地下埋設物の管理者との協議に基づく保安措置

掘削により露出する下水道管、ガス管、NTT 管、九電管等、他の地下埋設物の保安については、責任を明確にし、その管理者との協議に基づき、適切な保安措置を講じること。

⑤ 火気使用の禁止

ガス管付近で工事を行う際は、火の使用及び火気を伴う機械器具を使用してはならない。

⑥ 保安設備

公衆災害防止のため関係法令及び許可条件に基づき、保安設備を設置すること。

(昭和 35 年 12 月 17 日
総理府 令 第 3 号)
建設省

⑦ 法令等の遵守と官公署等への諸手続

道路工事については、関係法令を遵守し、関係機関への諸手続を行い、許可後着工すること。なお完了後はただちに関係機関へ届け出をすること。

- ⑧ 給水工事標示板を設置すること。

給 水 工 事 承 認 票	
承 認 番 号	第 号
承 認 年 月 日	平成 年 月 日
施 工 場 所	筑前町
施 工 主	電話
指 定 事 業 者 名	電話
承 認 者 名	筑 前 町 上 下 水 道 課

縦18cm 横26cm

4.2 給水管の分岐

4.2.1 分岐の工事

- ① 配水管に割T字管を取付け穿孔する場合は、事前に工事日時を上下水道課に報告しなければならない。
- ② 断水及び広報

ア 分岐工事のための断水は、特別の理由がない限り町で行い、施工5日前までに町に依頼しなければならない。

イ 断水する場合は、当該断水地域の住民に対し、断水時間等を事前に周知させなければならない。

4.2.2 分岐の制限

- ① 給水管の口径は、分岐しようとする配水管の口径よりも1口径以下のものとする。（大規模住宅開発等において、町への譲渡を前提とした給配水管については別途町と協議すること。）
- ② 道路部分（止水栓まで）の給水管口径は、 $\phi 20\text{mm}$ 以上とする。ただし、撤去を前提とした一時用は除く。
- ③ 同一敷地内への分岐は、一ヶ所とする。ただし、町が特別の理由があると認めたときはこの限りではない。
- ④ 給水管は、町が指定した配水管から分岐すること。また、分岐の方向は配水管路と直角すること。

※口径 300mm 以上の配水管からの分岐は禁止する。

- ⑤ 給水管の取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30cm 以上離れていること。
- ⑥ 配水管の異形管から分岐してはならない。
- ⑦ 道路交叉点内及び三方弁の内側での分岐は行わない。
- ⑧ 新規に分岐を増径する場合は、旧分岐は必ず“玉おろし工事”を行い、必ずポリスリーブ保護を行うこと。
- ⑨ 分水口径はメーター口径に比して著しく過大でないこと。
- ⑩ サドル付分水栓（ $\phi 20\text{mm}$ 、 $\phi 25\text{mm}$ ）は原則として平行型とし、L 型分水ユニオンを取り付けること。
- ⑪ 直角型サドル付分水栓（ $\phi 20\text{mm}$ 、 $\phi 25\text{mm}$ ）には、フレキシブル継手を取り付けること。

4 給水装置の施工

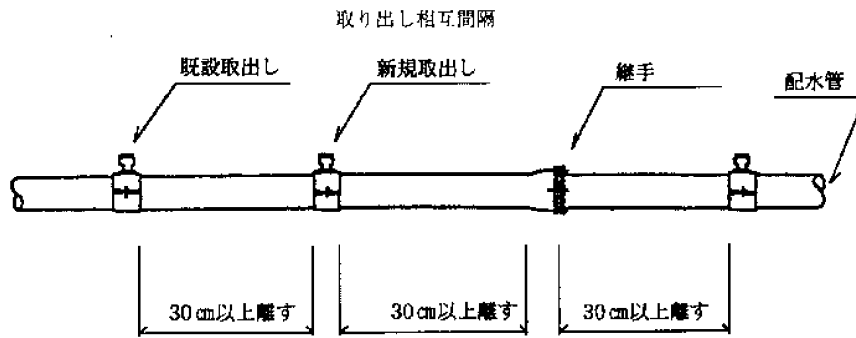


図 4-2-1

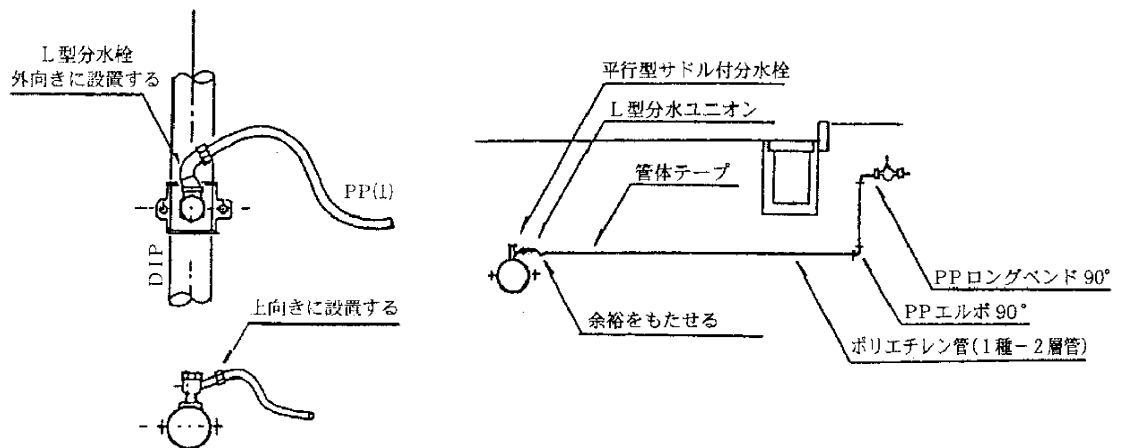


図 4-2-2

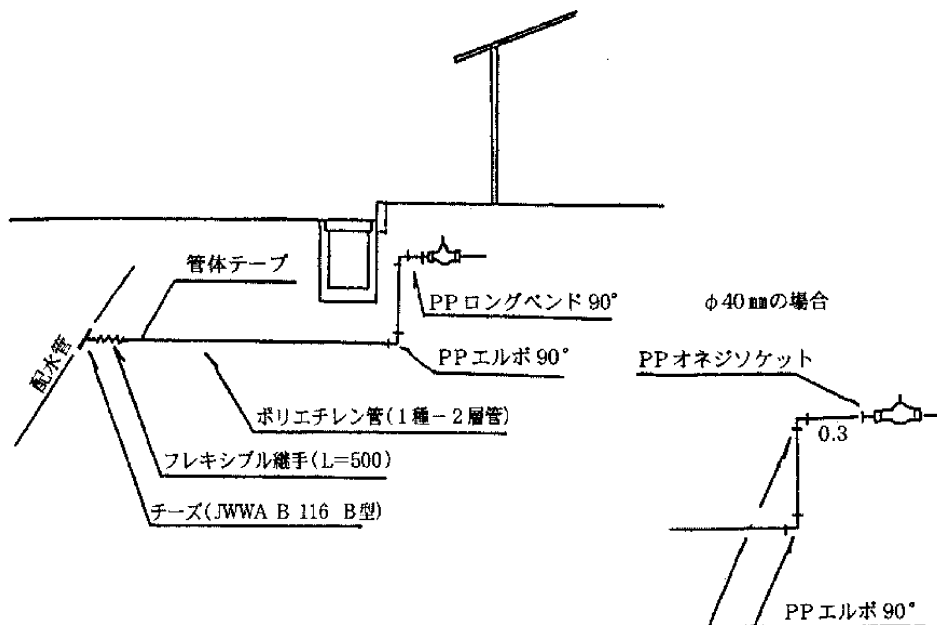


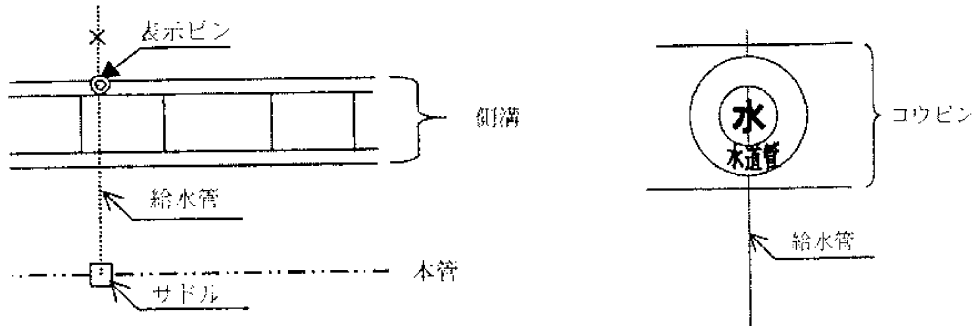
図 4-2-3

4.2.3 給水管取出し位置の表示

給水管取出し位置推定のため、表示ピン、又は、表示杭の設置をすること。

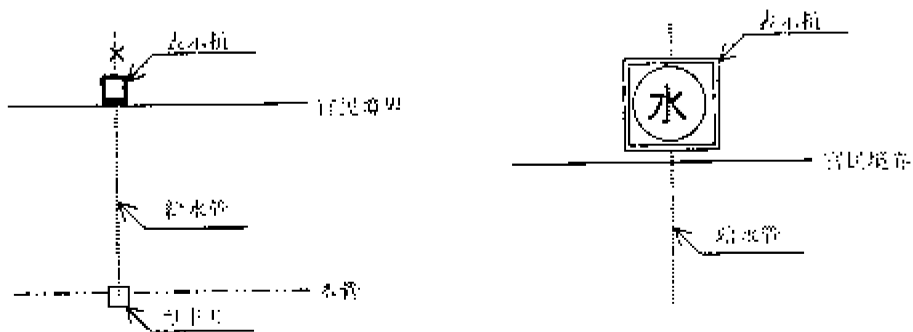
① 表示ピン設置位置

本管取出し位置から、官民境界線へ垂線を下ろした位置の、コウビン（側溝の縁）に設置。ただし、止水栓が垂線上に設置不可能な場合は別途協議すること。

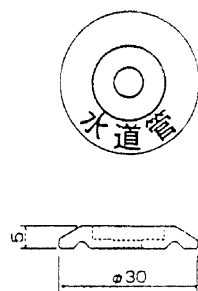


② 表示杭設置

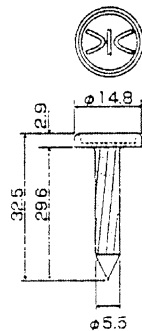
表示ピンを設置できない場合は、宅地内の、本管取出し位置から官民境界線へ垂線を下ろした位置に設置。ただし、止水栓が設置不可能な場合は別途協議すること。



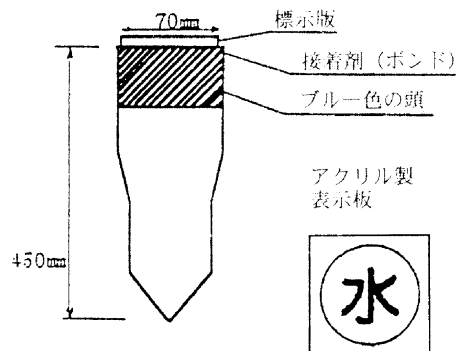
ステンレス製
表示盤



ステンレス製
表示ピン



プラスチック製
表示杭



4.2.4 分岐の方法

分岐口径別使用材料は表 4-2-1 によるものとする。

表 4-2-1 配水支管から分岐口径及び使用材料表

分岐口径 配水管種・口径		20mm 以下	25mm	40mm	50mm	75mm
鑄鉄管	75mm	サドル付 分水栓	サドル付 分水栓	不断水用 割T字管		
〃	100mm ～ 250mm	〃	〃	〃	不断水用 割T字管	割T字管(配 水管 100mm は除く)
鋼管	50mm ～ 250mm	GP用 サドル付 分水栓	GP用 サドル付 分水栓	割T字管(配 水管 50mm は除く)	割T字管(配 水管 75mm 以下は除く)	割T字管(配 水管 100mm 以下は除く)
配水用 ポリエチレン管	～150mm	PE用 サドル付 分水栓	PE用 サドル付 分水栓	〃	〃	〃
(耐衝撃性) 硬質塩化ビニール管	40mm	VP用 サドル付 分水栓	VP用 サドル付 分水栓			
〃	50mm	〃	VP用 サドル付 分水栓	不断水用 割T字管		

4.3 管の布設

4.3.1 管布設工

- ① 管布設に先立ち十分管体検査を行い、き裂その他の欠陥のないことを確認すること。
- ② 管の布設は原則として低所から高所に向け配管すること。
- ③ 管布設に当っては、水平器、型板、水糸等を使用し、中心線及び高低を確定して、移動しないよう胴締めを堅固に行い、管鑄出し文字を上向けにして据付けること。
- ④ 布設作業に当っては、管内を十分清掃するとともに管内に土砂、異物、汚水等が流入しないよう管末端をふさぐこと。
- ⑤ 既設埋設物と交差、近接する場合は、原則として最低 30cm 離すこと。

4 給水装置の施工

4.3.2 給水管の埋設深さ

- ① 給水管の埋設深さは表 4-3-1 によること。ただし、障害物等のため規程の深さがとれない場合は、道路管理者と協議のうえ、必要な防護工を施すこと。

ア 公道(国、県、町道)

表 4-3-1 給水管の埋設深さ

工 法	国 道	県 道	町 道
開 削 工 事	道路管理者の指示する深さ	道路管理者の指示する深さ	0.75m

(注1)

【参考】管路の頂部と路面との距離は、当該管路を設ける道路の舗装厚(路面から路盤最下面までの距離をいう。以下同じ。)に 0.3m を加えた値(当該値 0.6 に満たない場合は 0.6m)以下としな
いこと。)

イ 私道

私道、共有道路等については、0.6m 以上とする。ただし、共有道路等において将来道路または準公道と推定できるものは、公道埋設の深さによる。

ウ 敷地内

敷地内については、0.3m 以上とする。ただし、管径 40mm 以上は私道に準ずる。ドライブインや重量車両の出入りのある駐車場については、0.6m 以上とする。

4 給水装置の施工

- ② 配水管から分岐した給水管は、官民境界まで配水管と同じ深さに埋設すること。
- ③ 公道内に給水管を埋設する場合は必ず管天から **0.3～0.6m** の深さに町指定の敷テープを埋設すること。

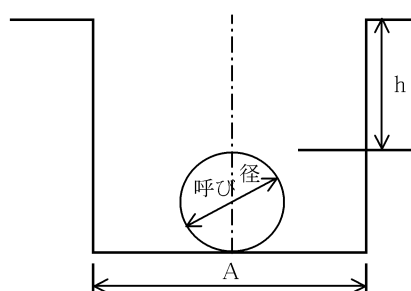
(ただし、舗装厚未満には埋設しないこと)

(注1) 公道の埋設深さは道路管理者に従うこと。

表 4-3-2 公道部埋設掘さく標準表

呼び径 (mm)	床堀(m)A	土被り(m)h
25 以下	0.5	道路管理者の 指示に従うこと
50 以下	0.5	〃
75	0.6	〃
100	0.65	〃
150	0.70	〃
200	0.75	〃
250	0.80	〃

(注) 口径 **25mm** 以下のポリエチレン管には、防護のためのサンドクッション(10cm)の埋設深を加算している。



4.3.3 管名称等の表示

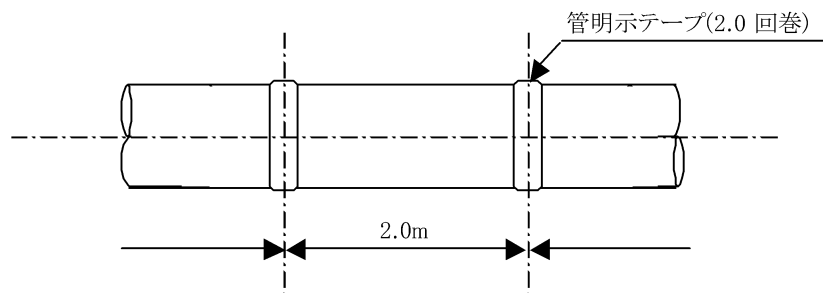
道路に埋設する管については、「道路埋設管における管名称等の表示要領」に基づいて、管名称等及び管埋設位置を表示すること。

① 道路埋設管における管名称等の表示要領

ア 巻テープの設置

- a 材料 町が指定したもの
- b 設置方法

材 料	管明示テープ
方 法	2.0 回巻き
間 隔	2.0m



- c 設置長 管埋設全長

イ 掘削により露出させた既設管の処理

- a 露出させた場合には、上図のとおり表示する。
- b 既設管が本町以外の場合は町監督員の指示による。

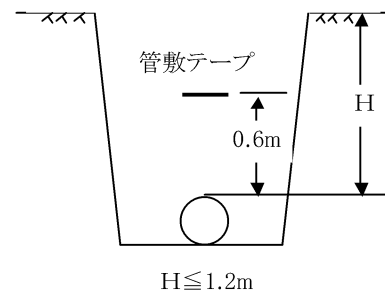
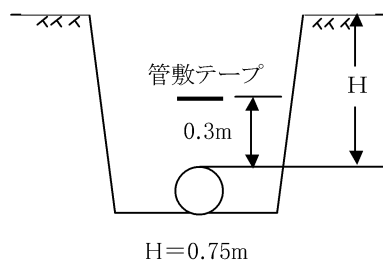
ウ 管敷テープの設置位置

- a 材料 町が指定するもの
- b 設置位置
 - i 管の真上に設置すること。
 - ii 埋設深さ(下図参照)

管の土被り 0.75m の場合 管天より 0.3m 上

管の土被り 1.2m 未満の場合 原則として管天より 0.6m 上

- c 設置長 管埋設全長

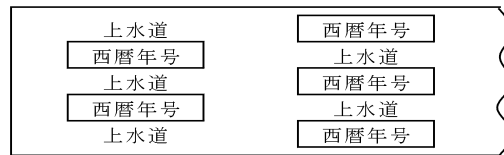


4 給水装置の施工

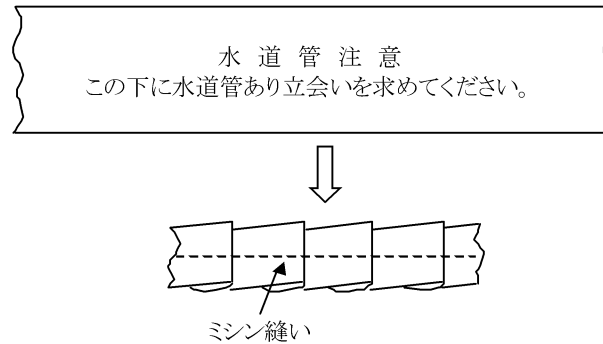
d 公道内の給水管についても上記に準ずる事。

e 各種テープの形態

i 管明示テープ 巾50mm×長さ20m



ii 管敷テープ 巾150mm×長さ50m(W)



※ 地色 地色はすべて青色

※ 文字 文字はすべて白

4.3.4 配管

① 給水管は、家屋の外廻り(建物基礎の外まわり)に布設することを原則とし、将来の維持管理に支障のないようにすること。

※布設延長を短縮するために家屋の床下を横断するような配管、又は天井裏、梁などに取付ける配管は将来の改造、修繕等の場合に支障をきたすので特別の理由がない限り認めない。

② 崖、建物等の立上り管、横ばしり管は鋼管を使用することが望ましい。なお、露出配管には保温装置(保温チューブ)を施すこと。

③ 給水装置から公道部分を横断して更に給水装置を設けることは維持管理の面から認めない。

④ 給水管は、井水、受水槽以下の配管、若しくは他の導管及び汚染の恐れがある管と直結しないこと。

⑤ 地下受水槽に直接給水する場合は、引越しのため付近周辺の水圧低下及び水量不足を招くので給水管を受水槽の手前で地盤から1.5m 立上げること。なお、高所で行止りの家屋等については除く場合がある。

⑥ 大便器にフラッシュバルブを取付ける場合、給水管の口径は 25mm 以上とするが、一時的に多量の水量を要するため、原則として設置してはならない。

⑦ 排水管や冷暖房用の管等が平行して通っている場合(シャフト内等)は用途別に色分けをし、通水の方に矢印をつけることが望ましい。

⑧ メーター取付けのユニオン・フランジの中心線は水平にし、地下式メーターボックスの場合、メーターの下流側に逆止弁を設置すること。

⑨ 口径 40mm においては、伸縮メータユニオンをメーター上流側だけに取付けること。

⑩ 硬質塩化ビニール管やポリエチレン管は、油類(灯油、ガソリン、ペイント、シンナー等)に覆され、また、水に臭気移ることがあるので、ガソリンスタンド等のような油類が浸透する恐れがあるところには使用しないこと。

4 給水装置の施工

- ⑪ 便所、下水、汚水槽等汚染される恐れのある場所を避けること。
- ⑫ 鋼管は、酸性土壌又は塩水の影響を受ける箇所に使用しないこと。ただし、やむを得ず使用する場合は防護措置をすること。
- ⑬ 給水管はメーターと受水槽の吐水口との間で分岐してはならない。
- ⑭ 2階への立上り露出管には、修理の際取外しが容易となるように地上1mの所にユニオンを取付けること。
- ⑮ 既設給水管および井水管等を利用する場合は原則として **0.75 MPa**をかけて水圧検査(内線検査)を行うが、町との協議により、最低でも現地の水圧以上で検査(内線検査)を行い、「給水装置内線部既設管使用申請書」の提出を必要とする。

4.3.5 鋳鉄管の配管

① 取り扱い

- ア. 運搬する場合は、管に衝撃を与えないよう注意すること。
- イ. 管内面のライニングを傷つけないよう注意し、鉄パイプ、棒等を差し込んで運搬しないこと。
- ウ. 保管にあたっては、ころび止めを行い保安上安全を期すること。

② 接合

ア K型継手

- a 挿し口の端部から白線(40cm)までの外面及び押輪・特殊押輪を清掃すること。
- b 挿し口外面及び受口内面に滑材を十分塗布すること。
- c ゴム輪全体に継手用滑剤を塗り挿し口から **20cm** 程度の位置にセット後、受け口に挿し口を確実に挿入すること。
- d 管軸を合わせ、挿し口外面と受け口内面の隙間を出来るだけ均一にし、ゴム輪を受け口の所定の位置まで押し込むこと。
- e 押輪端面の表示(口径・年号)が上側(管と同様)にくるように押輪・特殊押輪をセットすること。
- f 受け口と押輪の間隔が均一に確保されるよう、T 頭ボルトを平均に締め付けること。
- g 標準締め付けトルク

ボルト寸法(mm)	管径(mm)	トルク(N・m)	締め付けに適当な レンチの柄の長さ
M16	75	60	25cm
M20	100～600	100	

- h 特殊押輪は、T 頭ボルトを締め付け後、押しネジを一对の方向(上下左右等の順)で徐々に数回に渡り締め付けること。押しネジの締め付けトルクは $\phi 75$ 以上で **130N・m** を標準とする。

K型継手の接合



イ NS形

a 管の清掃

受口の溝の異物をドライバーなどで取り除き、挿し口外面の端面から約 30cm の間および受け口内面に付着している油、砂、滑剤その他異物もきれいに取り除く。さらに、ゴム輪の当り面に付着した水もふき取る

b 接合部品の予入

i ロックリング心出し用ゴムを清掃して、受け口の所定の位置にしっかりと張りつかせる。ロックリングを清掃して、絞り器具でロックリングを絞った状態で溝内かつロックリング心出し用ゴムの上に正しくセットする。分割部の位置はどこでも良いが、ロックリング分割部を下方にしてセットしたほうがやりやすい。

ii ゴム輪を清掃し、受け口内面の所定の位置に装着する。このときゴム輪がNS形かを表示マークで必ず確認する。

c 滑剤の塗布

i 滑剤は「ダクタイル管継手用滑剤」を使用する。

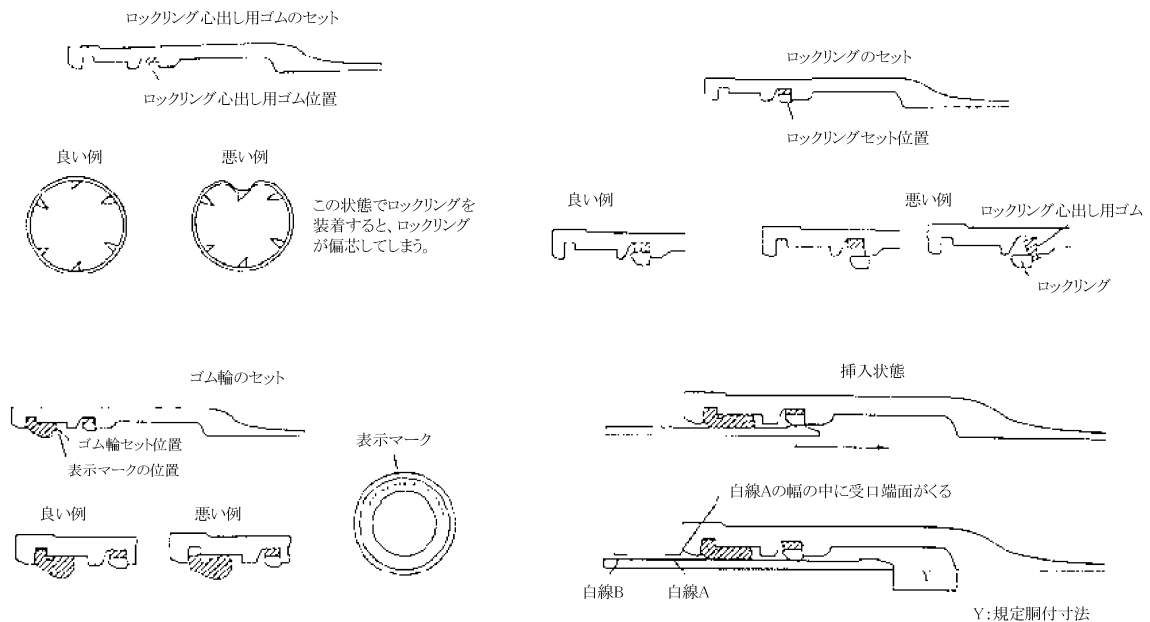
ii ゴム輪の内面および挿し口外面のテーパ部から白線までの範囲にムラなく塗布する。

d 継手の接合

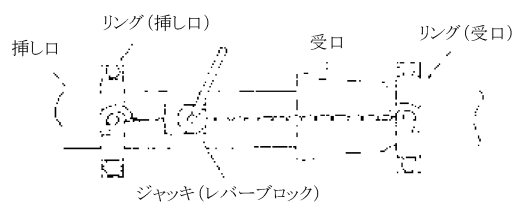
i 管をクレーン等で吊った状態にして挿し口を受け口に預ける。このとき2本の管が一直線になるようにする。

ii 接合器具をセットする。

iii ジャッキ(レバブロック)を操作し、ゆっくりと挿し口を受け口に挿入する。その場合、挿し口外面に標示してある2本の白線のうち白線Aの幅の中に受け口端面がくるように合わせる。



直管接合用機械器具



ウ フランジ継手

- a フランジ接合面は、錆、油、塗装、その他の異物を丁寧に取り除き、ガスケット溝の凹部をきれいに出しておかなければならない
- b 布入りゴム板を使用する場合は、手持ち部を除き、フランジ部外周に合わせて切断し、ボルト穴部分及び管内径部をフランジに合わせて正確に穴開けする。
- c 布入りゴム板又はガスケットを両フランジに合わせ、所定のボルトを同一方向より挿入し、ナット締めつけを行うようにする。締めつけは左右一対の方向で徐々に数回に分けて締め、片締めにならないように十分注意する。

4.3.6 ビニルライニング鋼管の配管

① 取り扱い

- ア ライニング鋼管の保管は屋内とする。やむを得ず屋外に保管する場合は、直射日光や雨を防ぐため、おおいをすること。
- イ 落下等により、曲りや管端部が変形した場合は、内面状態をよく確かめ、欠陥が認められた場合は、その部分を切断除去して使用すること。
- ウ 鋼管の継手は管端防食形継手(コア内蔵)を使用すること。
- エ ライニング鋼管は、溶接しないこと。

② 接合

- ア ネジ切作業の場合は、管内に付着した切削油を完全に拭きとること。
- イ 土中埋設する場合は、必ず防食テープを巻くこと。
- ウ 分岐は、鋼管用サドル付分水栓を用い、必ずクッション配管を行うこと。
- エ ネジ山等は、下表によるものとする。

(単位:mm)

口 径	近似外径	ネジ山高	ネジ山数(山)	ネジ長	ネジ込長
13	21.7	1.1	14	16	13
20	27.2	1.1	14	19	13
25	34.0	1.5	11	22	14
40	48.6	1.5	11	25	16
50	66.5	1.5	11	28	17

4.3.7 塩化ビニール管の配管

① 取り扱い

- ア 道路内に埋設する場合は耐衝撃性のビニール管を使用すること。
- イ 宅地内において衝撃の恐れがある箇所には耐衝撃性のビニール管を使用すること。
- ウ 塩化ビニール管は、熱及び外傷に弱いので、地中においても、ボイラー、給湯管、煙突等過熱される恐れのある箇所は遠ざけて配管すること。
- エ 塩化ビニール管を横積みで保管する場合は、高さ1m以下とし、平地に積上げ崩れないようにすること。
- オ 保管場所は直射日光の当たらない場所とすること。
- カ 塩化ビニール管とその接手は、揮発性薬品及びクレオソート類に侵食されやすいので注意すること。

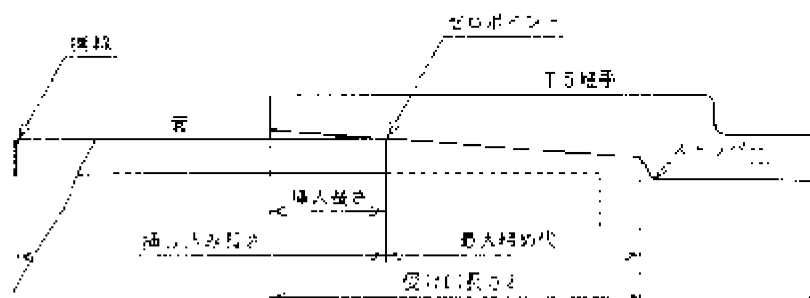
② 接合

- ア 塩化ビニール管には、「ネジ立」をしないこと。
- イ 塩化ビニール管と鋼管を接続する場合は、リング入り接合ユニオンを使用すること。
- ウ 接合方法は、冷間継手に接着剤による接着法(TS法)とゴム輪による止水法(RR法)とする。
- エ 曲げ、取り出部、並びに伸縮可とう性等を必要とするときは、鋳鉄異形管類を使用すること。
- オ 塩化ビニール管の接合における挿入の深さは、挿入する塩化ビニール管の口径に応じて次の通りとする。

(単位:mm)

項目 \ 口径	13	20	25	40	50	75	100	150
挿入寸法TS法	26	35	40	55	63	64	84	132
挿入寸法RR法	-	-	-	-	110	120	130	145

※ 75mm 以上は参考資料、実際は使用してはならない。



4.3.8 ポリエチレン管の配管

① 取り扱い

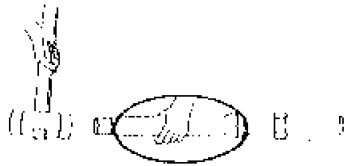
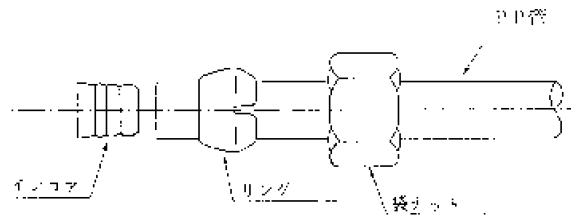
- ア P.Pは傷つきやすいので投げたり引きずったりしないこと。
- イ 横積みする場合の高さは1m以下とすること。
- ウ 埋設箇所付近に油類が投棄されている場合は使用しないこと。
- エ 掘さく時において油類が含まれた土質の場合は使用しないこと。
- オ アスファルト合材、ペンキ等の残材を附近に廃棄したり埋戻す土砂に混入させないこと。
- カ 埋設深さが浅くアスファルト舗装面と接近するときは使用しないこと。
- キ ガソリンスタンド及び油倉庫等、油類等が浸透する恐れがある箇所には使用しないこと。
- ク 熱に弱いのでボイラー、風呂たき口附近等加熱される恐れのある箇所から遠ざけ配管すること。
- ケ 公道部及び宅内については、溝底を均一に仕上げ、瓦礫等を除き、管に損傷を与えないように注意すること。
- コ 管を前項に定める溝底に丁寧に降ろし、引きずったり、ねじれないようにすること。
- サ 使用するP.Pは、管に余裕を持たせるため蛇行させて配管すること。
- シ 曲げ配管については、原則としてエルボを使用すること。ただし、下表の最小曲げ半径の限度内であれば使用しなくてもよい。

最少曲げ半径			
(単位:mm)			
管種1種	口径	13	20
	外径	21.5	27
曲げ半径R		450	550

- ス 分岐点及び止水栓箇所での曲げ配管は、必ずベンド(60°、90°)を使用すること。
- セ 分岐点から第1止水栓又は伸縮バルブまでは、原則として継目のないP.Pを使用すること。
- ソ 第1止水栓の下流側及びメーター取付部には、その部分に使用する管種の止水ユニオン、メータユニオンを用いること。

② 接合

- ア 接続は冷間工法とし、熱間工法、接着剤、ネジ切り等は絶対行ってはならない。
- イ 接続方法は、使用する継手によって異なるため、それぞれ次の工法で行うこと。
- ウ コア方式(Ⅲ型)
 - a 管端を管軸に直角に切断すること。
 - b 管を本体に差し込む前にあらかじめ差し込み深さの目安をつけておくこと。
 - c 袋ナットをゆるめ、管を本体の奥まで、十分に差し込むこと。
 - ※管が変形している等差し込み困難な場合には、本体から袋ナット、リングを外し次の順序で施工する。
 - i 袋ナットからリングの順に管に通す。
 - ii 管を本体の奥まで十分に差し込む。
 - iii リング、袋ナットを本体の方に寄せる。
 - iv 本体に手で袋ナットを締め付けておく。



③ ポリエチレン管の承認品

ア ポリエチレン管は、JIS K6762水道用ポリエチレン管1種(2層管)とし、かつ日本水道協会検査合格品であり、町が承認したものであること。

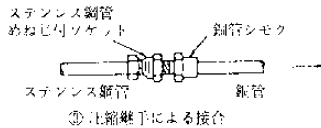
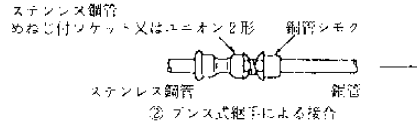
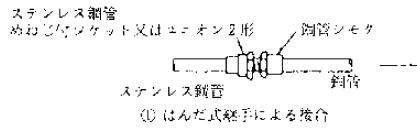
イ 継手は、1種用冷間継手で町が承認したものであること。

4.3.9 異なる給水管の接合

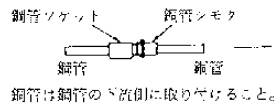
材質が異なる給水管の接合は、図 4-3-1 による。

図 4-3-2 異なる給水管の接合

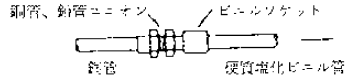
(1) ステンレス鋼管と銅管



(2) 銅管と銅管

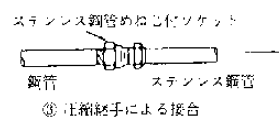
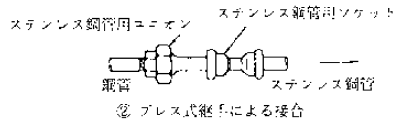
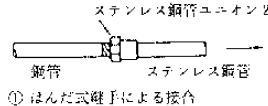


(3) 銅管と硬質塩化ビニル管

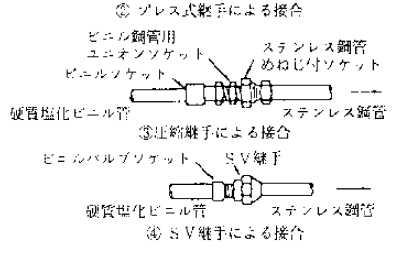
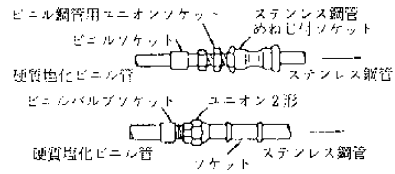
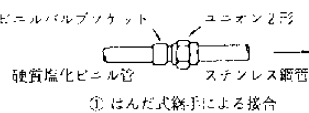
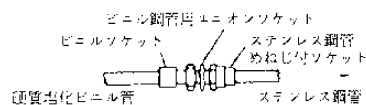


(4) 銅管とステンレス鋼管

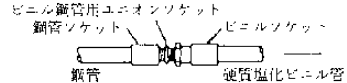
金属電位差による腐食を防止するため、必ず次の継手を使用し接合する。



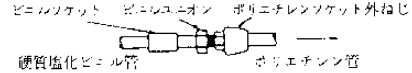
(5) 硬質塩化ビニル管とステンレス鋼管



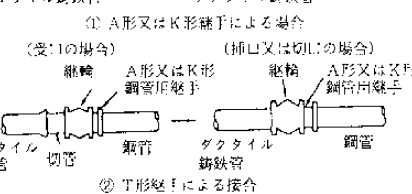
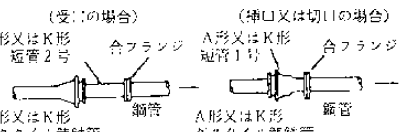
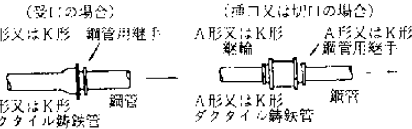
(6) 銅管と硬質塩化ビニル管



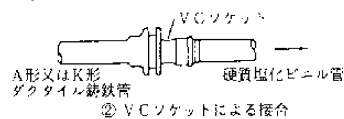
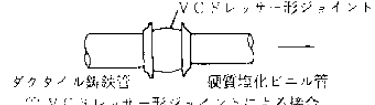
(7) 硬質塩化ビニル管とポリエチレン管



(8) ダクタイル鋳鉄管と銅管



(9) ダクタイル鋳鉄管と硬質塩化ビニル管

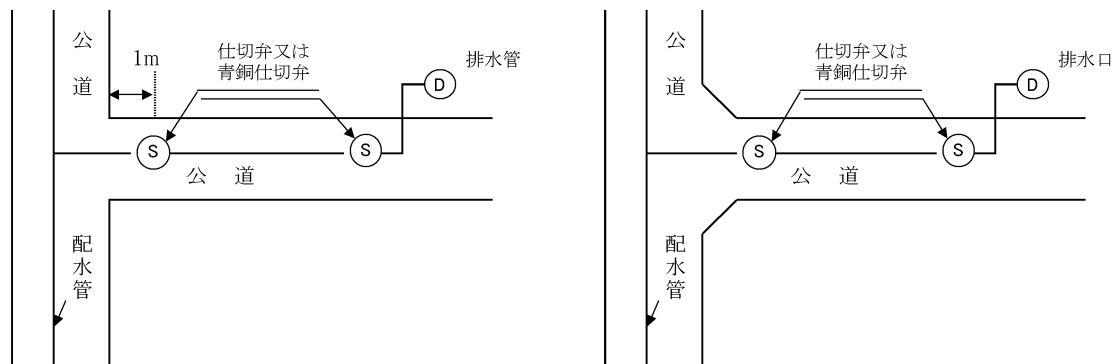


4.4 弁類等の設置

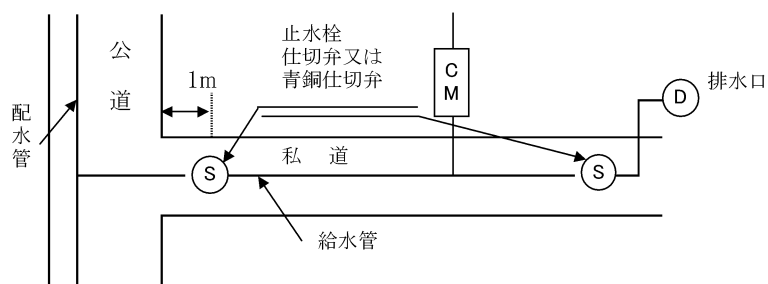
4.4.1 バルブ類の設置位置

① 公道上

ア 配水管の布設されていない公道に配水管を布設延長する場合は、配水管から分岐した角の **1.0m** の位置、又は角落ちに口径に応じてバルブを取付けること。管末には必ず同口径又は1口径小さい排水管・泥吐き用のバルブを取り付けること。ただし、最小泥吐管口径は **40mm** とする。



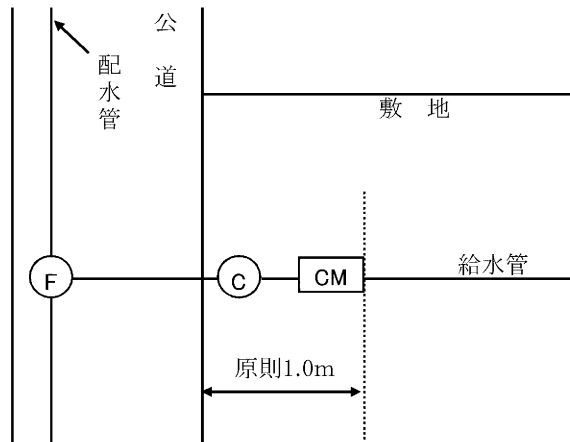
イ 共有道路(私有地)に布設する給水管には、官民境界から **1.0m** の民地側にバルブを設置すること。なお、共有道路から宅地に引込む場合は、公道から引込む新設工事に準ずる。管末には必ず同口径又は1口径小さい排水管・泥吐き用のバルブを取り付けること。ただし、最小泥吐管口径は **40mm** とする。



② 敷地内

ア 地上式メーターの場合

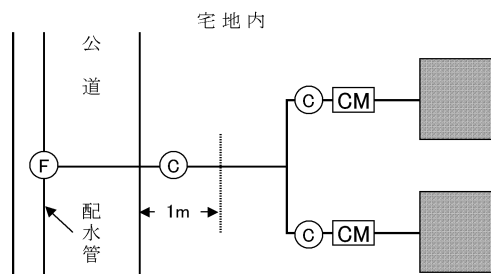
- a メーターの設置位置は、官民境界から民地側へ原則 **1.0m** の間(できるだけ公道側とする)でかつ、検針が容易な箇所とする。また、止水栓は、青銅仕切弁等を設置すること。



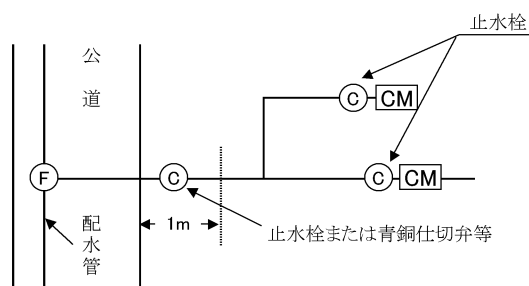
- b 2 戸以上の同時引込み及び支管引用をする場合は、道路から引き込んだ主管に止水栓を設置すること。
この場合、止水栓は、青銅仕切弁等とし、設置位置は、官民境界から民地側へ原則 **1.0m** の間とする。また、各戸(アパートの場合は各室)メーターボックスの上流側直近に必ず止水栓を設置すること。メーターの設置位置は検針が容易な場所とし、各戸、各室とメーターと照合しやすい場所とする。

(2戸以上の場合)

※アパート等の場合も含む



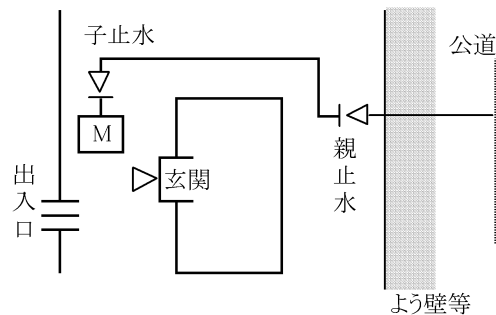
(支管引用の場合)



4 給水装置の施工

- c やむを得ず下図のようにメーターを設置しなければならない場合は、分岐点から直角線上に止水栓を設置すること。

(子止水栓の設置条件)



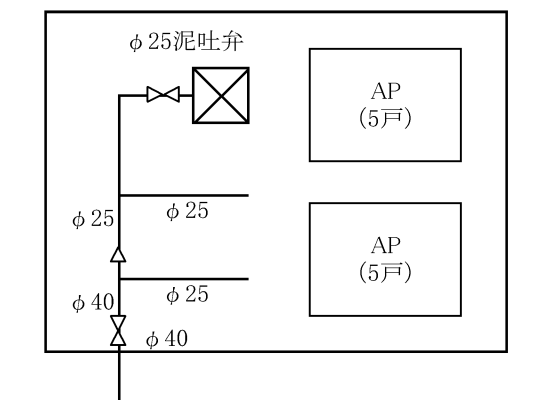
親止水栓(第一止水栓)とメーターとの距離が長く、場所がわかりにくい場合

- d 前項、a、b、cの場合、メーター前に直結止水栓を設置すること。
- e メーターボックスは原則として宅地内に立入らず外から容易に検針できる場所に設置すること。
- f 止水栓、青銅製仕切弁は容易に開閉できる場所とする。(玄関先、人の出入り口等が望ましい)
- g メーターの上流側に開閉防止型逆止弁付伸縮ボール式止水栓を設置すること。
- イ 地下式メーターの場合
- 地上式メーターの場合の a～f に準ずる。
- ただし、口径 20 mm以下のメーターは、地上式メーターの場合の a～g に準ずること。
- ウ その他のバルブ等の設置及び取付け位置
- a 給水装置にはメーターの上流側にメーターと同口径で、13～25mm までは直結止水栓をメーターボックス内に取付け、40mm 以上は青銅製仕切弁又は仕切弁をメーターから1m 以内の上流側に設置すること。また、増設・改造工事を行う場合は、新設と同様の取付けを原則とする。
- ※40mm 以上については、上記以外でも町が維持管理上必要と認める場合はその指示に従い青銅仕切弁又は仕切弁を設けること。
- b メーターの下流で数多く分岐する箇所にバルブを設けること。これは、修理を容易にしたらしめるためである。(特にレストラン等業務用)
- c 立給水栓には、アングル止水栓を取付けること。
- d 受水槽(シスターンを含む)等に取り付けるボールタップ前には、バルブを取付けることが望ましい。
- ※受水槽に取り付けるボールタップの位置はボールタップの修理及び取替え等を容易にならしめるため、受水槽蓋に近接して取付けること。

4 給水装置の施工

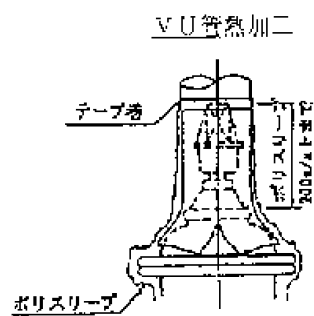
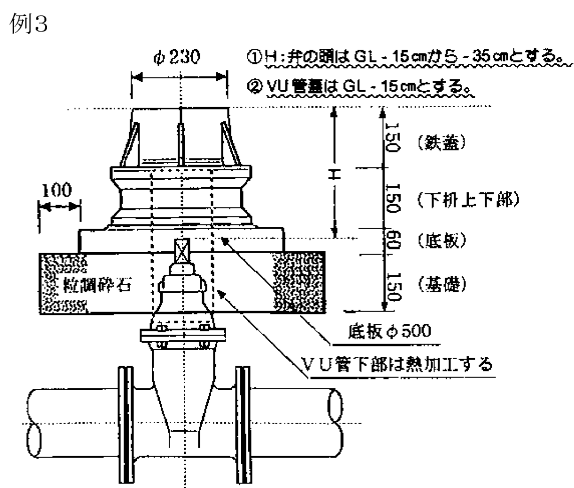
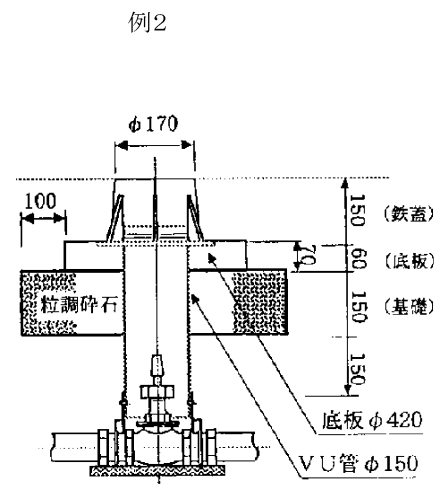
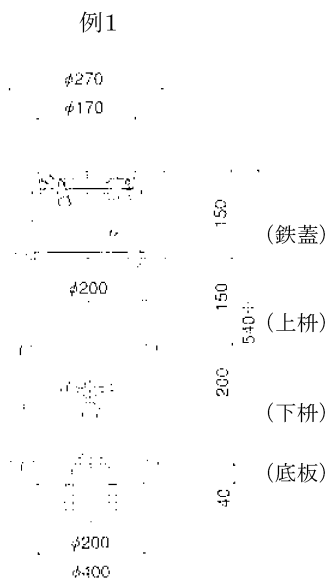
- e 宅内への分水管口径が40mm 以上の直圧給水の場合、管末に泥吐弁を設けること。泥吐管口径は分水管口径以下とする。

(例)



4.4.2 弁栓室

- ① 周辺地盤より弁室天端を1～2cm高めに設置して、埋没(水没を含む)及び土砂類の流入を防止し、機能維持に支障のないように施工すること。
- ② 周辺地盤と弁栓室天端の落差部分は現地の状況に応じて、室周辺30～60cm程度の位置から室天端に取り付けること。
- ③ 宅地内地盤等の変化が予想される箇所については、施主等の計画意向を十分考慮して設置すること。
- ④ 仕切弁室
 - ア ソフトシール仕切弁(φ50～φ300)に適用しレジンコンクリートボックスの組合せ使用を標準とする。
 - イ 埋戻し後の転圧は十分に行い、本復旧前に路面と鉄蓋の調整を行うこと。



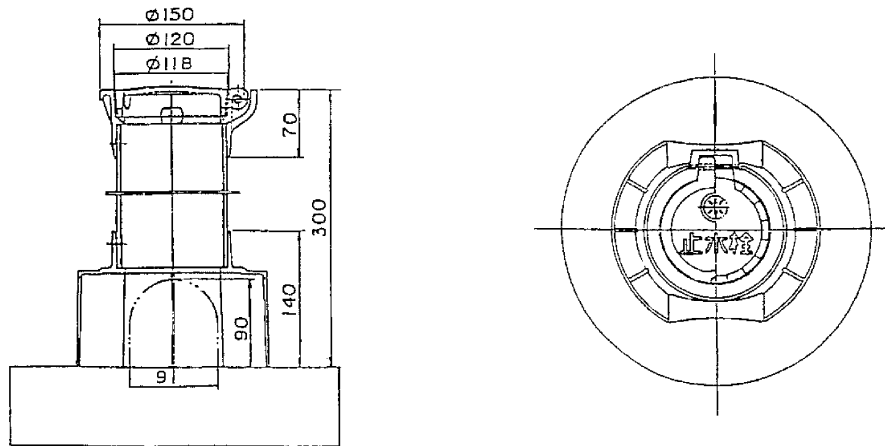
仕切弁口径mm	VU管口径mm
φ50～φ200	φ150
φ150～φ300	φ200

4 給水装置の施工

ウ 止水栓室

- a 止水栓室はスピンドルの中心に合わせ設置すること。
- b 基礎地盤が柔軟な場合は、粒調碎石またはクラッシャーランを入れ、止水栓ボックスの沈下を防止すること。
- c 宅内止水栓の埋設深度は 0.3mを基本とする。

例



4.5 給水装置の保護

4.5.1 給水管と器具の保護

- ① 給水管の露出部分は、たわみ、振れ等を防ぐため適当な間隔で取付器具等、その他を用いて建物等に固定すること。
- ② 露出部など凍結の恐れのある箇所は、防凍材料で被覆し、外面は鋼板(ステンレス板)又は、粘着テープ等で処理すること。
- ③ 給水管が側溝又は下水管を横断する場合は、その下に布設すること。ただし、やむを得ず開きよに構架するときは、給水管が損傷しないような充分の措置を講じ、かつ、高水位以上の高さに布設すること。

4.5.2 防食

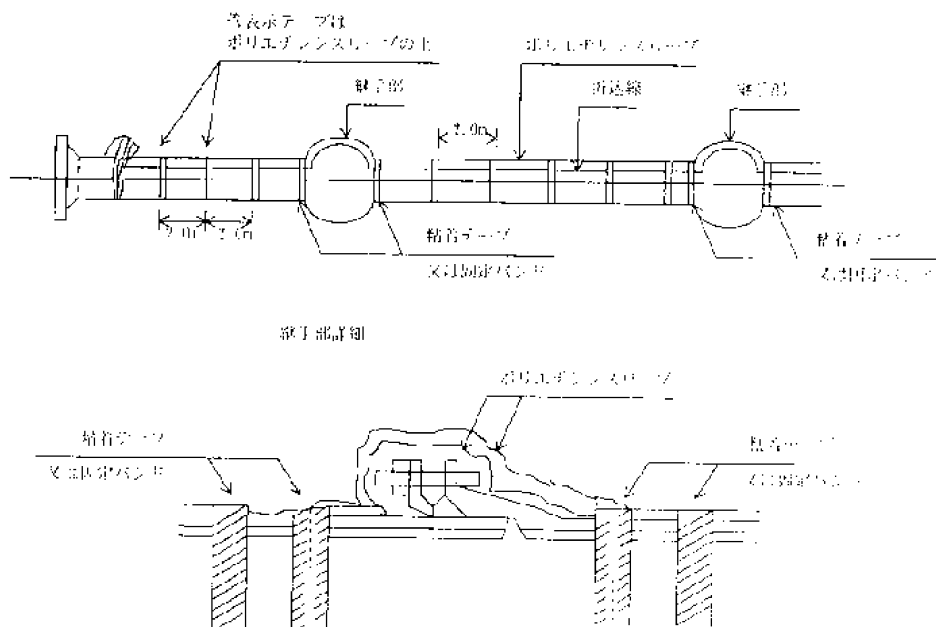
- ① 鋼管のネジ切部及びパイプレンチ等の傷は、必ず防食テープ、又は塗覆装を施すこと。
- ② メカニカル継手用のボルト、ナットは、酸化被膜処理したものを使用すること。
- ③ 鋳鉄管からサドル付分水栓で分岐する場合は、せん孔部の錆瘤防止としてコア等を挿入すること。
- ④ 金属管(外面を被覆しないもの)をコンクリート内に配管する場合は、電気絶縁テープで防護すること。
- ⑤ 浸食防止

ア 自然腐食等

腐食されていない腐食のおそれがある金属管及び分岐部分は、ポリエチレンスリーブを被覆し、粘着テープ等で確実に密着及び固定し、腐食防止等の措置を講ずること。

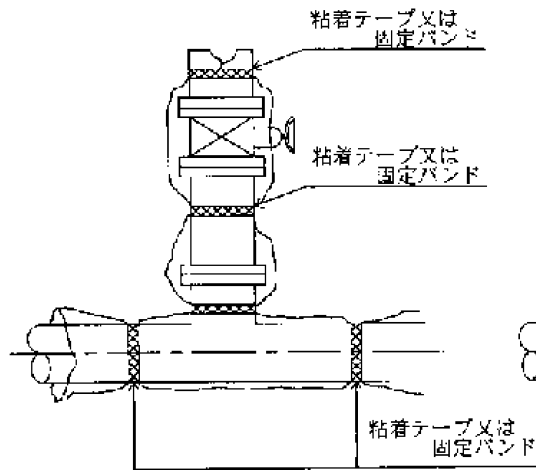
a ポリエチレンスリーブ被覆要領

i 直管部

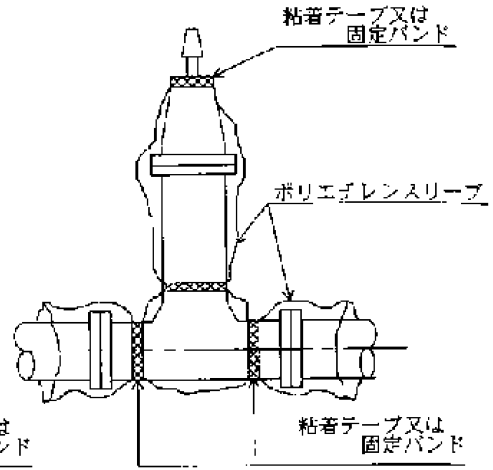


4 給水装置の施工

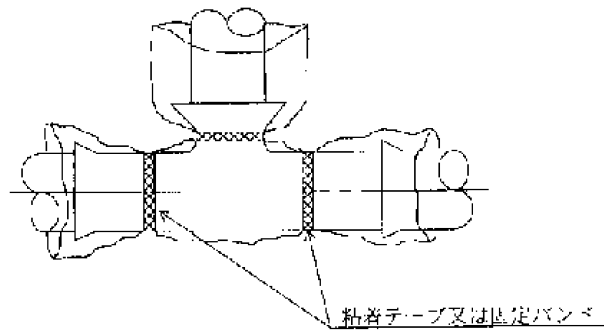
ii 消火栓部(空気弁部)



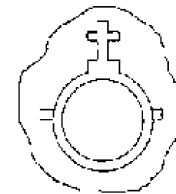
iii 仕切弁部



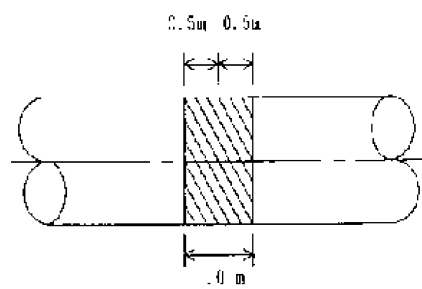
iv T字管部



v 分岐部(サドル付分水栓)

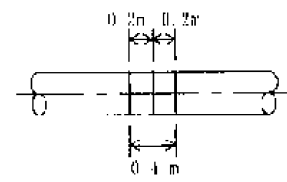


vi 重ね代 $\phi 75\text{mm}$ 以上

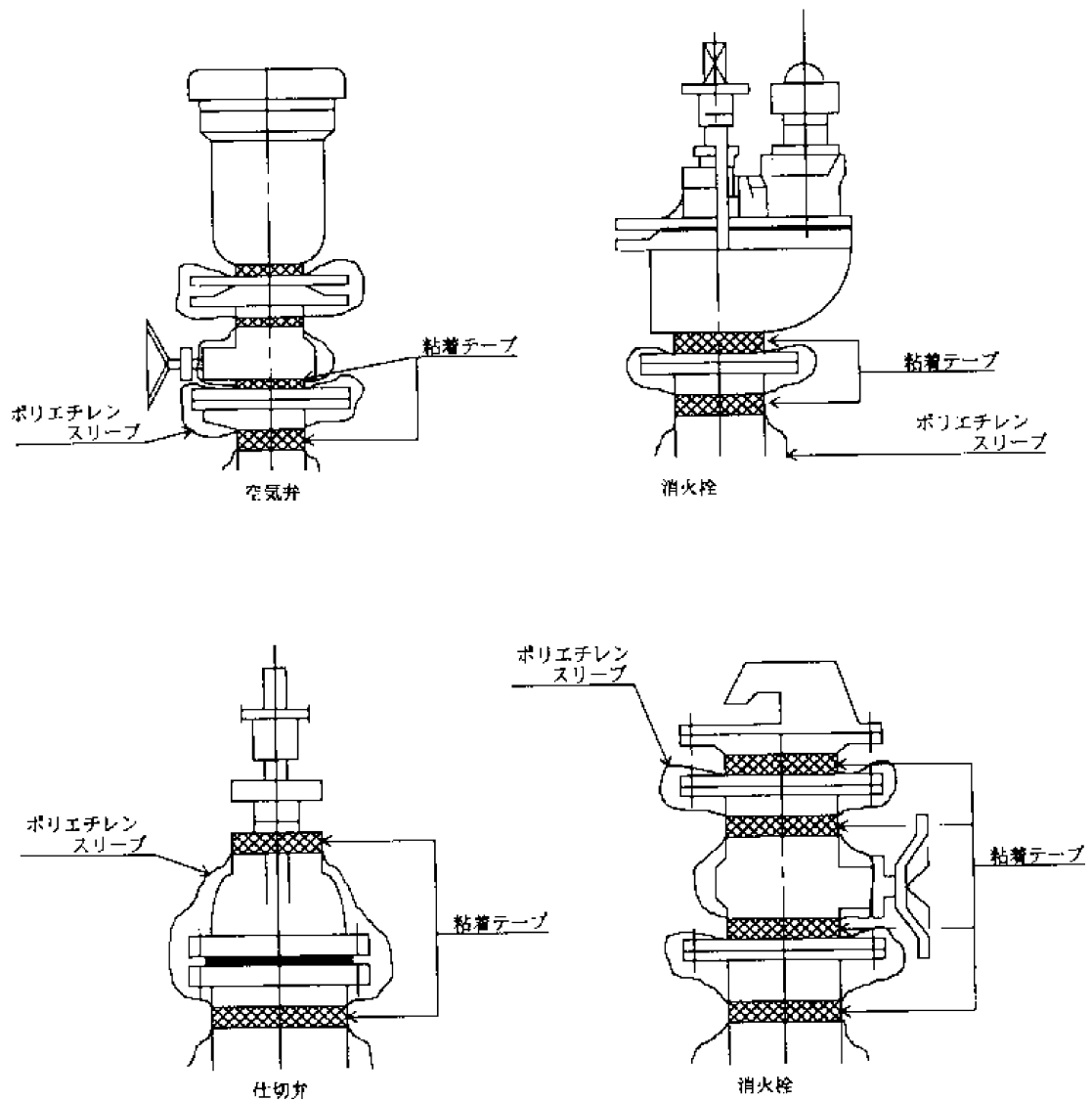


直部の重ね継手詳細

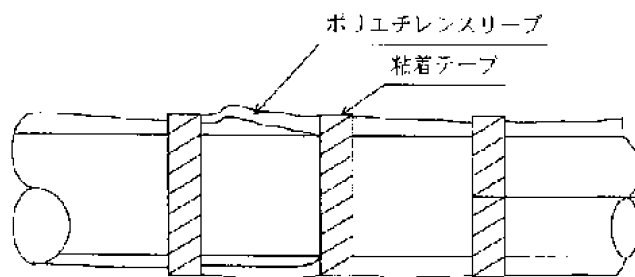
$\phi 50\text{mm} \sim \phi 13\text{mm}$



vii ポリエチレンスリーブ取付箇所詳細図



viii 直部の重ね継手詳細



ポリエチレンスリーブの形状及び寸法

適用する 管の呼び径	実内径	折り径	厚さ	有効長
13～25	54	85	0.2	L+400
40～50	95	150	〃	〃
75	223	350	〃	5,000
100	258	405	〃	〃
150	312	490	〃	6,000
200	363	570	〃	〃
250	420	660	〃	〃
300	481	755	〃	7,000

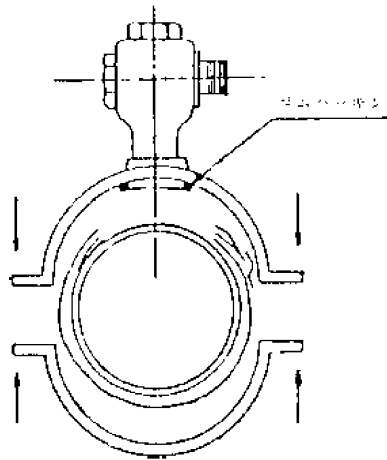
(注)

- 1 折り径とは、円周長さの 1/2 の寸法である。
- 2 有効長とは、適用される管の有効長さに+1,000mm 加えた長さである。
- 3 上記の実内径及び折り径は JCPA 規格を基準としたもので、特殊な形状をした継手は別途考慮するものである。

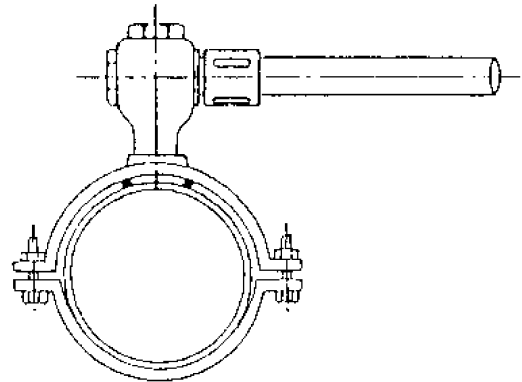
b 分水サドル部の施工例

分岐部分の施工法は、次による。

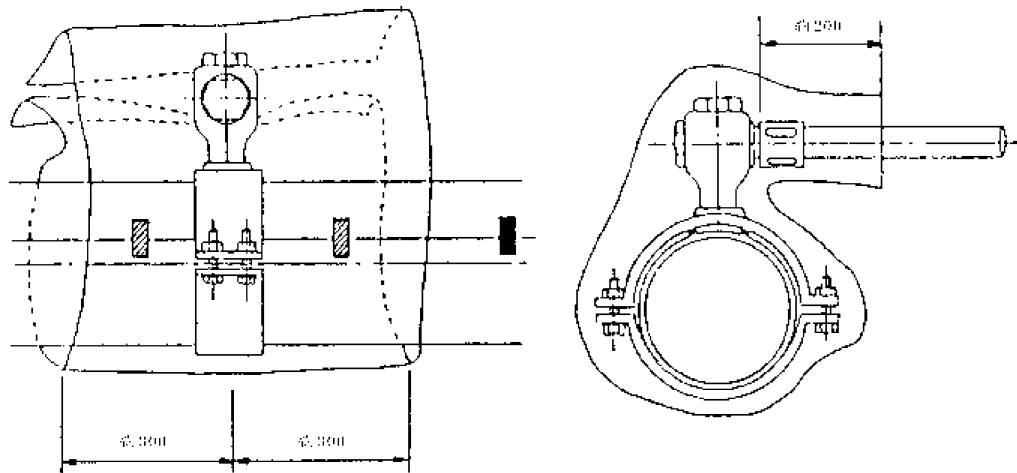
i 分水サドルを取り付ける。



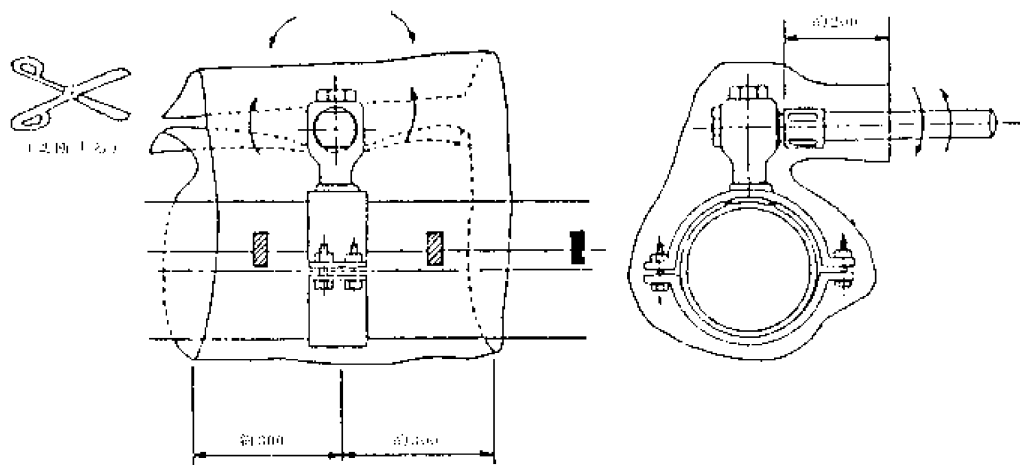
ii 分水サドルを固定し、枝管を接続する。



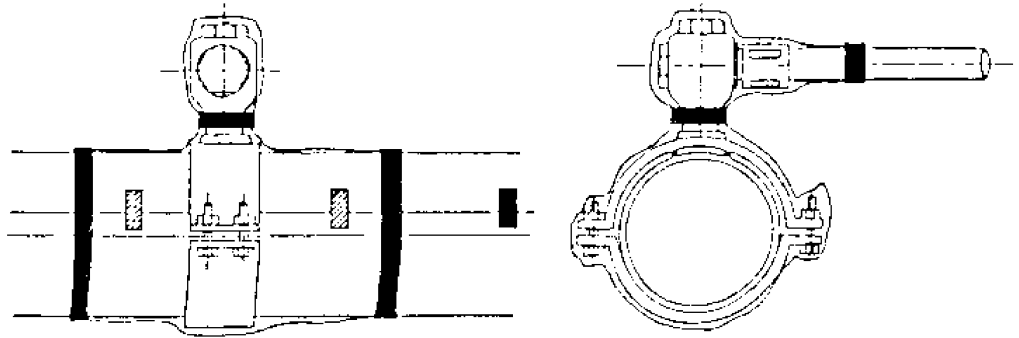
iii ポリエチレンスリーブを切り開き、枝管、分水サドル全体に被せる。



iv 枝管部分をポリエチレンスリーブ被覆できるように切断し、枝管、分岐栓およびサドル部分にスリーブを十分になじませる。



- v 分岐栓部分のポリエチレンスリーブを粘着テープを用いて固定する。この場合、締付けボルトや分岐栓の端部などによりスリーブを破らないように、十分なたるみを持たせて固定する。



イ 電気浸食(電食)

電食のおそれのある場所に配管する場合は、非金属管を使用すること。やむを得ず金属管を使用する場合は、適切な電食防止措置(電氣的絶縁物による管の被覆、絶縁物による遮へい、低電位金属体の接続埋設法等)を講ずること。

4.6 水道メーターの設置

4.6.1 水道メーターの設置基準

- ① メーターは給水装置ごとに1個設置すること。

※直結給水のアパート(店舗)等で各室が独立した(できる)構造で各入居者の水道水の使用も独立している(できる)ものは、各室(店舗)を1戸として取り扱う。また、独立の家屋でなくても1戸とみなすことが妥当であるものや独立の家屋であって独立した給水装置をもつとみなすことが妥当なものは戸別にメーターを設置しなければならない。(2世帯住宅、離れ屋等)

- ② 私設消火栓は、消火用水量に応じた口径のメーターを設置すること。

4.6.2 メーターの設置場所及び位置

- ① メーターは、メーター以降の給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置しなければならない。
- ② 井戸水管からの切替の場合、必ずしもメーター口径と同口径とならなくてもよい。これは、井戸水管の口径を調べるのが困難なためである。よって必ず既設管使用に関する申請書を提出すること。
- ③ メーターの設置場所は、使用者の敷地内で建物の外とし、容易に検針できる場所とすること。
- ④ メーターを設置するに際しては、点検しやすく、常に乾燥して污水が入らず、損傷及び盗難のおそれがない箇所を選定すること。メーターは、清潔に保管し、かつ設置の場所には、点検、又は修理に支障を生ずる物件を堆積し、若しくは工作物等を設けることはできない。(給水条例施行規定第9条)

※新計量法第72条第2項施行令第18条で検満期間は、水道メーターについて8年と定めている。

- ⑤ メーターの設置は公道と宅地の境界から宅地側に原則 1m以内(できるだけ公道側とする)で建物の外とし、かつ、分岐から直角線上であること。
- ⑥ アパート等で数個のメーターを並べて設置する場合は、メーターボックスにペンキ等で部屋番号等を明示す

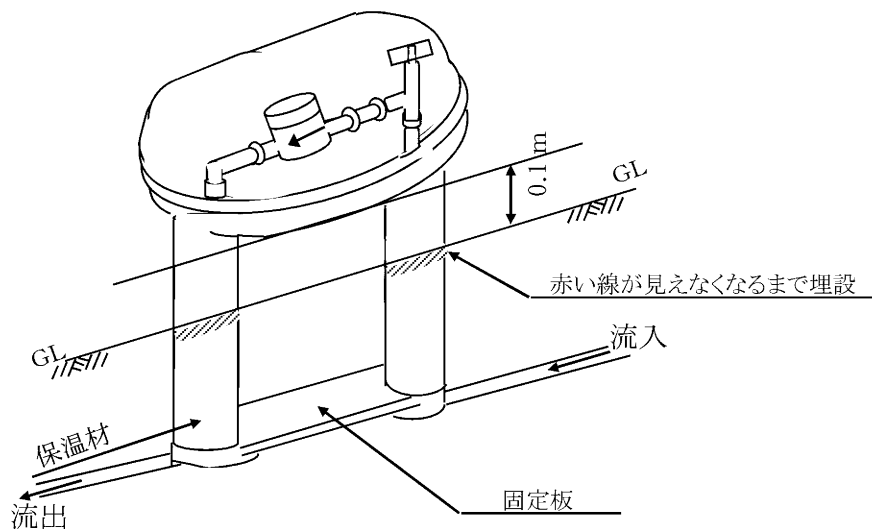
ること。

- ⑦ 口径 $\phi 13\text{mm}$ 、 $\phi 20\text{mm}$ には地上式メーターを設置すること。なおできるだけ塀又は壁際に寄せて設置すること。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りではない。
- ⑧ 地上式メーターボックス内の止水栓は、原則として、開閉防止型逆止付伸縮ボール式止水栓を使用すること。
- ⑨ メーターは検定満期等の取替作業に支障とならない場所に設置すること。
- ⑩ 地下式メーターを設置する場合、車などの荷重の影響を受ける箇所のメーターボックスは、铸铁製の物を使用することができる。
- ⑪ 雑居ビル、アパート等においては、パイプシャフト内にメーターを設置する場合は、事前に協議すること。

4.6.3 地上式メーターボックスの構造(口径 $\phi 13\text{mm}$ 、 $\phi 20\text{mm}$)

地上式メーターは原則として図のように地盤から本体底部まで0.1m立上り、下部を固定盤で固定すること。

地上式メーターユニット



(注)ただし、メーカーにより型式が異なる場合がある。

4.6.4 地下式メーターボックス

大型メーター(口径50mm 以上)ボックス取付け

1 メーターの設置位置

メーターの設置位置は、管理者が定めるものとし、その要点は次によるものとする。

- (1)原則として、道路と敷地の境界に近接した、敷地内とすること。
- (2)検針及び取替えに支障のない場所とすること。
- (3)水はけの良い場所とすること。
- (4)その他維持管理に支障のない場所とすること。

2 メーター、メーターボックスの設置

(1)メーターの設置

- ①メーターの取付けは、上下水道課立会いのもとに行なうこと
- ②メーターは、取付け方向を確認し、水平に取り付けること。

(2)メーターボックスの設置

メーターボックスは、原則として下記標準寸法によること。

メーターボックス標準寸法表

単位 mm

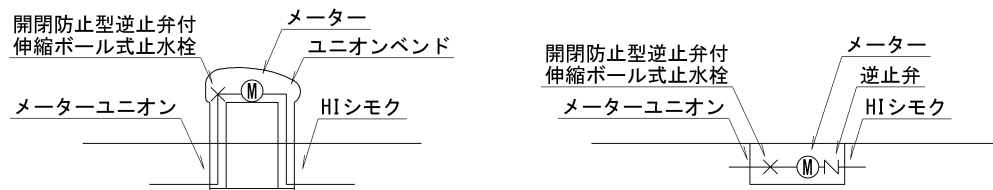
寸 法 口 径	A	B
50	1,000	700
75	1,300	700
100	1,300	700
150	1,850	1,000

※設置の際の注意事項

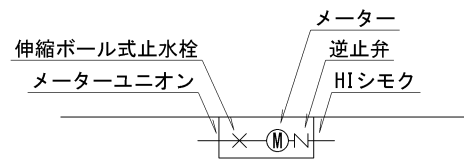
メーター設置、取替えができるように、メーターの下流側に伸縮管を設置すること。

4.6.5 メーター廻り配管

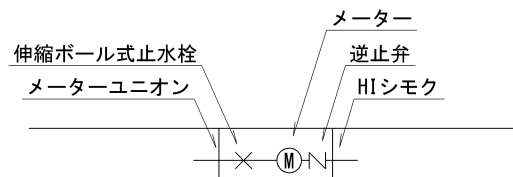
①20mm以下の場合



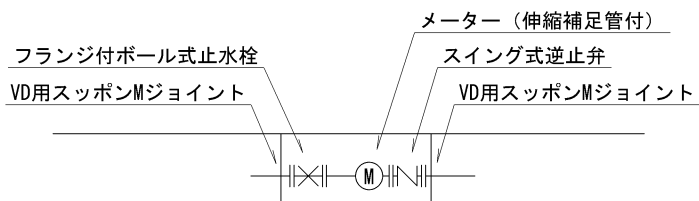
②25mmの場合



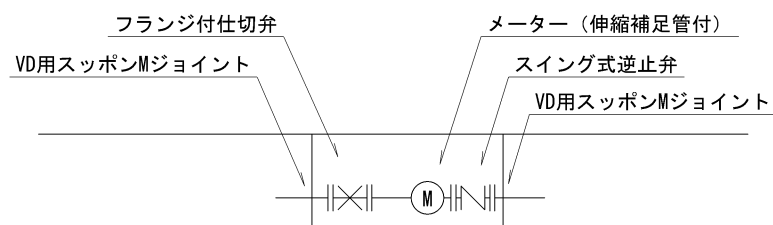
③40mmの場合



④50mmの場合



⑤75mm以上の場合



※メーターバイパスユニットによる施工を指示する場合あり。

4.7 土工

4.7.1 道路掘削工事心得

- ① 道路管理者及び警察署の許可条件を十分把握し厳守すること。
- ② 道路標識、工事標示板、防護さく、注意灯及び照明灯等、必要な保安施設を設置した後、工事に着工すること。
- ③ 事故発生後等の緊急時に備え、体制を整えておくこと。
- ④ 埋戻し、突固め入念確実にし、仮復旧は早急に行い、早期交通開放に努めること。

4.7.2 床掘工

床掘は、所定の形状寸法に基づき管布設及び接合に支障をきたさないよう入念に行い、底部に転石、凹凸等のないようにし、余掘り、すかし掘りをしないこと。

4.7.3 土留工

土質、掘削深さ、場所等に応じて、適当な土留工を施し、周囲の地盤をゆるめないとともに土砂の崩壊を防止すること。

4.7.4 埋戻し

- ① 管布設後の埋め戻しについては、埋設管の周囲は特に良質な砂(土砂)をもって埋め戻すこと。
- ② 管及びボックス類は、損傷、沈下、移動の恐れのないように埋め戻すこと。
- ③ 軟弱地盤または湧水地帯の周囲にあつては、湧水及び濁り水を排除しながら埋め戻すとともに、土留工の取り外しは、下部を埋め戻して徐々に引き抜き、崩壊の恐れのある箇所は埋めたままにしておくこと。
- ④ 管の周囲に隙間を作らないように砂(土砂)で包み確実に突棒等で突き固めること。

4.7.5 転圧

各層(層圧は原則 **20cm**)毎にランマー等の転圧機械を用いて、確実に締め固めを行い、更にローラー等により転圧して仕上げ、在来路盤と同程度の支持力を得るようにすること。

4.7.6 残土処理

掘削土砂はその都度道路外に運搬し、一般交通の支障にならないようにし、工事完了後路面を清浄に仕上げること。

なお、産業廃棄物は「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて処理を行うこと。

4.7.7 仮復旧

- ① 仮復旧は即日に行い、やむを得ない場合は危険防止の措置を行うこと。
- ② 仮復旧より本復旧までの期間は掘削箇所について常時、パトロールを行い路盤沈下に対する維持修復を行い、事故防止に努めること。
- ③ アスファルト舗装道については、加熱合材または常温合材で仮復旧し、さらに復旧箇所が沈下又は破損した場合は、施工者において迅速に修復すること。

4 給水装置の施工

なお、常温合材で修復する場合は、バーナー等での加熱を加えながら十分な転圧を行い、合材内の粒子を破壊し固めること。

4.7.8 本復旧

- ① 砂利道については、路面碎石で敷き均し、不陸が生じないようにランマー等で十分に転圧すること。
- ② 本復旧は仮復旧後一定期間自然転圧した後、影響部分をカッターで切り取り修復すること。

4.8 撤去工事

給水管の撤去工事は分岐箇所から切断し切断口を完全に塞ぎ、離脱漏水等の事故発生の原因にならないようにしなければならない。

- ① サドル付分水栓については、ボールを閉止しキャップを取付けること。
- ② T字管については、受口部又はフランジ部に蓋を取付けること。
- ③ 離脱防止を施した安全なもので塞ぐことのできないものは、T字管部を取除き直管にて継ぐこと。
- ④ 宅地内の支管分岐の場合も分岐箇所から切断すること。
- ⑤ 弁、栓等及び、鉄蓋、縁石類は撤去すること。
- ⑥ 切断、玉下し等の施工箇所部分は、ポリエチレンスリーブで保護すること。
- ⑦ 撤去工事の現場写真を提出すること。

4.9 工事記録写真

4.9.1 撮影要領

給水管を布設する場合は、施工状況、工事着工前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は、次による。

- ① 給水管の布設延長が10m未満の場合は、1組撮影する。
- ② 給水管の布設延長が10m以上50m未満の場合は、1を含め2組、50m以上の場合は、50mを1区間とし、その区間ごとに1組追加すること。

※写真の撮影箇所は必要に応じて給水装置工事図面に記入すること。

- ③ 写真は、工事事業者が3年間保管し、管理者の請求があった場合は、提出しなければならない。

※写真は写真帳に給水装置工事受付番号・年月日・住所・申込者・工事事業者を記入すること。

- ④ 撮影は写真用黒板等を使用し、必要要件を記入すること。

※工事記録写真用黒板(450mm×600mm)等を使用し、給水装置工事受付番号・施工年月日・工事事業者名・工事内容・配管・路盤材等を記入すること。

- ⑤ 写真の枚数は、原則として1組9枚以上とする。大きさはサービス判(11.2mm×76mm)とすること。
- ⑥ その他管理者が指示した場所等の撮影をすること。
- ⑦ 口径75mm以上で工事完了後管理者に譲渡する場合の撮影要領は、水道課と協議した後、作成・提出すること。

4.9.2 撮影項目

- ① 工事着手前(舗装切断工)状況写真
- ② 分岐部状況写真(T字管連絡工事・分水サドル穿孔工事等)及び元止め工事状況写真
- ③ サドルコア挿入設置状況写真
- ④ 道路内配管施工状況写真
- ⑤ 埋戻し完了状況写真
- ⑥ 道路内路盤工完了状況写真
- ⑦ 道路内仮復旧完了状況写真
- ⑧ 耐圧テスト確認状況写真
- ⑨ 敷地内配管埋設及び隠ぺい部分状況写真
- ⑩ その他、管理者が指示した場合又は必要と考えられるものを撮影しておくこと。
(工事状況、補償対策、災害等)

5 受水槽設備

5 受水槽設備

受水槽の設置及び構造は、建築基準法施行令第 129 条の 2 及び同規定に基づく建設省告示(昭 62 建告 1924)の基準によるほか、次に掲げるところによるものとする。

5.1 受水槽の採用条件

- ① 常時一定の水量、水圧を必要とする場合。
- ② 一時に多量の水を必要とする場合。
- ③ 病院、学校などで災害時、事故等による水道の断水時にも給水の確保が必要な場合
- ④ 薬品を使用する工場など逆流によって配水管の水質を汚染するおそれがある場合
- ⑤ 配水管埋設道路面から 12.5m 以上の場合。「直結式給水設計施工基準」を参照
- ⑥ 断、減水時でも、一定量の保安用水、業務用水を必要とする場合。

5.2 設置位置

- ① 受水槽は、換気がよく、維持管理の容易な場所に設置し、し尿浄化槽、下水等の汚染源に近接しない場所とすること。
- ② 受水槽の設置位置は、原則として地下1階までとする。なお、地下2階以下及び地盤面より3m以上引落す場合は、副受水槽の設置の必要について町と協議する。
- ③ 低位置に受水槽を設ける場合は、雨水及び汚水の流入を防止するような構造とすること。
- ④ 崩壊の恐れのあるのり肩、のり先等の近くには設置しないこと。

5.3 構造

5.3.1 建築物の内部に設ける場合。

- ① 外部から受水槽の天井、底又は周壁の保守点検を容易かつ安全に行うことができるように設けること。
- ② 受水槽の天井、底又は周壁は、建築物の他の部分と兼用しないこと。
- ③ 内部には、飲料水の配管設備以外の配管設備を設けないこと。
- ④ 内部の保守点検を容易かつ安全に行うことができる位置に、ほこりその他衛生上有害なものが入らないように有効に立上げたマンホール(直径60センチメートル以上)を設けること。ただし、受水槽の天井がふたをかねる場合はこの限りではない。なお、マンホール又はふたに施錠をすること。
- ⑤ このほか、水抜管を設ける等、内部の保守点検を容易に行うことができる構造とすること。
- ⑥ ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造のオーバーフロー管を有効に設けること。
- ⑦ ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、容積容量が2立方メートル未満の受水槽等についてはこの限りではない。
- ⑧ 受水タンクの上にポンプ・ボイラー、空気調和機等の機器を設ける場合は飲料水を汚染することのないように衛生上必要な措置を講ずること。
- ⑨ 高水位(H. W. L)と上壁の間隔は、30cm とすること。
- ⑩ 低水位(L. W. L)と揚水管の間隔は、1.5D以上とすること。

5 受水槽設備

5.3.2 建築物の外部に設ける場合

- ① 受水槽の底が地盤下にあり、かつ、当該受水槽からくみ取便所の便槽、し尿浄化槽、排水管(受水槽の水抜管又はオーバーフロー管に接続する排水管を除く)、ガソリタンク、その他衛生上有害な物の貯留又は処理に供する施設までの水平距離が5メートル未満である場合においては、前記 5.3.1 の①及び③から⑩までに定めるところによること。
- ② ①以外の場合には、5.3.1 の③から⑩までに定めるところによること。

5.4 受水槽の容量

- ① 水槽の有効容量は、使用水量、使用時間及び受水槽流入量等を考慮して決め、つぎの式を標準とする。

$$\text{有効容量} = \frac{\text{1日当り最大使用水量}}{\text{1日当り使用時間}} \times 4 \sim 6 \text{ 時間}$$

- ② 副受水槽の有効量は、越流、水撃作用等による事故を防ぐためボールタップの吐水量及び閉止時間を考慮して定めること。
- ③ 消火用水槽との兼用
水質保安のため、消火用水は原則として別水槽とすること。

5.5 補給水量

受水槽の標準給水量はほぼ次の式とおりである。

$$\text{補給水量} = \frac{\text{1日当り最大使用水量}}{\text{1日当り使用時間}}$$

5.6 付属設備

5.6.1 ボールタップ

- ① ボールタップの取付位置は、点検修理に便利な場所を選定し、この近くにマンホールを設置すること。
- ② 口径 40mm 以上については、水撃作用を防止するため、副式ボールタップ(パイロット及び電磁弁式)を使用すること。なお、パイロットパイプの最高位置に空気抜き用のバルブを取付けること。
- ③ 高置水槽は、ボールタップの代わりにフロートスイッチをつけ、水槽内の水位により自動的に電気回路が開閉し、これに伴い揚水ポンプが自動的に作動するような装置とすること。

5.6.2 越流管(オーバーフロー管)

- ① 水槽には、越流管を設置すること。その取付けに際しては、水槽にほこりその他衛生上有害な物が入らない構造とし、その出口には、目の細かい防虫網設けること。
- ② 越流管の口径は、配水管の最大動水圧時における給水量を呑み込み得る大きさ(給水管呼び径の倍以上)を標準とする。

5.6.3 警報装置

- ① 満水警報装置は、故障の発見及び受水槽からの越流防止のため取付けるもので、管理人室等に表示(ベルとランプ)できるようにすること。
- ② 渇水警報装置は、故障の発見、揚水ポンプの保安のために取付けるもので、揚水ポンプの電源を遮断する

5 受水槽設備

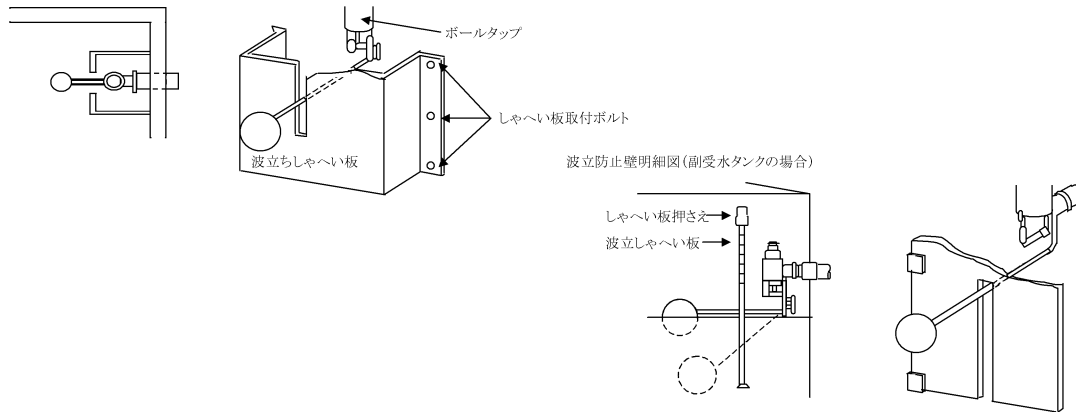
装置とすること。なお、管理人室等に表示(ベルとランプ)すること。

5.6.4 泥吐き管(水抜管)

受水槽には、その最低部に泥吐き管(水抜管)を取付けること。また、排水に便利のように排水ますもあわせて考慮すること。

5.6.5 波立ち防止

満水面の波立ち防止は、次図によること。



5 受水槽設備

5.6.6 逆流防止

- ① 受水槽に給水する場合は、給水口を落とし込みとし、越流面等との位置関係は次表のとおりとすること。

呼び径	越流面から吐水口 までの高さA	側壁と吐水口中心との 距離B
10mm	25mm 以上	25mm 以上
20 "	40 "	40 "
25 "	50 "	50 "
40～50 "	50 "	50 "
75mm 以上	管の呼び径以上	管の呼び径以上

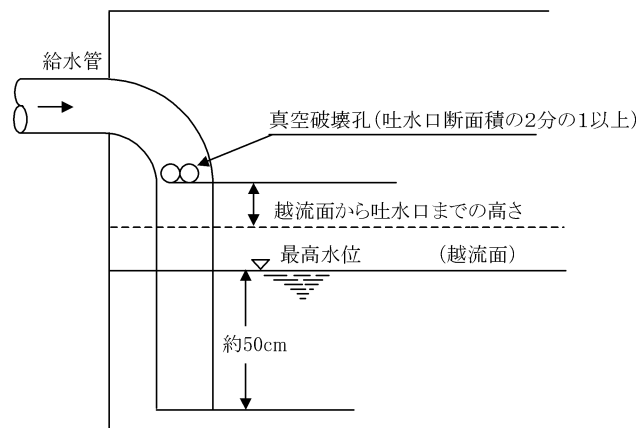
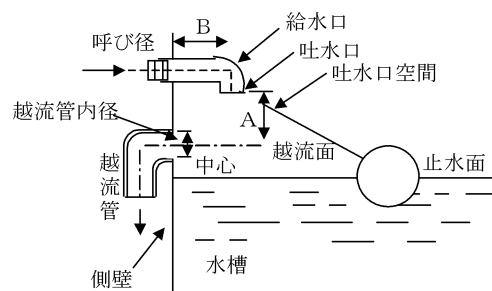
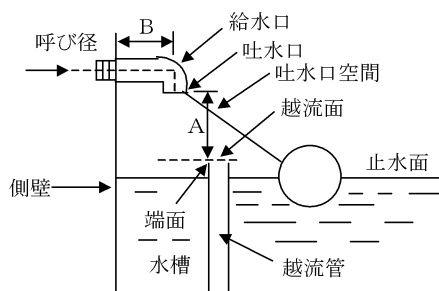


図1 越流管（立取り出し）

図2 越流管（横取り出し）



※水栓、ボールタップなどを浴槽などの容器に取付ける場合は、いずれも **50mm** 以上としなければならない。

※洗剤、薬品を使う水槽及び容器やプールなど水面が特に波立ちやすいものについては、越流面から給水栓吐水口までの高さ(A)は、**200mm** 以上としなければならない。

5 受水槽設備

② 止水用器具の取付

給水器具のうち、湯沸器等を取り付ける場合は、上流側に近接して止水器具(止水機能及び逆流防止機能)を取り付けること。

③ その他

一時使用給水装置のメーター口径 **40mm** 以上については、メーター先にスイング等の逆止弁を設置すること。

5.6.7 ポンプの位置

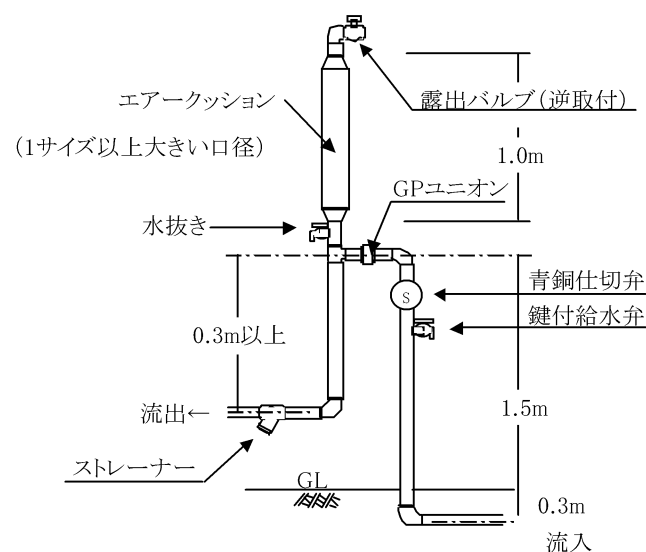
- ① ポンプは、故障に備え予備を設置すること。
- ② やむを得ずポンプをタンクのスラブ上に設置するときは、適切な油もれ防止ならびに振動防止を施すこと。
- ③ ポンプ室床上の排水を良くし、ポンプ室内は常に整備、整頓しておくこと。

5.6.8 エアーチャンバー及び立上り

水撃作用を防止するため、受水タンク前にエアーチャンバーを設けること。ただし、口径 **13mm** で受水槽有効容量が **1.0 m³** 未満の場合にこれを省略することができる。

- ① エアーチャンバーの長さは、最低**1m**とし、給水管口径より、1サイズ以上大きいものとする。
- ② エアーチャンバーの頭部に空気補給用のバルブ(落コマ式)を、下部に水抜き用のバルブ又は給水栓を露出して設置すること。但し、頭部のバルブは逆取付け(空気補給のため)とする。
- ③ 受水槽に直接給水した場合、引き落としのため付近周辺の水圧低下又は水量不足を招くおそれがあるので給水管を受水槽の手前で、地盤から **1.5m** 立上げること。なお、その途中に青銅仕切弁及びユニオンを取付けること。又は定流量弁等を設置して、瞬間多量取水を防止すること。受水槽を高所又は山間地などの傾斜した箇所を設置する場合は除くことがある。
- ④ 停電及びポンプの故障等の断水にそなえ、青銅仕切弁の上流側に給水栓を取付けること。ただし、直結部に他の給水栓がある場合は、これに替えてもよい。

エアーチャンバー構造図(組立例)



5 受水槽設備

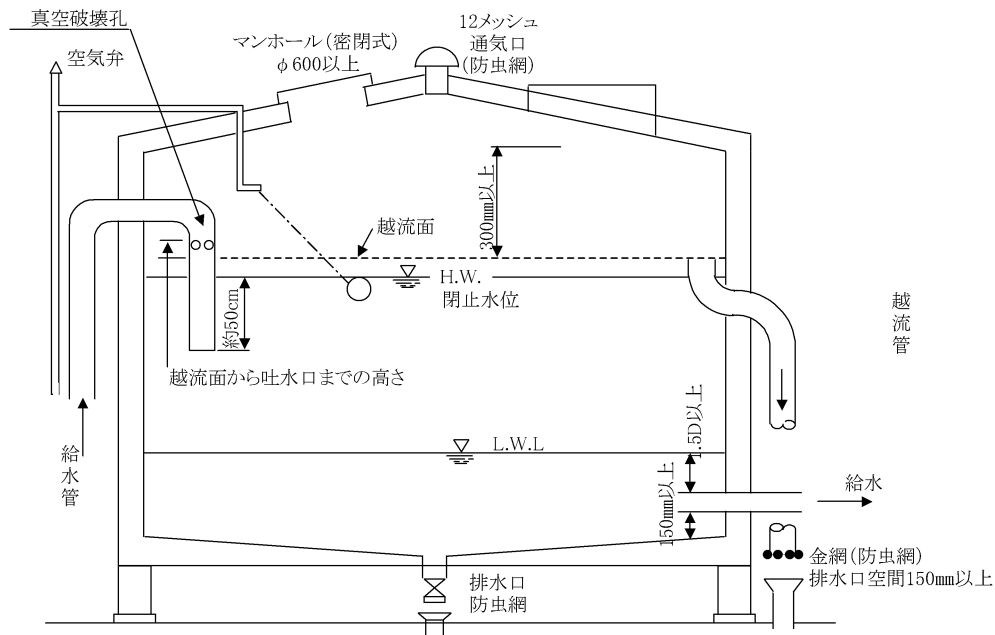
5.6.9 空気抜き

ほこりその他衛生上有害な物が入らない構造の通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンクについては、この限りではない。

5.6.10 定水位弁

水撃作用を防止するため、口径 $\phi 25\text{mm}$ 以上は定水位弁を設置すること。

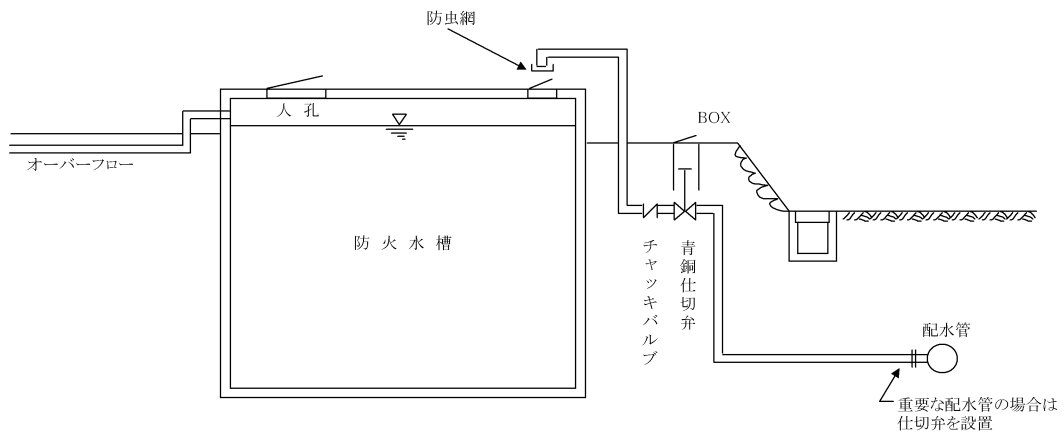
受 水 槽 一 般 図



5.6.11 その他

防火水槽に給水する際の配管基準(消防署管理のものに限る)は下図による。

(地下式については町と協議すること)



5 受水槽設備

5.7 受水槽容量・給水管口径の決定

受水槽の容量及び給水管の口径を決定するにあたっては下記の計算書を参照すること。(計算例)

受水槽容量及び口径決定計算書

工事場所 筑前町新町421番地の5

工事店名 筑前水道設備

建築概要

階数 5階 戸数 25戸 受水槽形式 地上式 高架水槽

1. 受水槽決定(受水槽容量は使用水量の4時間分以上半日分以下)

A. 日最大使用水量

$$(a) \text{人数} \quad \text{1人} \quad \text{260 } \ell \times \text{人数} \quad \text{100人} = \text{26 } \text{m}^3$$

$$(b) \text{床面積} \quad \text{1人m}^2 \quad \text{ } \times \text{面積} \quad \text{ } = \text{ } \text{m}^3$$

B. 受水槽容量

$$(a) \text{受水槽容量} = \frac{\text{1日当使用水量}}{\text{1日当使用時間}} \times (4 \sim 6 \text{時間}) = \frac{26}{12} \times 4 = 8.66 \text{ m}^3$$

C. 計算容量 $8.66 \text{ m}^3 \leq \text{有効容量} \quad 9.6 \text{ m}^3$

$$2\text{LDK} = 4.0 \text{人} \times 25 \text{戸} = 100 \text{人}$$

2. 給水管口径 25mm (設計水圧1.5kg/cm)

A. 動水勾配 I

$$I = \frac{h}{\ell} = \frac{15 \pm 4}{79.45} = 0.138 \times 1000 = 138 \text{ } \%$$

B. 1時間当給水量

$$\text{表 6.1.4,5 によって} \quad 138 \text{ } \% = 0.82 \text{ } \ell/\text{s} = 2.95 \text{ m}^3/\text{h}$$

C. 1時間当使用水量

$$\frac{\text{1日当使用水量}}{\text{1日当使用時間}} = \frac{26 \text{ m}^3}{12 \text{ h}} = 2.16 \text{ m}^3/\text{h}$$

D. 1時間当使用水量 $2.16 \text{ m}^3/\text{h} < 1 \text{時間当給水量} \quad 2.95 \text{ m}^3/\text{h}$

E. 1サイズ小さい口径の給水量を求める

(イ)動水勾配 I

$$I = \frac{h}{\ell} = \frac{15 \pm 4}{66.09} = 0.166 \times 1000 = 166 \text{ } \%$$

(ロ)1時間当給水量

$$\text{表 6.1.4,5 によって} \quad 166 \text{ } \% = 0.509 \text{ } \ell/\text{s} = 1.8 \text{ m}^3/\text{h}$$

(ハ)1時間当使用水量 $2.16 \text{ m}^3/\text{h} > 1 \text{時間当給水量} \quad 1.8 \text{ m}^3/\text{h}$

F. 1時間当使用水量 $2.16 \text{ m}^3/\text{h} < \text{メータ最大流量} \quad 2.5 \text{ m}^3/\text{h}$

※ 以上によって口径は 25mm でよいことになる。

口径 25 mm			
品名	個 m	1個当り 損失水頭	損失水頭
管延長			15.0
分水栓	1	4.0	4.0
止水栓	1	3.0	3.0
伸縮弁	1	7.5	7.5
メータ	1	12.0	12.0
青銅仕切弁	1	0.18	0.18
エルボ	10	0.9	9.0
チーズ(分)	1	1.5	1.5
チーズ(直)	1	0.27	0.27
ボールタップ	1	27	27
損失水頭の合計			79.45

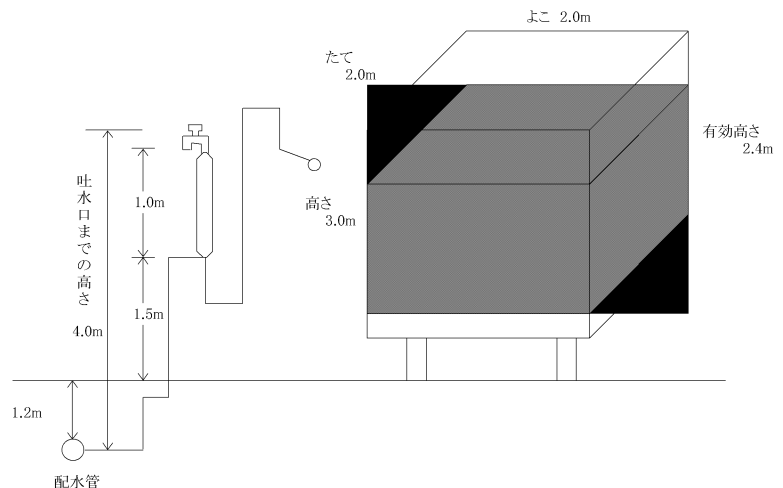
1サイズ小さい口径20mm			
品名	個 m	1個当り 損失水頭	損失水頭
管延長			15.0
分水栓	1	3.0	3.0
止水栓	1	2.0	2.0
伸縮弁	1	6.0	6.0
メータ	1	8.0	8.0
青銅仕切弁	1	0.15	0.15
エルボ	10	0.75	7.5
チーズ(分)	1	1.2	1.2
チーズ(直)	1	0.24	0.24
ボールタップ	1	23	23
損失水頭の合計			66.09

立面図

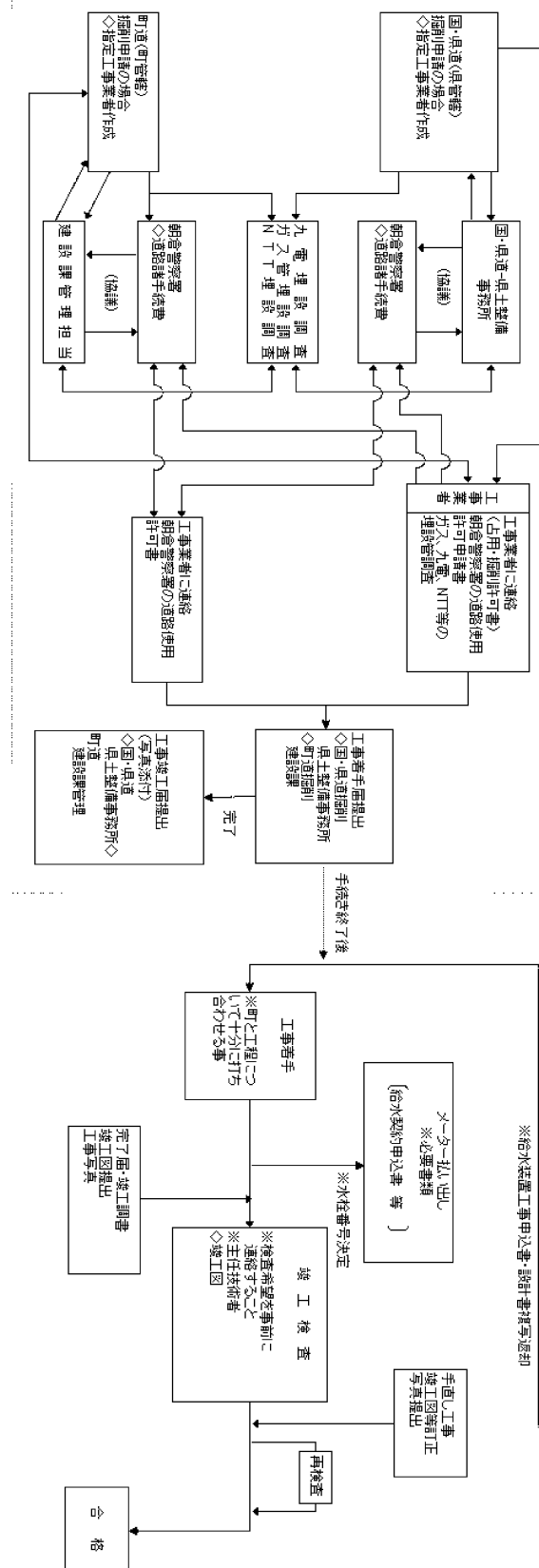
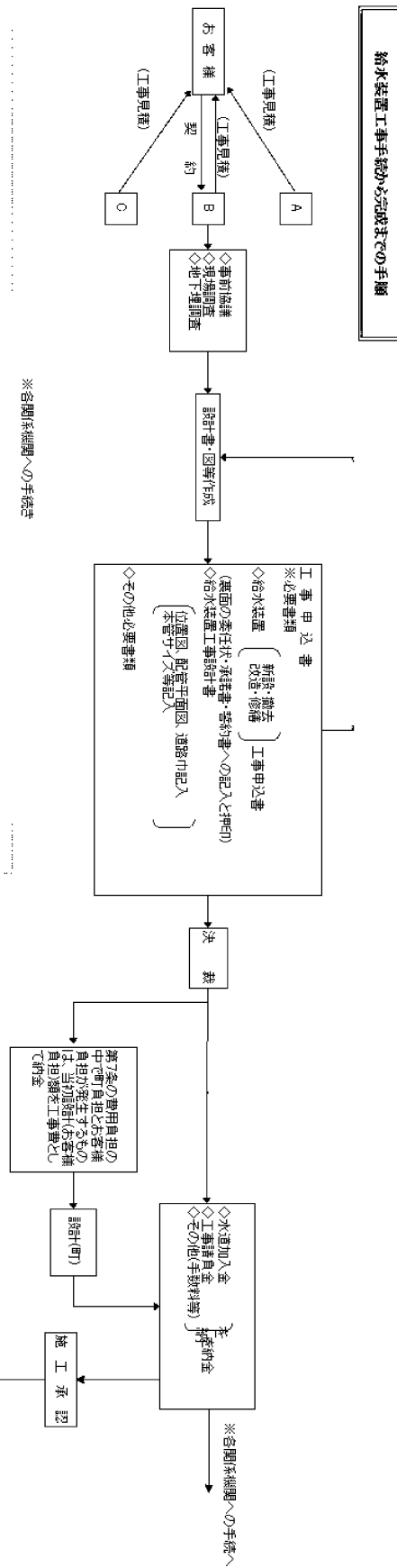
$$\text{受水槽容量} \quad \text{たて} \quad 2.0\text{m} \times \text{よこ} \quad 2.0\text{m} \times \text{有効高さ} \quad 2.4\text{m} = 9.6 \text{ m}^3$$

$$\text{有効高さ} = 3.0\text{m} - (0.3\text{m} + 0.15\text{m} + 0.15\text{m}; \text{管口径の1.5倍})$$

$$\Rightarrow 2.4\text{m}$$



6 工事申込み・手続き



6 工事申込み・手続き

6.1 申込における遵守事項

6.1.1 工事申込者及び指定工事業者の遵守事項

- ① 条例・各種規程・指針・当該工事の指示・注意事項等は、誠意を持って遵守すること。
- ② 誓約事項を熟知し、これを厳守すること。
- ③ 使用条件及び禁止事項を熟知し、これを遵守して当該給水装置を乱用しないこと。
- ④ 当該給水装置に係る必要な手続は、管理者の定める期限内に遅滞なく確実にかつ完全に履行すること。
- ⑤ 当該請負契約の使用条件及び請負条件について双方が誠意と責任をもって確実に履行すること。

6.1.2 工事申込者の遵守事項

- ① 開発行為、建築工事に必要な許可又は建築確認等を得ていること。
- ② 工事施行に際し、利害関係人があるときは、必ずその者の承諾を得ていること。
- ③ 工事申込書その他一切の提出書類は、必ず署名者自身が内容を十分確認のうえ、自ら署名押印したものであること。当該給水装置の施工に関する提出書類に使用する印鑑は、すべて統一すること。
- ④ 加入金等の納付金は、納期限内に速やかに払い込むこと。

6.1.3 指定工事業者の遵守事項

- ① 正常な給水の確保と、水道事業の適正な運営に助力するため、自ら収集した情報は、正確かつ早期に上下水道課に対し提供すること。また、管理者の指導等は、責任をもって正確かつ確実に工事申込者に伝達すること。
- ② 事前協議を必要とするものは、必ず協議を完了し、計画が確定していること。
- ③ 設置しようとする給水装置が水道法第15条第1項に定める給水拒否の正当な理由に該当しないこと。
- ④ 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合すること。
- ⑤ メーター設置のための適当な場所(メーター設置基準に合致した場所)を必ず確保しておくこと。
- ⑥ 工事の施行は、指定工事業者及び主任技術者の監督のもとに施工すること。
- ⑦ その他水理上若しくは維持管理上又は水道事業運営上、支障のないものであること。

6.2 給水装置工事申込み

6.2.1 工事の申込み

給水装置の工事を申し込もうとする者は、管理者が別に定める筑前町水道指定給水装置工事業者の中から工事を施行させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。指定給水装置工事業者は、次に掲げる書類のうち必要な全ての書類を、申込者に説明のうえ作成し、その確認を得て提出するものとする。

① 各書類共通事項

- ア 工事申込場所、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認の上、ふりがなをつける。
- イ 申込者が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

② 給水装置工事申込書

所定の用紙に申込者、指定給水装置工事業者名及び必要な事項を記入し、押印したもの。

- ア 既設権利調査の上、必要事項を記入すること。
- イ 工事場所位置図(ゼンリン住宅地図等)は1000分の1程度の縮尺とし、北を上とする。

ウ 裏面の記入については、「委任状」及び「注意事項」の欄への記入押印は必須とする。なお、他の誓約書及び承諾書については該当する場合は必ず記入すること。

③ 工事設計書

ア 平面図等必要な図面の作成については、「3.5 図面の作成」を参照すること。

イ 使用材料は「名称」、「形状・寸法」、「規格等番号」等正確に記入すること。

④ 道路占用、掘削工事許可申請書

公道の掘削にあたっては、道路管理者の掘削、占用許可及び警察署長の道路使用許可が必要であり、公道掘削に係るものは指定工事業者より提出された書類を一括して上下水道課より道路管理者、警察署長に申請する。道路管理者より、工事の着手前、施工中、完了後等の工事に関連する写真、資料提出を指示されたときには、従わなければならない。

ア 道路占用・掘削工事許可申請書

掘削に係る所定の項目について記入する。

イ 付近見取図(10,000 分の 1 程度)

工事箇所を朱書きする。

ウ 平面図(500 分の 1 程度)

掘削平面図及び掘削面積の積算

エ 横断面図等(100 分の 1 程度)

オ 作業形態図

通行人の安全確保、車両の通行確保、交通整理人の配置、安全柵、工事標識等の配置等を考慮して作業の形態を図示する。

⑤ 道路使用許可書

道路を掘削するにあたっては、道路の一部を一時的に使用することが必要であり、警察署長の許可を必要とする。

ア 付近見取図(10,000 分の 1 程度)

工事箇所を朱書きする。

イ 作業形態図

⑥ 水理計算書(受水槽容量及び口径決定計算書)

水理計算書は、第1試算、第2試算を行い、適正給水管口径を求めたものであること。なお、設計図面は、配水管等から給水栓までの高さの関係が解るものとし、立体図で書くこと。

6.2.2 受付

工事の申請は、必要書類をすべて提出してはじめて受付けるものとする。

- ① 給水装置の新設工事又は改造工事の申込者からは、申込みの際に、加入金及び諸手数料等を徴収する。ただし、町が必要でないと認めたものはこの限りではない。

給水条例別表第1 水道加入金

メーター口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm
金額(円)	64,800	129,600	226,800	712,800	1,069,200	2,332,800

※100mm 以上は町長が定めた額とする。

6.2.3 申請

給水装置工事申込書及び給水装置工事設計書は工事1件につき1枚とする。

① 工事1件の概念(ここでいう水栓とはボールタップを含むものとする。)

ア 同一敷地内において新規に配水管から分岐を行いメーター及び水栓までを取り付ける一連の工事。

イ 同一敷地内においてメーター口径の変更を伴わないで既設給水装置に接続して更に水栓を増す増設工事。

ウ 同一敷地内において給水装置の口径変更、位置変更、管種の変更等の給水装置の原形を変える改造工事。

エ 不要となった給水装置を撤去することのみを目的とする工事。

オ 配水管からの引込みのみを目的とする工事。

カ 町への譲渡を前提とした公道内の給、配水管埋設工事。

キ 受水槽以降の2次側(配水管からの水圧と縁が切れている)の改造工事。

※開発行為等においては、オ、カは一連の工程で行われる為、この場合に限り、給水装置工事申込書及び給水装置工事設計書は1枚とする。ただし、手数料については、給水条例第31条を適用するものとする。

6.2.4 給水装置の工事費の算出

給水装置の新設に要する費用は、工事申込者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、管理者がその費用を負担することができる。(給水条例第7条)

手数料については、給水条例第31条に定める下表による。

手 数 料 の 種 類		単 位	金 額
設計審査	25ミリメートル以下	1 件	3,000 円
	50ミリメートル以下	1 件	10,000 円
	75ミリメートル以上	1 件	20,000 円
	撤去工事	1 件	1,000 円
第 3 4 条 第 2 項 の 確 認		1 件	20,000 円
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 申 請		1 件	5,000 円

※メーターの保管者が管理を怠り、メーターを亡失又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。(実勢価格に基づき町が定める額とする。)

(給水条例第 18 条第 3 項)

メーター亡失・毀損料

(単位:円)

口 径	金 額
13	2,000
20	4,000
25	4,000
40	8,000
50	50,000

6.2.5 散水栓の設置の制限

散水目的のみの給水として、散水栓のみを設置することは節水の観点から好ましくない。また、地下設置の場合は汚染水が断水時に逆流する恐れがあるため、逆流防止弁を設置すること。

6.3 給水装置工事申込書の取扱い

給水装置工事の承認手続きとは、工事をしようとする場所の設計調査に始まり、設計書を作成し、工事施工の承認を得るまでの一切の事務手続き及び技術的な措置をいう。

6.3.1 申込みの成立

上下水道課に提出した給水装置工事申込書及びその他工事に必要な関係書類の審査を受けてから、設計審査手数料を、上下水道課窓口で納入する。この納入の日をもって、その申し込みが成立する。

6.3.2 工事施工の承認

工事の申込み成立により、水道加入金及びその他工事請負金が必要な場合は概算の工事請負金を、納入すれば直ちに承認を与える。承認前の工事着工はしてはならない。

また、公道掘削、河川横断等関係官公署の許可を要するものは、その部分の許可が下りるまで施工してはならない。

6.3.3 設計変更

建築物の設計変更、又は工事の進捗状況や申込者のその後の都合等により当初設計に著しい変更を必要とする場合は、改めて設計書を作成して審査を受けなければならない。

6.3.4 申込みの取消し

工事の申込み後に工事の取下げを行う場合は、速やかに「工事取り下げ書」を提出すること。

6 工事申込み・手続き

様式第1号（第4条関係）

（表）

受付番号 ー 号		給水装置（新設・改造・撤去・修繕）工事申込書	
筑前町長 様 筑前町水道事業給水条例第6条の規定により、次のとおり申し込みます。 なお、裏面の注意事項を遵守します。また、工事竣工後は給水装置のうち、止水栓までの施設は、町に無償譲渡します。 （施主）住 所 筑前町新町421番地の5 氏名又は名称 筑前 水太 電 話 0946-22-3361		記事 ※当該工事についての打合わせ事項及び説明連絡事項等を記入	
台帳番号（ー） 工事場所 筑前町 新町 421 番地の 5 家屋工事種別 （新築・増築・改築 工事なし）		既設権利調査 （水栓番号・メーター番号・メーター口径等を記入） ※必ず調査すること	
受 付 日 施 工 承 認 工事用メーター 検査前メーター 竣工日		工事場所位置図（ゼンリンPーーー）	
水道メーター	配水管	分水	
20 mm 1 個	管種 H1VP 口径 50 mm	管種 口径 20 mm	
用途 一般用	給水方式 直圧・受水槽 方式	道路占用 町 道	
指定給水装置工事業者		利害関係人の有無 有・無	
指定番号No. 001	筑前水道設備	井戸使用の有無 有・無	
給水装置工事主任技術者		加 入 金	
免許交付番号 第 001 号		筑前太郎	
工事負担金	手数料	加入金算定	

（裏）

委任状 給水装置工事申込手続及び施行並びに加入金等の納付・還元に関する一切のことを委任いたします。 2007 年 4 月 1 日 委任者 筑前 水太 受任者 筑前 太郎 （指定給水装置工事業者） 水 筑 道 前		土地所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の土地を使用することを承認いたします。なお、本承諾書に關し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 承諾者 住所 氏名 電話		家屋所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の家屋を使用することを承認いたします。なお、本承諾書に關し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 承諾者 住所 氏名 電話		誓約書 当該給水装置は、水道メーター口径に対し水栓数が下記のとおり基準を超えており、今後水量不足、自然断水等が発生しても、筑前町長には一切異議申立て等はないことを誓約いたします。 記 1 メーターの口径 町施行基準に定めるメーター口径 設置するメーター口径 2 水栓個数 個 （直圧給水方式・一般用のφ13mmメーターで、散水栓を含めて11栓まで。ただし、2階で浴槽等多量に水を使用する場合を除く。） 年 月 日 施主 氏名	
（注意事項） 1 給水装置の管理、修理等に要する費用は、設置者等の負担とする。 2 メーターは、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者が、善良な管理者の注意をもって保管すること。また、メーター及び止水栓は、清潔に保管し、かつ、装置の場所にはメーター取り替え、又は点検・修理の支障を生じる物件を堆積し、若しくは工作物を設けてはならない。 3 次に該当するものは、給水の停止又は過料を科することがある。 （1）給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合していないとき又は基準に適合しなくなったとき。 （2）第1止水栓以降の給水装置の緊急を要する修繕に応じないとき。 （3）使用水量の計算又は給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。 （4）水道料金等を指定期間内に納入しないとき。 （5）給水栓を汚染のおそれのある施設と連絡して使用したとき。 （6）給水装置の管理義務を著しく怠ったとき。 （7）その他水道の管理上不具合があるとき。 上記の注意事項を遵守します。 施主 氏名 筑前 水太		誓約書 配水管への取付口から止水栓までの工事を行います。工事完了後に給水管からの漏水又は閉塞による出水不良等が発生した場合の補修工事の施工及び費用については当該者がすべて責任をもって対処し、筑前町には一切迷惑を掛けないことを誓約いたします。 また、住宅等建築の際は、必ず町の水道を使用いたします。 なお、今般取込みの給水管が将来不要となった場合には、撤去工事を行い、費用についても当該者が負担いたします。 年 月 日 施主 氏名		※対象となる場合のみ記入 施主 氏名			

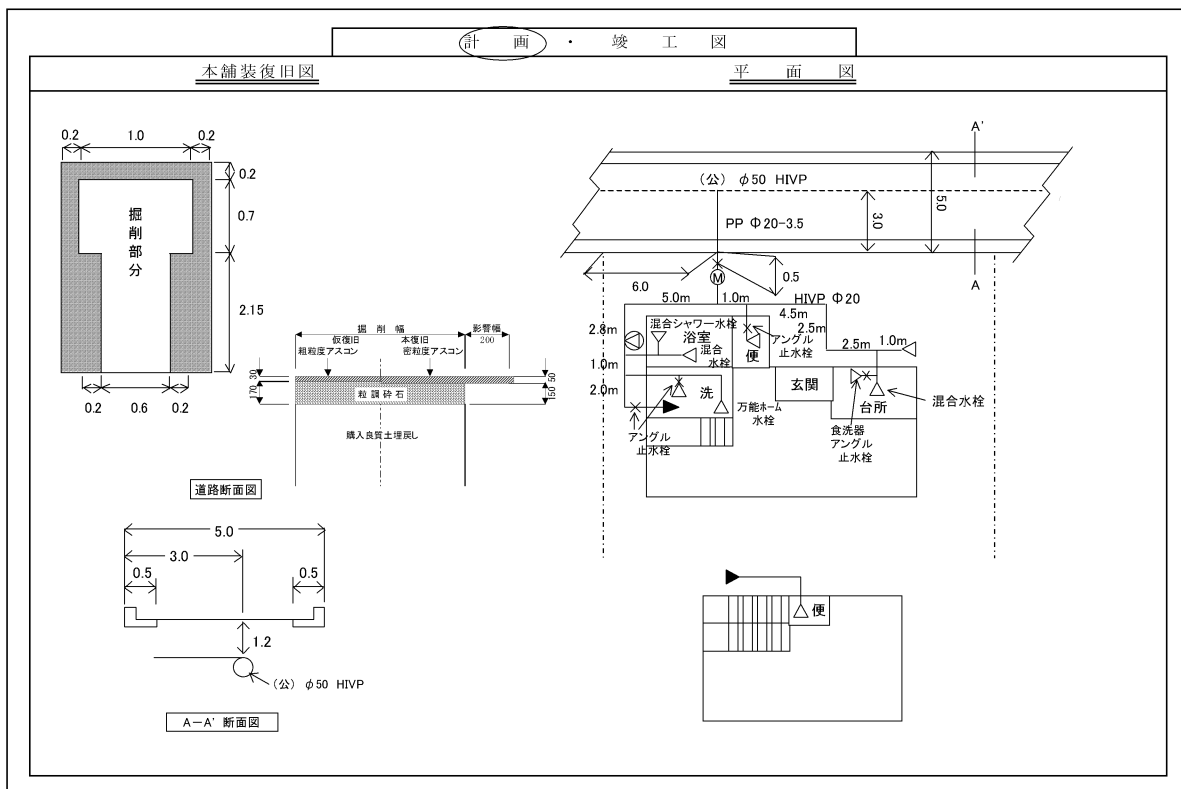
※網掛け部は上下水道課記入

6 工事申込み・手続き

給 水 装 置 工 事 設 計 書										平成 18 年 4 月 1 日	
受付番号		審査受付日		平成 年 月 日		名 称		設 計			
施 主 名		築 前 水 太		形状・寸法		単位		数量		規 格 等 番 号	
工 事 場 所		筑前町 新町 421 番地の5		サドル分水栓		φ 50 × φ 20		個		1 JWWA B-117	
給水装置の用途		一般用・共用・工場用・その他 ()		ボール式止水栓		φ 20		個		1 JIS B-108	
工 期		平成 18 年 4 月 5 日～平成 18 年 4 月 20 日		PP管		φ 20		m		2.5 JIS K 6762	
道 路 区 分		路 線 名		下 水 道 接 続		メーター口径		地上式メータボックス		φ 20 個 1 S-20	
国・県・市・私		〇〇〇線		有・無・計画		メーター番号		HIVP管		φ 20 m 30.0 JIS K 6742	
特殊器具の有無(名称)		(名称)		メーター個数		HIVPエルボ		φ 20 個 6 JIS K 6743		HIVPチーズ	
有・無		(名称)		HIVPソケット		φ 20 × φ 13 個 7 JIS K 6743		HIVPソケット		φ 20 個 3 JIS K 6743	
世帯戸数		給水階数		給水棟数		VLP管		φ 13 m 13.0 JWWA K-116		VLPエルボ	
1 戸		2 階		1 棟		個		φ 13 個 18 JIS B-2301		接合ユニオン	
指定給水装置		築前水道設備		給水装置工事主任技術者名		築 前 太 郎 (築前)		φ 13 個 7 JIS K 6743		VP用メーターユニオン	
工 事 業 者		築前水道設備		築 前 太 郎 (築前)		φ 20 個 2 G-66		露出バルブ		φ 13 個 1 JIS B-2061	
加 入 金		円		入 金 確 認		万能ホーム水栓		φ 13 個 2 JIS B-2061		アングル止水栓	
手 数 料		円		竣工検査		混合水栓		φ 13 個 2 JIS B-2061		シングルレバー混合水栓	
合 計		円		竣工検査		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 INAX SF-4420		混合シャワー水栓	
確認事項		施工承認		検査前メーター引出		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
工事用メーター引出		竣工検査		竣工検査		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
メーター引出時提出書類・他		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
申込書		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
中止届		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
廃止届		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
受水槽管理人届		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	
井戸の状況		指示事項		指示事項		混合シャワー水栓		φ 13 個 1 JIS B 2061		混合シャワー水栓	

※網掛け部は上下水道課記入

計 画 ・ 竣 工 図	
取出し位置図 止水栓位置図	
記事	水栓番号 〇〇-〇〇〇 受付番号 〇〇-〇〇〇 施主名 築前 水太 工事業者 筑前水道設備



6.4 完了

指定工事業者は工事が完了したときは、直ちにその旨を管理者に届け出検査を受けること。

6.4.1 給水装置工事完了届と各種提出書類

指定工事業者は給水装置工事完了届に定める自主検査を行い、竣工調書及び竣工図を記入し上下水道課へ提出すること。

6.4.2 工事写真の提出

給水装置工事完了届提出時に「4.9 工事記録写真」に基づいた工事記録写真を提出すること。提出枚数は下記を参考にすること。撮影項目は「4.9.2 撮影項目」参照のこと。

また、デジタルカメラでの撮影を標準とする。

① 宅地内配管のみの場合

宅地内埋設管布設状況………3ヶ所以上(1部 上下水道課提出)

② 道路掘削を伴う場合

ア 国道・県道(2部 上下水道課提出)

- i 工事着手前(舗装切断工)状況写真
- ii 分岐部状況写真(T字管連絡工事・分水サドル穿孔工事等)及び元止め工事状況写真
- iii サドルコア挿入設置状況写真
- iv 道路内配管施工状況写真
- v 埋戻し完了状況写真
- vi 道路内路盤工完了状況写真

vii 道路内仮復旧完了状況写真

viii 本道路内復旧状況写真

ix 竣工後

x その他、管理者が指示した場合又は必要と考えられるものを撮影しておくこと。

(工事状況、補償対策、災害等)

イ 町道

・上記 i ～ ix (1部 上下水道課提出)

・上記 i (1部 占用申請に添付して建設課提出)

・上記 ii ～ ix (1部 完了届に添付して建設課提出)

※ 上下水道課へ提出する写真のうち1部(給水台帳用)は所定の工事写真台帳に貼付すること。

※ 給水装置の主要部分については、必要に応じて写真を撮影すること

※ 上下水道課へ提出する以外の1部(国・県道提出用)及び建設課へ提出する写真は工事用アルバム(A4版)に入れてそれぞれ提出すること。

6.5 提出書類一覧表

		提 出 書 類 名	部 数
工事申請時		給水装置工事申込書 ※新築家屋の場合⇒建築確認年月日記載のもの	1
		給水装置工事設計書	1
		計画・竣工図	1
		貯水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書 ※受水槽式給水の場合	1
		代理人届 ※所有者が町外に居住の場合	1
		管理人選定届 ※給水装置を共有するとき、共有給水装置を使用するとき	1
		配水管布設申請書 ※事業完了後に個人負担を必要とする場合。	1
		その他(水理計算書、メーター図等)	必要時
	道路掘削を伴う場合	道路占用許可申請書	6.2.1参照
		道路掘削工事許可申請書	
道路使用許可申請書			
私道の場合	配水管布設申請書(私道用)	1	
	配水管設置承諾書兼誓約書	1	
	私道敷使用賃借契約書	1	
	抵当権者の同意書	1	
工事完了時	完了届	1	
	計画・竣工図	1	
	竣工調書	1	
	給水契約申込書(工事完了時までに出すこと)	1	

6 工事申込み・手続き

受付番号					平成 18年 4 月 25 日												
課 長	課 長 補 佐	係 長	係 員	受 付	検 査 項 目	自主検査	現 地 検 査	結 果	検 査 項 目	自主検査	現 地 検 査	結 果					
					図面照合 指示内容 変更内容 工事写真	○			メーター メーター メーター	○	有 ・ 無						
						○				番号確認	○						
						○				メーター指針	○						
給 水 装 置 工 事 完 了 届 筑前町長 様 給水装置工事が完了したので次のとおり届け出ます。 (施主) 住 所 筑前町新町 421 番地の 5 氏名又は名称 ちくぜん みずた 筑 前 水 太 電 話 番 号 0946-22-3361 工事場所 筑前町 新 町 421 番地 の5 家屋工事種別 (新築・増築・改築・工事なし) 工 事 完 了 日 竣 工 検 査 日 指定給水装置工事業者 平成 19 年 5 月 1日 平成 年 月 日 筑前水道設備 工 事 種 別 新設・改造・撤去・修繕 給水装置工事主任技術者 水 栓 番 号 〇〇〇-〇〇〇 筑 前 太 郎 メ ー タ ー 番 号 〇〇-〇〇〇					水圧テスト	○	圧力低下 (有・無)		メーター 取付状況 メーター	取付方向	○	正・逆取付					
					水栓番号	シール貼付	○	有 ・ 無			水平設置	○	水平・傾き				
					水栓と部屋番号	○				設置位置	○	機針上支障 (有・無)					
					配管	施工状況	○			通水確認	○						
					配管	施工深度	○			井戸水とのクロス配管	○						
					上水栓・仕切弁	○				露出配管の保護	○						
					メーターボックス	○				公道復旧	○						
					< 検 査 評 定 >												
					手直し 有 ・ 無 手直し完了日 平成 年 月 日												
					手直し指示日 平成 年 月 日 再 検 査 日 平成 年 月 日												

※網掛け部は上下水道課記入

竣 工 調 書					名 称	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	規 格 等 番 号
名 称	形 状 ・ 寸 法	単 位	数 量	規 格 等 番 号					
サドル分水栓	Φ50×Φ20	個	1	JWWA B-117					
ボール式止水栓	Φ20	個	1	JIS B-108					
PP管	Φ20	m	3.0	JIS K 6762					
地上式メータボックス	Φ20	個	1	S-20					
HIVP管	Φ20	m	32.0	JIS K 6742					
HIVPエルボ	Φ20	個	6	JIS K 6743					
HIVPチーズ	Φ20×Φ13	個	7	JIS K 6743					
HIVPソケット	Φ20	個	3	JIS K 6743					
VLP管	Φ13	m	12.0	JWWA K-116					
VLPエルボ	Φ13	個	18	JIS B-2301					
接合ユニオン	Φ13	個	7	JIS K 6743					
VP用メーターユニオン	Φ20	個	2	G-66					
露出バルブ	Φ13	個	1	JIS B-2061					
万能ホーム水栓	Φ13	個	2	JIS B-2061					
アングル止水栓	Φ13	個	3	JIS B-2061					
混合水栓	Φ13	個	2	JIS B-2061					
シングルレバー混合水栓	Φ13	個	1	INAX SF-4420					
混合シャワー水栓	Φ13	個	1	JIS B 2061					

計 画 ・ 竣 工 図	
取出し位置図	止水栓位置図
記事	水栓番号 ○○-○○○ 受付番号 ○○-○○○ 施主名 筑前 水太 工事業者 筑前水道設備

計 画 ・ 竣 工 図	
本舗装復旧図	平 面 図

7 検 査

7 検査

7 検査

7.1 主任技術者が行う検査

主任技術者は、竣工図等の書類検査及び現地検査により、給水装置の構造・材質基準に適合していることを必ず確認しなければならない。また、給水装置の使用開始前に管内を洗浄するとともに、通水試験、耐圧試験及び水質試験(残留塩素測定)を行うこと。

7.1.1 検査チェックリスト

工事検査において確認する内容は次のとおりとし、検査時にチェックリストを提出すること。

(書類検査)

検査項目	検査の内容	適	否
位置図	・工事箇所が確認できるよう、道路及び主要な建物等が記入されていること。		
	・工事箇所が明記されていること。		
平面図 及び 立体図	・方位が記入されていること。		
	・建物の位置、構造がわかりやすく記入されていること。		
	・道路種別等付近の状況がわかりやすいこと。		
	・隣接家屋の栓番号及び境界が記入されていること。		
	・分岐部のオフセットが記入されていること。		
	・平面図と立体図が整合していること。		
	・隠ぺいされた配管部分が記入されていること。		
	・各部の材料、口径及び延長が記入されており、		
	①給水管及び給水用具は、性能基準適合品が使用されていること。		
	②構造・材質基準に適合した適切な施工方法がとられていること。 (水の汚染・破壊・浸食・逆流・凍結防止等対策の明記)		

(現地検査)

検査種別及び検査項目		検査の内容	適	否
屋外の検査	1. 分岐部オフセット	・正確に測定されていること		
	2. 水道メーター、 メーター用止水栓	・水道メーターは、逆付け、片寄りがなく水平に取り付けられていること。		
		・検針、取り替えに支障がないこと。		
		・止水栓の操作に支障のないこと。		
		・止水栓は、逆付け及び傾きがないこと。		

7 検査

(現地検査)

検査種別及び検査項目		検査の内容	適	否
屋外の検査	3. 埋設深さ	・所定の深さが確保されていること。		
	4. 管延長	・竣工図面と整合すること。		
	5. 鉄箱等・ます類	・傾きがないこと、及び設置基準に適合すること。		
	6. 止水栓	・スピンドルの位置がボックスの中心にあること。		
配 管	1. 配管	・延長、給水用具等の位置が竣工図面と整合すること。		
		・配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。		
		・配管の口径、経路、構造等が適切であること。		
		・水の汚染、破壊、浸食、凍結等を防止するための適切な措置がなされていること。		
		・逆流防止のための給水用具の設置、吐水口空間の確保等がなされていること。		
		・クロスコネクションがなされていないこと。		
	2. 接合	・適切な接合がなされていること。		
	3. 管類	・性能基準適合品の使用を確認すること。		
給水用具	1. 給水用具	・性能基準適合品の使用を確認すること。		
	2. 接続	・適切な接続が行われていること。		
受水槽	1. 吐水口空間の測定	・吐水口と越流面等との位置関係の確認を行うこと。		
機 能 検 査		・通水した後、各給水用具からそれぞれ放流し、水道メーター経由の確認及び給水用具の吐水量、動作状態などについて確認すること。		
耐 圧 試 験		・一定の水圧による耐圧試験で、漏水及び抜けなどのないことを確認すること。		
水 質 の 確 認		・残留塩素の確認を行うこと。		

工 事 名	
施 工 業 者	
主任技術者	
完 了 日	

7 検査

7.1.2 耐圧検査

給水装置の耐圧試験は、原則としてメーター設置場所から水圧テストポンプにより **1.75MPa** に加圧し、1分間以上保持させ、水圧低下の有無を確認する。

配水管については、**0.75MPa** を 24 時間かけた状態で水圧低下の有無を確認する。なお、サドル分水栓・割T字管の耐圧検査は、**0.75MPa** を 5 分間かけた状態で水圧低下の有無を確認する。

単位 $1.0\text{kgf/cm}^2 = 0.098\text{MPa}$ (メガパスカル)

7.1.3 水質の確認

水質の確認は、分岐部において残留塩素測定を行い、**0.1mg/l**以上であるかの確認を行うこと。確認できない場合は、上下水道課へ連絡し指示を受けること。

臭気、味、色、濁りについても観察により異常でないことを確認すること。

7.2 管理者が行う検査

主任技術者は、管理者が行う検査に立ち会わなければならない。また、管理者が必要と認めたときは、その身分を明らかにしなければならない。

管理者が行う検査は、次のとおりである。

① チェックリストの確認

② 竣工図等のとおりに施工されているか。

竣工図等に基づき、給水用具等が適切に施工されていること、及び道路掘削を伴うものについては、道路復旧状態の確認。

③ 使用材料が適切か。

使用材料が、給水装置の構造・材質の適合品であるかどうかの認証マーク等により確認。

④ 危険な接続がないか。

施工した給水装置が、井戸水等他の水管その他の設備に直接連結されていないかの確認。

⑤ 防護措置が施されているか。

凍結のおそれのある場所に設置される給水装置は、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止措置が講じられていることの確認。

⑥ 所定の圧力に耐え得るか。

工事場所の常圧による耐圧検査を行い、漏水等の有無を確認。

⑦ 水質上問題はないか。

耐圧検査後通水を行い、末端給水栓において残留塩素測定を行い、**0.1mg/l**以上であるかの確認。

⑧ 所定の水量を流し得るか。

末端の水栓において、支障なく水が出ることの確認。

⑨ 管理者が認めたときは、当該工事の選任された主任技術者であることの確認。

⑩ その他本基準に適合しているか。

8 水の安全・衛生対策

8 水の安全・衛生対策

8.1 水の汚染防止

8.1.1 停滞水防止

- ① 給水装置工事は、行き止まり配管等で停滞水が生じるおそれのある配管は避けること。
- ② 住宅用スプリンクラの設置にあたっては、停滞水が生じないよう末端給水栓までの配管途中に設置すること。
なお、使用者等に対してこの設備は断水時には使用できない等、取扱方法について説明しておくこと。
- ③ 学校等のように一時的、季節的に使用されない給水装置には、給水管内に長期間水の停滞を生ずることがある。このような衛生上好ましくない停滞した水を容易に排除できるよう排水機構を適切に設けること。

8.1.2 有害薬品等の汚染防止

- ① 給水管路の途中に有害薬品置場、有毒物の取扱場、汚水槽等の汚染源がある場合は、給水管等が破損した際に有害物や汚物が水道水に混入するおそれがあるので、その影響のないところまで離して配管すること。
- ② ビニル管、ポリエチレン管等の合成樹脂管は、有機溶剤等に侵されやすいので、鉱油・有機溶剤等油類が浸透するおそれのある箇所には使用しないこととし、金属管（鋼管、ステンレス鋼管等）を使用することが望ましい。合成樹脂管を使用する場合は、さや管等で適切な防護措置を施すこと。ここでいう鉱油類（ガソリン等）・有機溶剤（塗料、シンナー等）が浸透するおそれのある箇所とは、ガソリンスタンド、自動車整備工場、有機溶剤取扱い事業所（倉庫）等である。

※接合用シーล材・接着剤又は切削油は、水道用途に適したものを使用し、接合作業においてシーล材、接着剤、切削油等の使用が不適当な場合は、これらの物質の流失や薬品臭、油臭等が発生する場合があるので、必要最小限の材料を使用し、適切な接合作業をすること。

8.2 破壊防止

8.2.1 水撃作用防止（ウォーターハンマー）

配管内の水の流れを給水栓等により急閉すると、運動エネルギーが圧力の増加に変わり急激な圧力上昇（水撃作用）が起こる。水撃作用の発生により、配管に振動や異常音がおこり、頻繁に発生すると管の破損や継手のゆるみを生じ、漏水の原因ともなる。水撃作用の発生している箇所及び発生するおそれのある場合には、発生防止や吸収措置を施すこと。

- ① 給水圧が高水圧となる場合は、減圧弁、定流量弁等を設置し給水圧又は流速を下げること。
- ② 水撃作用発生のおそれのある箇所には、その手前に近接して水撃防止器具を設置すること。
- ③ ボールタップの使用にあたっては、比較的水撃作用の少ない複式、親子 2 球式及び定水位弁等から、その給水用途に適したものを選定すること。
- ④ 受水槽等にボールタップで給水する場合は、必要に応じて波立ち防止板等を施すこと。
- ⑤ 水撃作用の増幅を防ぐため、空気の停滞が生じるおそれのある鳥居配管等は避けること。やむを得ず空気の停滞が生じる恐れのある配管となる場合は、これを排除するため、空気弁、又は排気装置を設置すること。

8.2.2 地盤沈下等

- ① 地盤沈下、振動等により破損が生じるおそれがある場所にあつては、伸縮性又は可とう性を有する給水設置を設置すること。
- ② 建物の柱や壁等に添わせて配管する場合には、外力、自重、水圧等による振動や、たわみで損傷を受けやすいので、管をクリップなどのつかみ金具を使用し、1～2mの間隔で建物に固定する。給水栓取付け部分は、特に損傷しやすいので、堅固に取り付けること。
- ③ 給水管が構造物の基礎及び壁等を貫通する場合は、貫通部にスリーブ等を設け、スリーブとの間隙を弾性体で充填し、管の損傷を防止すること。

8.2.3 水路横断等

- ① 給水管が水路を横断する場合にあつては、原則として水路等の下に配管すること。やむを得ず水路等の上に配管する場合は、水路管理者と協議すること。
- ② 給水管は他の埋設物(埋設管、構造物の基礎等)より **30cm** 以上の間隔を確保し、配管すること。やむを得ず間隔がとれず近接して配管する場合には給水管に発泡スチロール、ポリエチレンフォーム等を施し、損傷防止を図ること。

8.3 浸食防止(4.5 給水装置の保護 4.5.2 防食を参照のこと。)

- ① 自然腐食等
- ② 電気電食

8.4 逆流防止

8.4.1 吐水口空間

水が逆流するおそれのある場所においては、規定の吐水口空間を確保すること。

規定の吐水口空間

- ① 呼び径が **25mm**以下の場合

呼び径 の区分	近接壁から吐水口の中心 までの水平距離 B	越流面から吐水口の中心 までの垂直距離 A
13mm以下	25mm以上	25mm以上
13mmを超え20mm以下	40mm以上	40mm以上
20mmを超え25mm以下	50mm以上	50mm以上

注 1) 浴槽に給水する場合は、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は **50mm**未満であつてはならない。

注 2) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は **200mm**未満であつてならない。

注 3) 上記 1)及び 2)は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。

② 呼び径が 25mmを超える場合にあっては、次表による。

区 分			越流面から吐水口の 最下端までの垂直距離 A
			壁からの離れ B
近接壁の影響がない場合			1.7d' + 5mm以上
近接壁の影響が ある場合	近接壁 1 面の 場合	3d以下	3.0d'以上
		3dを超え5d以下	2.0d' + 5mm以上
		5dを超えるもの	1.7d' + 5mm以上
	近接壁 2 面の 場合	4d以下	3.5d'以上
		4dを超え6d以下	3.0d'以上
		6dを超え7d以下	2.0d' + 5mm以上
		7dを超えるもの	1.7d' + 5mm以上

注 1) d:吐水口の内径(mm) d':有効開口の内径(mm)

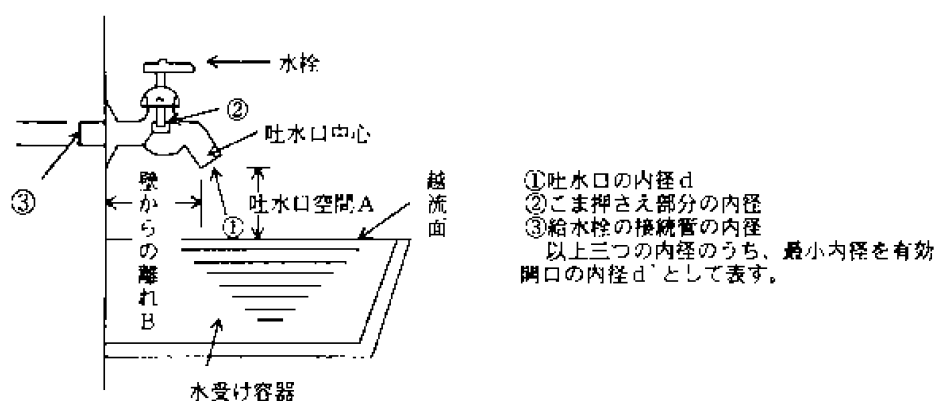
注 2) 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をdとする。

注 3) 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。

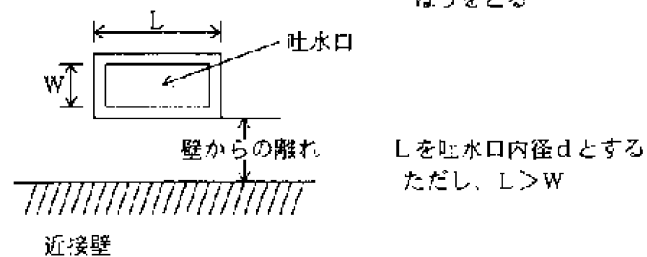
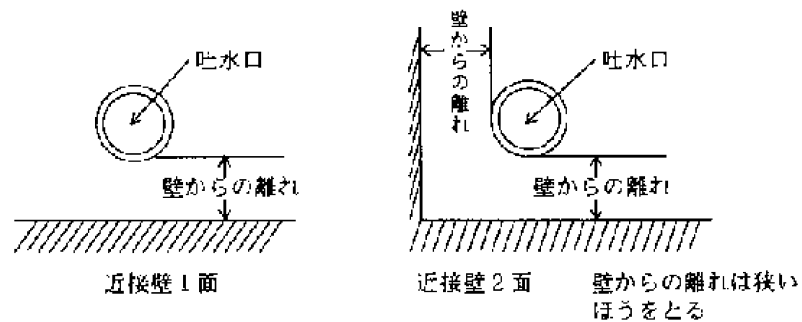
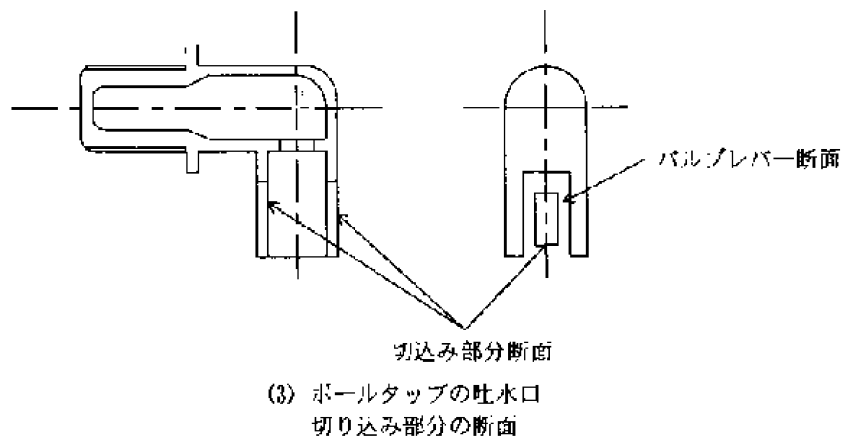
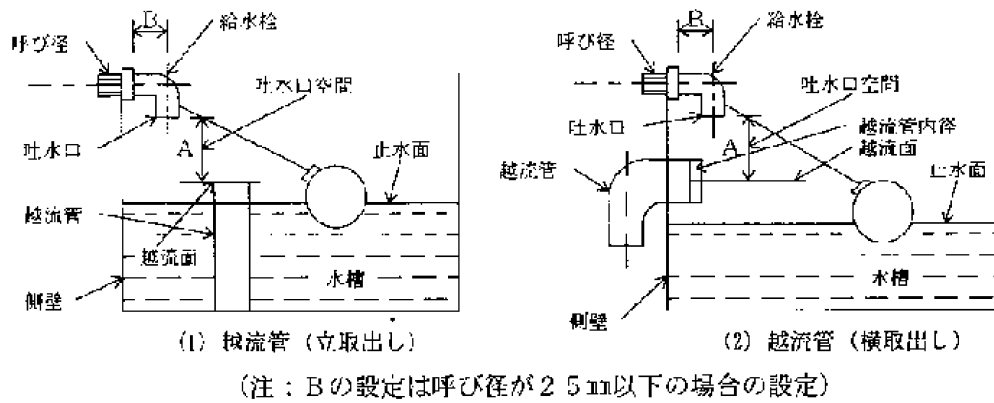
注 4) 浴槽に給水する場合には、越流面から吐水口の最下端までの垂直距離は 50mm未満であってはならない。

注 5) プール等水面が特に波立ちやすい水槽並びに、事業活動に伴い洗剤又は薬品を使う水槽及び容器に給水する場合には、越流面から吐水口の中心までの垂直距離は 200mm未満であってならない。

注 6) 上記 4)及び 5)は、給水用具の内部の吐水口空間には適用しない。



(注：Bの設定は呼び径が25mmを超える場合の設定)
洗面器等の場合



水槽等の場合

8.4.2 逆流防止装置

吐水口空間の確保が困難な場合、あるいは給水栓などにホースを取付ける場合、断水漏水等により給水管内に負圧が発生し、吐水口において逆サイホン作用が生じた際などに逆流が生じることがあるため、逆流を生じるおそれのある吐水口ごとに逆止弁、バキュームブレーカー又は、これらを内部に有する給水用具を設置すること。

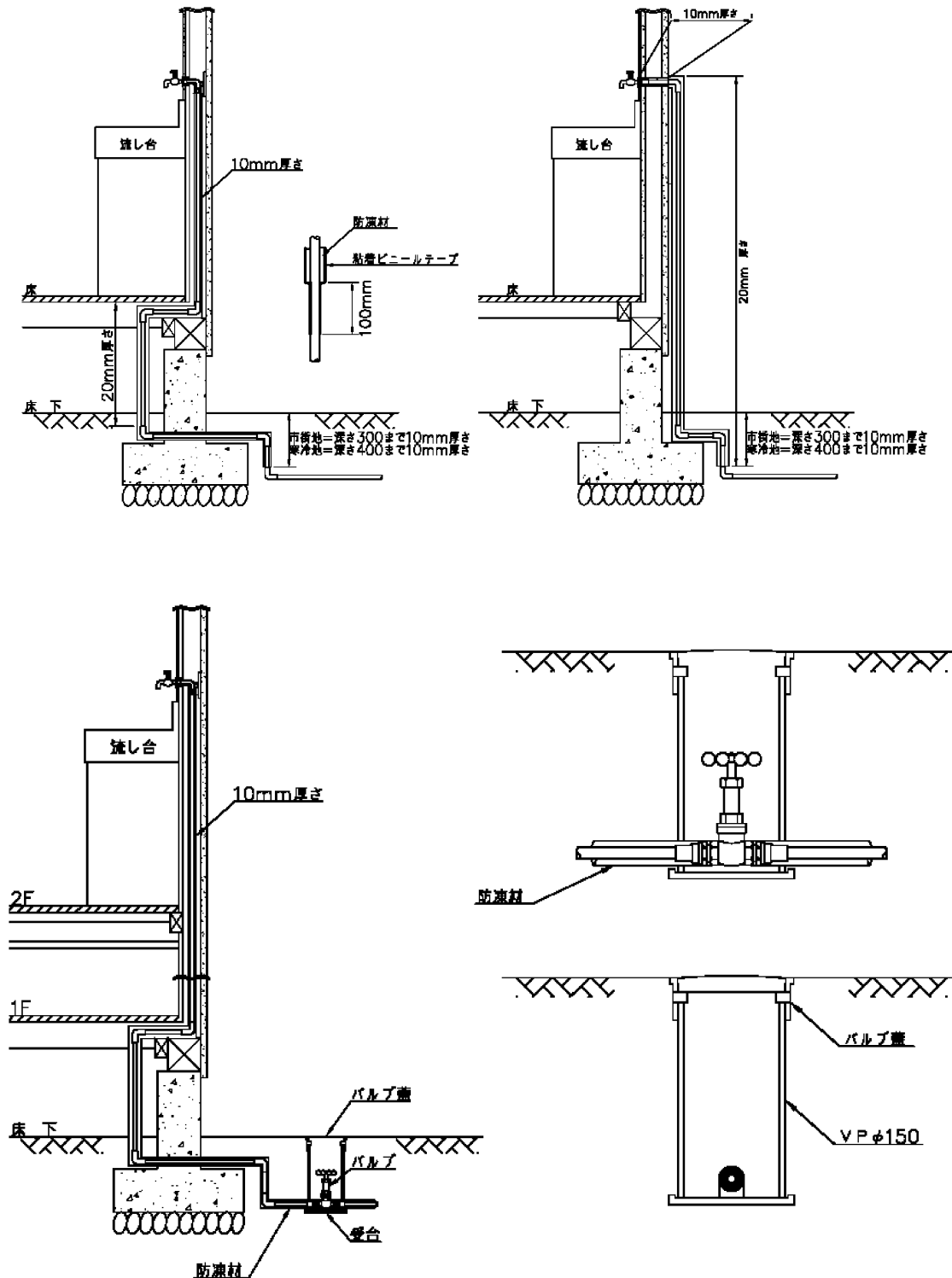
なお、吐水口を有していても、消火用スプリンクラのように逆流のおそれのない場合には、特段の措置を講じる必要はない。

化学薬品工場、クリーニング店、写真現像所、メッキ工場等水を汚染するおそれのある有毒物等を取り扱う場所に給水する給水装置にあつては、一般家庭よりも厳しい逆流防止措置を講じる必要がある。このため、もっとも確実な逆流防止措置として受水槽式とすることを原則とする。

8.5 凍結防止

屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれがある場所にあつては、耐寒性能を有する給水装置を設置すること。又は、断熱材で被覆すること等により適切な凍結防止のための措置を講じること。

防寒措置は、給水装置を発砲スチロール、ポリエチレンフォーム等の断熱材や保温材で被覆する。



8.6 クロスコネクションの防止

安全な水の確保のため、給水装置と当該給水装置以外の水管、その他の設備と直接連結することは絶対避けなければならない。

近年、多目的に水が使用されることに伴い、用途の異なる管が給水管と近接配管され、外見上判別しがたい場合もある。したがってクロスコネクションを防止するため、管の外面にその用途が識別できる表示する必要がある。

給水装置と接続されやすい配管を例示すると次のとおりである。

- ① 井戸水、工業用水、再生利用水の配管
- ② 受水槽以下の配管
- ③ プール、浴場等の循環用の配管
- ④ 水道水以外の給湯配管
- ⑤ 水道水以外のスプリンクラ配管
- ⑥ ポンプの呼び水配管
- ⑦ 雨水等
- ⑧ 冷凍機の冷却水配管
- ⑨ その他排水管等

参 考 資 料 I

1 給水管及び継手

1.1 鋼管

従来使用されていた鋼管(水道用亜鉛めっき鋼管)は、機械的強度に優れているものの、腐食しやすいという欠点を有していた。そこで、鋼管の内・外面に種々のライニングを施し、防食防止を目的とした複合管が規格化されている。ねじ接合部の防食防止には、管端防食継手が最も効果があるが、このほか管端コアを試用し、樹脂コーティング継手と組み合わせるよう方法もある。

なお、地中埋設には、外面被覆継手を使用することが望ましい。

1.1.1 硬質塩化ビニルライニング鋼管

硬質塩化ビニルライニング鋼管は、強度については鋼管が、耐食性等についてはビニルライニングが分担して、それぞれの材料を有効に利用した複合管である。硬質塩化ビニルライニング鋼管には、屋内及び埋設用に対応できる外面仕様の違う管がある。

管の選定に当たっては、環境条件を十分考慮する必要がある。

管の切断及びねじ切りに当たっては、ライニングされたビニル部分への局部加熱を避けることや内面にかえりが出ない様にする、また外面に被覆されているビニル部分の取扱いを慎重に行うこと等の配慮が必要である。

接合部のねじや管端部は、腐食しやすいので管端防食継手を使用する。樹脂コーティング継手を使用する場合は、管端防食コアを用いる。ねじ部分には、水質に悪影響を及ぼさない防食シーラント剤を使用して、十分防護する必要がある。

1.1.2 耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管は、鋼管の内面に耐熱性硬質塩化ビニル管をライニングした管である。この種の管は、特に給湯、冷温水などの高温・低温用途では給水以上の厳しい腐食環境に置かれるため、耐食性及び耐熱性(85℃まで使用可)に優れたものである。ただし、瞬間湯沸器においては、機器作動に異常があった場合、管の使用温度を超えることもあるため使用してはならない。

耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管の継手としては、耐熱性の管端防食継手がある。

1.1.3 ポリエチレン粉体ライニング鋼管

ポリエチレン粉体ライニング鋼管は、鋼管内面に適正な前処理を施したのち、ポリエチレン粉体を熱融着によりライニングしたものである。管及び継手の種類、接合方法については、前記 1.1.1 硬質塩化ビニルライニング鋼管に準ずる。

1.2 ステンレス鋼鋼管

ステンレス鋼鋼管は、ステンレス鋼帯から自動造管機により製造される。特に耐食性に優れている。また、強度的に優れ、軽量化しているので取扱いが容易である。管の保管、加工に際しては、かき傷やすり傷を付けないよう取扱いに注意する必要がある。

ステンレス鋼鋼管の継手の種類としては、主として屋内配管用のプレス式及び圧縮式があり、地中埋設管用には、伸縮可とう式継手等があり、それぞれの継手の特徴を生かして用途により使い分けることができる。

1.3 硬質塩化ビニル管

1.3.1 硬質塩化ビニル管

硬質塩化ビニル管は、引張強さが比較的大きく、耐食性、特に耐電食性が大である。

しかし、直射日光による劣化や温度の変化による伸縮性があるので配管において注意を要する。また、難燃性であるが、熱及び衝撃に弱く、凍結の際に破損しやすい。したがって、使用範囲は約－5～60℃（気温）である。特に、管に傷がつくと破損しやすいため、外傷を受けないよう取扱いを注意するとともに、芳香族化合物（シンナー等）など管の材質に悪影響を及ぼす物質と接触させてはならない。

硬質塩化ビニル管の継手としては、硬質塩化ビニル製及びダクタイル鋳鉄製のものがある。接合方法には、接着剤を用いたTS接合と、ゴム輪接合とがある。TS接合作業に当たっては、管差口外面と継手受口内面に付着した泥や水をきれいにふき取った後、接着剤を薄く均一に塗布し、素早く接合しなければならない。

1.3.2 耐衝撃性硬質塩化ビニル管

耐衝撃性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管の衝撃強度を高めるように改良されたものである。長期間、直射日光に当たると、耐衝撃強度が低下することがあるので注意が必要である。

耐衝撃性硬質塩化ビニル管の継手としては、耐衝撃性硬質塩化ビニル管及びダクタイル鋳鉄製のものがある。管の接合方法については、前記 1.3.1 硬質塩化ビニル管に準ずる。

1.3.3 耐熱性硬質塩化ビニル管

耐熱性硬質塩化ビニル管は、硬質塩化ビニル管を耐熱用に改良したものである。許容圧力 **0.196MPa** (**2.0kgf/cm²**) の場合、71～90℃以下の給湯配管に使用できる。金属管と比べ伸縮量が大きいため、使用に当たっては耐熱性硬質塩化ビニル管継手等を使用するか、又は配管方法によって伸縮を吸収する必要がある。ただし、瞬間湯沸器においては、機器作動に異常があった場合、管の使用温度を超えることもあるため使用してはならない。また、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮することが必要である。

1.4 ポリエチレン管

ポリエチレン管は硬質塩化ビニル管に比べ、撓み性に富み軽量で耐寒性、耐衝撃強さが大であり、また長尺物のため、少ない継手で施行できる。しかし、他の管種に比べて柔らかく、傷が付きやすいため、管の保管や加工に際しては取扱いに注意が必要である。

なお、有機溶剤、ガソリン等に触れるおそれのある箇所での使用は、避けなければならない。

ポリエチレン管の継手は、金属継手がある。

1.5 銅管

銅管は引張強さが比較的大きく、アルカリに侵されず、スケールの発生も少ない。銅管は耐食性に優れているため薄肉化しているので軽量で取扱いは容易である。しかし、管の保管、運搬に際しては凹みなどをつけないよう注意する必要があり、銅管の外傷防止と土壌腐食防止を考慮した被覆銅管がある。

これらの銅管のうち、軟質銅管は4～5回の凍結で破裂しない特徴がある。

温度の低い水の場合は腐食は少ないが、給湯の場合は、**ph** が低く、遊離炭酸が多い水質では孔食が起こること

がある。

銅管の継手としては、はんだ付、ろう付又はプレス式接合用の銅管継手がある。

1.6 ダクタイル鋳鉄管

ダクタイル鋳鉄管は、鋳鉄組織中の黒鉛が球状のため強靱性に富み衝撃に強く、強度が大であり、耐久性がある。継手に伸縮可撓性があり、管が地盤の変動に追従できる。継手の種類が豊富であり施工性が良い。しかし、重量が比較的重く、継手の種類によっては、異形管防護を必要とする。

ダクタイル鋳鉄管の継手には、プッシュオン継手、メカニカル継手、フランジ継手がある。

1.7 その他の管

1.7.1 架橋ポリエチレン管

架橋ポリエチレン管は耐熱性及び耐食性に優れ、軽量で柔軟性に富んでおり、管内スケールの付着は少なく、流体抵抗が小さく、また耐寒性に優れており、寒冷地での使用に適している。しかし、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮する等配管には注意が必要である。

架橋ポリエチレン管の接合方法としては、メカニカル接合と電気融着接合がある。

1.7.2 ポリブデン管

ポリブデン管は高温時でも高い強度をもち、しかも金属管に起こりやすい熱水による腐食もないので温水用配管に適している。しかし、熱による膨張破裂のおそれがあるため、使用圧力により減圧弁の設置を考慮する等配管には注意が必要である。

2 給水用具

2.1 分水栓

分水栓は、配水管から給水管を分岐し、取り出すための給水用具であり、水道用分水栓、サドル付分水栓(配水管に取り付けるサドル機構と止水機構を一体化した構造の栓)、また分水栓と同様の機能を有する割T字管(鋳鉄製の割T字形の分岐帯に仕切弁を組込み、一体として配水管にボルトを用いて取り付けられる構造のもの)などがある。

(参考)

分水栓の規格としては、JWWA B 107(水道用分水栓)とJWWA B 117(水道用サドル付分水栓)がある。

2.2 止水栓

止水栓は、給水の開始、中止及び装置の修理その他の目的で給水を制限又は停止するために使用する給水器具である。

止水栓の一例として、次のようなものがある。

① 甲形止水栓

止水栓が落しこま構造であり、水平に設置すると逆流防止機能がある。

② ボール式止水栓

弁体が球状のため90度回転で全開、全閉する構造であり、逆流防止機能はないが、損失水頭は極めて小さい。

③ 仕切弁

弁体が垂直に上下し、全開・全閉する構造であり、全開時の損失水頭は極めて小さい。

④ 玉形弁

止水部が吊りこま構造であり、逆流防止機能はなく、損失水頭が大きい。

(参考)

止水栓の規格としては、甲狀止水栓として **JWWA B 108**(水道用止水栓)、仕切弁として **JIS B 2062**(水道用仕切弁)、**JWWA B 120**(水道用ソフトシール仕切弁)、**JWWA B 122**(水道用ダクタイル鋳鉄仕切弁)、**JWWA B 125**(水道用合成樹脂(耐衝撃性硬質塩化ビニル)製ソフトシール仕切弁)、玉形弁として **JIS B 2031**(ねずみ鋳鉄弁)、**JIS B 2071**(鋳鋼フランジ形弁)等がある。

2.3 給水栓

給水栓は、給水装置において給水管の先端に取り付けられ、水を出したり、止めたりする栓であり、次のようなものがある。

① 水栓類

水栓は、使用者に直接水を供給するための給水用具で、弁の開閉は主にハンドルを回して行うが、中には、レバーハンドルを上下して弁の開閉を行うシングルレバー式の水栓や、自動的に開閉を行う電子式自動水栓などもあり、用途によって多種多様なものがあるので、使用目的に最も適した水栓を選ぶことが必要である。

② ボールタップ

ボールタップは、フロートの上下によって自動的に弁を開閉する構造になっており、水洗便所のロータンクや、受水槽に給水する給水用具である。

ア 一般形ボールタップ

一般形ボールタップは、弁部の構造によって単式と複式に区分され、さらにタンクへの給水方式によりそれぞれ横形、立形の2形式がある。

イ 副弁付定水位弁

副弁付定水位弁は、主弁に小口径ボールタップを副弁として組み合わせ取り付けもので、副弁の開閉により主弁内に生じる圧力差によって開閉が円滑に行えるものである。主弁が低位置に設置できるため、配管、補修管理が容易に行え、また主弁の開閉は圧力差により徐々に閉止するのでウォーターハンマーを緩和することができる。

なお、この形式のものには、副弁として電磁弁を組み合わせ使用するものがある。

(参考)

給水栓の規格としては **JIS B 2061**(給水弁)等がある。

2.4 ミキシングバルブ

ミキシングバルブは、器内に内蔵している給水側及び給湯側の止水部を1個のハンドル操作でかみ合わせ動作を行い、湯及び水を混合し、所要温度の湯を吐水する弁である。構造として、ハンドル式とサーモスタット式がある。

① ハンドル式は給湯圧力と給水圧力に変化がない場合に適している。

② サーモスタット式は、給湯圧力と給水圧力に変化がある場合に適している。

2.5 減圧弁及び定流量弁

減圧弁は、調節ばね、ダイヤグラム、弁体等の圧力調整機構によって、一次側の圧力が変動しても、二次側を一次側より低い圧力に保持する給水用具である。

また定流量弁は、ばね、ダイヤフラム、ニードル式等による流量調整機構によって、一次側の圧力にかかわらず流量が一定になるよう調整する給水用具である。

(参考)

減圧弁の規格としては JIS B 8410(水道用減圧弁)

2.6 逃し弁

逃し弁は、一次側の圧力が、あらかじめ設定された圧力になると、弁体が自動的に開いて過剰圧力を逃がし、圧力が所定の値に降下すると閉じる機能を持つ給水用具である。

(参考)

逃し弁の規格としては、JIS B 8414(温水機器用逃し弁)がある。

2.7 空気弁及び吸排気弁

空気弁は、フロートの作用により、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能を持った給水用具である。

吸排気弁は、管内に停滞した空気を自動的に排出する機能と管内に負圧が生じた場合に自動的に吸気する機能を合わせもった給水用具である。

2.8 ウォータークーラー

ウォータークーラーは冷却槽で給水管路内の水を任意の一定温度に冷却し、押ボタン式又は足踏式の開閉弁を操作して、冷水を射出するものである。

2.9 湯沸器

湯沸器とは、小規模な給湯設備の加熱装置として用いられるもので、ガス、電気、太陽熱等を熱源として水を加熱し、給湯する給水用具の総称であり、構造的に瞬間湯沸器、貯湯湯沸器、上がり湯用瞬間湯沸付ふろがま等がある。

① 瞬間湯沸器

器内の吸熱コイル管で熱交換を行うもので、コイル内を水が通過する間にガスバーナーで加熱する構造になっている。給湯に連動してガス通路を開閉する機構を備え、最高85℃程度まで温度を上げることができるが、通常は40℃前後で使用される。構造上、元止め式のものと同止め式のものがある。

元止め式は湯沸器から直接使用するもので、湯沸器の入口側(給水側)の水栓の開閉により、メインバーナーが点火、消火する構造になっている。出湯能力は小さい。(5号以下。)

先止め式は、給湯配管をとおして湯沸器から離れた場所で使用できるもので、2箇所以上に給湯する場合に広く利用される。湯沸器の出口側(給湯側)の給湯栓の開閉により、メインバーナーが点火、消火する構造になっている。出湯能力は、5号の小型のものから、風呂へ給湯するものでは12～32号程度のものまでである。

瞬間湯沸器の号数とは、水温を25℃上昇させたとき1分間に出るお湯の量(L)の数字である。15℃の水道水を25℃上昇させ、40℃で使用したとき1分間に出る量が 10Lであれば10号である。

② 貯湯湯沸器

貯湯槽内に貯えた水を加熱する構造で、湯温に連動して自動的に燃料通路を開閉あるいは電源を切替え(ON/OFF)する機能をもっている。貯湯部が密閉されており、貯湯部にかかる圧力が $1.0\text{kgf}/\text{cm}^2$ (98kPa) 以下で、かつ伝熱面積が 4m^2 以下の構造のものである。減圧弁、逃し弁及び逆止弁を必ず取り付ける。

貯湯湯沸器には、水道直結式とシスターン式がある。

③ 貯蔵湯沸器

ボールタップを備えた器体内の容器に貯水した水を、一定温度に加熱して給湯する給水用具である。水圧がかからないため湯沸器設置場所でしか湯を使うことができない。事務所、病院等の湯沸器室に設置される給茶用の湯沸器として用いられる。

④ 上がり湯用瞬間湯沸付風呂がま

風呂機構と湯沸機構を内蔵した給水用具をいい、ハンドシャワー付のものもある。

⑤ 太陽熱利用貯湯湯沸器

一般用貯湯湯沸器を本体とし、太陽集熱器に集熱された太陽熱を主たる熱源として、水を加熱し給湯する給水用具である。

太陽集熱装置系と上水道系が蓄熱槽内で別系統になっている2回路式や太陽集熱装置系内に上水道が循環する水道直結式、シスターンによって上水道と縁の切れているシスターン式等がある。

2.10 浄水器

浄水器は、水道水中の残留塩素や濁度などの溶存物質の減少を目的とした給水用具であり、

① 水栓の流入側に取り付けられ常時水圧が加わるもの(先止め式)

② 水栓の流出側に取り付けられ常時水圧が加わらないもの(元止め式)がある。

①はすべて給水用具に該当するが、②については、浄水器と水栓が一体として製造・販売されているもの(ビルトイン型又はアンダーシンク型)は給水用具に該当するが、浄水器単独で製造・販売され、消費者が取り付けを行うもの(蛇口直結型及び据え置き型)は該当しない。

浄水器の濾過剤には、i)活性炭、ii)ポリエチレン、ポリスルホン、ポリプロピレンなどからできた中空糸膜を中心とした濾過膜、iii)その他(セラミックス、不織布、天然サンゴ、イオン交換樹脂等)がある。

2.11 節水型給水器具

節水型給水器具として次のようなものがある。

① 節水型給水用具

ア 節水型ロータンク方式便器

節水型ロータンク方式便器の1回当たりの洗浄水量は8～13Lである。

イ 節水型大便器用洗浄弁

節水型大便器用洗浄弁の1回当たりの洗浄水量13Lで、ハンドルを押し放しにしても1回分の洗浄水量しか流れない機構となっている。

② 節水が図れる給水器具

ア 吐水量を絞ることにより、節水が図れる給水用具

- a 定流量弁
水圧に関係なく、一定の流量に制御するものである。
- b 泡沫式水栓
空気を混ぜ、泡状に吐水させるものである。
- イ 自閉構造により節水が図れる給水用具
 - a 手洗衛生洗浄弁
押棒を上げ、手を離すと自動的に止水する自動閉止機構を有しているものである。
 - b 自閉式水栓
ハンドルから手を離すと水が流れた後、ばねの力で自動的に止水するものである。
 - c 電子式水栓
給水用具に手を触れずに、吐水、止水ができるもので、その機構は、手が赤外線ビームなどを遮断すると電子制御装置が働いて、吐水、止水が自動的に制御される等である。
 - d 湯屋カラン
ハンドルから手を離すと自動的に止水するものである。
 - e 定量水栓
ハンドルの目盛を必要水量にセットしておく、設定した水量を吐水したのち自動的に止水するものである。
- ウ 制御方式を使って、節水が図れる給水用具
 - a 小便器洗浄用ユニット
 - b 大便器洗浄ユニット
 - c 小便器洗浄用電磁弁
 - d 全自動電気洗濯機及び自動電気洗濯機
 - e 電気食器洗い機

2.12 水道メーター

水道メーターは、給水装置に取り付け、需要者が使用する水量を積算計量する計量器である。

その使用に際しては、各種メーターの特性を考慮するほか、計量法に定める計量器の検定検査に合格したものでなければならない。

なお検定有効期間は、8年である。

3 維持管理

3.1 維持管理と点検

給水装置は需要者に直接、水を供給する施設でありその維持管理の適否は供給水の保全に重大な影響を与えることから水が汚染し、又は漏れないように的確に管理を行うこと。

給水装置は、年月の経過に伴う材質の劣化等により故障、漏水等の事故が発生することがある。

事故を未然に防止するため、又は最小限に抑えるためには維持管理を的確に行うことが重要である。

給水装置は、需要者が注意をもって管理すべきものであり、維持管理について需要者等に対して適切な情報提供を行うことが重要である。

3.2 漏水の点検

給水管からの漏水、給水用具の故障の有無について随時又は定期的に点検を行うこと。

3.3 給水用具の故障と修理

給水用具の管理にあたっては、構造、機能及び故障修理方法などについて、十分な理解する必要がある。

点検箇所	漏水の見つけ方	漏水の予防方法
水 道 メーター	すべて給水栓を閉め、使用していないのに、回転指標（パイロット）が回転している。	定期的に水道メーターを見る習慣をつける。
給 水 栓	給水栓からの漏水は、ボタボタから始まる。	給水栓が締まりにくいときは、無理に締めずにすぐ修理する。
水 洗 トイレ	使用していないのに水が流れている。	使用前に水が流れていないか調べる習慣をつける。
受 水 槽	使用していないのにポンプのモーターがたびたび動く。	受水槽にひび割れ、亀裂がないか時々点検する。
	受水槽の水が溢れている。	警報器を取り付ける。
壁（配管部分）	配管してある壁や羽目板が濡れている。	家の外側を時々見る。
地表（配管部分）	配管してある付近の地面が濡れている。	給水管の布設されているところ物を置かない。
下水のマンホール	いつもきれいな水が流れている。	マンホールの蓋を時々開けて調べる。

4 異常現象と対策

異常現象は、水質によるもの(濁り、色、臭味等)と配管状態によるもの(水撃、異常音等)とに大別される。

配管状態によるものについては、配管構造及び材料の改善をすることにより解消されることも多い。水質によるものについては、現象をよく見極めて原因を究明し、需要者に説明の上、適切な措置を講じる必要がある。

4.1 水質の異常

水道水の濁り、着色、臭味などが発生した場合には、水道事業者に連絡し水質検査を依頼する等、直ちに原因を究明するとともに、適切な対策を講じなければならない。

4.1.1 異常な臭味

水道水は、消毒のため塩素を添加しているので消毒臭(塩素臭)がある。この消毒臭は残留塩素があることを意味し、水道水の安全を示す証拠である。

なお、塩素以外の臭味が感じられたときは、水質検査を依頼する。臭味の発生原因としては次のような事項が考えられる。

① 臭・薬品臭のある場合

給水装置の配管で、ビニル管の接着剤、鋼管のねじ切りなどに使用される切削油、シーリング剤の使用が適切でなく臭味が発生する場合がある。また、クロスコネクションの可能性もある。

② シンナー臭のある場合

塗装に使用された塗料などが、何らかの原因で土中に浸透して給水管(ビニル管、ポリエチレン管)を侵し、臭味が発生する場合がある。

③ かび臭等のある場合

河川の水温上昇等の原因で藍藻類などの微生物の繁殖が活発となり、臭味が発生する場合がある。

④ 普段と異なる味がする場合

水道水は、無味無臭に近いものであるが、給水栓の水が普段と異なる味がする場合には、工事排水、下水、薬品などの混入が考えられる。塩辛い味、苦い味、渋い味、酸味、甘味等が感じられる場合はクロスコネクションのおそれがあるので、直ちに飲用を中止する。

鉄、銅、亜鉛などの金属を多く含むと、金気味、渋味を感じる。給水管にこれらの材質を使用しているときは、滞留時間が長くなる朝の使い始めの水に金気味、渋味を感じる。朝の使い始めの水は、なるべく雑用水などの飲用以外に使用する。

4.1.2 異常な色

水道水が着色する原因としては、次の事項がある。なお、汚染の疑いがある場合は水質検査を依頼する。

① 白濁色の場合

水道水が白濁色に見え、数分間で清澄化する場合、空気の混入によるもので一般的に問題はない。

② 赤褐色又は黒褐色の場合

水道水が赤色又は黒色になる場合は、铸铁管、鋼管のさびが流速の変化、流水の方向変化などにより流出したもので、一定時間配水すれば回復する。常時発生する場合は管種変更等の措置が必要である。

③ 白色の場合

亜鉛メッキ鋼管の亜鉛が溶解していることが考えられる。一定時間使用時に管内の水を一旦配水して使用し

なければならない。

④ 青い色の場合

衛生陶器が青い色に染まるような場合には、銅管の腐食作用によることが考えられるので、管種変更などの措置が必要である。

4.1.3 異物の流出

① 水道水に砂、鉄粉などが混入している場合

配水管及び給水装置などの工事の際、混入したものであることが多く給水用具を損傷することもあるので水道メーターを取り外して、管内から除去しなければならない。

② 黒色の微細片が出る場合

止水栓、給水栓に使われているパッキンのゴムが劣化し、栓の開閉措置を行った際に細かく砕けて出てくるのが原因と考えられる。

4.2 出水不良

出水不良の原因は種々あるが、その原因を調査し、適切な措置をすること。

① 配水管の水圧が低い場合

周囲のほとんどが水の出が悪くなったような場合には、配水管の水圧低下が考えられる。この場合は、配管網の整備が必要である。

② 給水管の口径が小さい場合

一つの給水管から当初の使用予定を上回って、数多く分岐されると、既設給水管の必要水量に比し給水管の口径が小さくなり出水不良をきたす。このような場合には適正な口径に改造する必要がある。

③ 管内にスケールが付着した場合

既設給水管で亜鉛メッキ鋼管などを使用していると内部にスケール(赤さび)が発生しやすく、年月を経るとともに給水管の口径が小さくなるので、出水不良をきたす。このような場合には管の布設替えが必要である。

④ 配水管の工事により断水したりすると、通水の際の水圧によりスケール等が水道メーターのストレーナーに付着し出水不良になることがある。このような場合はストレーナーを清掃する。

⑤ 給水管が途中でつぶれたり、地下漏水をしていることによる出水不良、あるいは各種給水用具の故障などによる出水不良もあるが、これらに対しては、現場調査を緊密に行って原因を発見し、その原因を除去する。

4.3 水撃

水撃が発生している場合は、その原因を十分調査し、原因となる給水用具の取り替えや、給水装置の改造により発生を防げる。

給水装置に発生原因がなく、外部からの原因により水撃が発生している場合もあるので注意する。

4.4 異常音

① 給水装置が異常音を発する場合は、その原因を調査し発生源を排除する。

② 水栓のこまパッキンが磨耗しているため、こまが振動して異常音を発する場合は、こまパッキンを取り替える。

水栓を開閉する際、立上り管等が振動して異常音を発する場合は、立上り管等を固定させて間の振動を防止

する。

- ③ ①、②項以外の原因で異常音を発する場合には、水撃に起因することが多い。

5 事故原因と対策

給水装置と配水管は、機構的に一体をなしているので給水装置の事故によって汚染された水が配水管に逆流したりすると、他の需要者にまで衛生上の危害を及ぼすおそれがあり、安定した給水ができなくなるので、事故の原因を良く究明し適切な対策を講じる必要がある。

5.1 汚染事故の原因

5.1.1 クロスコネクション

「本編 8.6 クロスコネクションの防止」を参照すること。

5.1.2 逆流

既設給水装置において、下記のような不適正な状態が発見された場合、逆サイホン作用による水の逆流が生じるおそれがあるので、「逆流防止」を参照して適切な対策を講じなければならない。

- ① 給水栓にホース類が付けられ、ホースが汚水内に浸かっている場合。
- ② 浴槽等への給水で十分な吐水口空間が確保されていない場合。
- ③ 便器に直結した洗浄弁にバキュームブレーカーが取り付けられていない場合。
- ④ 消火栓が、散水栓が汚水の中に水没している場合。
- ⑤ 有効な逆流防止の構造を有しない外部排水式不凍給水栓、水抜き栓を使用している場合。

5.1.3 埋設管の汚水吸引(エジェクタ作用等)

埋設管が外力によってつぶされ小さな穴があいている場合、給水時にこの部分の流速が大きくなりエジェクタのような作用をして外部から汚水を吸い上げたり、微生物を吸引したりする可能性がある。

また、給水管が下水溝の中で切損している場合等に断水すると、その箇所から汚水が流入する。使用する内部貯留式不凍給水栓の貯留管に腐食等によって、小穴があいている場合にも同様の危険性がある。

5.2 凍結事故

凍結事故は、寒冷期の低温時に発生し、その状況はその地方の気象条件等によって大きな差がある。このため凍結事故対策は、その土地の気象条件に適合する適切な防寒方法と埋設深度の確保が重要である。(本編「8.5 凍結防止」参照のこと。)

既設給水管の防寒対策が不十分で凍結被害にあった場合の解氷方法は、おおむね次のとおりである。なお、トーチランプ等で直火による解氷は、火災の危険があるので絶対に避けなければならない。

① 熱湯による簡便な解氷

凍結した管の外側を布等で覆い熱湯をかける方法で、簡単な立上り管で露出配管の場合、一般家庭でも修理できる。この方法では急激に熱湯をかけると給水用具類を破損させるので注意しなければならない。

② 温水による解氷

小型ボイラを利用した蒸気による解氷が一般的に行われてきたが、蒸気の代りに温水を給水管内に耐熱ホー

スで噴射しながら送り込んで解氷する方法として、貯留水槽、小型バッテリー、電動ポンプ等を組み合わせた小型の解氷器がある。

③ 蒸気による解氷

トーチランプ又は電気ヒーター等を熱源とし、携帯用の小型ボイラに水または湯を入れて加熱し、発生した蒸気を耐熱ホースで凍結管に注入し解氷するものである。

④ 電気による解氷

凍結した給水管に(金属管に限る)に直接電気を通し、発生する熱によって解氷するものである。ただし、電気解氷は発熱による火災等の危険を伴い、また、合成樹脂等が使用されている場合は絶縁状態となって通電されないこともあるので、事前に使用管種、配管状況を調査した上で解氷作業を行う必要がある。

6 基準適合品の確認

給水装置の構造及び材質の基準は省令により定められている。基準のうち、給水管及び給水用具に要求される項目としては、耐圧性能、浸出性能、耐寒性能、水撃限界性能、逆流防止性能、負圧破壊性能、耐久性能の7項目であり、これらの性能項目についても全ての給水管及び給水用具に一律に適用されるのではなく、性能項目ごとにその確保が不可欠な給水管及び給水用具に限定して適用される。

基準適合性の証明方法としては、製造者や販売者が自らの責任において基準適合性を消費者等に対して証明する「自己認証」と、第三者認証機関が製造者の希望に応じて製品が基準に適合することを証明し、認証マークの表示を認める「第三者認証制度」がある。

6.1 自己認証品の確認方法

自己認証により基準の確認がなされた製品は、製品の製造者や販売者へ性能基準に適合していることを証明するデータの提出を求め、それにより確認する。

6.2 第三者認証品の確認方法

第三者認証機関により基準の認証がなされた製品は、下記の適合マークにより確認する。

 (社) 日本水道協会	 (財) 日本燃焼器具検査協会	 (財) 電気安全環境研究所
 (社) 日本水道協会	 (財) 日本ガス機器検査協会	 Underwriters Laboratories Inc

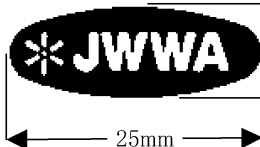
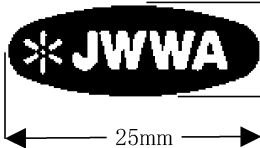
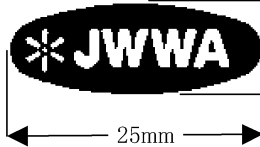
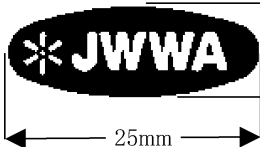
認証機関名	住 所	問い合わせ先
JWWA (社)日本水道協会	東京都千代田区九段南 4-8-9	03(3264)2736(代) 認証センター http://www.jwwa.or.jp/center
JHIA (財)日本燃焼器具検査協会	神奈川県鎌倉市大船 谷ノ前1751	0467(45)6277 検査部 http://www.jhia.or.jp/
JET (財)電気安全環境研究所	東京都渋谷区代々木 5-14-12	03(3466)5162 お客様サービス部 http://www.jia-page.or.jp/
JIA (財)日本ガス機器検査協会	東京都港区赤坂 1-4-10	03(5570)5990 認証技術部 http://www.jet.or.jp/
UL (株)ユールエーペックス	三重県伊勢市朝熊町 4383番326	0956(24)6735 http://www.uljapan.co.jp/

※上記のマークは一例であり、認証期間により変更される場合があります。

その他、国土交通省の設置している「給水装置データベース」にも掲載されている。

https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/mizukokudo_watersupply_tk_000001_00005.html

検 査 印 証

分 類	日 本 水 道 協 会
直 管 類	 直 径 6～30mm (吹付け)
直 管 類	 直 径 6～30mm (ゴム印又は打刻等)
水 栓 類	  (仕様書品) (青地色、マーク・文字白抜き)
バ ル ブ 類	 (青地色、マーク・文字白抜き)
機 器 類	 (青地色、マーク・文字白抜き)
コマ入りストップバルブ	(ゴム印)  直径9mm  (赤字色は器具に、青地色は水栓類に貼付)

7 水道用ポリエチレン1種二層管による施工について

7.1 適用範囲

- ① 配水管への取付け口から水道メーター又は第一止水栓までとまでとする。
- ② 使用する水道用ポリエチレン1種二層管の管径は、20mm～50mm とする。

7.2 施工範囲

- ① 給水装置工事で管理者が認めたもの。
- ② 配水管布設に伴う給水管の接続管。
- ③ 町による給水管の布設替。
- ④ 公道内漏水修理に伴う給水管の布設替。

7.3 構造及び材質

- ① 水道用ポリエチレン1種二層管は本基準書(2 構造及び材質)に定めるものを使用すること。
- ② サドル付分水栓は平行型とする。
- ③ 接合方法は冷間接合(金属継手使用)とする。
- ④ 水道用ポリエチレン1種二層管及び金属継手は、ポリエチレン管用浸透防止スリーブで被覆保護する。
※「4.5.2 防食 ポリエチレンスリーブ被覆要領」参照のこと。
- ⑤ ポリエチレン管用浸透防止スリーブは、有機溶剤の浸透を防止する多層フィルム構成品とする。
- ⑥ 第1止水栓及び弁室の組合せ

第1止水栓	Φ20～Φ25	Φ40～Φ50
弁室(内径)	Φ100 以上	Φ250

※弁室は、Φ20～Φ25 を樹脂製、Φ40～Φ50 をレジンコンクリート製を標準とする。

7.4 配管方式

7.4.1 道路の配管

配水管への取付け口から公私境界先に設けられる第1止水栓までの分岐配管は、次に基づき施工すること。

- ① ポリエチレン管を道路に布設するにあたっては、2割程度の余裕を持たせた蛇行配管をすること。
- ② 配水管から第1止水栓までのポリエチレン配管はできるだけ途中で継手を設けないこと。
- ③ 管の表示面(口径、メーカー等)を目標に、ねじれの無いように配管すること。
- ④ 掘削床面は不陸の無いように整地し、布設すること。
- ⑤ ポリエチレン管用浸透防止スリーブは 0.5mごとにポリエチレンクロステープで固定する。

図 7-4-1 給水装置道路横断部配管標準図

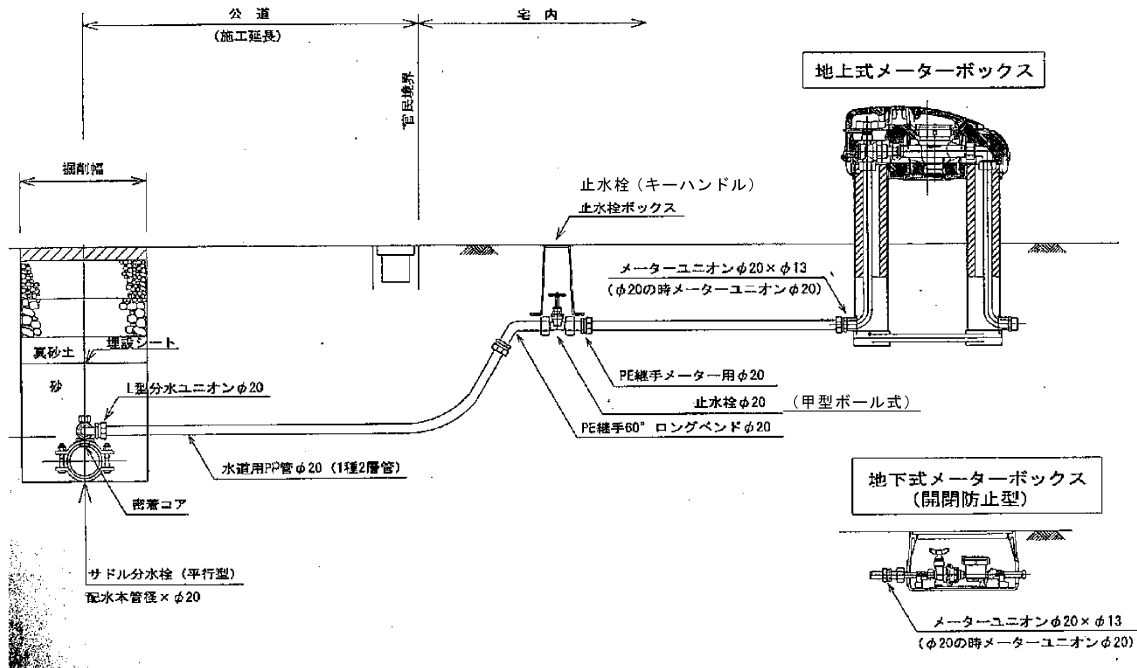
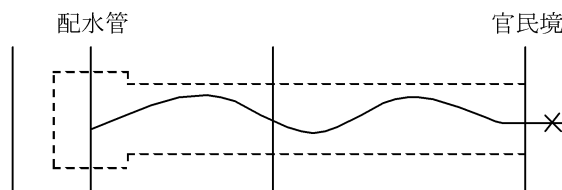


図 7-4-2 標準布設平面図



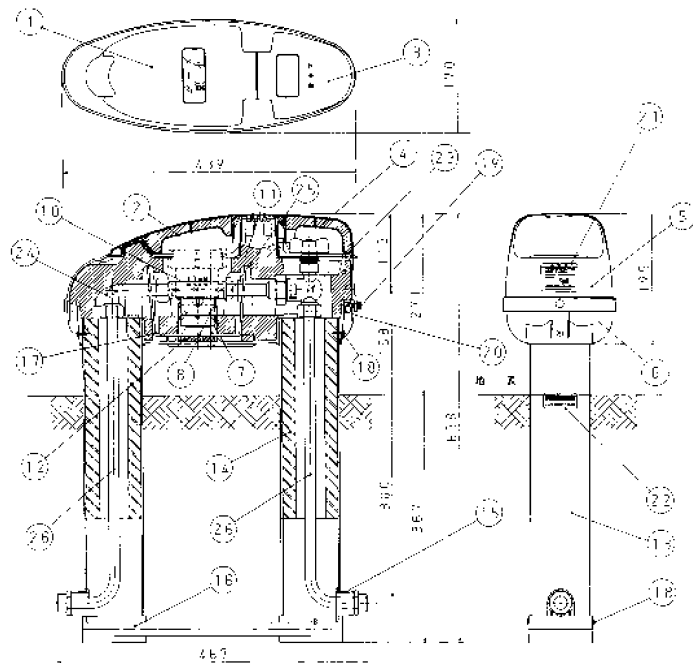
7.4.2 宅地内の配管

家屋の主要配管は、構造物の下を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

- ① 宅地内の配管は、取り替え・修繕等を考慮してできるだけ直線配管すること。
- ② 原則として主配管は、家屋基礎の外回りに布設するものとするが、スペース等の問題でやむを得ず構造物下を通過させる場合は、さや管方式や点検・修理口を設ける等、給水管の交換を容易にすること措置を講じること。
- ③ 各戸給水ごとに減圧弁を設ける場合は、メーター下流側設置を原則とする。

7.5 メーター廻りの配管と地上式メーターボックスの構造

例) 13mm 水道メーター



番号	部 品 名 称	材 質	サイズ	個 数	仕 様
1	メー タ 蓋	AES樹脂	-	1	-
2	メー タ 裏 蓋	AES樹脂	-	1	-
3	止 水 栓	AES樹脂	-	1	-
4	止 水 栓 裏 蓋	AES樹脂	-	1	-
5	上 ケー ス	AES樹脂	-	1	-
6	下 ケー ス	AES樹脂	-	1	-
7	メー タ 受 台	AES樹脂	20	1	-
8	メー タ 受 台	AES樹脂	13	1	-
9	ス ペー ス	硬質塩化ビニル	-	0	VU40×31(20mm時要)
10	間 隔 棒	硬質塩化ビニル	13	1	13×100(43あり)
11	本 体 保 温 材	ポリエチレン樹脂	-	1	長さ463
12	受 台 保 温 材	ポリエチレン樹脂	15×50	1	長さ300
13	立 上 保 温 管	硬質塩化ビニル	VU75	2	-
14	立 上 保 温 材	硬質ウレタン	32A	2	-
15	導 水 管 キ ャ ッ プ	AES樹脂	-	2	-
16	固 定 盤	ポリエチレン樹脂	20	1	-
17	メー タ 固 定 アー ム	ステンレス鋼	-	1	-
18	タ ッ ピ ン グ ビ ス	ステンレス鋼	4×16	4	-
19	ユ リ ア ン ジ	コポリ樹脂/ステンレス鋼	M4×16	1	-
20	U 板 ネジ	ステンレス鋼	M4	1	-
21	P L ラ ベ ル	PET樹脂	-	1	-
22	埋 設 標 線	塩化ビニル	-	2	-
23	止 水 栓	青銅鋳物6種	13	1	ALH-13sボールあり
24	エリポン/オネパ	青銅鋳物6種	13	1	13mmショート
25	パ ッ キ ン	NBR	13	4	水道メーダックス用
26	立 上 管 (ステンス)	ステンレス鋼	13	2	13mm 431×86

8 その他

8.1 道路掘削、占用及び埋戻し

8.1.1 道路掘さく、占用について

① 申請、許可

道路(国、県、町)を掘さく、占用する場合は、それぞれの所轄管理者へ申請し許可を受けなければならない。

(河川、水路、公園等公共用地の掘さく、占用についても同様)

申請手続方法（給水装置工事）			
区 分	提 出 先	申 請 書 作 成	必要書類
一般町道 町管理（公園、水路、河川、 農林道、公共用地）	建設課 関係各課	指定工事業者 （位置図、図面、写真等 も作成のこと。）	左記提出先の指 示による。
県道、国道	上下水道課		
県管理（公園、水路、河川、 農林道、公共用地）	県土整備事務所		

② 道路の使用許可

公共道路及びその他の道路等交通の用に供されている場所を掘さく(使用)しようとする場合は、必ず所轄警察署へ使用許可申請書を提出し、許可を受けなければならない。この手続は施工業者が実際の工程を組んで行う。

③ 掘さく工事の禁止期間

ア [建設省道路局通達]道路の掘り返しの規制について

ただし、国道工事事務所管理のものに限る。

道路管理者は関係機関と緊密な連絡により道路に関する工事に先行して必要な地下埋設工事等を施行せしめるよう努めるものとし、道路舗装工事完了後は原則として一定期間(セメント、コンクリート舗装についてはおおむね5年、アスファルト舗装についてはおおむね3年)当該箇所の掘り返しを抑制する措置を講ずるものとする。

イ 町管理の道路について

新設舗装道路は工事完了の日から3年間掘さく工事を禁止する。ただし、緊急を要するとき、又は町長がやむをえない理由があると認めるときは、この限りではない。

8.1.2 施工上の注意

掘削に際しては、道路管理者発行の「道路掘さく、占用許可書の写し」、また警察発行の「道路使用許可書」を必ず携行し、記載の指示事項を厳守して、標識、保安施設等を備え交通に支障のないようにして施行すること。また、道路工事については町の関係部課、九電、消防署、NTT等と協議しなければならない。

「道路掘さく者が守るべき条件」

ア 掘削目的、面積、長さ、幅及び工事実施の方法は許可を受けた範囲をこえてはならない。もし変更しようとするときは速やかに連絡、変更の申請を行い許可を受けること。

イ 工事期間中は、その工事の見やすい個所に所定の工事標識板及び、標識を設置し沿道住民及び道路使用者の理解と協力を得るため充分確知することができる大きさの協力要請文を明示するなど工事概要の周知を図ること。

ウ 工事のため、道路もしくはその附属物に損傷を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、直ちに連絡し、その指示を受け必要な措置を施すこと。

エ 工事のため、既設工作物の移転、改築、撤去又は防護等を必要とするときは、その所有者又は、管理者に対して適切な措置を求めるとともに、これら地下占用物件による不慮の事故を防止するため、必要に応じ、着手前及び工事中ならびに完成後における立会点検を受けること。

オ 工事中は、歩行者の安全を図るため、歩道を設ける等特別の措置を講じること。

カ 片側通行止め、車両通行止めの措置を講じ、迂回路標示板を設置し、交通整理人の配置等により危険防止の万全を期すこと。

キ 同時に掘削する長さは、交通の支障を考慮し、当日中に埋め戻しうる程度を目途とし、最小限に止めること。但し、当日中に埋め戻し困難な場合は防護柵、腰板囲い等を設け、更に赤色注意灯又は夜光塗料の標示板等を設置して危険の防止を図ること。

ク 機械掘りについては、地下占用物件の深度を考慮し、十分注意の上工事を行うこと。

ケ 舗装道の掘削は、玄能又はつるはし等を使用しないで、のみ又は破さい機の類で小部ずつ施工し、周囲

に損傷を及ぼさないよう施行すること。

コ 掘削土砂又は工事用器具、機械、材料等で水道、消火栓、水道仕切弁、ガス開閉栓、及び各種人孔等の使用に支障を来たさないようにすること。なお、これら土砂資材等は整理し、又は一時他の場所に搬出し、交通に支障のないようにすること。

サ 掘さく工事中、わき水又はたまり水を排除しながら掘さくをするときは、仮とい、その他の方法により附近の溝に排水する等適当な措置を講ずること。この場合においては、土砂を下水管に流入させないよう沈でん装置を施すこと。（使用側溝、溜樹などの清掃を行うこと。）

シ 工事着手前に着手届を工事完了後速やかに(1週間内)完了届を提出すること。また、同時に施工中・施工後の写真を提出すること。

ス 掘削工事現場に監督責任者を常駐させ道路の安全管理と工事の適正な実施について充分監督させるとともに道路掘削許可書を常時携行又は掲示させ、関係者の請求があったときはこれを提示させること。

セ 工事の実施は、AM8時30分から PM5時00分までとする。

ソ 工事の施行は、掘削深さが 1.5m を超える場合、矢板工法とし、周囲の路盤をゆるめないようにすること。

タ 児童の登下校の時間帯は、特に児童の安全に注意して施工すること。

チ 車輛の通行が困難と思われる道路については、迂回路を設定し「車輛通行止」の措置を講じ施行すること。

ツ 片側通行止とし、車輛の通行整理員を原則2名以上置くこと。

テ 二車線を確保して施行すること。

ト 占有者及び管理責任者は、占有又は掘削工事により本町又は第三者に損害を与えたときは、ただちに現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

ナ 道路の掘削により、生じる土砂、アスファルト、コンクリート等廃棄物の処理については、不法投棄等、違法に処理することなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定を遵守し、適正に措置すること。

※ 所轄警察署の道路使用許可条件を厳守すること。

※ 各占有者間の協議確認事項を厳守すること。

8.1.3 仮復旧及び本復旧工法(掘削復旧については、各道路管理者が定めた工法による。)

路面復旧においては、仮復旧及び本復旧で行うが、しかし道路管理者において特別な指示があった場合はこれに従うものとする。

① 仮復旧工法

占有者は、復旧工において工事の跡を次の各号に掲げるところにより、すみやかに埋戻しを行い、交通に支障がないようにしなければならない。

ア 舗装道路の場合は、路床は下部から 20cm ごとに砂を充填してランマー等で充分締め固め、下層路盤は再生クラッシュラン・上層路盤は再生粒調砕石を 10cm ごとにランマー等で充分締め固めること。表層は密粒アスファルト舗装工法による 3cm の厚さで舗装し、その表面は周囲の路面となじみよくすること。

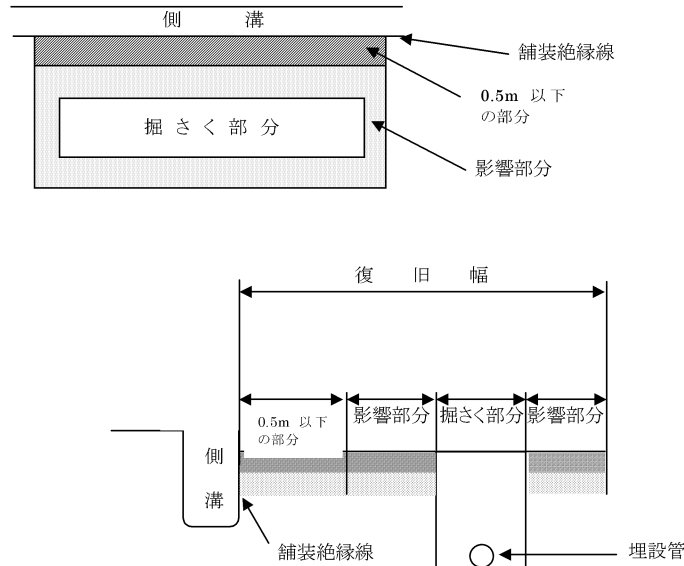
イ 未舗装道路の場合は、路床厚さ 20cm ごとに砂を充填してランマー等で充分締め固め、表層は厚さ 10cm とし、再生粒調砕石を敷き均してランマー等で充分締め固め、その表面は周囲の路面となじみよくすること。

8.1.4 路面復旧面積(町管轄部分)

路面復旧費を算定する基礎となる路面復旧面積(以下「復旧面積」という。)は、次の各号によるものとする。

① 舗装道の復旧面積

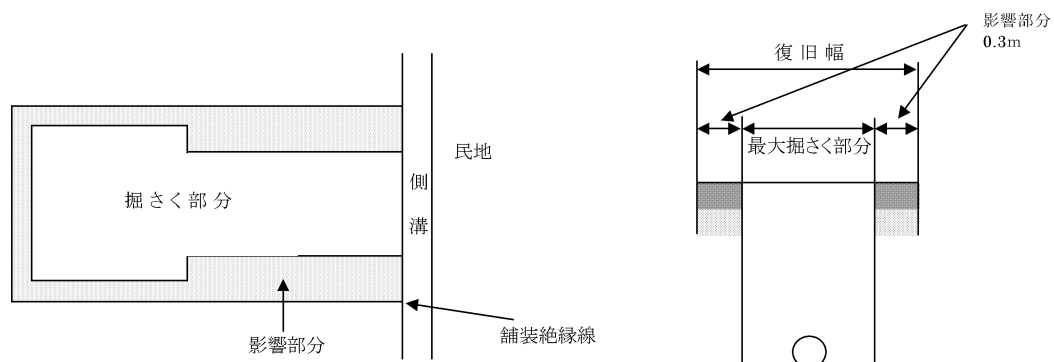
ア 舗装道の復旧面積(下記イの場合は除く)は、掘さく部に影響部を加えた復旧幅及び復旧延長により算出した面積とする。ただし、影響部分の幅から舗装の絶縁線(舗装端、異種舗装等をいう。)までの距離が 0.5 m 以下の場合、当該部分まで復旧しなければならない。



イ 水道、下水道及びガス等の各戸引込管埋設工事(路面縦断の場合を除く。)における掘さく及び3㎡以下の掘さくに係る復旧面積は、掘さく幅(1掘さく箇所において掘さく幅が異なる場合は、その最大掘さく幅を基準とした幅。)及び掘さく延長の両側に 0.3m を加えたものを原則とするが道路管理者の指示に従うこと。復旧幅及び復旧延長により算出した面積とする。

復旧面積標準算出式

$$\text{復旧面積} = (\text{最大掘さく幅} + 0.3\text{m}) \times (\text{掘さく延長} + 0.3\text{m})$$



② 復旧範囲の別途指示

前項に規定する面積で、当該道路の機能を掘さく前の道路の機能と同等にすることが困難と道路管理者が認める場合は、必要な範囲について復旧幅又は復旧延長を指示するものとする。

③ 復旧面積の単位

復旧面積の単位は平方メートルとし、小数点第2位四捨五入するものとする。

④ 圧縮強度

「 $\sigma_{28}=300$ キログラム／平方センチメートル以上」とは、材齢 28 日目において1平方センチメートル当り 300 キログラム以上の圧力に耐えることをいう。

「 $\sigma_{28}=160$ キログラム／平方センチメートル以上」とは、材齢 28 日目において1平方センチメートル当り 160 キログラム以上の圧力に耐えることをいう。

8.2 現場管理

工事の施工にあたっては、道路交通法、労働安全衛生法等の関係法令及び工事に関する諸規定を遵守し、常に交通及び工事の安全に充分留意して現場管理を行うとともに、工事に伴う騒音・振動等をできる限り防止し、生活環境の保全に努めること。

① 工事の施工は、次の技術指針・基準等を参照すること。

ア 土木工事安全施工技術指針(建設省大臣官房技術調査室－平成5年3月改正)

イ 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設省大臣官房技術参事官通達－昭和62年3月改正)

ウ 建設工事公衆災害防止対策要綱(建設省事務次官通達－平成5年1月)

エ 道路工事現場における表示施設等の設置基準(建設省道路局長通達－昭和37年8月改正)

オ 道路工事保安施設設置基準(建設省地方建設局)

② 道路工事にあたっては、交通の安全等について道路管理者、及び所轄警察署長と事前に相談しておくこと。

③ 工事の施工によって生じた建設発生土、建設廃棄物等の不要物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他の規定に基づき、工事施行者が責任をもって適正かつ速やかに処理すること。

④ 工事中、万一不測の事故等が発生した場合は、直ちに所轄警察署長、道路管理者に通報するとともに、管理者に連絡しなければならない。

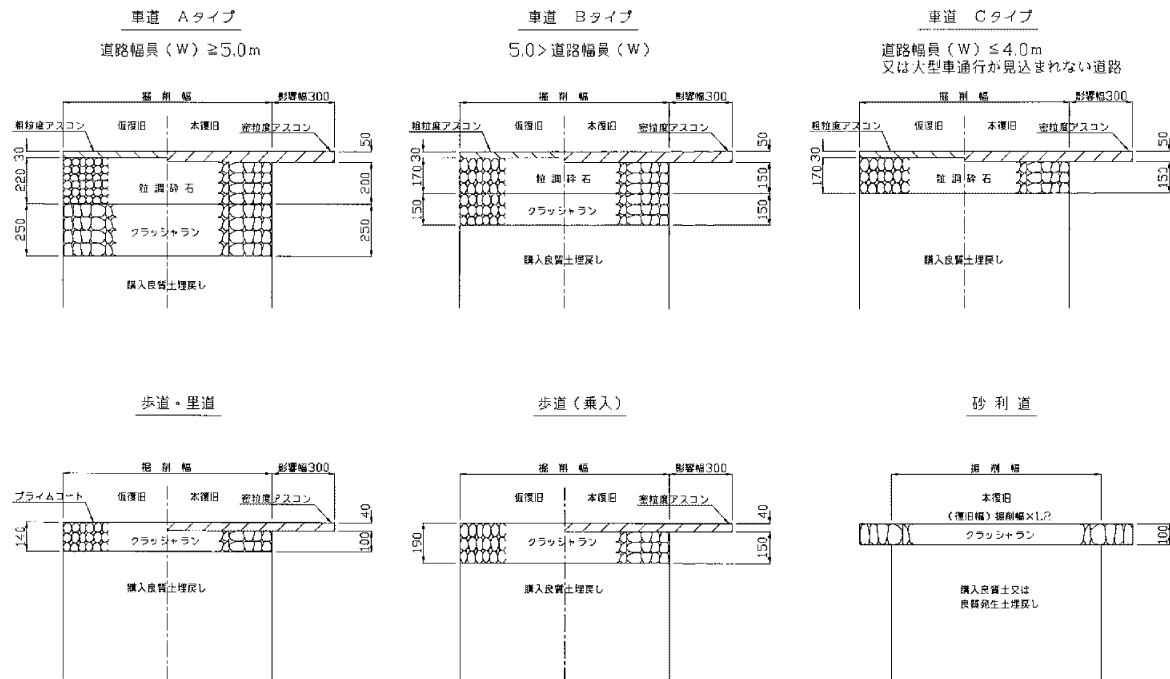
⑤ 他の埋設物を損傷した場合は、直ちにその埋設物の管理者に通報し、その指示に従わなければならない。

⑥ 掘削にあたっては、工事場所の交通の安全等を確保するために保安設備を設置し、必要に応じて保安要員(交通整理員等)を配置すること。また、その工事の作業員の安全についても十分留意すること。

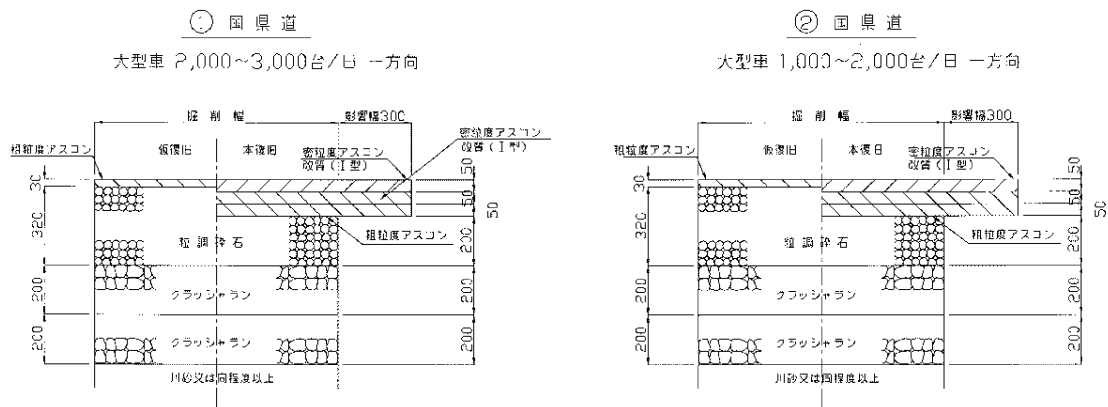
⑦ 指定工事業者は、本復旧工事施工まで常に仮復旧箇所を巡回し、路盤沈下、その他不良箇所が生じた場合又は道路管理者等から指示を受けたときは、ただちに修復をしなければならない。

8.3 舗装復旧タイプ別構造図

(町 道)



国道・県道 (C. B. R $\geq 4\%$)



①の舗装路線

国道386号
国道322号 東田〜下淵
国道500号 山隈〜下淵
国道200号
久留米筑紫野線
馬田嶺田線 (旧道除く)
甘木田主丸線
甘木停車場線
福岡日田線

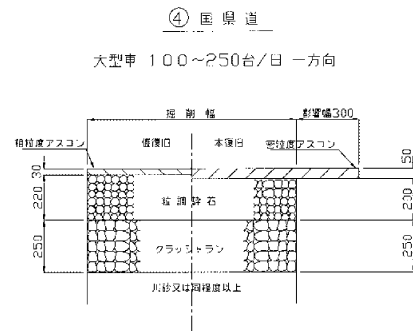
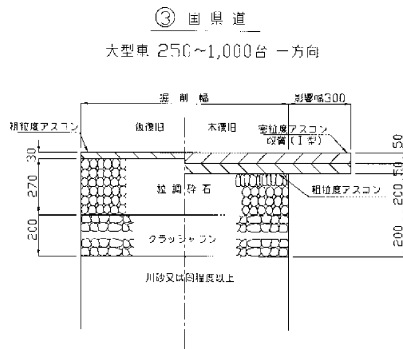
②の舗装路線

国道386号
国道322号 東田〜下淵
国道500号 山隈〜下淵
国道200号
久留米筑紫野線
馬田嶺田線 (旧道除く)
甘木田主丸線
甘木停車場線
福岡日田線

密粒度アスコン改質 (I) 型 13mm

密粒度アスコン 13mm
粗粒度アスコン 20mm
粒調砕石 25mmまで
クラッシュラン 40mmまで
(再生材を標準とする)

国 道 ・ 県 道
(C. B. R $\geq$ 4%)



③の舗装路線

国道211号
国道322号 左記以外(旧道除く)
国道500号 下瀬〜下戸河内
筑紫野三輪線(旧道除く)
久光西小田線
下瀬甘木線(国道500号〜国道386号)
塔の瀬十文字小郡線(地下〜国道386号)
甘木朝倉田主丸線
(国道386号〜朝羽大橋)
八女香春線(昭和橋〜国道211号)
吉井忠蘇宿線

④の舗装路線

国道322号(旧道)
国道500号(下戸河内〜小石原)
筑紫野三輪線(旧道)
山家西小田線(砥上〜丸町)
三箇山山限線
白川桑曲線
女男石野町線
下瀬甘木線
(国道322号〜国道500号)
馬田頼田線(旧道)
殖木人地甘木線
(鳥栖朝倉線〜堤防まで除く)

八重亀背野来春線(寒水〜倉吉)
塔の瀬十文字小郡線(国道386号〜寒水)
甘木朝倉田主丸線(日向石〜田代)
鳥栖朝倉線(長田〜山田)
朝倉小石原線(北良松須川、地下安谷)
甘木吉井線(中町〜国道386号除く)
金川田主丸線(堤防兼用分)
長柄高橋線
八女香春線(国道211号〜下瀬)

密粒度アスコン改質(1)型 13mm
密粒度アスコン 13mm
粗粒度アスコン 20mm
粒 調 砕 石 25mmまで
クラッシュラン 40mmまで
(再生材を標準とする)

参 考 資 料 Ⅱ

○筑前町水道事業給水条例

平成 17 年 4 月 1 日条例第 142 号

改正

平成 19 年 3 月 15 日条例第 6 号

平成 25 年 12 月 12 日条例第 26 号

令和元年 9 月 18 日条例第 19 号

令和 6 年 3 月 18 日条例第 6 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条―第 4 条）
- 第 2 章 給水装置の工事及び費用（第 5 条―第 12 条）
- 第 3 章 給水（第 13 条―第 22 条）
- 第 4 章 料金及び手数料（第 23 条―第 32 条）
- 第 5 章 管理（第 33 条―第 36 条）
- 第 6 章 貯水槽水道（第 37 条・第 38 条）
- 第 7 章 補則（第 39 条）
- 第 8 章 罰則（第 40 条・第 41 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、筑前町が行う水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、必要な事項を定めるものとする。

（給水区域）

第 2 条 給水区域は、筑前町水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年筑前町条例第 141 号）第 3 条第 2 項に定める区域とする。

（定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）給水装置 需要者に水を供給するために施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （2）口径 町の水道メーター（以下「メーター」という。）に取り付けられた給水管の口径をいう。
- （3）消火栓演習用 消防演習に使用するものをいう。
- （4）定例日 料金算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。

（給水装置の種類）

第 4 条 給水装置は、次の 3 種とする。

- （1）専用給水装置 1 世帯又は 1 事業所で専用するもの
- （2）共用給水装置 町長が特に認めた 2 世帯以上が共同で使用するもの
- （3）私設消火栓 消防用に使用するもの

第 2 章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の工事の種類）

第 5 条 給水工事の工事は、次の 4 種類とする。

- （1）新設工事 新たに給水装置を設置する工事（他の給水装置から支分する場合を含む。）をいう。

- (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事をいう。
- (3) 修繕工事 給水装置の原形を変えないで給水管、給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の国土交通省で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をいう。
- (4) 撤去工事 配水管又は他の給水装置の分岐部から給水装置を取り外す工事をいう。
（給水装置の新設等の申込み）

第6条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。ただし、給水装置の軽微な変更については、この限りでない。

- 2 町長は、前項の申込みについて必要があると認めたときは、利害関係人の同意書その他必要な書類の提出を求めることができる。

（新設等の費用負担）

第7条 給水装置を新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去をする者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

- 2 前項の給水装置のうち配水管から分岐した最初の止水栓又は仕切り弁までの施設は、町の責任において維持管理するため、無償譲渡を受けるものとする。

（加入金）

第8条 加入金は、給水装置の新設装置又は改造工事（メーターの口径を増す場合に限る。）の申込者からの申込みの際に徴収する。ただし、町長が必要と認めるときは、減額し、又は免除することができる。

- 2 前項の加入金の額は、新設工事については別表第1に定める額とし、改造工事については新口径に係る加入金の額と旧口径に係る加入金の額の差額とする。
- 3 既納された加入金は、還付しない。ただし、町長が必要と認めるときは、この限りでない。

（工事の施行）

第9条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ、町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。
- 3 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取り付け口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 4 指定給水装置工事事業者に関する事項については、町長が定める。

（給水管及び給水用具の指定）

第10条 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口からメーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

（工事費の算出方法）

第11条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要と町長が認めるときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、町長が定める。

(給水装置の変更等の工事)

第12条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の工事に要する費用は、町の負担とし、当該工事により不用となった資材は、町の所有とする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 町長は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 町長は、給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、これを予告する。ただし、緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による、給水の制限又は停止によって使用者に損害を生ずることがあっても、町は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ、町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が、町内に居住しないとき又は町長において必要があると認めたときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する者のうちから代理人を選定し、町長に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、また同様とする。

(管理人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(メーターの設置)

第17条 給水量は、町のメーターにより計量する。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

(メーターの貸与)

第18条 メーターは、町長が設置して、水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に貸与し、保管させる。

2 前項の規定によりメーターを保管している者（以下「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失し、又は損傷した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第19条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道使用を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (2) メーターの口径を変更しようとするとき。
 - (3) 用途を変更しようとするとき。
 - (4) 消防演習に消火栓を使用しようとするとき。
- 2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、町長に届け出なければならない。
- (1) 水道使用者等の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (2) 消防用として水道を使用したとき。
- (私設消防栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用する場合は、町長の指定する町職員の立会いを受けなければならない。
- (水道使用者等の管理上の責任)

第21条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水道水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに、町長に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、修繕を必要とするときは、その修繕を要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

- 3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等がその責めを負うものとする。
- (給水装置及び水質の検査)

第22条 町長は、給水装置の検査又は供給する水の水質の検査について、水道使用者等からの請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第23条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第24条 料金は、別表第2の区分により計算した水道使用料金と別表第3のメーター使用料の合計額とする。

(料金の算定)

第25条 料金は、2月ごとの定例日にメーターの検針を行い、計量した使用水量を各月均等に使用したものとみなして算定するものとする。

- 2 町長が必要があると認めるとき又はやむを得ない理由があるときは、定例日以外の日にメーターの検針を行い、その計量した使用水量により料金を算定することができる。

(使用水量及び用途の認定)

第26条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及び用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 料金の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。

(料金の算定の特例)

第27条 月の中途において水道の使用を開始し、又は中止し、若しくは廃止したときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の金額
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1月として算定した金額

- 2 月の中途においてその用途を変更があった場合は、その使用日数の多い料率に適用する。
- 3 メーターの使用料については、第1項の規定にかかわらず、1月分を徴収する。
- 4 共用給水装置について、町長が必要と認めたときは、各世帯及び事業所ごとに別に定める基準により使用水量を認定し、料金を算定することができる。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第28条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金の徴収方法)

第29条 料金は、納入通知書又は口座振替の方法により2月ごとに徴収する。ただし、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(督促手数料)

第30条 徴収職員は、督促状を発した場合において督促状1通について200円の督促手数料を徴収しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合においては、この限りでない。

(手数料)

第31条 手数料は、別表第4のとおりとし、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(料金等の減免)

第32条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を減額し、又は免除することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第33条 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

- 2 水道使用者等が前項の指示に応じないときは、町長は、その措置を行うことができる。
- 3 前項の措置に要した費用は、水道使用者等の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第34条 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

- 2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第35条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第11条の工事費、第21条第2項の修繕費、第24条の料金又は第31条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなく第25条のメーターの検針又は第33条の検査を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を、汚染のおそれがある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(4) 正規の手続を経ないで、給水装置工事を行い又は給水装置を使用したとき。

(給水装置の切離し)

第36条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者が、60日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいないとき。

(2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みのないと認めたとき。

第6章 貯水槽水道

(貯水槽水道の管理に係る指導等)

第37条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の設置者の責務)

第38条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、町長が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うように努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第39条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(過料)

第40条 町長は、次の各号の1に該当する者に対し、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条の承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者

(2) 正当な理由がなく、第17条第2項のメーターの設置、第25条のメーターの検針、第33条の検査又は第35条の給水の停止を拒み、又は妨げた者

(3) 第21条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者

(4) 前3号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規程若しくは指示に違反した者

(料金を免れた者に対する過料)

第41条 町長は、詐欺その他不正の行為によって、第8条の加入金、第24条の料金又は第31条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月15日条例第6号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月12日条例第26号）

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 18 日条例第 19 号）

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 18 日条例第 6 号）

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 8 条関係）

加入金(消費税含む)

水道メーターの口径	金 額
13 ミリメートル	66,000 円
20 ミリメートル	132,000 円
25 ミリメートル	231,000 円
40 ミリメートル	726,000 円
50 ミリメートル	1,089,000 円
75 ミリメートル	2,376,000 円
100 ミリメートル	町長が定める額

別表第 2（第 24 条関係）

水道使用料金（消費税含む）

用 途	基本料金（1 月につき）		従量料金 （1 m ³ につき）		付 記
	基本水量	料金			
一般用	10 m ³ まで	2,160 円	11～20 m ³	216 円	一般家庭、官公署、学校、病院、店舗、事業所その他に使用する。
			21～50 m ³	248 円	
			51 m ³ 以上	291 円	
共 用	10 m ³ まで	2,160 円	11～20 m ³	216 円	同一給水栓により共同で使用する。
			21～50 m ³	248 円	
			51 m ³ 以上	291 円	
臨時用	5 m ³ まで	1,080 円	6 m ³ 以上	291 円	臨時的に使用する。
工場用	50 m ³ まで	10,800 円	51 m ³ 以上	324 円	工場に使用する。
私設消火栓	演習に使用時間 5 分ごとに	1,080 円			

別表第 3（第 24 条関係）

メーター使用料(消費税含む)

メーターの使用料（1 月につき）	
メーターの口径	金 額
13 ミリメートル	108 円

参考資料Ⅱ

20 ミリメートル	108 円
25 ミリメートル	216 円
40 ミリメートル	1,080 円
50 ミリメートル	1,944 円
75 ミリメートル	2,160 円
100 ミリメートル	2,916 円
150 ミリメートル	5,616 円

別表第4（第31条関係及び34条関係）

手数料

手数料の種類		単位	金額
給水装置 工事 手数料	25ミリメートル以下	1 件	3,000円
	50ミリメートル以下	1 件	10,000円
	75ミリメートル以下	1 件	20,000円
	撤去工事のみの場合	1 件	1,000円
指定給水装置工事業者申請手数料		1 件	5,000円
指定給水装置工事業者更新手数料		1 件	5,000円
水道料金納入に関する証明に関する手数料		1 件	300円
水道加入金納入に関する証明に関する手数料		1 件	300円
その他の諸証明に関する手数料		1 件	300円
第34条第2項のただし書きの確認にかかる手数料		1 回	20,000円

○筑前町水道事業給水条例施行規則

平成 17 年 4 月 1 日条例第 106 号

改正

平成 26 年 2 月 26 日規則第 1 号

平成 28 年 3 月 15 日規則第 9 号

平成 29 年 9 月 29 日規則第 20 号

令和 6 年 8 月 27 日規則第 16 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給水方式)

第 2 条 給水方式は、配水管の水圧で直接に給水するものとする。ただし、配水管の水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所及び町長が特に必要と認める箇所については、貯水槽式給水とする。

(共用給水装置の設置)

第 3 条 条例第 4 条第 2 号の規定による共用給水装置は、次に掲げる施設に設置する。

- (1) 天地地変又は火災による被災者を収容する集合住宅
- (2) その他町長が特に必要があると認めた施設

(給水装置の新設等の申込み)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事の申込みは、給水装置（新設・改造・撤去・修繕）工事申込書（様式第 1 号）によってしなければならない。

(止水栓等の操作禁止)

第 5 条 条例第 7 条第 2 項に規定する止水栓及び仕切弁は、町長の許可を得ないで操作してはならない。

(工事費用の算出方法)

第 6 条 条例 11 条第 3 項に規定する費用の算出方法は、次に掲げるところによる。

- (1) 材料費、運搬費、労力費等 国土交通省及び県が定める設計歩掛、単価によること。
- (2) 道路復旧費 道路管理者の定める復旧方法による施工に要した費用とすること。

2 特別な給水装置工事で、前項に規定する算出方法によることが適当でないと町長が認めた場合は、その都度町長が定めるものとする。

(工事費用等の納入)

第 7 条 条例第 7 条第 1 項に規定する工事に要する費用、条例第 8 条に規定する加入金及び条例第 31 条に規定する手数料は、町長が指定する期日までに納入しなければならない。

(給水契約の申込み)

第 8 条 条例第 14 条に規定する申込みは、給水契約申込書（様式第 2 号）によってしなければならない。

(メーターの設置基準)

第 9 条 条例第 17 条第 2 項の規定による町の水道メーター（以下「メーター」という。）の設置位置は、給水装置の設置されている宅地内で家屋外を原則とする。

2 メーターは、1 世帯又は 1 事業所ごとに 1 個とし、給水装置に 2 個以上のメーターを直列に設置してはならない。ただし、町長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(給水装置の保護施設の管理)

第 10 条 条例第 18 条第 2 項及び条例第 21 条第 1 項の規定による管理上の責任は、給水装置の保護施設も含むものとする。

(定例日)

第 11 条 条例第 25 条における定例日は、原則として 2 月ごとの月の 1 日から 10 日までとする。

(使用水量の認定)

第 12 条 条例第 26 条の規定による使用水量の認定は、前 4 月の使用水量及びその他の事情を考慮して行う。

(共用給水装置の料金の算定)

第 13 条 条例第 27 条第 4 項に規定する共用給水装置の料金の算定は、各世帯の給水管の口径をメーター口径とみなし、各世帯均等に使用したものとして、各世帯の料金を算定することができる。ただし、町長が必要と認めたときは、各世帯に使用水量を認定し料金を算定することができる。

(共用給水装置使用の特例)

第 14 条 町長が天地地変又は公衆衛生上必要があると認めるときは、共用給水装置を臨時に使用させることができる。

(料金の徴収方法)

第 15 条 条例第 29 条の規定による料金の徴収で、料金を 2 月ごとに徴収する場合は、納期を毎年度 6 期に分け、町長が定める徴収期間の末日までに納入通知書（口座振替を含む。）によって行う。

2 毎月徴収の場合は、納入通知書の発行日の属する月の末日までに、随時徴収の場合は、その都度徴収する。

(料金等の減免)

第 16 条 条例第 32 条の規定により、次の各号のいずれかに該当するもののうち町長が認めたものに対しては、減額し、又は免除することができる。

(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金

(2) 不可抗力による漏水に起因する料金

(3) その他町長が公益上特別の理由があると認めたもの

(給水装置を検査する者の証明書)

第 17 条 条例第 33 条第 1 項の規定により給水装置の検査を行う職員が携帯する証明書は、様式第 3 号による。

(共同住宅の各戸徴収)

第 18 条 町長は、共同住宅で貯水槽以下の装置が次に定める要件に適合している場合は、各戸ごとに使用水量の計量（第 2 号に定めるメーターによる。）及び料金の徴収を行うことができる。

(1) 貯水槽以下の装置が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条に定める基準に準じていること。

(2) 地上 3 階以上の共同住宅であつて、各戸に設置するメーターが、町長の指定する遠隔指示メーターであること。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

(3) その他町長が必要と認める要件を満たしていること。

2 第 1 項の規定により各戸ごとの計量及び徴収を希望する者は、町長に貯水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書（様式第 4 号）により申請しなければならない。

3 第 1 項の規定により計量し、徴収する場合の料金は、各居住者を 1 戸とみなし各戸ごとに専用給水装置の料金を適用する。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 19 条 条例第 38 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び管理の状況による検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 55 条の規定に掲げる管理基準に準じて管理すること。

(2) 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に、簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が、給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(様式)

第20条 条例に規定する様式は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 「臨時」給水契約申込書(様式第5号)
 - (2) 代理人届(様式第6号)
 - (3) 管理人選定届(様式第7号)
 - (4) 水道使用中止届(様式第8号)
 - (5) 水道再使用届(様式第9号)
 - (6) 給水装置所有者名義変更届(様式第10号)
 - (7) 給水装置使用者届(様式第11号)
 - (8) 水道使用廃止届(様式第12号)
- (補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月26日規則第1号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月15日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日規則第20号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年8月27日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

様式第1条（第4条関係）

受付番号		—		号	
給水装置（新設・改造・撤去・修繕）工事申込書					
年 月 日					
筑前町長 様					
筑前町水道事業給水条例第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。					
なお、裏面の注意事項を遵守します。また、工事竣工後は給水装置の内、主水栓までの					
施設は、町に無償譲渡します。					
(施主) 住 所					
ふ り が な					
氏名又は名称					
電 話 番 号					
台帳番号 (—)					
番地					
工事場所 筑前町					
家屋工事種別 (新築・増築・改築・工事なし)					
受 付 日	施 工 承 認	工 事 用 メ ー タ ー	検 査 前 メ ー タ ー	竣 工 日	
水 道 メ ー タ ー		配 水 管		分	
mm		管 種		管 種	
個		口 径		口 径	
mm		mm		mm	
用 途	給水方式	直圧・受水槽方式	道 路 占 用	道	
指 定 給 水 装 置 工 事 業 者			利 害 関 係 人 の 有 無	有 ・ 無	
指定番号 No. _____			井戸使用の有無	有 ・ 無	
給 水 装 置 工 事 主 任 技 術 者			加 入 金		
免状交付番号 第 _____ 号			円		
工 事 負 担 金	手 数 料	加 入 金 算 定		円	

(表)

課 長	副課長・課長補佐	係 長	係	受 付
記 事	工事内容（一次側・二次側）			水 栓 番 号
既 設 権 利 調 査 (水栓番号・メーター番号 ・メーター口径等を記入)				
工事場所位置図（ゼンリンPー — — ）				

(真)

委任状 給水装置工事申込手續き及び施行並びに加入金等の納付・還元に関する一切のことを委任いたします。 年 月 日 委任者 (印) 受任者 (印) (指定給水装置工事業者)	土地所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の土地を使用することを承諾いたします。なお、本承諾書に関し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 年 月 日 承諾者 住所 (印) 氏名 (印) Tel	家屋所有者承諾書 当該給水装置のため、私所有の家屋を使用することを承認いたします。なお、本承諾書に関し、紛争が生じたときは、当事者間で一切解決いたします。 年 月 日 承諾者 住所 (印) 氏名 (印) Tel	誓約書 当該給水装置は、水道メーター口径に対し水栓数が下記のとおり基準を超えており、今後水量不足・自然断水等が発生しても、筑前町長には一切不服申立て等はないことを誓約いたします。 なお、この誓約の内容・趣旨については権利移転時には当方が責任を持って継承いたします。 記 1. メーター口径 町施行基準に定めるメーター口径 φ mm 設置するメーター口径 φ mm 2. 水栓個数 _____ 個 (直圧給水方式・一般用のφ13mmメーターで、散水栓を含めて11栓まで。ただし、2階で浴槽等多量の水を使用する場合を除く。) 年 月 日 施主 氏名 (印)
(注意事項) 一、給水装置の管理・修理等に要する費用は、設置者等の負担とする。 二、メーターは、水道の使用若しくは、給水装置の所有者が、善良な管理者の注意をもって保管すること。また、メーター及び止水栓は清潔に保管しかつ装置の場所にはメーター取り替え又は点検・修理の支障を生ずる物件を堆積し、若しくは工作物を設けてはならない。 三、次に該当するものは、給水の停止又は過料を課することがある。 1. 給水装置の構造及び材質が水道法施行令第5条に定める基準に適合していないとき、又は基準に適合しなくなったとき。 2. 第1止水栓以降の給水装置の緊急を要す修繕に応じないとき。 3. 使用水量の計算又は、給水装置の検査を拒み、又は妨げたとき。 4. 水道料金等を指定期間内に納入しないとき。 5. 給水栓を、汚染のおそれのある施設と連絡して使用したとき。 6. 給水装置の管理義務を著しく怠った場合。 7. その他水道の管理上不具合がある場合。	誓約書 配水管への取付口から止水栓までの工事を行います。工事完了後に給水管からの漏水又は閉塞による出水不良等が発生した場合の補修工事の施工及び費用については当方が全て責任をもって対処し筑前町に一切迷惑を掛けないことを誓約いたします。 また、住宅等建築の際は必ず町の水道を使用いたします。 なお、今般取込みの給水管が将来不要となった場合には、撤去工事を行い、費用についても当方が負担いたします。 年 月 日 施主 氏名 (印)		

上記の注意事項を遵守します。 施主 氏名

様式第2号（第8条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係	受付印

給水契約申込書

年 月 日

筑前町長 様

使用者 住 所

ふりがな
氏 名 ㊞

電 話 (.....)

給水装置 住 所

ふりがな
所有者 氏 名 ㊞

電 話 (.....)

下記のとおり水道を使用したいので、承認くださるよう給水契約の申込みをします。

なお、給水装置のメーター及びメーターボックスは、常時検針できるよう管理し、亡失又は損傷したときは実費を、検針できない状態になったときはその移設費を負担します。

記

給水装置の所在地		筑前町 番地			
水道使用開始年月日		年 月 日			
水 栓 番 号	—	メーター 番 号		指定工事 業者名	
納 付 区 分	口 座・納付書	口 径	φ mm	用 途	一 般・共 用 工 場・その他
検 針 順 路	—	取 付 指 針		有 効 年 月	/
備 考					

様式第 3 号（第 17 条関係）

第 号 水道検査員証 筑前町役場 町長 印	年 月 日交付 写 真 職名 氏名
この証明書を携帯する者は、水道法第 17 条及び筑前町水道事業給水条例第 33 条により立入検査をする職権を有する者です。 水道法第 17 条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。	2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 筑前町水道事業給水条例第 33 条第 1 項 町長は、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

様式第 4 号（第 18 条関係）

貯水槽以下の各戸メーター検針・料金収納申請書

年 月 日

筑前町長 様

申請者（設置所有者）

住 所

ふりがな

氏 名 ㊞

電 話 (.....)

筑前町水道事業給水条例施行規則第 18 条第 2 項の規定による貯水槽以下の各戸
検針・料金収納について、下記条件を遵守することを証明するため、署名捺印し申請
します。

記

所 在 地	筑前町			番 地
ビ ル 名 等				
管 理 人	住 所			
	氏 名		電 話	
建 築 物	階 建	棟	各戸メーター（予定）の器種及び設置数	
メ ー タ ー	親	メーター	器 種	
	口径	mm	口径	mm 個
			口径	mm 個

様式第5号（第20条関係）

課 長	課長補佐	係 長	係

受付印

「臨時」給水契約申込書

年 月 日

筑前町長 様

使用者 住 所
ふりがな
 氏 名 印
 電 話 (.....)

給水装置 住 所
ふりがな
 所有者 氏 名 印
 電 話 (.....)

下記のとおり一時的に水道を使用したいので、承知くださるよう給水契約の申込みをします。

なお、給水装置のメーター及びメーターボックスは常時検針できるよう管理し、亡失若しくは損傷したときは実費を、検針できない状態になったときはその移設費を負担します。

記

給水装置の所在地	筑前町 番地
水道使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
使用目的	

指定給水装置工事事業者名

水 栓 番 号	メーター口座	メーター番号	開 始 指 針
	φ mm		
終 了 指 針	使 用 数 量	臨 時 給 水 使 用 料 計 算	

様式第 6 号（第 20 条関係）

代 理 人 届

筑前町長 様

給水装置 住 所

所有者 氏 名 ㊞

電 話 (.....)

給水装置所在地	筑前町 番地
水 栓 番 号	—

私の所有する上記給水装置に関し、筑前町水道事業給水条例第 15 条に規定する代理人を次のとおり選定したので届け出ます。

代理人	住 所	筑前町 番地
	氏 名	㊞ (電話)

様式第 7 号（第 20 条関係）

管 理 人 選 定 届

年 月 日

筑前町長 様

代理人	住 所	筑前町 番地
	氏 名	印（電話 ）
給水装置所在地		筑前町 番地
水 栓 番 号		—

筑前町水道事業給水条例第 16 条第 1 項による管理人を上記のとおり選定したので、
届け出ます。

給水装置共（有・用）者

届 出 人 氏 名	届 出 人 氏 名
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印
印	印

様式第 8 号（第 20 条関係）

年 月 日

水 道 使 用 中 止 届

筑前町長 様

使用者 住 所 _____
ふりがな
 氏 名 _____ 印
 電 話 (_____) _____

給水装置 住 所 _____
ふりがな
 所有者 氏 名 _____ 印
 電 話 (_____) _____

年 月 日に水道の使用を中止したいので、承認くださるよう届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町 番地
----------	--------

(理由)

水 栓 番 号	メーター口座	メーター番号	メーター指示数
—	φ mm		

承 認 期 間	最 高 (3 年)	次回更新日 (1 年)
	年 月 日	年 月 日

様式第 9 号（第 20 条関係）

年 月 日

水道再使用届

筑前町長 様

使用者 住 所

ふりがな

氏 名 ㊞

電 話

給水装置 住 所

ふりがな

所有者 氏 名 ㊞

電 話

年 月 日から再び使用したいので、開栓くださるよう届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町	番地
水道使用中止日	年 月 日	

水 栓 番 号	メーター口径	メーター番号	メーター指示数	月 日 台帳記載
—	φ mm			月 日 連絡表作成

様式第 10 号（第 20 条関係）

年 月 日

筑前町長 様

届出者 住 所

ふりがな

氏 名 ㊞

電 話

給 水 装 置 所 有 者 名 義 変 更 届

記

給水装置所在地	筑前町 番地		
水 栓 番 号	—	用 途	一 般・共 用 工 場・その他
メ ー タ ー 口 径		メーター番号	
変 更 の 理 由			
異 動 の 期 日	年 月 日		

上記のとおり給水装置を譲り受け、引き続き使用しますので、筑前町水道事業給水条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定により届け出ます。なお、給水に関する権利義務は一切譲受人において継承します。

住 所

ふりがな

譲受人 氏 名 ㊞

電 話

住 所

ふりがな

譲渡人 氏 名 ㊞

電 話

様式第 11 号（第 20 条関係）

年 月 日

届出者 住 所

ふりがな

氏 名 印

電 話

給 水 装 置 使 用 者 届

記

給水装置所在地	筑前町 番地		
水 栓 番 号	—	メーター指示数	一 般・共 用 工 場・その他
メ ー タ ー 口 径	φ mm	メ ー タ ー 番 号	
理 由	転入 ・ その他（ ）		
給水開始予定日	年 月 日		

上記のとおり給水装置を引き続き使用しますので、筑前町水道事業給水条例第 19 条第 2 項第 1 号の規定により届け出ます。なお、給水に関する権利義務は一切新使用人において継承します。

様式第 12 号（第 20 条関係）

水 道 使 用 廃 止 届

年 月 日

筑前町長 様

使用者 住 所
ふりがな
氏 名 ㊞
電 話

給水装置 住 所
ふりがな
所有者 氏 名 ㊞
電 話

年 月 日に水道の使用を廃止したいので届け出ます。

給水装置の所在地	筑前町 番地
----------	--------

水 栓 番 号	メーター口座	メーター番号	メーター指示数
—	φ mm		

上記の撤去工事を 年 月 日に完了しました。

指定給水装置工事事業者名 ㊞

上記事項を確認する。 筑前町上下水道課職員 ㊞

※ 添付書類 写真

※ 指定給水装置工事事業者は、給水装置の撤去工事後、速やかにメーターを清掃のうえ、廃止届と併せて筑前町上下水道課へ返戻すること。

○筑前町水道指定工事業者に関する要綱

平成 17 年 4 月 1 日公営企業告示第 10 号

改正

平成 21 年 3 月 16 日公営企業告示第 3 号

平成 24 年 4 月 18 日公営企業告示第 1 号

平成 26 年 3 月 31 日

平成 29 年 12 月 20 日公営企業告示第 2 号

令和元年 9 月 20 日公営企業告示第 2 号

令和 6 年 8 月 27 日公営企業告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、筑前町水道事業給水条例（平成17年筑前町条例第142号。以下「給水条例」という。）第 9 条に定める、給水装置工事の適正な施行を確保するため、筑前町水道指定給水装置工事業者（以下「水道指定工事業者」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 水道法（昭和32年法律第177号）をいう。
- (2) 政令 水道法施行令（昭和32年政令第336号）をいう。
- (3) 施行規則 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）をいう。
- (4) 給水装置 需要者に水を供給するために町が敷設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- (5) 給水装置工事 給水装置の新設、改造、修繕（施行規則第13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。
- (6) 主任技術者 給水装置工事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 水道指定工事業者は、法、政令、施行規則、給水条例、筑前町水道事業給水条例施行規則（平成17年筑前町規則第106号）、筑前町給水装置工事設計施工基準及びこの告示並びにこれらの規定に基づく町長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

(指定の申請及び更新)

第 4 条 給水条例第 9 条第 1 項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 水道指定工事業者として新規に指定を受けようとする者は、水道指定給水装置工事業者指定申請書（様式第 1 号）に次に掲げる事項を記載し、町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名
- (2) 給水条例第 2 条に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第12条第 1 項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号
- (3) 事業所にある給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- (4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 次条第 1 項第 3 号アからカまでのいずれにも該当しない者であることの誓約書
- (2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し
- (3) 次に掲げる、法第25条の 8 に規定する、給水装置工事の適正な事業運営を実施していることが確認でき

る書類

ア 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績報告書（様式第3号）

イ 適切に給水装置工事を行うことができる技能を有する者の報告書（様式第4号）

4 指定期間の更新を行う水道指定工事業者は、前2項に規定する書類に、指定給水装置工事事業者指定更新時確認書（様式第5号）を添えて、町長に提出しなければならない。

5 指定の申請（新規及び更新）に当たっては、給水条例第31条の規定に基づき、手数料を納付しなければならない。

（指定の基準）

第5条 町長は、前条第1項及び第4項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、当該申請者を水道指定工事業者として指定をしなければならない。

（1）事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置くものであること。

（2）次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

（3）次のいずれにも該当しない者であること。

ア 心身の故障により給水装置工事の事業を適切に行うことができないものとして国土交通省令で定めるもの

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

エ 第8条の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

カ 法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

2 指定の有効期間は、法第25条の3の2第1項の規定により、指定した日より5年間とする。

（指定工事業者証の交付）

第6条 町長は、水道指定工事業者の指定を行ったときは、速やかに、当該水道指定工事業者に水道指定給水装置工事事業者証（様式第6号。以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者証の交付を受けた水道指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定工事業者証を町長に返納しなければならない。ただし、第1号、第2号及び第4号に該当する場合にあっては、直ちに返納しなければならない。

（1）給水装置工事にかかる事業を廃止したとき。

（2）法第25条の3の2第1項の規定により指定の効力を失ったとき。

（3）法第25条の3の2第1項の更新申請をするとき。

（4）第8条の規定によりその指定を取消されたとき。

（5）指定工事業者証に記載された事項を変更するとき。

3 水道指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を町長に提出するものとする。

4 水道指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 水道指定工事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかに変更のあったとき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 法人にあっては、役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から30日以内に水道指定給水装置工事業業者指定事項変更届書（様式第7号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
- (2) 前項第3号に掲げる事項の変更の場合には、誓約書及び登記簿の謄本

3 第1項の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする水道指定工事業者は、事業を廃止し、又は休止したときにあっては当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときにあっては当該再開の日から10日以内に、水道指定給水装置工事業業者廃止・休止・再開届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 町長は、水道指定工事業業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該水道指定工事業業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段で指定を受けたことが判明したとき。
- (2) 第5条第1項各号の規定に適合しなくなったとき。
- (3) 前条の規定による届出をしない、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第12条各項の規定に違反したとき。
- (5) 第13条に定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第16条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第17条の規定による町長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じない、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) 施行する工事が水道施設の機能に障害を与えた、又は与えるおそれが大であると町長が認めたとき。
- (9) 別に定める給水装置工事の事務処理を遅延したとき。

(指定の停止)

第9条 前条各号に該当する場合において、指定工事業業者に考慮すべき特段の事情があるときは、町長は、指定の取消しに替えて、6月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公表)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その都度、町広報紙に掲載して公表する。

- (1) 水道指定工事業者を指定したとき。
- (2) 水道指定工事業業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 水道指定工事業業者の指定を取り消したとき。
- (4) 水道指定工事業業者の指定を停止したとき。

(主任技術者の職務等)

第11条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が政令第5条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に關し、町長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施工しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第13条第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第12条 水道指定工事業者は、第4条第1項の指定を受けた日から14日以内に、事業所ごとに、主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

2 水道指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該理由が発生日から14日以内に新たに主任技術者を選任し、町長に届け出なければならない。

3 水道指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、給水装置工事主任技術者選任・解任届出書(様式第9号)により、遅滞なく、その旨を町長に届け出なければならない。

4 水道指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該2以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

(事業の運営に関する基準)

第13条 水道指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な事業の運営に努めなければならない。

(1) 給水装置工事ごとに前条第1項の規定により選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して第11条第1項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

(2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

(3) 前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ町長の承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合するように当該工事を施工すること。

(4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

(5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 政令第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

(6) 施行した給水装置工事(施行規則第13条の給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第1号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施工の場所

ウ 施工完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第11条第1項第3号の確認の方法及びその結果

(設計審査)

第14条 水道指定工事業者は、給水条例第9条第2項の規定により設計審査を受けるため、設計審査に係る給水装置工事申込書に設計書等を添えて町長に提出しなければならない。

(工事検査等)

第15条 水道指定工事業者は、給水装置工事が完成し、給水条例第9条第2項の規定により工事検査を受けるため、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により町長に提出しなければならない。

2 水道指定工事業者は、検査の結果手直しを要求されたときは、指定された期限内にこれを行い、改めて町長の検査を受けなければならない。

3 水道指定工事業者は、工事完了後1年以内に生じた故障等については、天変地異又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補償しなければならない。

4 前項により生じた損害は、全て水道指定工事業者の負担とする。

(主任技術者の立会い)

第16条 町長は、水道指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第17条第1項の給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した水道指定工事業者に対し、当該工事に関し、第12条第1号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係るその他の主任技術者の立会いを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第17条 町長は、水道指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該水道指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(講習会等)

第18条 町長は、給水装置の工事に関する知識及び技術の向上を図るため、水道指定工事業者、主任技術者及びその他の給水装置工事に従事するものを対象とする講習会等を実施し、又は他団体の実施する講習会等を推薦することができる。

(損害)

第19条 町長は、第8条又は第9条の規定による指定の取消し又は指定の停止によって生ずる損害については、その責めを負わない。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月16日公営企業告示第3号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月18日公営企業告示第1号)

この告示は、平成24年7月9日から施行する。

附 則 (平成29年12月20日公営企業告示第2号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 20 日公営企業告示第 2 号）

この告示は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の法の施行の際現に第 6 条の規定による指定を受けている水道指定工事業者の指定の有効期間は、水道法施行令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 154 号）第 4 条の規定により、次の表に定めるとおりとする。

【指定の有効期間】

筑前町より指定を受けた日	初回更新までの指定の有効期間
平成 18 年 6 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日	令和 4（2022）年 9 月 29 日までの 3 年間
平成 19 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日	令和 5（2023）年 9 月 29 日までの 4 年間
平成 25 年 4 月 1 日～令和元年 9 月 30 日	令和 6（2024）年 9 月 29 日までの 5 年間

附 則（令和 6 年 8 月 27 日公営企業告示第 1 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の筑前町水道指定工事業者に関する要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

水道指定給水装置工事事業者指定申請書

筑前町長

様

年 月 日

申請者

氏名又は名称

印

郵便番号

住所

代表者氏名

電話 番 号

FAX 番号

メールアドレス

水道法第 16 条の 2 第 1 項の規定による水道指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別紙のとおり

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の 事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

別紙

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、

「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

水道指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、筑前町水道指定給水装置工事業者に関する要綱第5条第1項第3項アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者
氏名又は名称
住 所
代表者氏名

印

筑前町長 様

様式第3号（第4条関係）

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績報告書（過去5年以内）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修会の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名（研修内容） 実施団体	受講年月日
上記の内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		☐ 可 ☐ 不可

※外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

※自社内研修については、研修内容を記載してください。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第4号（第4条関係）

適切に給水装置工事を行うことができる技能を有する者の報告書

（過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況）

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 （公表対象外）	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれかの経験も有しているか（○×を記入）	資格を有しているか（○×を記入）		工事年度
			保有している資格等	
上記の内容の公表の可否 （公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）			□可 □不可	

※以下に示す保有資格等（下線部）を記載してください。

- ①水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
（配管技能者、その他類似の名称のものを含む）
- ②職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ③職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の取得にかかる講習の課程修了者
（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

資格を証明する書類（資格者等）の写しを添付してください。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

様式第 6 号（第 6 条関係）

〇〇〇〇指定第 号

筑前町水道指定給水装置工事事業者証

住 所
法人名又は商号
氏 名

上記の者を、筑前町水道指定給水装置工事事業者に指定する。

年 月 日

有効期限 年 月 日までとする。

筑前町長 印

様式第7号 (第7条関係)

水道指定給水装置工事事業者指定事項変更届書

筑前町長

様

年 月 日

指定店番号

氏名又は会社名

印

電話 番 号

水道法第 25 条の 7 に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称			
住 所			
フリガナ 代表者の氏名			
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日

様式第 8 号（第 7 条関係）

水道指定給水装置工事事業者
 廃止
 休止
 再開
 届出書

筑前町長 様

年 月 日

指 定 店 番 号
 氏名又は会社名
 電 話 番 号

印

水道法第 25 条の 7 に基づき、水道装置工事の事業の
 廃止
 休止
 再開
 の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	
住 所	
フリガナ 代表者の氏名	
（廃止・休止・ 再開）の年月日	
（廃止・休止・ 再開）の理由	

様式第9号（第12条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

筑前町長

様

年 月 日

指 定 店 番 号

氏名又は会社名

㊞

電 話 番 号

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業 を行う事業所の名称		
上記事業所で選任・解任する 給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技 術者免状の交付番号	選任・解任の年月日

※選任届出の場合は、給水装置工事主任技術者免状の写しを添付してください。

○筑前町水道事業給水装置の構造及び材質の基準に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日公営企業告示第 11 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 16 条並びに水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号）第 5 条及び筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号）第 10 条の規定に基づき、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水装置の構造及び材質について、必要な基準を定めるものとする。

(給水装置の構造)

第 2 条 給水装置の構造は、次に定める基準に適合したものでなければならない。

- (1) 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓、水道メーター（以下「メーター」という。）、給水栓及びこれらに附属する用具を備えること。
- (2) 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用を考慮し、かつ、分岐しようとする配水管の口径より小さいものとする。
- (3) 給水管は、口径 250 ミリメートル以下の配水管から分岐するものとする。
- (4) 給水装置の配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口又は配水管の接合箇所から 30 センチメートル以上の間隔をとり、配水管中の異形管には、取付口を設けないこと。
- (5) 道路部分の給水管口径は、20 ミリメートル以上とすること。

(給水管の埋設の深さ)

第 3 条 給水管の埋設の深さは、次のとおりとする。

道路種別 \ 口径	口径 40 ミリメートル以上の管の場合	口径 40 ミリメートル未満の管の場合
	口径 40 ミリメートル以上の管の場合	口径 40 ミリメートル未満の管の場合
宅地内	60 センチメートル以上	30 センチメートル以上
私道	町長の指示する深さ	
国・県・町道	当該道路管理者の指示する深さ	

(メーター設置)

第 4 条 メーターは、次により設置しなければならない。

- (1) メーターは、原則として給水管と同口径のものを使用し、給水栓より低位に、かつ、水平に設置すること。ただし、町長が特に認めた場合には、給水管より小口径のものを使用することができる。
- (2) メーターの設置位置は、点検しやすく、常に乾燥して汚水が入らず、破損のおそれがない箇所とすること。

(給水装置の保護)

第 5 条 給水装置は、次による保護措置を講じなければならない。

- (1) 給水管が側溝、暗きょ等を横断するときは、その施設の下に埋設すること。ただし、やむを得ず横架するときは、給水管が損傷しないような措置を講じ、かつ、高水位以上の高さに布設すること。
- (2) 便槽又は素堀側溝等汚染のおそれのある場所に給水管を接近して布設するときは、管理者が指示する保護工を施すこと。
- (3) 給水管が軌道下を横断する場合は、コンクリート管等の被覆管を用いて布設すること。
- (4) 給水管が電食、酸、アルカリ等により侵食のおそれがある箇所には、適当な防護装置を施すこと。
- (5) 給水装置の露出部で凍結のおそれがある箇所には、必要な防寒装置を施すこと。

(給水装置の材質)

第6条 給水装置に使用する材料、器具等は、使用前に町長の承認を受けなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

○筑前町水道事業配水管の私道への設置規程

平成 17 年 4 月 1 日公営企業告示第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、安定した水の供給に資するため、私道に配水管を設置することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(私道の定義)

第 2 条 この規程において「私道」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路（以下「公道」という。）以外の道路で、私人が所有及び維持管理しており、かつ、通行の用に供する道路をいう。

(設置基準)

第 3 条 配水管を設置する私道の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路の形態を有し、幅員が 1.8 メートル以上であること。
- (2) 両端が公道に接していること。ただし、その一端が公道その他道路形態を有する公共用地（以下「公道等」という。）に接し、所有者の異なる 2 区画以上の宅地及び 2 棟以上の建物（公道等に接する宅地及び建物はこれに含まない。）があるときは、この限りでない。
- (3) 前各号に定めるもののほか、私道の利用に関し、いかなる制約も設けられていないこと。

(設置要件)

第 4 条 配水管の設置の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私道及び設置する配水管により給水されることとなる区域内の土地のすべての所有者、使用者又は占有者（以下「所有者等」という。）が配水管の設置について承諾すること。
- (2) 私道内で給水装置工事を申込みする戸数が 3 戸以上ある場合とすること。ただし、最後の 3 戸の最初の 1 戸目までとする。
- (3) すべての所有者等が、次に掲げる事項について誓約すること。
 - ア 配水管を設置する私道の利用について、いかなる制約も設けないこと。
 - イ 配水管の設置に関して町に損害賠償の請求及び苦情の申立てをしないこと。
 - ウ 配水管の設置に係る土地の使用料は、無償とすること。
 - エ 所有者等の都合による配水管の設置替の費用については、当該所有者等が負担すること。
 - オ 土地の所有権を他の人に譲渡するときは、アからエまでの事項を承継させること。

(設置)

第 5 条 町長は、第 3 条の基準及び前条の要件を満たすもののうち、必要と認めるものにつき、予算の範囲内で、配水管を設置する。

(設置の申請)

第 6 条 私道への配水管設置を申請する者（以下「申請者」という。）は、配水管布設申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

- (1) 配水管設置承諾書兼誓約書（様式第 2 号）
- (2) 私道の登記簿謄本
- (3) 抵当権等が設定されている場合は、抵当権者等の同意書（様式第 3 号）
- (4) 申請者及び私道の所有者の印鑑登録証明書
- (5) 私道敷使用貸借契約書（様式第 4 号）
- (6) その他必要と認める書類

(可否の決定)

第 7 条 町長は、前条による申請があったときは、必要な調整を行い、その可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第8条 町長は、前条により可否を決定したときは、速やかに、私道への配水管設置の決定について（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

第9条 給水装置の工事に係る費用負担及び施行については、筑前町水道事業給水条例（平成17年筑前町条例第142号）に定めるところによる。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

配 水 管 布 設 申 請 書

年 月 日

筑前町長 様

申請人

住 所 筑前町 番地

氏 名 ⑩

電 話

私道敷内に配水管を布設していただくように必要書類を添えて申請します。

私道所在地 筑前町 番地

地目

私道敷に係る給水装置工事申込者

住 所	氏 名	用 途	口径mm	⑩

（注） 申請者の印鑑証明書を添付すること。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

配水管設置承諾書兼誓約書

筑前町水道事業配水管の私道への設置規程（以下「規程」という。）第4条第1号の規定により承諾し、また、第3号の規定により誓約いたします。

私道所在地 筑前町 _____ 番地

所有者等氏名	住 所	承諾⑥	摘要

（注） 私道敷の所有者の印鑑証明書を添付すること。

規程第4条第3号に掲げる事項

- ア 配水管を設置する私道の利用について、いかなる制約も設けないこと。
- イ 配水管の設置に関して町に損害賠償の請求及び苦情の申立てをしないこと。
- ウ 配水管の設置に係る土地の使用料は、無償とすること。
- エ 所有者等の都合による配水管の設置替の費用については、当該所有者等が負担すること。
- オ 土地の所有権を他の人に譲渡するときは、アからエまでの事項を承継させること。

様式第3号（第6条関係）

抵 当 権 者 等 の 同 意 書

私道敷内に配水管を布設することについて、異議がないので同意します。

所 在 地	地目	地籍	権 利 の 種 別	同 意 年 月 日	同 意 者 の 住 所 及 び 氏 名	印

（注）

- 1 「所在地」欄には権利の対象となるものの所在を、番地まで記入すること。
- 2 「権利の種別」欄には、地上権、賃借権、抵当権その他事業の妨げとなる権利を記入すること。
- 3 同意書の印鑑証明書を添付すること。

様式第4号（第6条関係）

私道敷使用貸借契約書

筑前町（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、私道敷の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 乙は、その所有する私道敷のうち、次の部分（以下「貸付土地」という。）を水道敷用地として甲に無償で貸し付ける。

所在地	地目	貸付面積	位置
		m ²	別図のとおり

第2条 貸付土地の使用貸借期間は、水道敷としての用途を廃止するまでとする。

第3条 乙が、貸付土地の所有権を第三者に譲渡する場合は、乙は譲受人に対し、この契約に基づき甲が有する土地使用貸借権を継承させなければならない。

第4条 甲は、配水管布設後、第三者からの給水管の新設、増設、改造又は撤去の工事が生じた場合の土地使用承諾については、この契約書に含まれるものとし、新たな乙への土地使用承諾については、不要とする。

第5条 乙は、貸付土地の上に工作物を建築しないものとする。

第6条 乙の都合により、配水管の布設替え又は布設廃止を要する場合は、甲に願い出て、その許可を受けるとともに当該布設替え又は布設廃止に要する経費は、乙の負担とする。

第7条 乙は、貸付土地に布設された配水管に、他地区の配水管が連結されても甲に異議を申し立てないものとする。

第8条 甲は、乙がこの契約に違反したときは、配水管を撤去することができる。

第9条 前各条に記載のない事項その他この契約に疑義のある事項は、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

年 月 日

甲 朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

筑前町長

印

乙

印

様式第 5 号（第 8 条関係）

筑水第 号
年 月 日

様

筑前町長 印

私道配水管布設について（通知）

先の配水管布設申請については、 年 月 日土地所有者との土地使用貸借契約が締結されたので、下記のとおり通知します。

記

所 在 地	使 用 面 積	土 地 所 有 者
	m ²	
管 口 径	mmを布設いたします。	
工 事 予 定	年 月	

○筑前町水道事業配水管布設工事の負担金に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日公営企業告示第 12 号

改正

平成 21 年 2 月 23 日公営企業告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、住宅等において給水に必要な配水管及びこれに伴う諸施設に要する工事費の負担その他必要な事項を定めるものとする。

(取扱範囲)

第 2 条 この規程に定める配水管布設の範囲は、住宅等において新たに給水装置を必要とする場合に、配水管布設の申込みがあったもののうち次に該当し、町長が適当と認めるものとする。

- (1) 配水管を公道に布設又は改良する場合
- (2) 給水量に応じ配水管内の水圧・水質が確保される場合
- (3) 給水装置を必要とする戸数が 3 戸以上ある場合又は給水を必要とする戸数が 3 戸未満であって、加入口径 40 ミリ以上を 1 戸以上含む場合

(工事の申請)

第 3 条 配水管の布設を申請するものは、配水管布設申請書(別記様式)を町長に提出しなければならない。

(工事費用の負担)

第 4 条 住宅等において配水管布設の申請をし、町長が当該工事を施工する場合は、工事申請者は、設計額の 60 パーセントを負担しなければならない。ただし、宅地造成等を目的とした配水管布設の場合は、設計額全額を申請者の負担とする。

2 前項の負担区分によることが適当でないと町長が認める場合には、別に定めるところによる。

第 5 条 前条に関し、当該配水管布設地区における水需要の増大が見込まれ、町長がこれらに対処するための工事を同時に施工するときは、その部分に係る経費を除いた設計額により算出するものとする。

(負担金の納入)

第 6 条 工事申請者は、負担金を当該工事の施工前までに町長に納入しなければならない。ただし、町長において必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(工事費の算出基準)

第 7 条 配水管布設工事費算出の基礎となる配水管の口径、布設路線及び埋設深度並びに配水管の材質等については、町長が定める。

第 8 条 配水管布設工事費は、次により設計した合計額とする。

- (1) 材料費、労力費、道路復旧費及び諸経費(ただし、給水管の切替費は除く。)
- (2) 事務費(前号の費用の 100 分の 15)

2 前項の場合において町長は、各費用の額を別に定める範囲内で端数処理して計算することができる。

(資産の帰属)

第 9 条 この規程に基づいて布設した配水管等の施設は、すべて町に帰属するものとする。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 23 日公営企業告示第 1 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行し、改正後の筑前町水道事業配水管布設工事の負担金に関する規程の

規定は、同日以後に申請のあったものから適用する。

別記様式（第3条関係）

配水管布設申請書

年 月 日

筑前町長 様

申請代表者

住 所 筑前町 番地

氏 名 _____ ㊞

電 話 _____

申請者

住 所	氏 名	㊞

配水管を布設くださるよう関係書類を添えて申請します。

なお、実施に当たっては、貴町の関係規定等を遵守します。

添付書類

- 1 付近見取り図
- 2 私道の場合は、所有者の承諾書
- 3 その他

○筑前町水道事業受水槽以下の装置を使用する共同住宅等の各戸検針・料金徴収に関する規則

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号。以下「条例」という。）第 14 条に基づき、受水槽以下の装置を共同で使用する住宅等（以下、「共同住宅等」という。）の各戸又は共用栓等、及び住居以外の部分（以下「非住居部分」という。）に設置された町又は私設のメーターの各戸検針、料金徴収（以下、「各戸検針、料金徴収」という。）の取扱いについて定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 前条の共同住宅等は、次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 共同住宅等の全戸及び非住居部分全体を対象とし、水道事業の監理者（以下「管理者」という。）が、必要であると認めたものであること。
- (2) 各戸及び共用栓等に、町又は私設のメーター（以下「子メーター」という。）が設置されていること。
- (3) 私設のメーターは、管理者の承認を受けていること。
- (4) 子メーターの集中検針装置が設置されていること。
- (5) 受水槽以下の装置の構造が管理者の定める施設基準に適合していること。

(申請者)

第 3 条 共同住宅等の設備所有者又は設備所有者の代表者（以下「設備所有者等」という。）は、管理者に対して共同住宅等の各戸検針、料金徴収の取扱いを申請しなければならない。

(申請手続)

第 4 条 設備所有者等が前条の申請をするときは、共同住宅等の各戸検針、料金徴収取扱申請書（以下「申請書」という。）（別記様式）に、次に掲げる書類を添えて管理者に申請しなければならない。

- (1) 管理責任者選定届
- (2) 共同住宅等の水道使用者名簿
- (3) 受水槽以下の縮尺 500 分の 1 以上の装置図
- (4) 子メーターの装置図
- (5) 住居及び非住居部分の平面見取図
- (6) その他管理者が必要とする書類

(管理責任者の選定)

第 5 条 設備所有者等は、共同住宅等の水道使用に関する事項を処理するため、管理責任者を届け出なければならない。

設備所有者と管理責任者は、この規則に定められた責務を連帯して負うものとする。

(調査及び承認)

第 6 条 管理者は、第 4 条の申請があったときは、必要な事項の調査を行い、第 2 条の要件に適合すると認めたときは、当該申請を承認するものとする。

(契約)

第 7 条 管理者は前条の承認をしたときは、設備所有者等と別に定める契約書により契約を締結後、各戸検針、料金徴収の取扱いを開始するものとする。

(受水槽以下の管理責任)

第 8 条 受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、設備所有者及び管理責任者が行なければならない。

2 受水槽以下の装置の破損その他による漏水については、直ちに修理を行うこと。この場合において、損害が

発生したときは設備所有者等及び管理責任者がその責任を負うものとする。

(親メーターの設置)

第9条 管理者が必要と認めた場合は、受水槽の上流側に町のメーター（以下「親メーター」という。）を設置し、子メーターの検針時に検針するものとする。

(子メーターの設置及び維持管理)

第10条 町の子メーターは、条例第24条に定める料金により貸与するものとする。ただし、設置工事費は、設備所有者等の負担とする。

2 町の子メーターの管理については、条例に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

3 私設の子メーターの設備所有者は、当該メーターの修理及び検定期間満了による取替等、必要な管理を行わなければならない。

4 設備所有者等及び各水道使用者は、子メーターを常に清潔に管理し、その設置場所に検針及び維持管理の支障となる物を置き、又は工作物を設けてはならない。

5 管理者が特に必要と認めたときは、管理者が私設の子メーターの無償譲渡を受け、維持管理を行うことができる。

(水道加入金)

第11条 管理者は、設備所有者等が条例第14条の給水契約の申込みをする場合は、条例第8条に定める加入金をメーターの個数分徴収する。

(水道料金の算定及び徴収)

第12条 水道料金及び水道メーター使用料（以下「水道料金」という。）は、水道使用者から徴収する。

2 水道料金の算定その他徴収方法については、条例の定めるもののほか、この規則による。

第13条 管理者は、親メーターの指示水量が子メーターの指示水量の総和より多い場合は、設備所有者等からその水量差分に対する水道料金相当額を徴収する。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りでない。

第14条 受水槽の清掃に水を使用する場合で、子メーターにより検針できない水量については、その都度親メーターを検針し、その水量分に対する水道料金相当額を設備所有者等から徴収するものとする。

(水道料金未納の場合の措置等)

第15条 水道使用者が、納期までに水道料金を納付しなかったときは、当該水道使用者、設備所有者等及び管理責任者は、連帯して納付義務を負うものとする。

2 前項の規程にもかかわらず水道料金の滞納が生じたときは、管理者は各戸の水の使用を停止することができる。この場合において、設備所有者等又は管理責任者は停水の実施に立ち会わなければならない。

3 管理者は、各戸の水の使用の停止のほか、必要がある場合には、全戸の水の使用を停止することができるものとする。

(設備所有者等及び管理責任者の取扱事務等)

第16条 設備所有者等及び管理責任者は、次の各号に掲げる事務を取り扱い、その義務を負うものとする。

(1) 第13条及び第14条に定める水道料金相当額の支払に関すること。

(2) 共用栓等及び非住居部分に係る水道料金の支払に関すること。

(3) 水道使用者から使用開始の申込み及び使用中止の届出を受けたときは、その旨を速やかに管理者に連絡すること。

(4) 水道料金の未納者があるときは、当該水道使用者に対し水道料金を早期に完納させるよう努めること。
この場合必要があれば、水道料金の未納者に対する水の使用を停止することができる。

(5) 水道使用者から子メーターの検針及び水道料金についての苦情があるときは、その解決に努めること。

(6) 共同住宅等の構造その他の理由により管理者の各戸検針、料金徴収業務に支障が生じる場合は、管理者

と協議のうえ、必要な措置を講じなければならない。

- (7) 前各号に定めるもののほか、管理者の事務を取り次ぎ、及び業務随行について指示があったときは、その指示に従うこと。

(届出の義務)

第17条 設備所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 管理責任者を変更するとき。
- (2) 設備所有者に変更があるとき。
- (3) 水道使用者に異動があったとき。
- (4) 受水槽の清掃を行うとき。
- (5) 受水槽以下の装置の増設、改造その他の変更を行うとき。

(契約の解除)

第18条 管理者は、設備所有者等、管理責任者又は各戸の水道使用者が次の各号のいずれかに該当するときは第7条に定める契約を解除することができる。

- (1) この規則に違反したとき。
- (2) 水道料金を納期内に納付しなかったとき。
- (3) 前2号のほか、管理者が必要があると認めたとき。

前項の規程により契約を解除した場合において、契約の相手方に損害が生じることがあっても、管理者はその責任を負わない。

(受水槽以下の管理責任)

第19条 受水槽以下の装置及びそれにより供給される水の水質等の管理は、設備所有者等及び管理責任者が行わなければならない。

- 2 受水槽以下の装置の破損その他による漏水については、ただちに修理を行うこと。この場合において、損害が発生したときは、設備所有者等及び管理責任者がその責任を負うものとする。

(補則)

第20条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

○受水槽以下共同住宅の各戸検針・料金徴収に関する取扱基準

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、筑前町水道事業給水条例施行規則（平成 17 年筑前町規則第 106 号。以下「施行規則」という。）第 18 条の規定に基づき、水道使用者のうち受水槽以下の装置を使用する共同住宅の各戸検針料金徴収の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第 2 条 施行規則第 18 条に定める事項のほか、次の各号に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 共同住宅の受水槽以下の装置が別に定める「受水槽以下の装置の設置基準」に適合していること。
- (2) 各戸に設置する遠隔指示メーターの表示装置は、集中検針できるよう 1 階に設置していること。
- (3) 町長が必要と認めるときは、遠隔指示メーター（遠隔指示メーターの表示装置の部分は除く。）は町へ寄付すること。

(申請)

第 3 条 設備所有者は、各戸検針・料金徴収の取扱いを受けようとするときは、施行規則第 18 条第 2 項の申請書に次の各号に掲げる関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 附近見取図
- (2) 配置図
- (3) 受水槽以下の給水設備配管図
- (4) 遠隔指示メーター装置図

(契約)

第 4 条 町長と設備所有者及び管理人（以下「申請者」という。）は、別に定める「共同住宅の各戸検針・料金徴収等に関する契約書」により契約を締結するものとする。

(親メーターの設置)

第 5 条 町長が必要と認めた場合は、流末装置の入口に町の水道メーターを設置する。この場合の装置費用は、設備所有者の負担とする。

(料金の算定)

第 6 条 料金の算定については、筑前町水道事業給水条例(平成 17 年筑前町条例第 142 号)及び施行規則による。

(料金の徴収方法)

第 7 条 各戸の料金徴収方法は、納入通知書（口座振替を含む。）によるものとする。

(漏水等による料金)

第 8 条 町長は、申請者が善良な管理義務を怠ったことにより受水槽以下の装置から溢流又は漏水したときは、その料金を申請者に請求することができる。

(届出の義務)

第 9 条 申請者は、次の各号に該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 申請者に異動があったとき。
- (2) 受水槽以下の装置の各水道使用者に異動があるとき。
- (3) 受水槽以下の装置の増設又は改造等を行うとき。

(工事の施行)

第 10 条 各戸検針及び料金徴収を受ける場合の受水槽以下の装置の工事（修理を含む。）は、原則として町長の指定を受けた工事店の施行によらなければならない。

(受水槽以下の維持管理)

第11条 申請者は、受水槽以下の装置の水質及び修理その他の維持管理（第2条第3号の規定により寄付されたメーターを除く。）の責を負わなければならない。

（補則）

第12条 この取扱基準に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

○受水槽以下装置の設置基準

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、筑前町水道事業給水条例施行規則（平成 17 年筑前町規則第 106 号。以下「施行規則」という。）第 2 条ただし書の規定に基づき、貯水槽式給水とする場合の受水槽以下装置の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この基準において飲料水の配管設備とは、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 9 項に規定する給水装置に該当する配管設備を除き、受水槽、給水ポンプ、揚水管、高置水槽及び給水管等で給水系統を構成するものをいう。

2 この基準において給水タンクとは、受水槽、高置水槽及び圧力タンク等をいう。

(受水槽の設置要件)

第 3 条 次の各号に該当する場合は、受水槽を設置しなければならない。

- (1) 町長が直接給水可能と認める建物の階数以上の場合
- (2) 配水管の水圧が所要圧に比べて不足する場合
- (3) 一時に多量の水を必要とする場合
- (4) 常時一定の水量を必要とする場合
- (5) 配水管の断水時に給水を持続する必要がある場合
- (6) その他町長が必要と認めた場合

(受水槽の種類)

第 4 条 受水槽は、地上式、半地下式及び地下式の 3 種類とする。(図 1)

(給水タンク)

第 5 条 給水タンクの材料は、次の 3 種類とし、これ以外のものを使用する場合は、あらかじめ町長の下承を得なければならない。

- (1) コンクリート製
- (2) 鋼製（耐塩素塗装により防錆、防臭塗装を施したもの。）
- (3) 強化樹脂製

(受水槽の設置位置)

第 6 条 受水槽の設置位置は、次の各号に適合しなければならない。

- (1) 通気が良く明るい場所であること。
- (2) 受水槽を地下及び半地下式に設置する場合は、雑排水、汚水、便所及び浄化槽等のある箇所より 5 メートル以上離れていること。
- (3) 地下 1 階までとすること。
- (4) 雨水及び汚水の流入のおそれがない構造及び位置にあること。
- (5) 崩壊のおそれのあるのり肩、のり先近くに設置しないこと。

(給水タンクの構造)

第 7 条 給水タンクの構造は、次の各号に適合しなければならない。(図 2)

- (1) 外部から給水タンクの天井、底又は周壁の保守点検を容易に行うことができること。
- (2) 給水タンクの天井、底及び周壁は、建築物と他の部分と兼用しないこと。
- (3) マンホール（直径 60 センチメートル以上の円が内接することができるもので、マンホールを給水タンクの天井の周囲から 10 センチメートル以上立上げたものに限る。）を設けること。ただし、給水タンクの天井

が蓋を兼ねる場合はこの限りでない。

ア 保守点検をする者以外の者が容易に開閉できない構造であること。

イ 風圧や震動で容易にはずれたり、すきまが生じたりしないこと。

ウ ほこり、その他衛生上有害な物が入らないこと。

エ 給水タンク外部清掃の際、汚れた水等が流入しないよう密閉できること。

(4) 水抜管を設け、管端は間接排水（防虫網を設ける。）とし、有効な排水口の空間を確保すること。

(5) 受水槽は清掃時の給水に支障のないよう2以上の槽に分割して設けるか、又は隔壁を設ける等の措置を考慮し、停滞水の生じないようにすること。

(附属設備の構造)

第8条 附属設備の構造は、次の各号に適合しなければならない。(図3、表1)

(1) オーバーフロー管

ア 管端は、間接排水とし、有効な排水口空間を確保して大気開口すること。

イ 管端開口部から、ほこりその他衛生上有害な物が侵入しないよう有効な防止措置を講ずること。

(2) 換気装置

ほこり、その他衛生上有害な物が侵入しない通気のための装置を有効に設けること。ただし、有効容量が2立方メートル未満の給水タンクについては、この限りでない。

(3) ポンプ

ア ポンプは故障等に備え予備を設けることが望ましい。

イ 配管設備の揚場口は、水の滞留を生じないように設け、底部床版面と低水位との間隔は15センチメートル以上になる構造とすること。

ウ 加圧ポンプ及び気圧ポンプは、常時末端吐出口で必要な圧力を保持し、水撃作用が生じないこと。

(4) エアーチャンバー及び流量調整装置

水撃作用を防止するため、受水槽前にエアーチャンバー及び流量調整装置を設けること。

ア エアーチャンバーの長さは、最低1メートルとし、立上り管の管径1.5倍以上大きいものとする。

イ エアーチャンバーの頭部に空気補給用のバルブ（落コマ式）を、下部に水抜き用のバルブ又は給水栓を露出して設置すること。ただし、頭部のバルブは逆取付（空気補給のため）とする。

ウ 受水槽流入口前で流量調整配管を行ない、流量の制限を行うこと。

(5) 警報装置及び制御装置

ア 受水槽には満水、減水の警報装置を設置するものとし、制御用電極棒及びボールタップは、点検しやすいマンホールの近くに設置するものとする。

イ 受水槽から高置水槽への揚水は、水面自動制御方式又はフロートスイッチ方式のポンプ運転により行うものとする。

ウ 警報装置の制御盤には、故障指示のブザー又はベルを管理人の常駐する場所に設置し、速やかに措置のできるようにすること。

(受水槽への給水方法)

第9条 受水槽への給水方法は、次の各号に適合しなければならない。(図4、表2)

(1) 受水槽の流入管は落とし込みとし、吐水口空間は表2のとおりにすること。

(2) 給水器具は、ウォーターハンマーの発生するおそれのあるものは使用しないこと。

(3) 水位制御装置の近くには、操作の便利な箇所に丸ハンドル付き玉形弁又は仕切弁を併設すること。

(4) 受水槽及び高置水槽には波止めを設置すること。

(5) 丸ハンドル付き玉形弁又は仕切弁より水位制御弁までの配管は、ビニルライニング鋼管又は铸铁管と

すること。

(6) 給水管及び給水器具には防寒、防露の設備をすること。

(受水槽の容量)

第10条 受水槽への給水量は、受水槽の容量と使用水量の時間的变化を考慮して定める。給水量は、1日最大使用水量を使用時間で除した水量とし、受水槽の容量は1日最大使用水量の10分の4から10分の6程度を標準とする。

(高置水槽の容量)

第11条 高置水槽の容量は、次の各号に適合しなければならない。

(1) 高置水槽の有効容量は、日最大使用水量を1日当たり使用時間で除したものを標準とする。

(2) 高置水槽の設置位置は、最上階の給水栓に所要の水圧が得られるよう設置するものとする。

(危険防止)

第12条 危険防止のため、次の各号によらなければならない。

(1) 受水槽以下の給水管には、井水又はその他の設備の管を連結してはならない。

(2) 水槽の天井、又は蓋の上部には、ボイラー、空調用機器、その他飲料水を汚染するおそれのある設備機器等を設けることはできない。

(維持管理)

第13条 受水槽以下の装置の管理責任は、使用者又は所有者が負うものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

図1 受水槽の種類

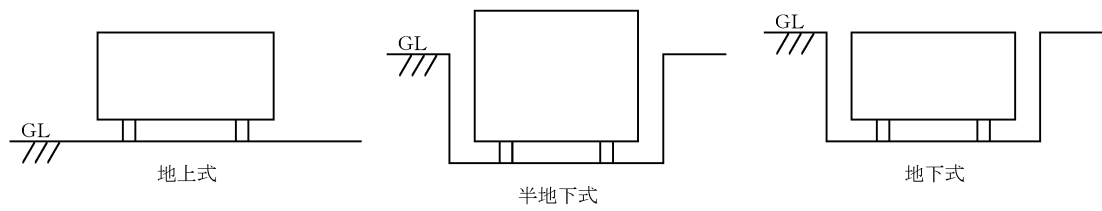
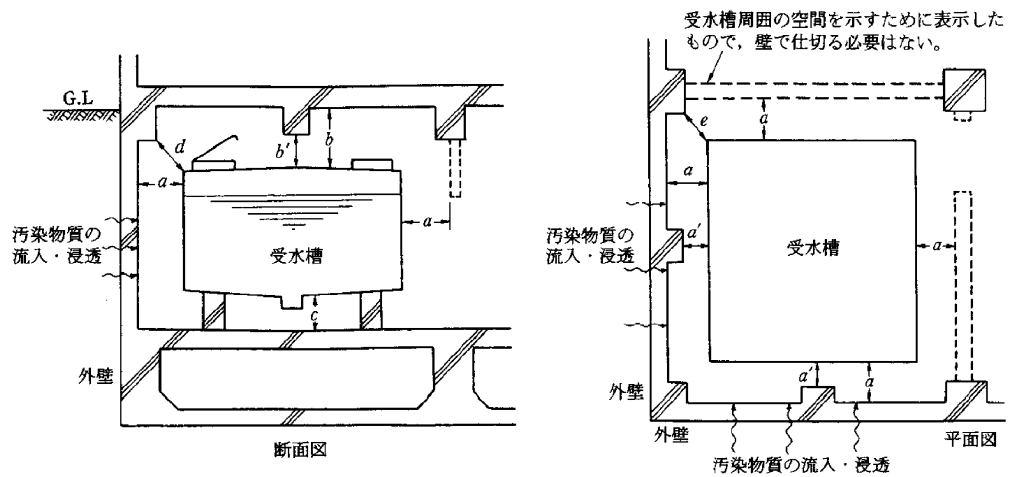


図2-1 給水タンクの設置位置の例



a、b、cのいずれも保守点検を容易に行いうる配置とする。(標準的には $a, c \geq 60\text{cm}$ 、 $b \geq 100\text{cm}_0$)
また、梁、柱等はマンホール等の出入りに支障となる位置としてはならず、 a' 、 b' 、 d 、 e は保守点検に支障のない距離とする。

図2-2 基準に適合した給水タンクの構造例

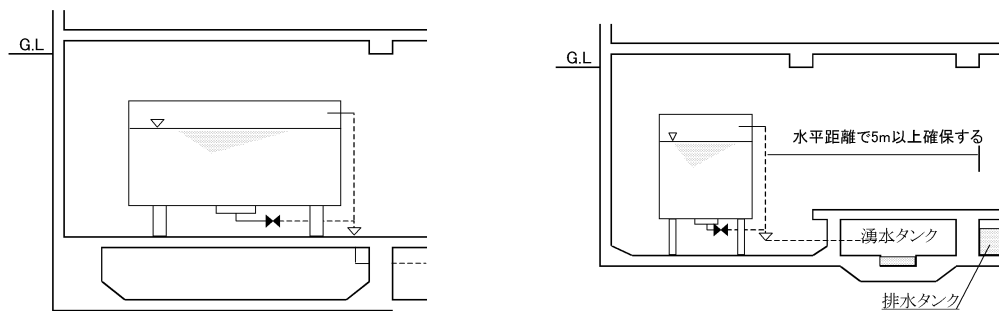


図2-3 マンホールの取付け例

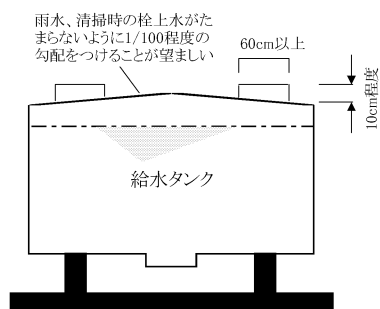


図 2-4 マンホールの大きさ

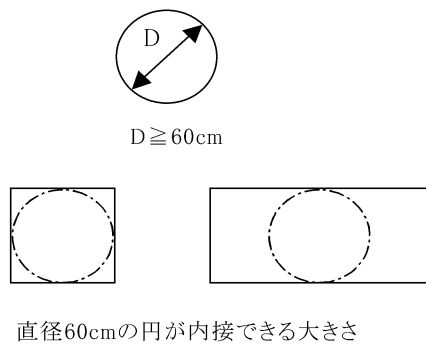


図 3-1 漏斗又はホッパー

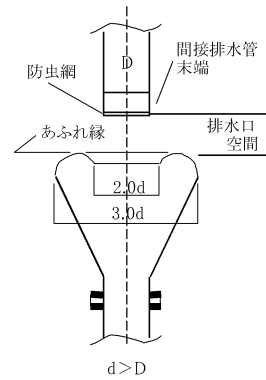


表 1 排水口空間

間接排水管の管径 [ミリメートル]	排水口空間 [ミリメートル]
25以下	最小 50
30～50	最小 100
65以上	最小 150

(注) 各種の飲料用貯水タンクなどの間接排水管の排水空間は、上表にかかわらず最小150ミリメートルとする。

図 3-2 オーバーフロー管及び通気のための装置の例 図 3-3

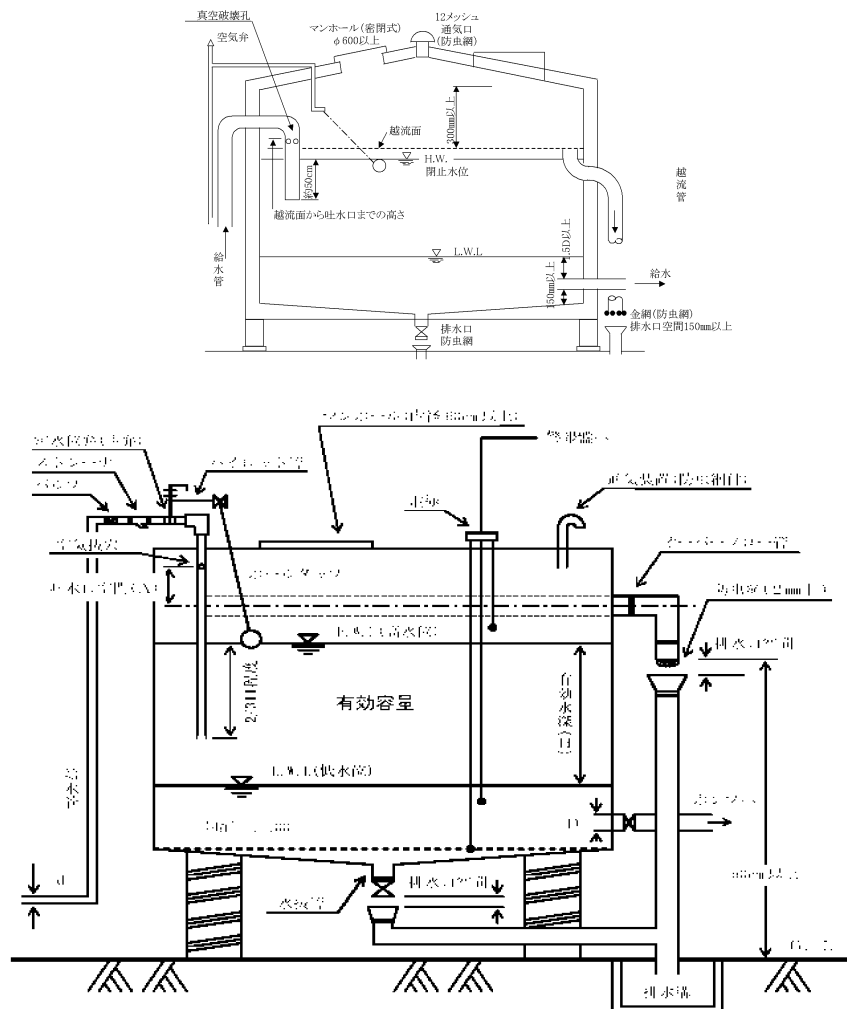


図 3－4 流量調整管の口径

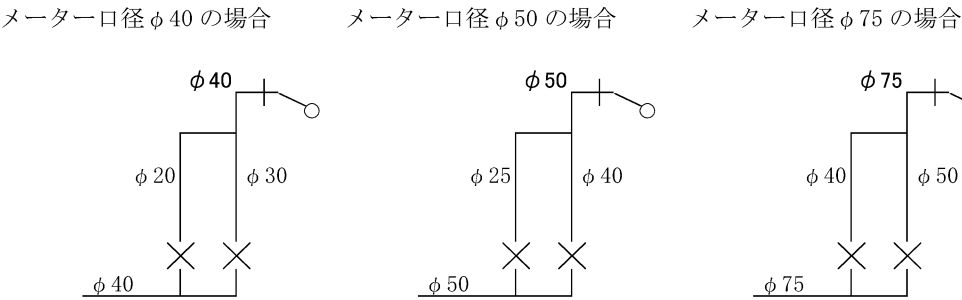


図 4 間接排水構造標準図

オーバーフロー管（越流管）の取り出し

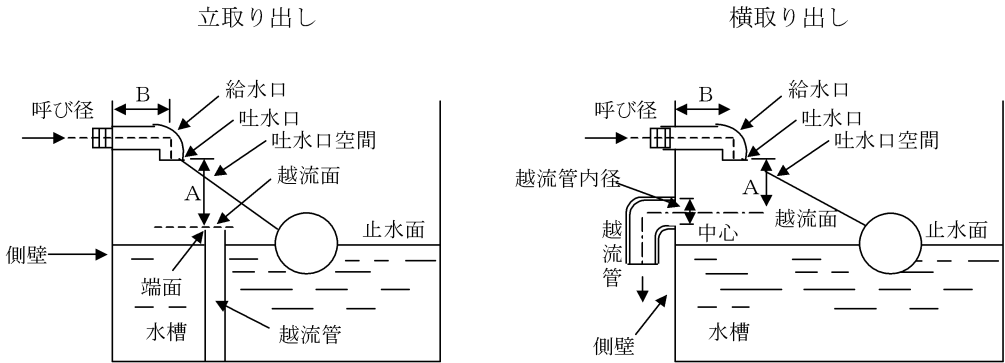


表 2 吐水口空間

近接壁の影響がない場合	近 接 壁 が あ る 場 合						
	近接壁が 1 面 の 場 合			近接壁が 2 面 の 場 合			
1.7d + 5	壁からの離れ			壁からの離れ			
	3d 以下	3d を超え 5d 以下	5d を超えるもの	4d 以下	4d を超え 6d 以下	6d を超え 7d 以下	7d を超えるもの
	3.0d	2.0d + 5	1.7d + 5	3.5d	3.0d	2.0d + 5	1.7d + 5

- (注) (1) d : 吐出口の内径〔ミリメートル〕、 d : 有効開口の内径〔ミリメートル〕
(2) 吐水口断面が長方形の場合は長辺を d とする。
(3) あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。
(4) 吐出口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最低端と衛生器具、水受け容器のあふれ縁との空間を吐水口空間とする。

○小規模貯水槽水道給水施設の衛生管理指導要領

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする貯水槽水道（法第 14 条第 2 項第 5 号）であって法第 3 条第 7 項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道（以下、「小規模貯水槽水道」という。）の衛生確保を図るため、管理基準等必要な事項を定めることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 この要領に基づく対策の実施にあたっては、必要に応じて、福岡県朝倉保健福祉環境事務所その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

(対象施設)

第 3 条 この要領において対象とする施設は、法令等の適用を受けない小規模貯水槽水道とする。

(実態把握)

第 4 条 上下水道課は、小規模貯水槽水道の設置場所、設置数の状況等の情報を収集・整理し、実態の把握に努めるものとする。

第 5 条 小規模貯水槽水道の設置者等に対し、法第 34 条の 2 に規定する簡易専用水道の管理基準に準じて、設置者等自らの責任において、自主的かつ適正に管理等を実施するよう指導するものとする。

2 設置者等は、水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）第 55 条の管理基準に準じ、次のとおり指導するものとする。

水槽の清掃を 1 年以内ごとに 1 回、定期的に行うよう努めなければならない。

水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質の検査その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成 4 年厚生省令第 69 号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

小規模貯水槽水道の水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、設置者等は直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

3 小規模貯水槽水道の管理に関して、1 年以内ごとに 1 回、定期的に、法第 34 条の 2 第 2 項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の指定を受けた者又は関係機関と協議の上、町長が認めるものによる給水栓における水の色、濁り、臭い、味及び残留塩素の有無に関する水質の検査を受けるよう努めなければならない。

4 上下水道課は、小規模貯水槽水道の水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは直ちに関係機関と協議して適切に措置を講じること。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

○筑前町水道事業給水装置内線部の既設管使用基準

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(目的)

第 1 条 この基準は、筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号。）第 34 条及び筑前町水道給水装置の構造及び材質の基準に関する規程に係る給水装置の既設管使用基準について必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第 2 条 給水装置の内線部で既設管を使用する場合は、次の事項を遵守し既設管使用申請書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

- (1) 井戸用水道管との切り離しを完全に行うこと。
- (2) 既設管の水圧試験を行い漏水の有無を確認すること。
- (3) 水質の低下について異議を申し立てないこと。
- (4) 水圧による給水器具への損傷は自己責任とすること。
- (5) その他既設管を使用することによる諸問題の発生については、申請者において処理すること。

附 則

この基準は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

給水装置内線部既設管使用申請書

年 月 日

筑 前 町 長 様

申 請 人

住 所

氏 名 (印)

指定給水装置工事事業者名

..... (印)

給水装置工事主任技術者

氏 名 (印)

給水装置内線部管として、既設管を使用したいので申請します。

なお、使用に伴う既設管からの漏水、その他の事に関しては一切水道事業者に対して異議は申し立てず、一切私の責任において処理いたします。

○漏水に係る水道料金減免基準

(平成 18 年 2 月 23 日決裁)

(趣旨)

第 1 条 この基準は、筑前町水道事業給水条例（平成 17 年筑前町条例第 142 号）第 32 条及び筑前町水道事業給水条例施行規則（平成 17 年筑前町規則第 106 号）第 16 条 2 号に基づき、使用者の給水装置において生じた漏水に係る水道料金の減免措置について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 漏水月 漏水修理の行われた日の属する月
- (2) 使用水量 今回計量水量から前回計量水量を差し引いた水量
- (3) 推定水量 メーターの故障及び漏水等により使用水量が不明の場合、実際に使用したと推定される水量
- (4) 漏水水量 使用水量から推定水量を差し引いた水量
- (5) 認定水量 使用水量、推定水量及び漏水水量に基づいて算出した水量で、水道料金徴収の基礎となる水量（料金の減免）

第 3 条 給水装置の故障等により漏水し、町長が使用水量に異常があると認めた場合は、使用者の申請に基づき、水道料金を減免することができる。

(減免の対象)

第 4 条 水道料金の減免対象は、地下、床下、壁の中等の直接目視できない漏水で、使用者が一般的な管理を行っていたにもかかわらず、発見が困難であったと判断されるもの。

2 水道料金の減免は、漏水月の使用水量について行う。ただし、その地区の検針日等により、漏水月以外の月の使用水量に変更するのが適当と認められる場合は、この限りでない。

(推定水量の算定方法)

第 5 条 推定水量は、メーターの故障及び漏水等のあった月前 4 月間の使用水量及びその他の事情を考慮して算定する。

(認定水量の算定方法)

第 6 条 認定水量は使用水量から漏水水量の 2 分の 1 を差し引いて得た水量とする。

- 2 前項によりがたい場合は、認定水量を推定水量の 3 倍までとし、その水量が前項の認定水量を超えない場合はこれを認定水量とする。
- 3 町長が特に事情を考慮する必要があると認めた場合は、別に認定水量を算定することができる。
- 4 認定水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(減免の対象外)

第 7 条 次に掲げる場合に該当するときは、水道料金の減免は行わないものとする。

- (1) 不正な給水装置工事による漏水。
- (2) 蛇口及び水洗便所の洗浄装置等の故障による漏水。
- (3) 受水槽以下の漏水（受水槽がない場合は、高架水槽）
- (4) 温水器及び瞬間湯沸し器等の給水装置以外の故障による漏水。
- (5) 漏水していることが判明しているにもかかわらず、修繕を故意に引きのばし又は、怠った場合。
- (6) 筑前町が指定している筑前町指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に修理を依頼せず、未指定業者による漏水修理を行った場合。
- (7) 既設の井戸用配管を水道給水管に転換したもので、漏水責任を町に問わない旨の既設管使用申請書を提出している場合。ただし、最初の 1 回についてのみ水道料金の減免の対象とする。

2 前項各号に該当する場合であっても、町長が特に必要であると認めた場合は減免することができる。

(減免の申請)

第8条 漏水により水道料金の減免を受けようとする者は、指定工事業者に修繕工事を依頼し、工事完了後、水道料金減免申請書(様式第1号)と漏水修理証明書(様式第2号)を併せて提出しなければならない。

(特例措置)

第9条 天災その他不可抗力による漏水に係る認定水量の算定については、その都度町長が決定する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

水道料金減免申請書

年 月 日

筑前町長 様

住 所

氏 名

印

下記の理由により、漏水に係る減免基準第 3 条により、減免していただきますようお願い
します。

記

1 減免申請の理由

2 減免の対象となる料金

年度 期分（ ～ 月分）

3 添付書類

指定工事業者漏水修理証明書

..... 上 下 水 道 課 使 用 欄

使用水量（ m^3 ）

平均水量（ m^3 ）

漏水水量（ m^3 ）

認定水量（ m^3 ）

減免後の水道料金（円）

様式第 2 号（第 8 条関係）

漏 水 修 理 証 明 書

年 月 日

筑前町長 様

指定工事業者 住 所
氏 名

印

記

1. 漏水修理を行った水道使用者名 住 所
氏 名

2. 漏水の理由

3. 漏水修理を行った日

年 月 日

4. 漏水修理に要した費用

○筑前町水道指定工事業者の違反行為に係る取扱い要領

平成 21 年 4 月 1 日筑前町公営企業訓令第 4 号

改正

平成 30 年 1 月 16 日筑前町公営企業訓令第 1 号

令和元年 9 月 20 日筑前町公営企業訓令第 1 号

令和 6 年 8 月 27 日筑前町公営企業訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、水道指定工事業者に対して指定等の取消し、停止その他の措置を行う場合の事務処理について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 水道指定工事業者 筑前町水道事業給水条例(平成 17 年筑前町条例第 142 号)第 9 条第 1 項の指定給水装置工事業者をいう。

(2) 指定等 水道指定工事業者の指定の承認をいう。

(違反行為の処分等)

第 3 条 水道指定工事業者に関係法令違反その他の問責すべき行為(以下「違反行為」という。)があった場合は、別表第 1 及び別表第 2 に定める基準に基づいて、指定等の取消し、停止その他の措置(以下「処分等」という。)を行うものとする。

(違反行為による点数の付与)

第 4 条 別表第 1 に定める違反行為による点数の付与については、次に定めるところによるものとする。

(1) 点数 付与の都度累積するものとする。

(2) 点数の合算 1 の事案ごとに行い、1 の事案が複数の項目に該当するときはそれぞれの点数を合算して付与するものとする。

(3) 点数の消滅 付与の日の翌日から起算して 1 年間新たな点数の付与を受けないときは、消滅するものとする。

(4) 処分等を受けた場合の点数 当該処分等が終了したときをもって消滅するものとする。累積した点数は、指定等の停止の処分を受けたときはその処分の終了したときをもって消滅する。

(5) 前号の規定により点数が消滅した場合 消滅の日の翌日から起算して 1 年以内に新たに点数を付与するときは、別表第 1 に定める点数の 2 倍の点数を付与するものとする。

(違反行為報告)

第 5 条 水道指定工事業者に違反行為(別表第 1 第 9 項に掲げる工事の遅延に係る違反行為(以下「遅延行為」という。))を除く。以下この条において同じ。)があった場合の事務処理は、別図及び次の各号に定めるところによる。

(1) 上下水道課上水道管理係長は、水道指定工事業者に違反行為があったと認めるときは、関係者から事情を聴取するとともに、当該水道指定工事業者に対して違反行為の是正及びてん末書の提出を求めるものとする。

(2) 上下水道課上水道管理係長は、原則として違反行為を発見した日から 3 日以内に、違

反行為に対する処分等の案を検討のうえ水道指定工事業者違反行為報告書(様式第1号。

以下「違反行為報告書」という。)を作成し、上下水道課長へ提出するものとする。

(3) 上下水道課長は、違反行為報告書が提出されたときは、水道技術管理者へ報告するものとする。

(遅延行為報告)

第6条 水道指定工事業者に遅延行為があった場合の事務処理は、別図及び次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上下水道課上水道管理係長は、水道指定工事業者に遅延行為があるときは、上下水道課長へ遅延行為の状況を月1回報告するものとする。

(2) 上下水道課長は、前号の報告が提出されたときは、水道技術管理者へ報告するものとする。

(処分等の起案及び管理)

第7条 上下水道課長は、前2条の規定による報告をもとに、処分等の内容を起案し、決裁を受けるものとする。

2 前項の場合においては、処分等の内容が指定等の取消し又は停止に該当するときは町長の決裁を、それ以外のときは、副町長の決裁を受けるものとする。

3 上下水道課長は、処分等についての記録を整理し、及び保管するものとする。

(処分審査委員会への諮問)

第8条 上下水道課長は、前条第1項の規定により指定等の取消し又は停止の処分を行おうとするときは、次条に定める処分審査委員会を開催し、その意見を聞くものとする。

(処分審査委員会)

第9条 水道指定工事業者の処分等について調査及び審議を行うため、筑前町役場に筑前町水道指定工事業者処分審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

5 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、財政課長をもって充てる。

6 委員は、上下水道課長及び委員長が指名する職員をもって充てる。

7 委員会の会議は、構成員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

8 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 委員会は、調査審議のため必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

10 委員会の庶務は、上下水道課上水道管理係において行う。

(処分の事前手続)

第10条 町長は、指定等の取消し又は停止の処分を行おうとするときは、筑前町行政手続条例(平成17年筑前町条例第17号)及び筑前町聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成17年筑前町規則第17号)に定めるところにより、聴聞又は弁明の機会の付与の手続をとらなければならない。

2 聴聞を実施する場合の主宰者は、副町長をもって充て、聴聞及び弁明の機会の付与における行政庁の事務は、上下水道課上水道管理係において処理するものとする。

3 上下水道課長は、聴聞又は弁明の機会の付与の手続が終了した場合は、その結果を委員

会に報告し、意見を聞くものとする。ただし、当事者の不出頭等により聴聞が終結し、又は期限までに弁明書が提出されない等当事者が意見表明の機会を放棄したとみなされるときは、この限りではない。

(処分等の決定)

第 11 条 町長は、聴聞又は弁明の機会の付与の結果並びに第 8 条及び前条第 3 項の規定による委員会の意見を踏まえて、処分等の内容を決定するものとする。

(処分の通知等)

第 12 条 上下水道課長は、前条の規定により指定等の取消し又は停止の決定があったときは、当事者に対して、違反行為に対する処分通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

2 上下水道課長は、前項の通知を行うときは、あわせて筑前町水道指定給水工事業者に関する要綱（平成 17 年 4 月筑前町公営企業訓令第 10 号）第 10 条の規定による公表を行うとともに、関係部署に通知するものとする。

(文書による警告)

第 13 条 上下水道課長は、水道指定工事業者の違反行為に対する措置が指定等の取消し又は停止に当たらない場合であって、注意を促し違反行為の再発を防止するため必要があると認めるときは、文書による警告等を行うことができる。

(補則)

第 14 条 この訓令に定めるもののほか、水道指定工事業者の処分等に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 1 月筑前町公営企業訓令第 1 号）

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

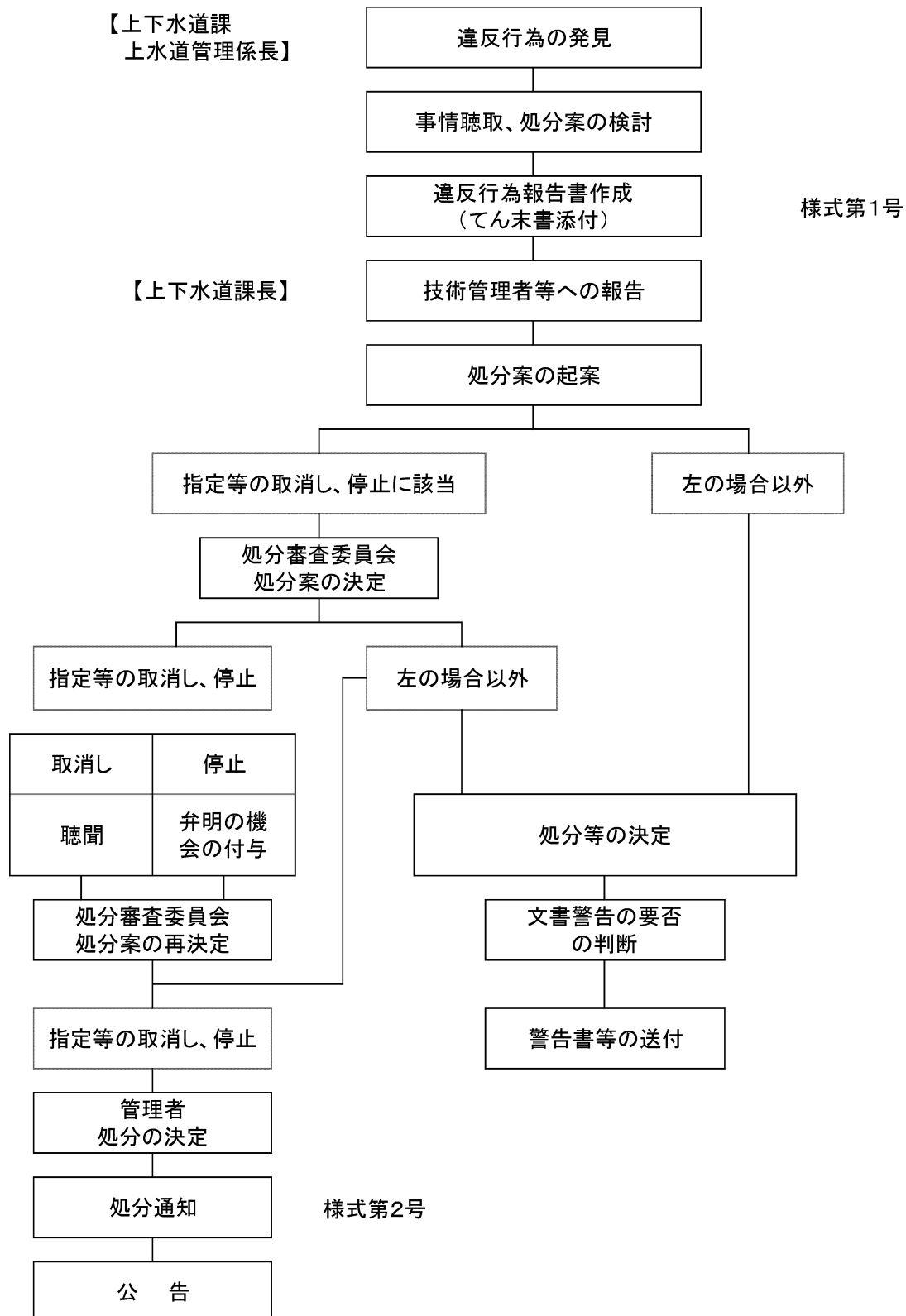
附 則（令和元年 9 月筑前町公営企業訓令第 1 号）

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 8 月 27 日筑前町公営企業訓令第 1 号）

この訓令は、公布の日より施行し、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。

別図 違反行為処分のフロー



別表第1

指定工事業者の処分基準

違反項目	該当条項	処分等の内容
1 不正の手段により指定を受けたとき。	規程第8条第1号	指定取消し
2 指定の基準に適合しなくなったとき。 (1)事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。 (2)国土交通省令で定める機械器具を有しなくなったとき。 (3)下記の欠格要件に該当したとき。 ア 心身の故障等により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ウ 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者 エ 指定の取消しから2年を経過しない者 オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでに該当する者があるもの (4)業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。 ア 過去に法令違反を起こしたものの又は水道法に基づく行政処分を受けた者が再び違反行為を起こし、今後違反行為を繰り返す可能性があると認められるとき イ アと同程度以上に的確な業務の執行を期待できないと認められるとき ウ 法人であって、その役員のうちにア又はイに該当する者があるもの	規程第8条第2号 規程第5条第1号 規程第5条第2号 規程第5条第3号	指定取消し 指定取消し 指定取消し 指定取消し
3 変更届を提出しないとき又は虚偽の届出をしたとき。 (1)次に掲げる事項の変更届を指定期間内に提出しないとき。 ア 事業所の名称及び所在地 イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名 ウ 法人の役員の氏名 エ 主任技術者の氏名及び主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 (2)事業の廃止、休止又は再開の届を指定期間内に提出しないとき。 (3)虚偽の届出をしたとき。	規程第8条第3号 規程第7条第1項	30点
4 主任技術者の選任に関する規定に違反したとき。 (1)指定の日から14日以内に主任技術者を選任し、届出をしないとき。 (2)選任した主任技術者が欠けて14日以内に新たな主任技術者を選任し、届出をしないとき。 (3)主任技術者の選任又は解任をし、届出書を提出しないとき。 (4)2以上の事業所に同じ主任技術者を選任し、その職務執行に支障があるとき。	規程第7条第3項 規程第8条第3号	30点 指定取消し
5 運営基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。 (1)工事ごとに選任した主任技術者を指名しないとき。 (2)配水管から分岐して給水管を設ける工事及び配水管への取付口からメーターまでの工事をする場合において適切に作業を行うことができる技能を有する者に従事させないとき、又は監督させないとき。 (3)承認を受けた工法、工期その他工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。 (4)政令第5条の基準に適合しない給水装置を設置したとき。 (5)切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。 (6)工事ごとに指名した主任技術者に下記の事項に関する記録を作成させず、又は3年間保存しないとき。 ア 施主の氏名又は名称 イ 施工の場所 ウ 施工完了年月日	規程第8条第4号 規程第12条第1項 規程第12条第2項 規程第12条第3項 規程第12条第4項 規程第8条第5号 規程第13条第1号 規程第13条第2号 規程第13条第3号 規程第13条第5号 規程第13条第5号 規程第13条第6号	30点 30点 30点 30点 30点 30点 30点 40点 50点 50点 30点 30点

エ 主任技術者の氏名 オ 竣工図 カ 工事に使用した給水管及び給水器具に関する事項 キ 構造・材質が政令で定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果		
6 管理者の求めに対し、正当な理由なしに主任技術者を給水装置の検査に立ち会わせないとき。	規程第8条第6号	40点
7 管理者の求めに対し、正当な理由なしに給水装置工事に関する報告若しくは資料の提出に応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	規程第8条第7号	40点
8 その施工する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。	規程第8条第8号	50点
9 給水装置工事の事務処理を遅延したとき。 (1)工期末日を経過しても完成届を提出しないとき。 ア 遅延期間が1月未満のとき。 イ 遅延期間が1月以上となったとき。 ウ 遅延期間が2月以上となったとき。 エ 遅延期間が3月以上となったとき。 オ 遅延期間が4月以上となったとき。 カ 以後1月経過すること。 (2)完成検査時に手直し指示を受けて、完了報告を提出しないとき。 ア 遅延期間が1月未満のとき。 イ 遅延期間が1月以上となったとき。 ウ 遅延期間が2月以上となったとき。 エ 遅延期間が3月以上となったとき。 オ 遅延期間が4月以上となったとき。 カ 以後1月経過すること。	規程第8条第9号	0点(通知) 3点(指導) 5点(注意) 10点(警告) 15点(嚴重警告) 15点(嚴重警告) 0点(通知) 3点(指導) 5点(注意) 10点(警告) 15点(嚴重警告) 15点(嚴重警告)

- 備考 1 「規程」とは、筑前町指定給水装置工事事業者規程をいう。
2 「条例」とは、筑前町水道事業給水条例をいう。
3 第9項に定める処分(点数の付与)を行うときは、あわせて同項に定める内容の文書を送付するものとする。

別表第2

累積点数による処分等の基準

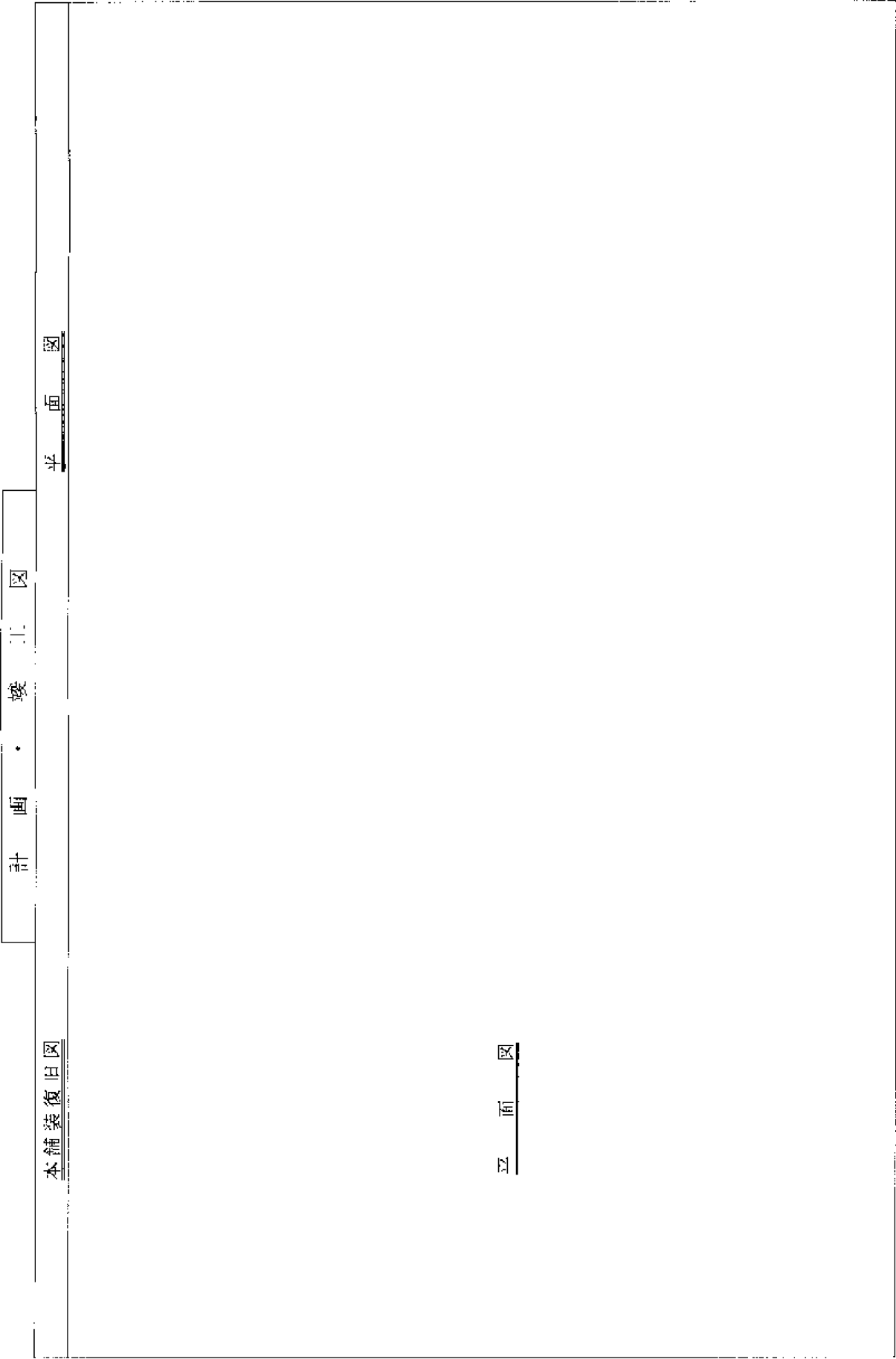
	累積点数	処分等の内容
1	60点以上 70点未満	指定等の停止 20日間
2	70点以上 80点未満	指定等の停止 1月間
3	80点以上 90点未満	指定等の停止 2月間
4	90点以上 100点未満	指定等の停止 3月間
5	100点以上 110点未満	指定等の停止 4月間
6	110点以上 120点未満	指定等の停止 5月間
7	120点以上 130点未満	指定等の停止 6月間
8	130点以上	指定等の取消し

給 水 装 置 工 事 設 計 書

年 月 日

受付番号		-		号		審査受付日		年 月 日		名 称		設 計							
施 主 名												形状・寸法		単位		数量		規格等番号	
工 事 場 所		筑前町																	
給水装置の用途				一般用・共用・工場用・その他()															
工 期				年 月 日～		年 月 日													
道 路 区 分				路 線 名		下水道接続		メーター口径											
国・県・町・私						有・無・計画		mm											
特 殊 器 具 の 有 無 (名 称)								メーター番号											
有 ・ 無 (名称)																			
世 帯 戸 数				給 水 階 数		給 水 棟 数		メーター個数											
戸				階		棟		個											
指定給水装置 工 事 業 者						給水装置工事 主任技師者名		印											
加 入 金				円		入 金 確 認													
手 数 料				円															
合 計				円															
施 工 承 認						検査前メーター払出													
工事用メーター払出						竣 工 検 査													
申 込 書																			
中 止 届																			
廃 止 届																			
受水槽管理人届																			
井戸の状況																			
メーター払出時提出書類・他																			
指 示 事 項																			

記事	水栓番号	受付番号	施主名	事業者	計画・竣工図		止水栓位置図
					取出し位置図		



受付番号				日 月 年											
課 長	副課長・課長補佐	係 長	係 員	受 付	検 査 評 定										
給 水 装 置 工 事 完 了 届 築前町長 様				図 面 照 合	指示内容	自 撞	現 地 検 査	結 果	検 査 項 目	自 撞	現 地 検 査	結 果	メーター	メーター	結果
給水装置工事が完了したので次のとおり届け出ます。				水圧テスト	圧力低下(有・無)	有 ・ 無	取 付 状 況	通 水 確 認	井戸水とのクロス配管	露出配管の保護	公 道 復 旧	手直し完了日	手直し完了日	年 月 日	年 月 日
(施主) 住 所 氏名又は名称 電話 番 号				配 管	施工状況	施工深さ	止水栓・仕切弁	メーターボックス	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工事場所 築前町 番地 家屋工事種別 (新築・増築・改築・工事なし)				竣工状況	竣工深さ	止水栓・仕切弁	メーターボックス	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 日				竣工 検 査 日	指定給水装置工事業者	新設・改造・撤去・修繕	給水装置工事主任技術者	④	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日				年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 種 別				新設・改造・撤去・修繕	給水装置工事主任技術者	④	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
水 栓 番 号				新設・改造・撤去・修繕	給水装置工事主任技術者	④	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
メ ー タ ー 番 号				新設・改造・撤去・修繕	給水装置工事主任技術者	④	手直し指示日	手直し完了日	年 月 日	再 検 査 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

[illegible]

○水道法（抄）

昭和32年6月15日法律第177号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。

（責務）

第2条 国及び地方公共団体は、水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないものであり、かつ、水が貴重な資源であることにかんがみ、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。

2 国民は、前項の国及び地方公共団体の施策に協力するとともに、自らも、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に努めなければならない。

第2条の2 地方公共団体は、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて、水道の計画的整備に関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、水道事業及び水道用水供給事業を経営するに当つては、その適正かつ能率的な運営に努めなければならない。

2 国は、水源の開発その他の水道の整備に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを推進するとともに、地方公共団体並びに水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、必要な技術的及び財政的援助を行うよう努めなければならない。

（用語の定義）

第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。

2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が100人以下である水道によるものを除く。

3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が5千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。

4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。

5 この法律において「水道事業者」とは、第6条第1項の規定による認可を受けて水道事業を経営する者をいい、「水道用水供給事業者」とは、第26条の規定による認可を受けて水道用水供給事業を経営する者をいう。

6 この法律において「専用水道」とは、寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

1 100人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの

2 その水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量をいう。以下同じ。）が政令で定める基準を超えるもの

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

- 8 この法律において「水道施設」とは、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（専用水道にあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。以下同じ。）であつて、当該水道事業者、水道用水供給事業者又は専用水道の設置者の管理に属するものをいう。
- 9 この法律において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- 10 この法律において「水道の布設工事」とは、水道施設の新設又は政令で定めるその増設若しくは改造の工事をいう。
- 11 この法律において「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。
- 12 この法律において「給水区域」、「給水人口」及び「給水量」とは、それぞれ事業計画において定める給水区域、給水人口及び給水量をいう。

第2章 水道事業

第2節 業務

（供給規程）

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

- 2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。
 - 1 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - 2 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
 - 3 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
 - 4 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。
 - 5 貯水槽水道（水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。以下この号において同じ。）が設置される場合においては、貯水槽水道に関し、水道事業者及び当該貯水槽水道の設置者の責任に関する事項が、適正かつ明確に定められていること。
- 3 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令で定める。
- 4 水道事業者は、供給規程を、その実施の日までに一般に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 水道事業者が地方公共団体である場合にあつては、供給規程に定められた事項のうち料金を変更したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 6 水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、供給規程に定められた供給条件を変更しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。
- 7 国土交通大臣は、前項の認可の申請が第2項各号に掲げる要件に適合していると認めるときは、その認可を与えなければならない。

（給水義務）

第15条 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

- 2 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合には、やむを

得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。

- 3 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置の構造及び材質)

第16条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

(給水装置工事)

第16条の2 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができることを認められる者の指定をすることができる。

- 2 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。

- 3 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が前条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によつて水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代るべき者の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(検査の請求)

第18条 水道事業によつて水の供給を受ける者は、当該水道事業者に対して、給水装置の検査及び供給を受ける水の水質検査を請求することができる。

- 2 水道事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、すみやかに検査を行い、その結果を請求者に通知しなければならない。

(水道技術管理者)

第19条 水道事業者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、水道技術管理者1人を置かなければならない。ただし、自ら水道技術管理者となることを妨げない。

- 2 水道技術管理者は、次に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

- 1 水道施設が第5条の規定による施設基準に適合しているかどうかの検査
- 2 第13条第1項の規定による水質検査及び施設検査
- 3 給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査

- 4 次条第1項の規定による水質検査
- 5 第21条第1項の規定による健康診断
- 6 第22条の規定による衛生上の措置
- 7 第23条第1項の規定による給水の緊急停止
- 8 第37条前段の規定による給水停止

3 水道技術管理者は、政令で定める資格（当該水道事業者が地方公共団体である場合にあたつては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格）を有する者でなければならない。

（衛生上の措置）

第22条 水道事業者は、環境省令の定めるところにより、水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

（給水の緊急停止）

第23条 水道事業者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 水道事業者の供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つた者は、直ちにその旨を当該水道事業者に通報しなければならない。

（消火栓）

第24条 水道事業者は、当該水道に公共の消防のための消火栓を設置しなければならない。

2 市町村は、その区域内に消火栓を設置した水道事業者に対し、その消火栓の設置及び管理に要する費用その他その水道が消防用に使用されることに伴い増加した水道施設の設置及び管理に要する費用につき、当該水道事業者との協議により、相当額の補償をしなければならない。

3 水道事業者は、公共の消防用として使用された水の料金を徴収することができない。

（情報提供）

第24条の2 水道事業者は、水道の需要者に対し、国土交通省令で定めるところにより、第20条第1項の規定による水質検査の結果その他水道事業に関する情報を提供しなければならない。

（業務の委託）

第24条の3 水道事業者は、政令で定めるところにより、水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を他の水道事業者若しくは水道用水供給事業者又は当該業務を適正かつ確実に実施することができる者として政令で定める要件に該当するものに委託することができる。

2 水道事業者は、前項の規定により業務を委託したときは、遅滞なく、国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。委託に係る契約が効力を失つたときも、同様とする。

3 第1項の規定により業務の委託を受ける者（以下「水道管理業務受託者」という。）は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため、受託水道業務技術管理者1人を置かなければならない。

4 受託水道業務技術管理者は、第1項の規定により委託された業務の範囲内において第19条第2項各号に掲げる事項に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならない。

5 受託水道業務技術管理者は、政令で定める資格を有する者でなければならない。

6 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合においては、当該委託された業務の範囲内において、水道管理業務受託者を水道事業者と、受託水道業務技術管理者を水道技術管理者とみなして、第13条第1項（水質検査及び施設検査の実施に係る部分に限る。）及び第2項、第17条、第20条から第22条まで、第23条第1項、第36条第2項並びに第39条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、当該委託された業務の範囲内において、水道事業者及び水道技

術管理者については、これらの規定は、適用しない。

- 7 第1項の規定により水道の管理に関する技術上の業務を委託する場合には、当該委託された業務の範囲内において、水道技術管理者については第19条第2項の規定は適用せず、受託水道業務技術管理者が同項各号に掲げる事項に関するすべての事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督する場合においては、水道事業者については、同条第1項の規定は、適用しない。

(簡易水道事業に関する特例)

第25条 簡易水道事業については、当該水道が、消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、第19条第3項の規定を適用しない。

- 2 給水人口が2千人以下である簡易水道事業を経営する水道事業者は、第24条第1項の規定にかかわらず、消防組織法（昭和22年法律第226号）第7条に規定する市町村長との協議により、当該水道に消火栓を設置しないことができる。

第3節 指定給水装置工事事業者

(指定の申請)

第25条の2 第16条の2第1項の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

- 2 第16条の2第1項の指定を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を水道事業者に提出しなければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 当該水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（以下この節において単に「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第25条の4第1項の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名
- 3 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- 4 その他国土交通省令で定める事項

(指定の基準)

第25条の3 水道事業者は、第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

- 1 事業所ごとに、次条第1項の規定により給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2 国土交通省令で定める機械器具を有する者であること。
- 3 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者
 - ハ 第25条の11第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者
 - ホ 法人であつて、その役員のうちイからニまでのいずれかに該当する者があるもの
- 2 水道事業者は、第16条の2第1項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を一般に周知させる措置をとらなければならない。

(給水装置工事主任技術者)

第25条の4 指定給水装置工事事業者は、事業所ごとに、第3項各号に掲げる職務をさせるため、国土交通省令で定めるところにより、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、給水装

置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、給水装置工事主任技術者を選任したときは、遅滞なく、その旨を水道事業者に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
- 3 給水装置工事主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。
 - 1 給水装置工事に関する技術上の管理
 - 2 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - 3 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
 - 4 その他国土交通省令で定める職務
- 4 給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(給水装置工事主任技術者免状)

第25条の5 給水装置工事主任技術者免状は、給水装置工事主任技術者試験に合格した者に対し、国土交通大臣及び環境大臣が交付する。

- 2 国土交通大臣及び環境大臣は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、給水装置工事主任技術者免状の交付を行わないことができる。
 - 1 次項の規定により給水装置工事主任技術者免状の返納を命ぜられ、その日から1年を経過しない者
 - 2 この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 3 国土交通大臣及び環境大臣は、給水装置工事主任技術者免状の交付を受けている者がこの法律に違反したときは、その給水装置工事主任技術者免状の返納を命ずることができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、給水装置工事主任技術者免状の交付、書換え交付、再交付及び返納に関し必要な事項は、国土交通省令・環境省令で定める。

(給水装置工事主任技術者試験)

第25条の6 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事主任技術者として必要な知識及び技能について、国土交通大臣及び環境大臣が行う。

- 2 給水装置工事主任技術者試験は、給水装置工事に関して3年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。
- 3 給水装置工事主任技術者試験の試験科目、受験手続その他給水装置工事主任技術者試験の実施細目は、国土交通省令・環境省令で定める。

(変更の届出等)

第25条の7 指定給水装置工事事業者は、事業所の名称及び所在地その他国土交通省令で定める事項に変更があつたとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届け出なければならない。

(事業の基準)

第25条の8 指定給水装置工事事業者は、国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

(給水装置工事主任技術者の立会い)

第25条の9 水道事業者は、第17条第1項の規定による給水装置の検査を行うときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定給水装置工事事業者に対し、当該給水装置工事を施行した事業所に係る給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせることを求めることができる。

(報告又は資料の提出)

第25条の10 水道事業者は、指定給水装置工事事業者に対し、当該指定給水装置工事事業者が給水区域において施行した給水装置工事に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(指定の取消し)

第25条の11 水道事業者は、指定給水装置工事事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第16条の2第1項の指定を取り消すことができる。

- 1 第25条の3第1項各号に適合しなくなつたとき。
 - 2 第25条の4第1項又は第2項の規定に違反したとき。
 - 3 第25条の7の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 4 第25条の8に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従つた適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - 5 第25条の9の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - 6 前条の規定による水道事業者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - 7 その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。
 - 8 不正の手段により第16条の2第1項の指定を受けたとき。
- 2 第25条の3第2項の規定は、前項の場合に準用する。

第4章 専用水道

(確認)

第32条 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合するものであることについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

(確認の申請)

第33条 前条の確認の申請をするには、申請書に、工事設計書その他国土交通省令で定める書類（図面を含む。）を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 1 申請者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）
 - 2 水道事務所の所在地
 - 3 専用水道の設置者は、前項に規定する申請書の記載事項に変更を生じたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 4 第1項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 1 1日最大給水量及び1日平均給水量
 - 2 水源の種別及び取水地点
 - 3 水源の水量の概算及び水質試験の結果
 - 4 水道施設の概要
 - 5 水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
 - 6 浄水方法
 - 7 工事の着手及び完了の予定年月日
 - 8 その他国土交通省令で定める事項
 - 5 都道府県知事は、第1項の申請を受理した場合において、当該工事の設計が第5条の規定による施設基

準に適合することを確認したときは、申請者にその旨を通知し、適合しないと認めたとき、又は申請書の添附書類によつては適合するかしなないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を附して、申請者にその旨を通知しなければならない。

- 6 前項の通知は、第1項の申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもつてしなければならない。
(準用)

第34条 第13条、第19条（第2項第3号及び第7号を除く。）、第20条から第22条の2まで、第23条及び第24条の3（第7項を除く。）の規定は、専用水道の設置者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第13条第1項	国土交通大臣	都道府県知事
第19条第2項	事項	事項（第3号及び第7号に掲げる事項を除く。）
第24条の3第2項	国土交通大臣	都道府県知事
第24条の3第4項	第19条第2項各号	第19条第2項各号（第3号及び第7号を除く。）
第24条の3第6項	第17条、第20条から第22条の3	第20条から第22条の2
	第25条の9、第36条第2項並びに第39条（第2項	第36条第2項並びに第39条（第1項
第24条の3第8項	同項各号	同項各号（第3号及び第7号を除く。）

- 2 1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道については、当該水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせず、かつ、自然流下のみによつて給水することができるものであるときは、前項の規定にかかわらず、第19条第3項の規定を準用しない。

第4章の2 簡易専用水道

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令の定めるところにより、定期的に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第7章 罰則

第51条 水道施設を損壊し、その他水道施設の機能に障害を与えて水の供給を妨害した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 2 みだりに水道施設を操作して水の供給を妨害した者は、2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
3 前2項の規定にあたる行為が、刑法の罪に触れるときは、その行為者は、同法の罪と比較して、重きに從つて処断する。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

- 1 第6条第1項の規定による認可を受けないで水道事業を経営した者
- 2 第23条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 3 第26条の規定による認可を受けないで水道用水供給事業を経営した者

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

- 1 第10条第1項前段の規定に違反した者
- 2 第11条第1項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 3 第15条第1項の規定に違反した者
- 4 第15条第2項（第31条において準用する場合を含む。）の規定に違反して水を供給しなかつた者
- 5 第19条第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 6 第24条の3第1項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、業務を委託した者
- 7 第24条の3第3項（第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 8 第30条第1項の規定に違反した者
- 9 第37条の規定による給水停止命令に違反した者
- 10 第40条第1項及び第3項の規定による命令に違反した者

第57条 正当な理由がないのに第25条の5第3項の規定による命令に違反して給水装置工事主任技術者免状を返納しなかつた者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（消火せんの設置に伴う費用に関する経過措置）

第9条 新法第24条第2項の規定は、この法律の施行前に消火せんを設置した水道事業者についても、適用されるものとする。ただし、この法律の施行前に要した費用については、この限りでない。

○水道法施行令（抄）

昭和32年12月12日政令第336号

（専用水道の基準）

第1条 水道法（以下「法」という。）第3条第6項ただし書に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 口径25ミリメートル以上の導管の全長 1,500メートル
- 2 水槽の有効容量の合計 100立方メートル
- 2 法第3条第6項第2号に規定する政令で定める基準は、人の飲用その他の国土交通省令で定める目的のために使用する水量が20立方メートルであることとする。

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

（給水装置の構造及び材質の基準）

第6条 法第16条の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

- 1 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離れていること。
- 2 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- 3 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- 4 水圧、土圧その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- 5 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 6 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- 7 水槽、プール、流しその他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあつては、水の逆流を防止するための適当な措置が講ぜられていること。
- 2 前項各号に規定する基準を適用するについて必要な技術的細目は、国土交通省令（浄水の水質を保持するために必要な技術的細目にあつては、国土交通省令・環境省令）で定める。
- 3 国土交通大臣は、前項の国土交通省令を制定し、又は改廃しようとするときは、環境大臣の水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地からの意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、水道により供給される水の水質の保全又は水道の衛生の見地から必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、第二項の国土交通省令を制定し、又は改廃することを求めることができる。

（業務の委託）

第9条 法第24条の3第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）の規定による水道の管理に関する技術上の業務の委託は、次に定めるところにより行うものとする。

- 1 水道施設の全部又は一部の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、技術上の観点から一体として行わなければならない業務の全部を1の者に委託するものであること。
- 2 給水装置の管理に関する技術上の業務を委託する場合にあつては、当該水道事業者の給水区域内に存する給水装置の管理に関する技術上の業務の全部を委託するものであること。
- 3 次に掲げる事項についての条項を含む委託契約書を作成すること。
 - イ 委託に係る業務の内容に関する事項
 - ロ 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - ハ その他国土交通省令で定める事項

第10条 法第24条の3第1項（法第31条及び第34条第1項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める要件は、法第24条の3第1項の規定により委託を受けて行う業務を適正かつ確実に遂行するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

（手数料）

第13条 法第45条の3第1項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 1 給水装置工事主任技術者免状（以下この項において「免状」という。）の交付を受けようとする者
2,500円（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する者（以下「電子情報処理組織を使用する者」という。）にあつては、2,450円）
 - 2 免状の書換え交付を受けようとする者 2,150円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）
 - 3 免状の再交付を受けようとする者 2,150円（電子情報処理組織を使用する者にあつては、2,050円）
- 2 法第45条の3第2項の政令で定める受験手数料の額は、16,800円とする。

○水道法施行規則（抄）

昭和32年12月14日厚生省令第45号

第1章 水道事業

第1節 事業の認可等

（給水開始前の水質検査）

第10条 法第13条第1項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

2 前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

（給水開始前の施設検査）

第11条 法第13条第1項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関し、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に関係があると認められる水道施設（給水装置を含む。）について行うものとする。

（給水装置の軽微な変更）

第13条 法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

（水道技術管理者の資格）

第14条 令第6条第1項第4号の規定により同項第2号及び第3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

- 1 令第4条第1項第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同項第1号に規定する学校の卒業者については5年（簡易水道及び1日最大給水量が1,000立方メートル以下である専用水道（以下この号及び次号において「簡易水道等」という。）の場合は、2年6箇月）以上、同項第3号に規定する学校の卒業者については7年（簡易水道等の場合は、3年6箇月）以上、同項第4号に規定する学校の卒業者については9年（簡易水道等の場合は、4年6箇月）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 2 外国の学校において、令第6条第1項第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数の2分の1）以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 3 国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習（以下「登録講習」という。）の課程を修了した者

（定期及び臨時の水質検査）

第15条 法第20条第1項の規定により行う定期的水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

1 次に掲げる検査を行うこと。

イ 1日1回以上行う色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査

ロ 第3号に定める回数以上行う水質基準に関する省令の表（以下この項及び次項において「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項についての検査

- 2 検査に供する水（以下「試料」という。）の採取の場所は給水栓を原則とし、水道施設の構造等を考慮して、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定すること。ただし、基準の表中3の項から5の項まで、7の項、9の項、11の項から20の項まで、36の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項については、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかであると認められる場合にあっては、給水栓のほか、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかの場所を採取の場所として選定することができる。
- 3 第1項第1号ロの検査の回数は、次に掲げるところによること。
- イ 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね1箇月に1回以上とすること。ただし、同表中38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項に関する検査については、水道により供給される水に係る当該事項について連続的に計測及び記録がなされている場合にあっては、おおむね3箇月に1回以上とすることができる。
- ロ 基準の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源における当該事項を産出する藻類の発生が少ないものとして、当該事項について検査を行う必要がないことが明らかであると認められる期間を除き、おおむね1箇月に1回以上とすること。
- ハ 基準の表中3の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、おおむね3箇月に1回以上とすること。ただし、同表中3の項から9の項まで、11の項から20の項まで、32の項から37の項まで、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去3年間において水源の種別、取水地点または浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて当該事項に係る水質基準値（基準の表の下欄に掲げる許容限度の値をいう。以下この項において「基準値」という。）の5分の1以下である時は、おおむね1年に1回以上と、過去3年間における当該事項についての検査の結果がすべて基準値の10分の1以下であるときは、おおむね3年の1回以上とすることができる。
- 4 次の表の上欄に掲げる事項に関する検査は、当該事項についての過去の検査の結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、同表の下欄に掲げる事項を勘案してその全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号及び前号の規程にかかわらず、省略することができること。

基準の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項、13の項（海水を原水とする場合を除く。）、26の項（浄水処理にオゾン処理を用いる場合及び消毒に次亜塩素酸を用いる場合を除く。）、36の項、37の項、39の項から41の項まで、44の項及び45の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況
基準の表中6の項、8の項及び32の項から35の項までの上欄に掲げる事項	原水、水源及びその周辺の状況並びに水道施設の技術基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）第1条第14号の薬品等及び同条第17号の資機材等の使用状況

基準の表中14の項から20の項までの上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。）
基準の表中42の項及び43の項の上欄に掲げる事項	原水並びに水源及びその周辺の状況（湖沼等水が停滞しやすい水域を水源とする場合は、上欄に掲げる事項を産出する藻類の発生状況を含む。）

- 2 法第20条第1項の規程により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。
 - 1 水道により供給される水が水質基準に適合しないおそれがある場合に基準の表の上欄に掲げる事項について検査を行うこと。
 - 2 試料の採取の場所に関しては、前項第2号の規程の例によること。
 - 3 基準の表中1の項、2の項、38の項及び46の項から51の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第1号の規程にかかわらず、省略することができること。
- 3 第1項第1号ロの検査及び第2項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によつて行うものとする。
- 4 第1項第1号イの検査のうち色及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。
- 5 第1項第1号ロの検査は、第2項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。
（衛生上必要な措置）

第17条 法第22条の規定により水道事業者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 取水場、貯水池、導水きよ、浄水場、配水池及びポンプせいは、常に清潔にし、水の汚染の防止を充分にすること。
- 2 前号の施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入つて水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水が、遊離残留塩素を0.1mg／l（結合残留塩素の場合は、0.4mg／l）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、0.2mg／l（結合残留塩素の場合は、1.5mg／l）以上とする。
- 2 前項第3号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法は、環境大臣が定める。

第二節 指定給水装置工事事業者

（指定の申請）

第18条 法第25条の2第2項の申請書は、様式第1によるものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - 1 法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
 - 2 法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し
- 3 前項第1号の書類は、様式第2によるものとする。

第19条 法第25条の2第2項第4号の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 法人にあつては、役員の氏名

- 2 指定を受けようとする水道事業者の給水区域について給水装置工事の事業を行う事業所（第21条第3項において単に「事業所」という。）において給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者が法第25条の5第1項の規定により交付を受けている給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付番号

3 事業の範囲

（国土交通省令で定める機械器具）

第20条 法第25条の3第1項第2号の国土交通省令で定める機械器具は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- 2 やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- 3 トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- 4 水圧テストポンプ

（給水装置工事主任技術者の選任）

第21条 指定給水装置工事事業者は、法第16条の2の指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。

- 2 指定給水装置工事事業者は、その選任した給水装置工事主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から2週間以内に新たに給水装置工事主任技術者を選任しなければならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前2項の規定による選任を行う場合において、選任しようとする者が同時に2以上の事業所の給水装置工事主任技術者を兼ねることとなるときには、当該2以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行うに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

第22条 法第25条の4第2項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第3によるものとする。

（給水装置工事主任技術者の職務）

第23条 法第25条の4第3項第4号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施行する給水装置工事に関し、当該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

- 1 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
- 2 第36条第1項第2号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
- 3 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）を完了した旨の連絡

（免状の交付申請）

第24条 法第25条の5第1項の規定により給水装置工事主任技術者免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第4による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 1 戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）
- 2 第33条の規定により交付する合格証書の写し

（免状の様式）

第25条 法第25条の5第1項の規定により交付する免状の様式は、様式第5による。

（免状の書換え交付申請）

第26条 免状の交付を受けている者は、免状の記載事項に変更を生じたときは、免状に戸籍抄本又は住民票の抄本（日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面）を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に免状の書換え交付を申請することができる。

2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第6による。

(免状の再交付申請)

第27条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。

2 前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第七による。

3 免状を破り、又は汚した者が第1項の申請をする場合には、申請書にその免状を添えなければならない。

4 免状の交付を受けている者は、免状の再交付を受けた後、失つた免状を発見したときは、5日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第28条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失そうの宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡又は失そうの届出義務者は、1月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第29条 国土交通大臣及び環境大臣又は法第25条の12第1項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）は、法第25条の6第1項の規定による給水装置工事主任技術者試験（以下「試験」という。）を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に関し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

第30条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 1 公衆衛生概論
- 2 水道行政
- 3 給水装置の概要
- 4 給水装置の構造及び性能
- 5 給水装置工事法
- 6 給水装置施工管理法
- 7 給水装置計画論
- 8 給水装置工事事務論

(試験科目の一部免除)

第31条 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る1級又は2級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(受験の申請)

第32条 試験（指定試験機関がその試験事務を行うものを除く。）を受けようとする者は、様式第8による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

- 1 法第25条の6第2項に該当する者であることを証する書類
 - 2 写真写真（旅券法施行規則（令和四年外務省令第十号）別表第一に定める要件を満たしたものとする。）
 - 3 前条の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第9による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類
- 2 指定試験機関がその試験事務を行う試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、受験願書に前項各号に掲げる書類を添えて、これを当該指定試験機関に提出しなければならない。

(合格証書の交付)

第33条 国土交通大臣及び環境大臣（指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行う場合にあっては、指定試験機関）は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第34条 法第25条の7の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 法人にあっては、役員の氏名
- 3 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 第25条の7の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から30日以内に様式第10による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。
 - 1 前項第1号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し
 - 2 前項第2号に掲げる事項の変更の場合には、様式第2による法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第35条 法第25条の7の規定により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、様式第11による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第36条 法第25条の8に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、法第25条の4第1項の規定により選任した給水装置工事主任技術者のうちから、当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。
- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。
- 3 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。
- 5 次に掲げる行為を行わないこと。
 - イ 令第5条に規定する基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ロ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- 6 施行した給水装置工事（第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）ごとに、第1号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - イ 施主の氏名又は名称
 - ロ 施行の場所
 - ハ 施行完了年月日

- ニ 給水装置工事主任技術者の氏名
- ホ 竣工図
- ヘ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ト 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年1回以上定期に行うものとする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

○給水装置の構造及び材質の基準に関する省令

平成9年3月19日号外厚生省令第14号

(耐圧に関する基準)

第1条 給水装置(最終の止水機構の流出側に設置されている給水用具を除く。以下この条において同じ。)

は、次に掲げる耐圧のための性能を有するものでなければならない。

- 1 給水装置(次号に規定する加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具並びに第3号に規定する熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路を除く。)は、国土交通大臣が定める耐圧に関する試験(以下「耐圧性能試験」という。)により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - 2 加圧装置及び当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具(次に掲げる要件を満たす給水用具に設置されているものに限る。)は、耐圧性能試験により当該加圧装置の最大吐出圧力の静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該加圧装置を内蔵するものであること。
 - ロ 減圧弁が設置されているものであること。
 - ハ ロの減圧弁の下流側に当該加圧装置が設置されているものであること。
 - 二 当該加圧装置の下流側に設置されている給水用具についてロの減圧弁を通さない水の接続がない構造のものであること。
 - 3 熱交換器内における浴槽内の水等の加熱用の水路(次に掲げる要件を満たすものに限る。)については、接合箇所(溶接によるものを除く。)を有せず、耐圧性能試験により1.75メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
 - イ 当該熱交換器が給湯及び浴槽内の水等の加熱に兼用する構造のものであること。
 - ロ 当該熱交換器の構造として給湯用の水路と浴槽内の水等の加熱用の水路が接触するものであること。
 - 4 パッキンを水圧で圧縮することにより水密性を確保する構造の給水用具は、第1号に掲げる性能を有するとともに、耐圧性能試験により20キロパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。
- 2 給水装置の接合箇所は、水圧に対する十分な耐力を確保するためにその構造及び材質に応じた適切な接合が行われているものでなければならない。
- 3 家屋の主配管は、配管の経路について構造物の下の通過を避けること等により漏水時の修理を容易に行うことができるようにしなければならない。

(浸出等に関する基準)

第2条 飲用に供する水を供給する給水装置は、国土交通大臣及び環境大臣が定める浸出に関する試験(以下「浸出性能試験」という。)により供試品(浸出性能試験に供される器具、その部品、又はその材料

(金属以外のものに限る。)をいう。)について浸出させたとき、その浸出液は、別表第1の上欄に掲げる事項につき、水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具にあつては同表の中欄に掲げる基準に適合し、それ以外の給水装置にあつては同表の下欄に掲げる基準に適合しなければならない。

- 2 給水装置は、末端部が行き止まりとなっていること等により水が停滞する構造であつてはならない。ただし、当該末端部に排水機構が設置されているものにあつては、この限りでない。
- 3 給水装置は、シアン、六価クロムその他水を汚染するおそれのある物を貯留し、又は取り扱う施設に近接して設置されてはならない。
- 4 鉱油類、有機溶剤その他の油類が浸透するおそれのある場所に設置されている給水装置は、当該油類が

浸透するおそれのない材質のもの又はさや管等により適切な防護のための措置が講じられているものでなければならない。

(水撃限界に関する基準)

第3条 水栓その他水撃作用(止水機構を急に閉止した際に管路内に生じる圧力の急激な変動作用をいう。)を生じるおそれのある給水用具は、国土交通大臣が定める水撃限界に関する試験により当該給水用具内の流速を2メートル毎秒又は当該給水用具内の動水圧を0.15メガパスカルとする条件において給水用具の止水機構の急閉止(閉止する動作が自動的に行われる給水用具にあつては、自動閉止)をしたとき、その水撃作用により上昇する圧力が1.5メガパスカル以下である性能を有するものでなければならない。ただし、当該給水用具の上流側に近接してエアチャンバーその他の水撃防止器具を設置すること等により適切な水撃防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(防食に関する基準)

第4条 酸又はアルカリによつて侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、酸又はアルカリに対する耐食性を有する材質のもの又は防食材で被覆すること等により適切な侵食の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

2 漏えい電流により侵食されるおそれのある場所に設置されている給水装置は、非金属製の材質のもの又は絶縁材で被覆すること等により適切な電気防食のための措置が講じられているものでなければならない。

(逆流防止に関する基準)

第5条 水が逆流するおそれのある場所に設置されている給水装置は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。

1 次に掲げる逆流を防止するための性能を有する給水用具が、水の逆流を防止することができる適切な位置(二に掲げるものにあつては、水受け容器の越流面の上方150ミリメートル以上の位置)に設置されていること。

イ 減圧式逆流防止器は、国土交通大臣が定める逆流防止に関する試験(以下「逆流防止性能試験」という。)により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないとともに、国土交通大臣が定める負圧破壊に関する試験(以下「負圧破壊性能試験」という。)により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、減圧式逆流防止器に接続した透明管内の水位の上昇が3ミリメートルを超えないこと。

ロ 逆止弁(減圧式逆流防止器を除く。)及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具(ハにおいて「逆流防止給水用具」という。)は、逆流防止性能試験により3キロパスカル及び1.5メガパスカルの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと。

ハ 逆流防止給水用具うち次の表の第1欄に掲げるものに対するロの規定の適用については、同欄に掲げる逆流防止給水用具の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

逆流防止給水用具の区分	読み替えられる字句	読み替える字句
(1) 減圧弁	1.5メガパスカル	当該減圧弁の設定圧力
(2) 当該逆流防止装置の流出側に止水機構が設けられておらず、かつ、大気に開口されている逆流防止給水用具((3)及び(4))	3キロパスカル及び1.5メガパスカル	3キロパスカル

に規定するものを除く。)		
(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま((4) に規定するものを除く。)	1.5メガパスカル	50キロパスカル
(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するものの	1.5メガパスカル	当該循環ポンプの最大吐出圧力又は50キロパスカルのいずれかの高い圧力

ニ バキュームブレーカは、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、バキュームブレーカに接続した透明管内の水位の上昇が75ミリメートルを超えないこと。

ホ 負圧破壊装置を内部に備えた給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、当該給水用具に接続した透明管内の水位の上昇が、バキュームブレーカを内部に備えた給水用具にあつては逆流防止機能が働く位置から水受け部の水面までの垂直距離の2分の1、バキュームブレーカ以外の負圧破壊装置を内部に備えた給水用具にあつては吸気口に接続している管と流入管の接続部分の最下端又は吸気口の最下端のうちいずれか低い点から水面までの垂直距離の2分の1を超えないこと。

ヘ 水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具は、負圧破壊性能試験により流入側からマイナス54キロパスカルの圧力を加えたとき、吐水口から水を引き込まないこと。

2 吐水口を有する給水装置が、次に掲げる基準に適合すること。

イ 呼び径が25ミリメートル以下のものにあつては、別表第2の上欄に掲げる呼び径の区分に応じ、同表中欄に掲げる近接壁から吐水口の中心までの水平距離及び同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

ロ 呼び径が25ミリメートルを超えるものにあつては、別表第3の上欄に掲げる区分に応じ、同表下欄に掲げる越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が確保されていること。

2 事業活動に伴い、水を汚染するおそれのある場所に給水する給水装置は、前項第2号に規定する垂直距離及び水平距離を確保し、当該場所の水管その他の設備と当該給水装置を分離すること等により、適切な逆流の防止のための措置が講じられているものでなければならない。

(耐寒に関する基準)

第6条 屋外で気温が著しく低下しやすい場所その他凍結のおそれのある場所に設置されている給水装置のうち減圧弁、逃し弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁(給水用具の内部に備え付けられているものを除く。以下「弁類」という。)にあつては、国土交通大臣が定める耐久に関する試験(以下「耐久性能試験」という。)により10万回の開閉操作を繰り返し、かつ、国土交通大臣が定める耐寒に関する試験(以下「耐寒性能試験」という。)により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、それ以外の給水装置にあつては、耐寒性能試験により零下20度プラスマイナス2度の温度で1時間保持した後通水したとき、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び前条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。ただし、断熱材で被覆すること等により適切な凍結の防止のための措置が講じられているものにあつては、この限りでない。

(耐久に関する基準)

第7条 弁類（前条本文に規定するものを除く。）は、耐久性能試験により10万回の開閉操作を繰り返した後、当該給水装置に係る第1条第1項に規定する性能、第3条に規定する性能及び第5条第1項第1号に規定する性能を有するものでなければならない。

附 則

この省令は、平成9年10月1日から施行する。

附 則〔平成12年10月20日厚生省令第127号抄〕

（施行期日）

- 1 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則〔平成14年10月29日厚生労働省令第138号〕

- 1 この省令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔平成16年1月26日厚生労働省令第6号〕

（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成17年3月31日までの間、この省令による改正後の別表第一有機物（全有機炭素（TOC）の量）の項中「有機物（全有機炭素（TOC）の量）」とあるのは「有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）」と、同項の中欄中「0.5mg/l」とあるのは「1.0mg/l」と、同項の下欄中「5mg/l」とあるのは「10mg/l」とする。

第3条 パッキンを除く主要部品の材料としてゴム、ゴム化合物又は合成樹脂を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準については、当分の間、この省令による改正後の別表第1フェノール類の項中「0.0005mg/l」とあるのは「0.005mg/l」とする。

第4条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔平成21年3月6日厚生労働省令第27号〕

（施行期日）

第1条 この省令は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この省令の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであつて、この省令による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔平成22年2月17日厚生労働省令第18号抄〕

（施行期日）

第1条 この省令は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成24年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第1カドミウム及びその化合物の項の適用については、同項中欄中「0.0003mg/1」とあるのは、「0.001mg/1」とする。

第3条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔平成23年1月28日厚生労働省令第11号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、その給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔平成24年9月6日厚生労働省令第123号〕

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項第2号イ及び別表第2の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則〔平成26年2月28日厚生労働省令第15号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、第3条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔令和2年3月25日厚生労働省令第38号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（次条において「新給水装置省令」という。）別表第一六価クロム化合物の項の適用については、同項中欄中「0.002mg/1」とあるのは、「0.005mg/1」とする。

第3条 この省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている給水装置又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるものであって、新給水装置省令第2条第1項に規定する基準に適合しないものについては、当該給水装置の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

附 則〔令和6年3月29日厚生労働省令第65号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、令和6年4月1日から施行する。〔後略〕

別表第 1

事項	水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準	給水装置の末端以外に設置されている給水用具の浸出液、又は給水管の浸出液に係る基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.0003mg/1 以下であること。	カドミウムの量に関して、0.003mg/1 以下であること。
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.00005mg/1 以下であること。	水銀の量に関して、0.0005mg/1 以下であること。
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.001mg/1 以下であること。	セレンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.001mg/1 以下であること。	鉛の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.001mg/1 以下であること。	ヒ素の量に関して、0.01mg/1 以下であること。
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.005mg/1 以下であること。	六価クロムの量に関して、0.05mg/1 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004mg/1 以下であること。	0.04mg/1 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.001mg/1 以下であること。	シアンの量に関して、0.01mg/1 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1.0mg/1 以下であること。	10mg/1 以下であること。
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.08mg/1 以下であること。	フッ素の量に関して、0.8mg/1 以下であること。
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、0.1mg/1 以下であること。	ホウ素の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
四塩化炭素	0.0002mg/1 以下であること。	0.002mg/1 以下であること。
1,4-ジオキサン	0.005mg/1 以下であること。	0.05mg/1 以下であること。
シス1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2ジクロロエチレン	0.004mg/1 以下であること。	0.04mg/1 以下であること。
ジクロロメタン	0.002mg/1 以下であること。	0.02mg/1 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001mg/1 以下であること。	0.01mg/1 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001mg/1 以下であること。	0.01mg/1 以下であること。
ベンゼン	0.001mg/1 以下であること。	0.01mg/1 以下であること。
ホルムアルデヒド	0.008mg/1 以下であること。	0.08mg/1 以下であること。
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、0.1mg/1 以下であること。	亜鉛の量に関して、1.0mg/1 以下であること。

参考資料Ⅱ

アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.02mg/1 以下であること。	アルミニウムの量に関して、0.2mg/1 以下であること。
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.03mg/1 以下であること。	鉄の量に関して、0.3mg/1 以下であること。
銅及びその化合物	銅の量に関して、0.1mg/1 以下であること。	銅の量に関して、1.0mg/1 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、20mg/1 以下であること。	ナトリウムの量に関して、200mg/1 以下であること。
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.005mg/1 以下であること。	マンガンの量に関して、0.05mg/1 以下であること。
塩化物イオン	20mg/1 以下であること。	200mg/1 以下であること。
蒸発残留物	50mg/1 以下であること。	500mg/1 以下であること。

陰イオン界面活性剤	0.02mg/1 以下であること。	0.2mg/1 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005mg/1 以下であること。	0.02mg/1 以下であること。
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.0005mg/l 以下であること。	フェノールの量に換算して、0.005mg/l 以下であること。
有機物（全有機炭素（TOC）の量）	0.5mg/1 以下であること。	3 mg/1 以下であること。
味	異常でないこと。	異常でないこと。
臭気	異常でないこと。	異常でないこと。
色度	0.5度以下であること。	5 度以下であること。
濁度	0.2度以下であること。	2 度以下であること。
1,2-ジクロロエタン	0.0004mg/1 以下であること。	0.004mg/1 以下であること。
アミン類	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/1 以下であること。	トリエチレンテトラミンとして、0.01mg/1 以下であること。
エピクロロヒドリン	0.01mg/1 以下であること。	0.01mg/1 以下であること。
酢酸ビニル	0.01mg/1 以下であること。	0.01mg/1 以下であること。
スチレン	0.002mg/1 以下であること。	0.002mg/1 以下であること。
2,4-トルエンジアミン	0.002mg/1 以下であること。	0.002mg/1 以下であること。
2,6-トルエンジアミン	0.001mg/1 以下であること。	0.001mg/1 以下であること。
1,2-ブタジエン	0.001mg/1 以下であること。	0.001mg/1 以下であること。
1,3-ブタジエン	0.001mg/1 以下であること。	0.001mg/1 以下であること。
備考		
主要部品の材料として銅合金を使用している水栓その他給水装置の末端に設置されている給水用具の浸出液に係る基準にあつては、この表鉛及びその化合物の項中「0.001mg/1」とあるのは「0.007mg/1」と、亜鉛及びその化合物の項中「0.1mg/1」とあるのは「0.97mg/1」と、銅及びその化合物の項中「0.1mg/1」とあるのは「0.98mg/1」とする。		

別表第2

呼び径の区分	近接壁から吐水口の中心 までの水平距離	越流面から吐水口の中心までの 垂直距離
13ミリメートル以下のもの	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
13ミリメートルを超え20ミリメートル 以下のもの	40ミリメートル以上	40ミリメートル以上
20ミリメートルを超え25ミリメートル 以下のもの	50ミリメートル以上	50ミリメートル以上
備考		
1 浴槽に給水する給水装置（水受け部と吐水口が一体の構造であり、かつ、水受け部の越流面と吐水口の間が分離されていることにより水の逆流を防止する構造の給水用具（この表及び次表において「吐水口一体型給水用具」という。）を除く。）にあつては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、又は「40ミリメートル」とあるのは、「50ミリメートル」とする。 2 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）にあつては、この表下欄中「25ミリメートル」とあり、「40ミリメートル」とあり、又は「50ミリメートル」とあるのは、「200ミリメートル」とする。		

別表第3

区 分			越流面から吐水口の最 下端までの垂直距離
近接壁の影響がない場合			(1.7×d+5) ミリメー トル以上
近接壁の影響 がある場合	近接壁が一面 の場合	壁からの離れが(3×D)ミリメートル以 下のもの	(3×d) ミリメートル 以上
		壁からの離れが(3×D)ミリメートルを 超え(5×D)ミリメートル以下のもの	(2×d+5) ミリメー トル以上
		壁からの離れが(5×D)ミリメートルを 超えるもの	(1.7×d+5) ミリメー トル以上
	近接壁が二面 の場合	壁からの離れが(4×D)ミリメートル以 下のもの	(3.5×d) ミリメート ル以上
		壁からの離れが(4×D)ミリメートルを 超え(6×D)ミリメートル以下のもの	(3×d) ミリメートル 以上
		壁からの離れが(6×D)ミリメートルを 超え(7×D)ミリメートル以下のもの	(2×d+5) ミリメー トル以上
		壁からの離れが(7×D) ミリメートル を超えるもの	(1.7×d+5) ミリメー トル以上
	備考		
1 D：吐水口の内径（単位 ミリメートル） d：有効開口の内径（単位 ミリメートル）			
2 吐水口の断面が長方形の場合は長辺をDとする。			
3 越流面より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなす。			
4 浴槽に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が50ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は50ミリメートル以上とする。			
5 プール等の水面が特に波立ちやすい水槽並びに事業活動に伴い洗剤又は薬品を入れる水槽及び容器に給水する給水装置（吐水口一体型給水用具を除く。）において、下欄に定める式により算定された越流面から吐水口の最下端までの垂直距離が200ミリメートル未満の場合にあっては、当該距離は200ミリメートル以上とする。			

○建築基準法施行令（抄）

昭和 25 年 11 月 16 日号外政令第 338 号

（給水、排水その他の配管設備の設置及び構造）

第129条の2の5 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備の設置及び構造は、次に定めるところによらなければならない。

- 1 コンクリートへの埋設等により腐食するおそれのある部分には、その材質に応じ有効な腐食防止のための措置を講ずること。
 - 2 構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすること。
 - 3 第129条の3第1項第1号又は第3号に掲げる昇降機の昇降路内に設けないこと。ただし、地震時においても昇降機の籠（人又は物を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。）の昇降、籠及び出入口の戸の開閉その他の昇降機の機能並びに配管設備の機能に支障が生じないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの及び国土交通大臣の認定を受けたものは、この限りでない。
 - 4 圧力タンク及び給湯設備には、有効な安全装置を設けること。
 - 5 水質、温度その他の特性に応じて安全上、防火上及び衛生上支障のない構造とすること。
 - 6 地階を除く階数が3以上である建築物、地階に居室を有する建築物又は延べ面積が3,000平方メートルを超える建築物に設ける換気、暖房又は冷房の設備の風道及びダストシュート、メールシュート、リネンシュートその他これらに類するもの（屋外に面する部分その他防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める部分を除く。）は、不燃材料で造ること。
 - 7 給水管、配電管その他の管が、第102条第15項の準耐火構造の防火区画、第113条第1項の防火壁、第104条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁（以下この号において「防火区画等」という。）を貫通する場合においては、これらの管の構造は、次のイからハまでのいずれかに適合するものとする。ただし、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で建築物の他の部分と区画されたパイプシャフト、パイプダクトその他これらに類するものの中にある部分については、この限りでない。
 - イ 給水管、配電管その他の管の貫通する部分及び当該貫通する部分からそれぞれ両側に1メートル以内の距離にある部分を不燃材料で造ること。
 - ロ 給水管、配電管その他の管の外径が、当該管の用途、材質その他の事項に応じて国土交通大臣が定める数値未満であること。
 - ハ 防火区画等を貫通する管に通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後20分間（第102条第1項から第4項まで、同条第5項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）、同条第8項（同条第6項の規定により床面積の合計200平方メートル以内ごとに区画する場合又は同条第7項の規定により床面積の合計500平方メートル以内ごとに区画する場合に限る。）若しくは同条第13項の規定による準耐火構造の床若しくは壁又は第103条第1項の防火壁にあつては1時間、第104条第1項の界壁、同条第2項の間仕切壁又は同条第3項若しくは第4項の隔壁にあつては45分間）防火区画等の加熱側の反対側に火炎を出す原因となる亀裂その他の損傷を生じないものとして、国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - 8 3階以上の階を共同住宅の用途に供する建築物の住戸に設けるガスの配管設備は、国土交通大臣が安全を確保するために必要があると認めて定める基準によること。
- 2 建築物に設ける飲料水の配管設備（水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除

く。)の設置及び構造は、前項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。

- 1 飲料水の配管設備（これと給水系統を同じくする配管設備を含む。この号から第3号までにおいて同じ。）とその他の配管設備とは、直接連結させないこと。
 - 2 水槽（そう）、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓（せん）の開口部にあつては、これらの設備のあふれ面と水栓（せん）の開口部との垂直距離を適当に保つ等有効な水の逆流防止のための措置を講ずること。
 - 3 飲料水の配管設備の構造は、次に掲げる基準に適合するものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
 - イ 当該配管設備から漏水しないものであること。
 - ロ 当該配管設備から溶出する物質によつて汚染されないものであること。
 - 4 給水管の凍結による破壊のおそれのある部分には、有効な防凍のための措置を講ずること。
 - 5 給水タンク及び貯水タンクは、ほこりその他衛生上有害なものが入らない構造とし、金属性のものにあつては、衛生上支障のないように有効なさび止めのための措置を講ずること。
 - 6 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 3 建築物に設ける排水のための配管設備の設置及び構造は、第1項の規定によるほか、次に定めるところによらなければならない。
- 1 排出すべき雨水又は汚水の量及び水質に応じ有効な容量、傾斜及び材質を有すること。
 - 2 配管設備には、排水トラップ、通気管等を設置する等衛生上必要な措置を講ずること。
 - 3 配管設備の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に排水上有効に連結すること。
 - 4 汚水に接する部分は、不浸透質の耐水材料で造ること。
 - 5 前各号に定めるもののほか、安全上及び衛生上支障のないものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律（抄）

昭和45年4月14日法律第20号

（目的）

第1条 この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「特定建築物」とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の規模を有する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に掲げる建築物をいう。以下同じ。）で、多数の者が使用し、又は利用し、かつ、その維持管理について環境衛生上特に配慮が必要なものとして政令で定めるものをいう。

2 前項の政令においては、建築物の用途、延べ面積等により特定建築物を定めるものとする。

（特定建築物についての届出）

第5条 特定建築物の所有者（所有者以外に当該特定建築物の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「特定建築物所有者等」という。）は、当該特定建築物が使用されるに至ったときは、その日から1箇月以内に、厚生労働省令の定めるところにより、当該特定建築物の所在場所、用途、延べ面積及び構造設備の概要、建築物環境衛生管理技術者の氏名その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下この章並びに第13条第2項及び第3項において同じ。）に届け出なければならない。

2 前項の規定は、現に使用されている建築物が、第2条第1項の政令を改正する政令の施行に伴い、又は用途の変更、増築による延べ面積の増加等により、新たに特定建築物に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、前項中「当該特定建築物が使用されるに至ったとき」とあるのは、「建築物が特定建築物に該当することとなつたとき」と読み替えるものとする。

3 特定建築物所有者等は、前2項の規定による届出事項に変更があつたとき、又は当該特定建築物が用途の変更等により特定建築物に該当しないこととなつたときは、その日から1箇月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（建築物環境衛生管理技術者の選任）

第6条 特定建築物所有者等は、当該特定建築物の維持管理が環境衛生上適正に行なわれるように監督をさせるため、厚生労働省令の定めるところにより、建築物環境衛生管理技術者免状を有する者のうちから建築物環境衛生管理技術者を選任しなければならない。

2 建築物環境衛生管理技術者は、当該特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれるようにするため必要があると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、意見を述べることができる。この場合においては、当該権原を有する者は、その意見を尊重しなければならない。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（抄）

昭和 45 年 10 月 12 日号外政令第 304 号

（特定建築物）

第 1 条 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「法」という。）第 2 条第 1 項の政令で定める建築物は、次に掲げる用途に供される部分の延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する床面積の合計をいう。以下同じ。）が3,000平方メートル以上の建築物及び専ら学校教育法（昭和22年法律第26号）第 1 条に規定する学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園（第 3 号において「第 1 条学校等」という。）の用途に供される建築物で延べ面積が8,000平方メートル以上のものとする。

- 1 興行場、百貨店、集会場、図書館、博物館、美術館又は遊技場
- 2 店舗又は事務所
- 3 第 1 条学校等以外の学校（研修所を含む。）
- 4 旅館

（建築物環境衛生管理基準）

第 2 条 法第 4 条第 1 項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 1 空気環境の調整は、次に掲げるところによること。

イ 空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。以下この号において同じ。）をすることができる設備をいう。ニにおいて同じ。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室における次の表の各号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給をすること。

1 浮遊粉じんの量	空気 1 立方メートルにつき 0.15 ミリグラム以下
2 一酸化炭素の含有率	100 万分の 10（厚生労働省令で定める特別の事情がある建築物にあつては、厚生労働省令で定める数値）以下
3 二酸化炭素の含有率	100 万分の 1,000 以下
4 温度	1 17 度以上 28 度以下 2 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。
5 相対湿度	40 パーセント以上 70 パーセント以下
6 気流	0.5 メートル毎秒以下
7 ホルムアルデヒドの量	空気 1 立方メートルにつき 0.1 ミリグラム以下

ロ 機械換気設備（空気を浄化し、その流量を調節して供給をすることができる設備をいう。）を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、居室におけるイの表の第 1 号から第 3 号まで、第 6 号及び第 7 号の上欄に掲げる事項がおおむね当該各号の下欄に掲げる基準に適合するように空気を浄化し、その流量を調節して供給をすること。

ハ イの表の各号の下欄に掲げる基準を適用する場合における当該各号の上欄に掲げる事項についての測定の方法は、厚生労働省令で定めるところによること。

- ニ 空気調和設備を設けている場合は、厚生労働省令で定めるところにより、病原体によつて居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置を講ずること。
- 2 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。
 - イ 給水に関する設備（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第4条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。
 - ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。
 - ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。
- 3 清掃及びねずみその他の厚生労働省令で定める動物（ロにおいて「ねずみ等」という。）の防除は、次に掲げるところによること。
 - イ 厚生労働省令で定めるところにより、掃除を行い、廃棄物を処理すること。
 - ロ 厚生労働省令で定めるところにより、ねずみ等の発生及び侵入の防止並びに駆除を行うこと。

○建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（抄）

昭和46年1月21日厚生省令第2号

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第4条 令第2条第2号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

- 1 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を100万分の0.1（結合残留塩素の場合は、100万分の0.4）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、100万分の0.2（結合残留塩素の場合は、100万分の1.5）以上とすること。
 - 2 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置
 - 3 水道法第3条第2項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第6項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「水質基準省令」という。）の表中1の項、2の項、6の項、9の項、11の項、32の項、34の項、35の項、38の項、40の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごとに1回、定期、に行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中10の項、21の項から31の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に1回、行うこと。
 - 4 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。
 - イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。
 - ロ 水質基準省令の表中1の項、2の項、6の項、9の項、11の項、32の項、34の項、35の項、38の項、40の項及び46の項から51の項までの項の上欄に掲げる事項について、6月以内ごとに1回、定期に、行うこと。
 - ハ 水質基準省令の表中10の項、21の項から31の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に1回、行うこと。
 - ニ 水質基準省令の表中14の項、16の項から20の項までの項及び45の項の上欄に掲げる事項について、3年以内ごとに1回、定期に行うこと。
 - 5 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 6 第4号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
 - 7 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ7日以内、1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
 - 8 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。
- 2 令第2条第2号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。